

湯山半七郎日記

発刊にあたって

裾野市史編さん委員長 助役 高村 公

本市の市史編さん事業は、関係者の不断のご努力によって、「資料編・深良用水」、「資料編・考古」をはじめ、「裾野市史研究」、「民俗調査報告書」等順次刊行され順調に進んでいるところです。

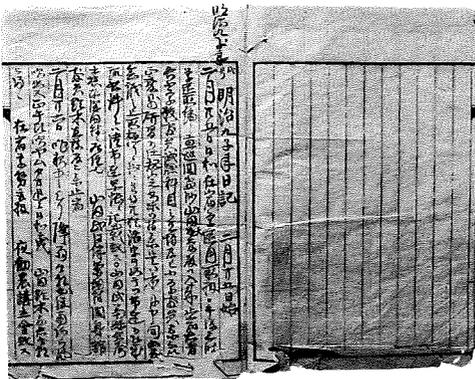
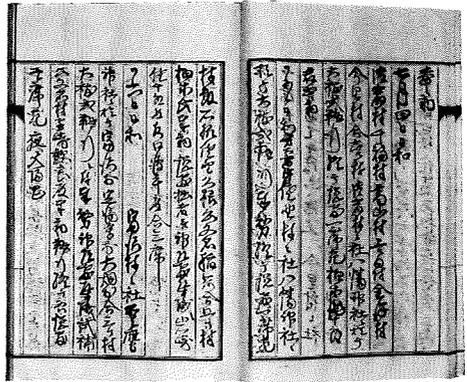
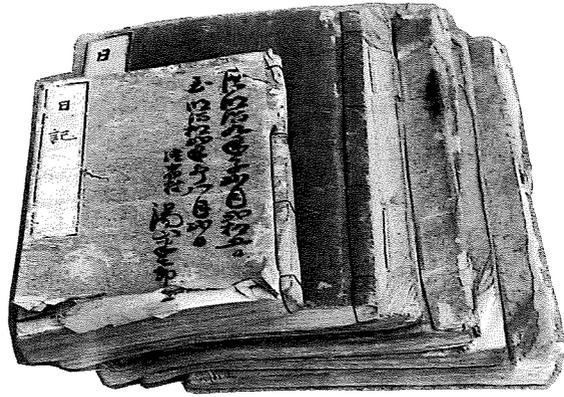
貴重な資料を記録に残し後世に伝えることも自治体史編さんの目的のひとつであり市内外にある資料の発掘・調査・研究に鋭意取り組んでおり、これまでに約四万点余りの文書を整理してきました。これら資料をすべて「資料編」に収録していくことは不可能ですが、まとまった内容で特に史料価値の高いものについて「資料叢書」として刊行しています。

このたび、資料叢書2として「湯山半七郎日記」を刊行することになりました。詳しい内容は解説に譲りますが「湯山半七郎」は天保二年（一八三一）に御宿に生まれ、御宿村戸長等の役職を務めていましたが明治五年学制頒布後、同八年に学区取締りを命ぜられ精力的に活躍され開学に注いだ情熱が高く評価されています。九十歳で病没されましたが、その間に多量の日記を記録されました。本誌ではそのうち明治八年から明治十二年八月まで教導職を中心とした一時期のものをまとめていただきました。この所収資料は故大庭景申先生が生前に解説されていたものを参考にさせていただきました。

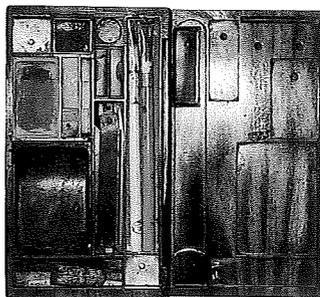
本書が多くの方々にご高覧、ご活用いただければ幸甚です。今後とも格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



湯山半七郎



上. 湯山半七郎日記 (上の二冊が本書の翻刻部分)
 中. 湯山半七郎日記 (明治八年分より)
 下. 湯山半七郎日記 (明治九年分より)

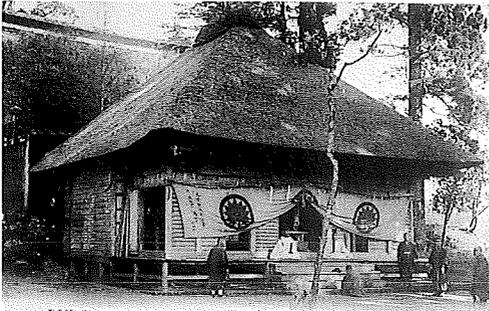
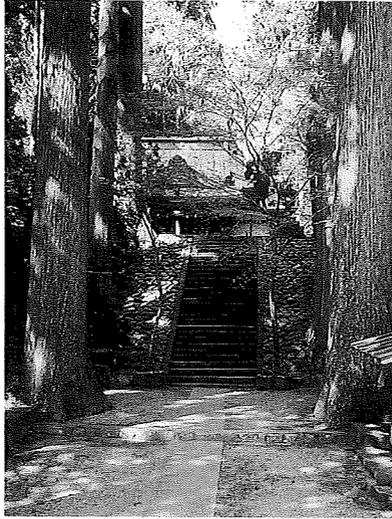


上. 下湯山家長屋門

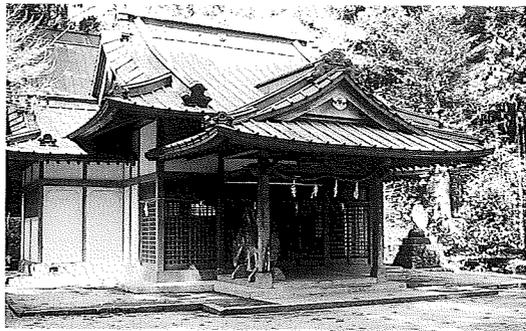
下. 湯山半七郎愛用の磁石、硯箱、机



上. 下湯山家菩提寺、莊園寺
下. 御宿村村社八幡宮



THE SHINJO SHRINE, OF SUYAMA AT SENOUE. 殿拜社須山浅間



- 上. 郷社須山村浅間神社、現況
- 中. 同上、明治期の神殿
- 下. 同上、現況



上. 湯山半七郎・妻勢以の墓（莊園寺）
下. 下湯山家歴代の墓（莊園寺）

目次

凡例	1
日記目次	9
湯山半七郎日記	267
解説	294
下湯山家家系図	297
受け持ち小学区域略地図	
人名索引	

凡 例

- 一、適宜、句読点、並列点を付した。
- 一、漢字は原則として常用漢字を使用した。常用漢字に直すのが無理と思われる場合は、原文に即した。異体字も同様に扱った。変体仮名は改めた。
- 一、固有名詞は原文に即した。
- 一、而(て)、而已(のみ)、より、茂(も)、者(は)、江(へ)、メ(しめて)、并(ならびに)はそのままとした。
- 一、数字の壹、弐、参、廿などは原文に即した。
- 一、繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「、」、カタカナは「、」を使用した。
- 一、敬字のための欠字は、一字空欄とした。ただし、本文中敬字ではなくとも欠字になっているところは空欄とし、横に(ママ)と記した。
- 一、虫損、破損などにより判読不能の箇所は、字数の推定できる箇所は□□で、不明の箇所は□□で示した。
- 一、編集者註はすべて()で示した。
- 一、朱書きは右肩に(朱書)として、その範囲を「」で示した。
- 一、本文中、訂正のある部分は、訂正後のものを掲げた。
- 一、日記の年月日はゴチック体を使用した。
- 一、日記原本の頭註(主として年)は、欄外の頭註欄にゴチックで掲げた。
- 一、編集者の頭註は日記本文より※印で引いた。
- 一、活字の大小は、原文を生かすよう努めた。

日記 目次

繙読の便宜を考え日記目次を掲げた。もとより粗い選択であり、これだけが重要項目というものではない。

明治8年

4月3日	各所で神武天皇遥拜式を勤める……………	10		
	(以下この項省略)			
9日	千福村で区内説教一席……………	11		
	(以下この項省略)			
16日	郷社臨時祭典執行……………	11		
	(以下この項省略)			
5月1日	行餘学舎(莊園寺本堂)内試験に付、出席……………	12		
5日	県庁御用及び皇朝学舎開講のため出岡……………	13		
8日	中教院回廊へ皇朝学舎設立開講に付、出頭(11日帰宅)……………	13		
22日	小田原、中垣秀通方に出発す(26日帰宅)……………	15		
28日	江原素六、尾江川知三、神尾長鏡らを訪れる……………	16		
6月3日	湖水表并掘貫穴并新川筋修繕出調入費総勘定に出席……………	17		
5日	副戸長給料に付、十一ヶ村の集会あり、出席……………	17		
10日	沼津にて第一大区中神官協議に出席……………	17		
17日	自宅別座敷を郷社浅間神社の社務仮出張所として開局……………	18		
27日	麻上下着用で県庁に出頭、権令大迫貞清より、第拾四番中学区取締を仰付かる……………	22		
29日	蜂屋定憲より中学区附属小学校持場の指示あり郷社にて大被式執行、説教一席……………	23		
7月1日	静岡県蜂屋少属学区回視に付、同伴する……………	24		
7日	戸長役は学区取締就任により免ぜられていることが判明……………	27		
14日	次男禎次郎を連れ箱根に入湯……………	28		
23日	禎次郎小田原中垣氏に学文修行、留学する……………	28		
31日	中学区取締、月給七円付与せらる……………	28		
8月1日	須山村に登る。宍野半も来る……………	30		
6日	岩崎佐十郎宅の第一大区中神官会議に出席。神道事務分局の支局を半七郎宅に設置することを承諾する……………	30		
8日	四ノ小区学区巡回に登る……………	32		
17日	手作田畑見廻り……………	33		
23日				

24日	夜半俄ニ発病、医師を呼ぶ……………	33	11月6日	御宿村八幡社前にて御宿、千福両村分の耶蘇教 に入信しない旨の誓紙を取る……………	47
31日	佐野村誠求舎生徒の親より、村名附ヶ名頭等を 教育して欲しいとの申出あり……………	34	10日	行餘舎開業……………	47
9月6日	尾江川知三来泊、各小学校を廻る……………	35	12月5日	家日待をする……………	49
8日	潤身館と洗旧舎の聯区を提起する……………	35	6日	郷村社祠掌御免願記す……………	49
15日	清酒売捌税上納と学用用のため出岡……………	36	9日	沼津宿にて、神道支局沼津設置につき協議……………	50
10月1日	静岡師範学校開業式に出席。権少属藤本駿馬、 浅間神社祠官大井菅麿、布教御掛鈴木忠吉、少 属蜂屋定憲等を訪れる……………	38	23日	出岡中、大庭唯吉、江原素六等を訪う……………	53
7日	文庫蔵新築につき地鎮祭を行う……………	39	明治9年		
10日	佐野村誠求舎にて三小区各小学校教員会議あり、 出席……………	39	1月7日	行餘舎始業に付出席……………	54
15日	当屋敷鎮守桜大刀子神及天神宮御遷宮奉仕。文 庫蔵棟上ヶに湯山氏一統を招く……………	42	8日	宍野半に年甫状を郵便で出す……………	55
17日	萩原村集慣舎にて四小区中各小学校教員会議あ り、出席……………	42	12日	四小区に出張、学区取締として各校を廻る(二 十日迄)……………	55
18日	新橋村之内鮎澤最寄の児童一名の帰属につき仲 裁する……………	44	24日	長栄講に出席……………	58
27日	御宿村の者で仏祭に戻ることを願ひ出たものを 神葬祭に引きとめる……………	46	2月6日	学区取締兼巡回教師山田大夢、行餘舎に見廻り、 半七郎方に泊る。種々協議す……………	60
			12日	四小区出張(二十日迄)……………	62
			26日	勸農講立会……………	74
			3月6日	社寺土地貢租調掛り三名止宿につき、三小区二 十三ヶ村正副戸長の出入り多し……………	75
			10日	各校巡回に出発、四小区、五小区迄足を伸ばす……………	

	(十九日帰宿)。この間、県学務課より学区取締及巡回教師の旅費渡方につき通知あり……………	76
21日	湯山平次郎女おミわ婚姻に付、出席……………	85
24日	村方耕地道路修繕場所見分……………	85
27日	各校巡回に出発(二十九日帰宿)……………	86
4月2日	歌四首詠む……………	88
9日	沼津駅集成舎に出頭。(第十四番中)学区の内第一大区中の各小学教員試験のため……………	93
17日	葛山村山林大火、召仕男一同を消防に遣す……………	100
19日	四小区、五小区各校巡回に出発(5月5日帰宿)……………	101
5月11日	平松新田佐野原神社にて故中将為冬卿神霊御祭典を副祭主として奉仕する……………	110
20日	四、五小区各校巡回に出発(5月29日帰宅)……………	112
23日	この日の項に、小学生徒試験は、隣校教員立会の上、該区巡回教師が試験を担当すべき旨の県第五課よりの達写しあり……………	113
6月2日	小田原駅中垣秀美(妻清の父)昨1日死去の飛脚到着。直ちに清、小田原に出発する……………	118
8日	伊豆韭山支庁に出頭、小学校資本金が確立しないため、教員給料等が滞る窮状を訴える……………	119
10日	初田植……………	120
13日	出岡(16日帰宿)……………	121
17日	養蚕揚り最中、多端に付手伝う……………	122
21日	女喜和、嫁つる、孫一を連れ、小田原駅中垣秀通を訪う(7月5日帰宅)……………	123
22日	中垣秀美墓所参詣……………	123
7月19日	山田大夢と共に四、五小区各校巡回(7月24日帰宿)……………	128
27日	手作の田畑見廻る……………	131
29日	副戸長勝又丈八方で村入費上半季割があり立会う(旧高一石に付金七十二銭)……………	131
8月1日	村社八幡宮奉仕、同姓中に当日の礼に廻る。墓所参拜……………	131
2日	出沼。学区取締尾江川知三、県令大迫貞清、十等出仕今井信郎、十一等出仕蜂屋定憲等に面会……………	132
3日	中学校開業式に出席。湊橋開橋祭の神事に加わる……………	132
4日	石脇村にて栄橋(旧字繫橋)橋開の神事を勤める……………	133
10日	四小区御殿場村小学明理舎に於て静岡師範学校……………	133

			訓導松山泉仲より各校教員へ正課授業法伝習あり、出席……………	134
			静岡県令大迫貞清の供をして各校、各地巡視……………	135
12日			大迫貞清、半七郎宅に泊る……………	136
14日			大迫貞清、行餘舎、字栄橋、五龍瀧神武天皇遙拝所等を見分、供をする……………	137
15日			御宿村村社八幡宮の大祭典入用は、村持地田徳の内米八斗を以て、御神酒御饌に当てることに決める……………	137
17日			明理舎に出張。(20日帰宿)この間、成美舎に赴く榊研三に会う。榊研三、月給7円の定め……………	137
22日			中山村に行く(23日帰宅)……………	140
26日			次男禎を連れ第十四番中学校に入門させる。校長江原素六に面謁する……………	141
9月1日			第二大区扱所(富士郡吉原宿)に出頭……………	142
7日			行餘舎出席。仏像を取除くことを住職と相談、決定する……………	144
8日			十四番中学区取締兼巡回教師磯部物外来り、二人で各校巡視(9月13日迄)……………	144
13日			本月5日嫁つる、小田原駅中垣秀通方にて男子……………	144
			平産の通知あり。初名湯山薫……………	145
			郷村社祠堂辞職願を書く……………	147
			渡邊隼雄に祠堂辞職表への加印を求むるも得られず……………	148
			本年地租二納取立に付副戸長勝又丈八方に出席……………	149
			柳雄を連れ小田原中垣氏に行く(9月30日帰宅)。この間、中垣秀敷(秀通の弟)の渡邊隼雄への罌入を取決める……………	150
		10月5日	山田大夢と二小区、一小区等の各校巡回……………	152
		8日	一小区江之浦村江浦舎以下各校巡回(10月12日帰宅)……………	154
		20日	吉原宿にて第二大区扱所合併教育事務所に詰め(24日迄)……………	159
		28日	郷村社祠堂辞表を三小区扱所に差出す……………	162
		31日	下香貫村集貫舎以下巡視(11月9日帰宅)……………	164
		11月13日	11月8日付の祠堂職務御免状を受取る……………	167
			自らの身長五尺四寸六分と記す……………	167
		15日	中垣秀敷、渡邊隼雄に婿入、婚姻披露に出席……………	167
		18日	次男禎の棍与参方への婿入縁組本決りとなる……………	168
		20日	三小区社務仮出張所廃止、届出……………	170

21日	茶製仲間衆会……………	171
22日	皇后宮行啓に付、各校生徒拜興の手配をする…	171
12月10日	製茶結社入調印にもとづき、製茶資本金五十円等を送金する……………	181
14日	岩崎長康婚姻に付、鉄漿親となり出席……………	183
31日	定例松餅りをする……………	187
明治十年		
1月6日	小学校資本金、金二百円上納する……………	188
12日	明治9年12月12日より27日迄の旅費仕出、旅籠帳、郵送……………	190
21日	長栄講、結社七名……………	192
24日	吉原宿、教育事務所出頭。本月份月給7円と旅費5円48銭受取る(27日夜帰宿)……………	193
26日	本月12日提出の「旅費仕出し」提出期限後ではあるが、披見してくれるよう県第5課に嘆願書提出……………	193
2月1日	教育事務所詰め(7日帰宅)……………	196
2日	第十四番中学区取締免職願(三日付)を認める……………	196
3日	右免職願を磯部物外に見せる。同人の助言により提出見合わせる……………	198

25日	次男禎、須走村梶与参方に婿入り……………	201
3月5日	地租改正に付、地位定メ惣代人に選出される…	202
7日	沼津中学校火災、禎帰宅……………	202
7日	3月3日付、第十四番中学区取締職務差免辞令の請書を、7日付で書く……………	203
11日	地位等級詮定につき惣代人寄合あり、出席(以下関係記事多し)……………	204
14日	地位等級詮定会議出席。上等田壹反当り収穫高、米壹石式斗等を投票で決める。又田壹等より十等(後十四等迄)迄に決める……………	205
	(3月20日から明治11年12月19日迄空白)	
明治十一年		
12月21日	静岡県大書記官石黒務より、駿河全国各郡平均壹反当り田麦宅地の佃金等の達しあり。(駿東郡平均壹反に付、田米壹石式斗七升収穫。米壹石に付、金五円八銭。)	208
27日	右の「地租改正収穫本郡耕宅地負担壹反歩の平均米金額」の諾否期限を、来明治十二年一月十一日迄猶子を願出る……………	211

明治十二年

1月11日 県より改めて、垂示の反米額請書を差し出すよ

う説諭あり……………217

18日 大書記官石黒務より、服部文一を担当からはず

し永峰弥吉を後任にする旨、口達あり……………225

21日 区戸長総代一同相談の上、富士郡と反米麦金の

比較をした帳簿を差し出し、それでも採用がな
い場合は、駿東郡反米麦金を御請けすることに
内々確定する……………226

25日 写真師水野佐一方で、野木昌三郎、小沢九兵衛

等と三人で写真を撮る……………227

湯山半七郎、年齢四拾六年五ヶ月也……………227

26日 窪田凸に環融社設立についての札に参上……………227

27日 予て御垂示の反額では堪え難いこと、又富士郡

との比較など相談……………228

28日 帰宅……………228

2月4日 一郡総代に選挙されるも辞退する……………233

9日 一月廿九日請願の反額減量願却下される……………235

12日 駿東郡と富士郡との権衡は直に駿東郡の不幸に

なることを種々請願する……………236

18日 御宿村組親出会に出席。火之番、夜廻りを消防

組と改称する事、上之原の御宿村供有地の立木
をカロウト堰入用の用意として売却することなど
を決定……………237

3月7日 東京市本郷区湯島、順天堂病院に柳雄入院。付

添った半七郎も入院を勧められ同日入院……………245

15日 帰宿。順天堂の診断書写しに、網膜充血症につ

き治療を怠ると失明の恐れあり、と……………246

18日 郡区改正に付、本月十二日戸長改撰の布達あり。

本日村方一同相談の結果、湯川関太郎を御宿村
戸長に撰挙する……………247

25日 総代人一同改正局に出頭、米価相場釐革を願出

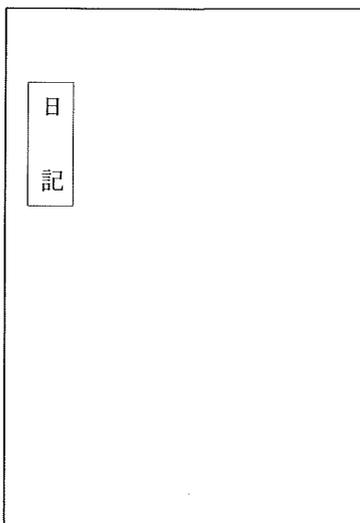
たところ、大書記官石黒務より、県も中間の立
場で困却しているので、取り敢えず改租事業演
達書には請書を出すよう説諭あり……………250

26日 一、一月廿九日上申の願書返戻さる……………251

一、実際の相場に適當するよう、昔日(明治十
一年十二月二十一日参照)の指令の壱石代五円
八銭を釐革するよう、改正局に総代一同出頭願
出る。戸叶、永峰より、石代は、願によって決

	めるのではなく、官の存意により定めるとの答 えあり……………	251
29日	一、静岡病院々長大川宗炳より通常に付、薬用 に及ばず、但し近眼鏡を用うべき旨、診断あり 一、郡長江原素六以下改正局に出頭、種々談判 すれども進展なし……………	252
4月9日	郡長、郡書記、顧問、重立一同参衆、米価相場 の義、県庁で釐革聞届けない以上、改正局に出 頭するか相談、確定せず……………	252
10日	衆議の上、県庁へ再願の積り。但し、地種区分 等着手の書面も上申する……………	252
7月27日	駿東郡各村戸長及び所々の名差し人員を呼出し、 郡会開設……………	262

(表紙)



静岡県下

駿河国第壹大区三小区内

郷社 浅門神社（分社） 須山村鎮座

村社 廿四ヶ村二鎮座

(藏書印)



桐峯
湯山半七郎

何年何月奉務表 何大区何小区何社

社殿	社務	県庁	大区	小区	説教	中院	小教院	説教	葬儀	病氣	忌引	苗字名
												官苗字名
												官苗字名
												官苗字名

明治八乙亥年四月一日ヨリ日記

四月一日 日和列風。小区扱所休暇ニ付不勤。

同日 日和。明三日 神武天皇遙拜式ニ付、須山村江前日詰メ、祠掌渡邊隼雄*

殿方ニ一泊。 (蔵書印)

同日 朝降雨、十一時頃ヨリ追々日和ニ成。

郷社 浅間神社拜殿ニテ渡邊隼雄殿兩人ニテ 神武天皇遙拜式祝詞相勤、夫ヨリ渡邊氏ニ戻リ昼飯。正午ヨリ兩人罷下り、渡邊ハ下和田村ニ浅間神社ニテ遙拜式相勤メ、我等儀ハ今里村々社浅間神社ニテ遙拜式相勤申候。夫ヨリ拙者ニテ一飯致シ、直ニ石脇村大瀧 神武天皇遙拜式相勤申候。二日ヨリ今三日迄僕政五郎召

※渡邊隼雄 (一八三三—一八九二年、須山村)
 文政六年七月一三日、渡邊真文の長男として生まれる。浅間神社の祝部職。国学・和歌などを学び、父真文とともに歌人としても有名。万延元年から須山村の名主をつとめ、明治五年には御宿村ほか一二ヶ村の副戸長となる。小田原の中垣秀通の末弟、秀敷を養子にする。明治二五年二月二一日没。

※三小区扱所（大区小区制）

この時期の地方行政制度は大区小区制とよばれる。明治四年四月の戸籍法による区の設置に端を發し、翌年四月の名主・庄屋などの名称廃止をへて、一〇月法制化された。實際の施行は地域と時期によりまちまちであるが、静岡県（駿河）の場合、戸籍法による八一区から七区五四戸籍組合をへて、七大区五四小区制となる。大区の下に数小区をおき、小区は数町村を包括した。大小区の役場は大小区扱所とよばれ、大区に区長、小区に副区長がおかれた。従来各町村におかれた戸長は数町村に一名の割で配置され、副戸長が各町村におかれた。東から順に第一大区・第二大区……とし、駿東郡は第一大区、現在の裾野市域二三ヶ村は三小区となった。大区小区制は旧来の町村を無視した官治的行政制度であったが、長い伝統をもつ町村を事実上否定しえず、明治一一年郡区町村編制法で廃止された。

連レ申候。西之根三ヶ村ヲ除キ、外廿一ヶ村遙拜総テ大瀧ニ出申候。

四月四日 日和。金澤村々社浅間神社・神明社両社共屋根葺替濟ニ付、正遷宮行。

尤夕方ヨリ罷出候。夜十二時頃帰宿。

四月五日 陰天。当三小区扱所出勤。

同 六日 同断。小区休暇不勤。

同 七日 日和。当三小区扱所出勤。

同 八日 陰天夕降雨。御宿村百四十九番宅地居住農、真田文七四男真田鷲郎死亡、

葬^{マツ}取扱申候。字和田従前墓地ニ葬ル。

四月九日 雨天。千福村普請寺ニテ区内説教一席相勤メ申候。

四月十日 曇ル。郷社臨時御祭典前多用ニ付須山村ニ登ル。渡邊ニ一泊。十一日午

後二時帰宅。

同 十二日 日和。風邪籠居。

同 十三日 日和。右同断。

同 十四日 日和。郷社臨時御祭典十五日取究メニ付、今十四日須山村ニ罷登ル。

同 十五日 大雨雷鳴^{カミ}列風ニ付、御祭典翌十六日ニ日延、区内江割廻状ヲ以報知ニ

及ブ。其後日和乞祈禱郷社浅間神社ニ参拝仕候處、迅速日和ニ相成雷風トモ止ム。

区内村々区戸長副共追々御入来、渡邊氏ニ一泊。同日夕ヨリ取越候テ直会之酒食

差出ス。

四月十六日 日和ニ成。郷社御祭典無滞濟。

同 十七日 陰天、午後ヨリ降雨。郷社後御祭り相濟。

四月十八日 日和。御祭典後取片付事。

同 十九日 日和。午後四時須山村ヨリ帰村。

四月廿日 日和。石脇村ニテ当三小区出勤。

四月廿一日 日和。扱所休暇無勤。

同 廿二日 日和。当三小区扱所出勤。夜午後十一時三拾分頃湯山直次郎方ヨリ出

火、湯山彦作方類焼。直次郎方皆焼失、居宅・厠・雪隠合三棟、彦作方居宅門口、去 盛菜
裏門・厠・雪隠・物置式軒・土藏ノ上屋・搗屋・水屋ノ九棟、両家総計拾貳棟。

依之終夜心配罷在候。

四月廿三日 日和。火災場所詰メ。

同 廿四日 陰天。火災場所詰メ。

同 廿五日 日和。当三小区扱所詰メ。

同 廿六日 日和。扱所休暇ニ付在宅。

同 廿七日 日和。当三小区扱所詰メ。

同 廿八日 日和。前日同斷。

同 廿九日 日和。前日同斷。

同 三十日 日和。午前十時頃ヨリ降雨。三小区扱所出勤、夕方ヨリ雷鳴。

明治八乙亥年

五月一日 日和。当三小区扱所休暇不勤。

※内試験
通常実施された試験には、「小試験」、

「中試験」、「大試験」がある。「小試験」は、毎月末に行われる試験でその成績によって教室内の席順が変えられ、「月次試験」とも呼ばれた。「中試験」は、年一回休業期間の末に行われる試験でこの成績によって級の進否が判定され、「定期試験」とも呼ばれた。「大試験」は、全級修了を審査する試験で第一級修了者のみを対象とし、定期試験に合わせた、あるいはその後の特定の日にちに行われ、「卒業試験」とも呼ばれた。これらの試験は、試験を受ける者の人数や立会人の都合等により、各小学校で行われたり一校に集められて実施されたりした。従って、それぞれの小学校内で試験が実施された場合を内試験、他の小学校が試験会場になった場合を外試験と称されたのではないかと思われる。

※※学校掛り世話人

県庁から任命され、小学校の設立保護について、仕事の大部分を引き受けた。一般に、一校につき二、三人ずつ置かれ、学区取締の指示を受け、区戸長村吏と連絡しながら学校の設立から学費の徴収、給料の支払、校舎の修繕、書籍器械の購入、就学の督促、学校の取締りに至るまで小学校事務の一切を担当した。

莊園寺本堂ヲ以小学校トス。行餘学舎卜唱。教師大畑村副戸長市川竹四郎俸市川勝次郎、助教師高木正両人、事務課千福村四溝西島政平、今一日内試験ニ付出席。御宿・上ヶ田・金沢・葛山・千福・大畑合六ヶ村副戸長并ニ学校掛り世話人生徒ノ親々モ出席。右之外定輪寺村モ当小学校組合ニ候工共、方今生徒無之、依テ不参。

五月二日 日和。在宿、畑田成石代取立。

五月三日 朝降雨、追々日和成。当三小区郷社須山村鎮座 浅間神社祠官宍野半殿

御入来可有之日操ニ付、須山村ニ登ル。且御祭典ニ付入費精算勘定モ其儘相成候間、右精算旁出勤。浅間社拝殿洒掃。渡辺氏ニ一泊。

五月四日 日和。渡邊隼雄殿家継子渡辺民江殿大病ニ付、隼雄殿同伴ニテ郷社殿ニ

於テ平愈ノ祈禱致ス。午後迄滞在仕候得共、宍野様御入来無之間帰宿。

五月五日 日和。正午出岡^{※※}立。県庁御用兼皇朝学舎来八日開講ニ付出頭。沼津宿

通横街郷宿布屋三四郎方ニ一泊。

五月六日 日和。布屋出発。夕方静岡両替町五丁目中之店郷宿丹波屋平七方ニ着、

泊り。

五月七日 降雨、夜ニ入村雨大降。御県庁江出頭。

同 八日 日和ニ成。御庁出頭。正午ヨリ中教院回廊江皇朝学舎設立開講ニ付出頭。

右中教院^{（支）}皇学舎設置御掛り^{※※※}宍野半先生儀、東部神道事務局御繁勤之趣ニテ御不参。

同 九日 日和。御県庁出頭。夕方丹平工罷帰候処、当一大区々長永田克忠殿并ニ

※※出岡
静岡へ行くこと。明治期、頻繁に使用される言葉である。

※※※穴野半（一八四四—一八八四年）

神道家。明治維新後、教部省に属し、宗教行政を行う。そして、富士講を中心に国家神道の確立を企図した。一八七三年（明治六）教部省を辞職し、大宮（現在の富士宮）浅間神社宮司となり、富士吉田や須走などの諸社をも含め、富士一山講社を組織し、一八七五年（明治八）丸山講を吸収して扶桑教会とする。また、この年静岡浅間神社内の皇朝学舎設立に際して、大迫貞清県令によって出された設立趣意書に「神道教導取締大講義穴野半」として名前を連ねている（裾野市富沢渡辺武彦家文書。「明治八年一月 皇朝学舎設立の達」）。

※正租石代取立

正租とは、田畑にかかる基本的な租税。石代とは、石代納のことで、米納を原則とした田畑の年貢を金銭で納めること。どちらも江戸時代の言葉であるが、地租改正以前の租税上納のようすを知りうる。

一大区詰メ木俣殿御両所右丹平方ニ御着ニ付、得其意候。

五月十日 日和。県庁出頭之処御用済相成、正午丹波や平七方出発、鈴川村旅籠

屋野口氏ニ一泊。

五月十一日 日和。野口出立。沼津ニテ第一大区扱所ニ伺、并ニ布屋三四郎方ニテ

去七年正租石代取立ニ付、県官員御派出先江不足之石代上納。夫ヨリ木瀬川村海

野要一殿方江立寄夕方無滞帰村。

五月十二日 日和。定輪寺村定輪寺ニ於テ説教出席、夕方帰宅。出席須山村渡辺半

雄殿同伴。

五月十三日 陰天、夕方より降雨。当三小区扱所出席。午後三時廿分ヨリ佐野村岩

崎佐十郎殿方嫁本宿村高田（高田）女つな養子ニ引取候ニ付罷出ル。右ハ鉄漿親御頼

ニ付如斯。

五月十四日 雨天、正午頃より烈風吹追々日和ニ成。在宿。自村用并ニ神官用取扱。

五月十五日々々和。第一大区々々長永田克忠殿江私用願筋有之出沼。願之趣申上ケ罷帰

候途中、富沢村字穴堰水路修繕人足富沢村（穴堰）常蔵と申もの修繕入用之小石本川

東側ニ而取、筏を以川西江運贈ニ付右筏ニ乗候処、誤而測ニ落入水死仕引上ケ候処

江通り掛り、右場所ニ立入副戸長渡辺嘉平殿と相談之上、同人儀即刻第一大区江

水死御届ニ罷出ル。拙者事ハ夫より帰村。夕方ヨリ当村外川藤治郎実母須美女霊

五十日祭祀ニ付参ル。

五月十六日々々和。村社八幡宮社参。昨十五日払暁出沼帰路水死之場所ニ立会候間差

原宿村より富士山御遊まで、少くも遠路也。

十七日勅敷休

古堰水路修繕

小区扱所ニテ各村江桑苗渡。是ハ県庁ヨリ御管内中江被下置也。多分日数相立テ大痛ミ。

※※海野要一（一八七二—一九一〇年、大岡村）

明治五年七月一四日、大岡村の内元木瀬川村（現在沼津市）で生まれる。半七郎とは親戚関係にあり、『日記』の記述でも沼津に出たおりに「よく宿泊している。府県会規則（明治一年）にもとづく駿東郡選出県會議員。明治四三年四月一〇日没。

小田原行

※※鉄漿親（カネオヤ）

結婚に際して行われる民俗。裾野市域をはじめ静岡県東部では、近年では廃れてきたものの、結婚に際して、仲人とは別に鉄漿親をたてる民俗がある。この地域では、結婚した当人達のことをコパン（子分）、鉄漿親のことをオヤパン（親分）と呼んで

控、今十六日朝参拜罷出、夫ヨリ外川すみ女墓所祭祀。夫ヨリ宇古堰ニ罷越大洗修繕所見分。

五月十七日 日和。須山村鎮座郷社浅間神社前ニ於テ須山・下和田合式ケ村丈ケ説教ニ付午前九時ヨリ出頭。説教者渡邊隼雄・湯山半七郎兩人也。夕陽ニ成渡辺氏ニ一泊。同十八日九時帰宅。

五月十八日 日和。須山村ヨリ帰宅後直ニ当三小区扱所ニ出席。

五月十九日 日和。夕方より翌日まで降雨。十九日夕雷鳴有。当三小区扱所出席。午後一時上ケ田村柏木平八郎長男柏木栄太郎大病ニ付、平愈御祈禱致シ呉候様、右

小区扱所迄願参候間、式時後罷帰り直ニ上ケ田江参り、村社神明宮前ニ於テ平愈御祈禱致シ五時帰宿。

五月廿日 雨天。副戸長湯山彦作殿立会之上、村方ニ御県庁より被下置候桑苗相

渡ス。午前十時三十分ヨリ小区出席。

五月廿一日 日和。小区扱所休局在宿。山税書上モノ取調ノ上相認メ申候。

五月廿二日 日和。私用有之小田原宿入谷津ニテ足柄^註県貫属士族中垣秀通殿方ニ出発、夕方着。右ハ小区扱所へ他出仕候旨相届ケ、猶同僚上ケ田村戸長柏木新七郎殿頼ミ合置申候。

五月廿三日 日和。小田原駅在小台村江所用有之参ル。夕方ヨリ降雨。

同 廿四日 日和ニ成。中垣逗留。

同 廿五日 日和。同 家逗留。

いる。おむね、豪農層が村内農家のみならず周辺村々農家のオヤブとなる。また、豪農層同士でも相互にオヤブ、コブン関係を結んでいる場合が多い。

一八七六年（明治九）一月二四日の記述にも、岩崎佐十郎子息岩崎長康結婚に際して、鉄漿親を務めた旨が記されている。岩崎佐十郎は、この時期第一大区第三小区の戸長や神道教導職を務める人物である。

※山税

山小物成（山年貢）あるいは山役（山役永・山役米）のことか。

※足柄県貫属土族

「貫」は戸籍の意。「貫属」は地方自治体の管轄に属することを意味し、この場合、足柄県の管轄にある土族であることを示している。

※江原素六（一八四二—一九二二年）天保一三年、江戸角筈五十人町に生まれる。昌平黉に学び、講武所で砲術を教える。官軍に抗して破れ、駿東地方に潜伏していたところ、明治元年一〇月静岡藩小参事に抜擢され、沼津兵学校の設立に関与する。四年欧米を視察し、帰国後、修正舎を設立、ついでこれを拡充して沼津中学校とし、一二年校長となった。一方、

五月廿六日 陰天、追々日和ニ成。子実子女喜和召連レ午前六時中垣出発、夕方帰宅。

五月廿七日々和。在宿村用取扱。午前十時過須山村渡辺隼雄殿説教出席帰り御入来ニ付、来六月一日村社浅間神社年内一度之大御祭典之儀相談ニ及ブ。午後三時ヨリ御帰ニ成。

五月廿八日 陰天、追々降雨。小学校開業届書認メ振学区取締江原素六殿・尾江川知三殿御両所江伺、兼第一大区中神官会議本月廿六日之処不参ニ付、会議之様子承り度浅間神社祠官神尾長鏡殿方ニ参ル。翌廿九日夕帰村。

五月廿九日 昨夜ヨリ降雨、今朝ニ至リ暴風雨。昨夜下石田村青木茂東治殿方ニ一泊仕候処、風雨ニ付様子見合居午後出立。此節狩野川出水、青木氏之搗屋ニ水揚ル。

五月三十日 陰天、追々日和ニ成。当三小区扱所出席。

同 三十一日 日和。在宿。

六月一日 陰天、夕方少々降雨。

葛山村村社浅間神社年内一度ノ大御祭典、出勤奉仕。員外祠掌柏木瀧十郎殿同断。御祭典後各説教一席宛。夕方ヨリ当村中川甚蔵方家宅神祭り出仕。

六月二日 日和。金澤村小野八郎殿居宅普請仕候ニ付、地鎮祭願有之罷出、午前十一時帰宅。夫ヨリ村用ニ取懸ル。至急用当来ニ付、当三小区扱所へ俾柳太郎名代ニ差出ス。

五年には愛鷹山麓に牧場を開き、一〇年には製茶輸出を企図して積信社を創立したが、ともに失敗。この間、八年には静岡師範学校長、九年には県会議員、一二年には駿東郡長となつたが、事業失敗の責任をとり、全財産を公売に付し、キリスト教受洗。一五年より県下の伝道に専念した。二三年より衆議院議員に当選四回、引き続き東京市より立候補して当選、政友会の重鎮となる。大正元年、貴族院議員に勅選される。

※※尾江川知三（沼津宿）
沼津宿在住の士族。のち広島県に転籍。

※岩崎佐十郎（一八二七—一八九五年、佐野村）

文政一〇年一月一〇日生まれ。幼時から漢学・俳句に優れ、青年時代にはしばしば江戸に出てその道に励んだ。一九歳で名主を相続、のち佐野村ほか一二ヶ村の戸長をつとめる。明治一三年から三期にわたり府県会議員（明治一一年）にもとづく県会議員、その間、副議長もつとめる。明治二八年六月二五日没。元市長岩崎亀氏の祖父にあたる。

六月三日 陰天、午後二時頃より降雨。

当三小区扱所出席。午後一時より震橋福島屋庄平方ニ而、湖水表并堀貫穴并新川筋修繕出調入費総勘定有之出席。暮合帰村。

同日 陰天、追々日和ニ成。在宿村用取扱。午前十一時ヨリ小区扱所出席。湯山直次郎殿方宅神祭兼地鎮謝祭夕方ヨリ奉仕。

同日 陰天。在宿村用足シ、午後三時ヨリ須山村渡邊隼雄殿嗣子渡邊民江殿病氣見舞ニ参ル。

同日 陰天。郷社 浅間神社エ石民江殿病氣平愈之御祈禱、隼雄殿拙者兩人ニ而勤仕、夫ヨリ帰村。午後二時ヨリ千福村副戸長中野友藏殿方ニテ、副戸長給料之儀ニ付川西并深良・岩波合拾壹ヶ村参会有之出席。但深良村不参。夕方帰宅。

同日 陰天、追々日和ニ成。当三小区扱所出席。

六月八日 日和、午後降雨。三小区扱所出席。

六月九日 昨夜ヨリ降雨暴風。

在宿村用取扱。

六月十日 日和。沼津駅郷社日枝神社祠官長谷川義一殿宅ニテ、第一大区中神官協議有之出席。尤大区扱所江御用兼ル。木瀬川村海野要一殿方家移リニ付同家江一泊。

六月十一日 和。木瀬川村大胡田昇九郎殿田畑并二下石田村青木茂東治殿田地見分、案内海野要一殿。右昇九郎殿・茂東治殿、茂東治殿方昼飯。帰路佐野村副区長岩

崎佐十郎殿方ニ御用有之伺候処御馳走ニ成、夜ニ入掃村。

六月十二日 日和。当三小区扱所出席。

同 十三日 降雨、南烈風ニ成。在宿社務取扱。

同 十四日 陰天。当三小区扱所出勤。

同 十五日 雨天。朝 八幡神社奉仕、夫より小区出席。午後一時ヨリ佐野村蓮光

寺ニ於テ神官僧侶共中小教院是迄之入費勘定仕候旨、深良村松寿院住職長尾覚応殿ヨリ廻達ニ付、出席仕候処、同人儀風邪之趣不参ニ付、勘定仕立テ出来不申、追々大雨ニ付夕方帰宅。

六月十六日 陰天。小区休局ニ付在宿。

六月十七日 雨天。拙家別座敷ヲ以社務出張所ニ御届申上候処、御聞置之御指令有之候ニ付、今十七日開局仕、社務出張所表札掛出ス。

御届ヶ書左ニ記

社務所御届

第一大区三小区郷社浅間神社社務所之儀、本社江茂建設仕候得共、当社之儀ハ区内片阪之地方ニ而諸事不便宜ニ付、当社祠掌御宿村湯山半七郎居宅別座敷当時社務仮出張所ニ設置、事務取扱申度、尤本社々務所ニ於而茂祭事其外当村近傍村方之事務ハ取扱候儀ニ御座候。此段御届申上候也。

右社員外祠掌

明治八年六月一日

柏木瀧十郎印

(割印、朱書)

印切押

※静岡県権令

この時期の県の長官は県令と称される。はじめ府藩県三治制により県の長官は知県事、ついで知事、明治四年の廃藩置県後は県知事を置いたが、一月に県令と改称し、明治十九年地方官官制公布により知事と称するようになるまで続いた(時に県令でなく権令を置く場合もあった)。廃藩置県以来、静岡県では参事が県治をみていたが、明治七年一月、大迫貞清が初めて権令として赴任した(明治九年三月に県令)。

※※大迫貞清(一八二五—一八九六年)

元鹿児島藩士。明治三年鹿児島藩権大参事、のち陸軍を経て、明治七年一月静岡県権令、八年四月に静岡県令となり、一六年一二月警視総監に任じられるまで一〇年間静岡県政にあたった。その後、元老院議員・貴族院議員・沖繩県知事・鹿児島県知事を歴任。明治二〇年には子爵となる。

同社祠堂

湯山半七郎印

〔朱書〕書面届出之趣聞置候事

明治八年六月七日印

渡邊 隼雄印

※※※静岡県権令大迫貞清殿

今十七日員外祠堂掌茶畑村柏木瀧十郎殿御入来有之、倅柳太郎拙者合二名ニ而大被式入用雛形等仕立テ申候。夕方大雨ニ成。

柏木氏泊り。十八日午後(三時)時帰ル。

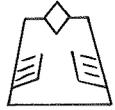
六月十八日 昨夜ヨリ暴風雨。

社務取扱。

急廻状ヲ以申進候。陳ハ六月卅日・十二月卅一日壹ケ年両度之被式執行仕候次第

左ニ

一、例年六月三十日・十二月廿一日壹ケ年両度之大被式ハ、恐多クモ皇上御自ら親王・大臣百官ヲ引率シテ被処ニ玉座在セラレ、天神地祇ニ奉対シ万民ノ罪穢ヲ救ハンタメ大被ヲ行ハセ玉フ故ニ、府県下ニ於テモ右大被執行可仕旨御布告有之、依テ本月卅日左ニ記載セシ雛形ヲ郷社 浅間神社前殿ニ居ヘ置、諸人思ハヌ及目ニ見エヌ過チ犯ス罪穢ヲ被ヒ玉ヒテ、各自心信清々シク真心ノ根元ニ順復スル大切ノ執行仕候ニ付、別紙雛形一戸一枚宛差進候間、家族不残身体ヲ撫テ其上早々取纏メ、来ル廿六日迄ニ社務出張所ニ御差出シ可被成候。



何村

何之誰

家族何人

此通り雛形ノ下ニ御書入、村々小前一同エ至急御配達之上、又早々取纏メ前書社務出張所ニ御差出可被成候。

一、村社エ派出被式執行之儀ハ、本月農務多忙不得止時節故、七月ニ至り村々組合セ左ノ神社ニ於テ執行可仕候間、休暇御申合セ定日御取究メ、来ル七月三日迄ニ社務出張所ニ御申出可被成候。

一、村社ニ派出被式執行ノ当日、午十二時老若男女トモ可成艾ケ參詣ニ罷出、罪穢ヲ被ヒ玉フ大袂ノ御祈禱御請可被成候。

一、大袂執行済次第、被仰出之通り説教ニ及ベク候。

村々組合セ左ノ通り

一、郷社浅間神社 須山 下和田 式ケ村

一、御宿村八幡社 今里 金沢 上ケ田 葛山 御宿
千福 六ケ村

一、富沢村愛鷹社 大畑 定輪寺 富沢 三ケ村

一、深良町田神明社 岩波 深良 式ケ村

一、佐野村八幡社 石脇 佐野 久根 公文名 稲荷
茶畑 六ケ村

一、麦塚村見目社 平松新田 二ツ谷新田 麦塚
伊豆島田 元水窪 五ケ村

右之通村々組合セ、六ヶ社ニ於テ執行可仕候。且絶テ久シキ旧復ノ大袂式執行ニ

候得ハ、小前ノ者ハ何ノ心得モ有之間敷哉ト存候間、厚云々ノ次第ト御教説弁舌有之度候。此迴状御見留之上大至急順達、留ヨリ御返却可有之候也。

三小区 郷村社
神官

明治八年六月十八日

石脇村外九ヶ村 今里村外拾ヶ村 須山村外壱ヶ村

右村々 正副戸長 御中

追而申進候。社務出張所之儀、祠堂湯山半七郎方別座敷ヲ以 御庁御聞届ヶ相成候間、御報知申述候也。

一、士族入組候村方モ有之、雛形不足ニ候ハ、何程成御渡可申候間、出張所ニ御申越可被成候也。

六月十九日 陰天、午後四時頃ヨリ雨降立。小区出席。

同 廿日 陰天、朝少々降雨。小区出席。

同 廿一日 日和。小区扱所休局之处、用水之儀ニ付急参会有之、扱所ニ出席。

同 廿二日 午前七時四十分少々降雨、降止不定。

当三小区扱所出席。

六月廿三日 日和、南あら風吹。

深津小[※]属殿沼津宿通横町布屋三四郎殿方ニ御旅宿、社寺上地石代上納取調書并ニ上地ニ付村費明細書可差出旨御達ニ付、出沼仕、夜ニ入帰宅。

同 廿四日 陰天。在宿。元莊園寺領上地元向西寺領上地之田畑戻リ之地所散田米

※小属(少属カ)

「属」とは、明治の官制で判任文官、上官の指揮をうけて庶務に従事する。明治四年当時の府県官制・県治条例によれば、県の長官である県令(または権令)以下の諸官は、参事・権参事・典事・権典事・大属・権大属・少属・権少属・史生・出仕の序列であった。

※上地

江戸時代、幕府または領主に知行を返上すること。

※勝田三平（一八三三—一八九四年、須山村）

文政六年生まれ。須山村の名主をつとめる。明治初年、茶の栽培を奨励、「郷茶」としてアメリカに輸出した。明治九年には、愛鷹山の官地千町歩余の私下に成功、以後紆余曲折を経つつも、須山一—三戸共有として現在に至っている。また、御殿場に至る林道「三平横道」の開削に努力した。

取下ヶ願書并二元向西寺領土地之畑散田米取下ヶ再願書認め、午前十一時廿分迄

取掛ル。同日午後ヨリ郷社須山村鎮座浅間神社工奉仕罷登ル。渡邊氏ニ一泊。戸

長勝田三平殿・副戸長土屋佐久太殿兩人ニ面謁、郷社前洒掃被成候様相談ニ及フ。

廿五日午前九時帰宅。

六月廿五日 陰天。帰宿後直ニ当三小区扱所出席。午後二時頃より雨ふり立。組合

村々入費割。昨廿四日午後十一時過御庁より御書付当着左ニ

第壹大区三小区

戸長 湯山半七郎

御用候条来ル廿七日午前第十時礼服着用出頭可致候事

明治八年六月廿三日 静岡県

六月廿六日 昨夜中より引続降雨。

静岡出発三島駅迄千人駕籠ニ而参候処、大雨故路中如川。三島より人力車ニ乘、

由比宿羽根氏方ニ鳥渡立寄、夕方静岡兩替町 町目中之店丹波屋平七方ニ着。

六月廿七日 日和。県庁江麻上下着用出頭。権令大迫貞清殿より御渡相成候御書付

写左之通り。

湯山半七郎

第拾四番[※]中学区取締 申付候事
十四等[※]准席

但月給五円付与候事

明治八年六月廿七日

※※中学区取締
明治五年の「学制」は学区制を採用し、全国を八つの大学区に分け、各大学区を三二の中学区に分け、各中学区を更に二一〇の小学区に分けた。

その中学区の教育行政機関として置かれたのが学区取締である。学区取締は、中学区毎に一〇ないし一二、三人置かれ、各学区取締りは小学区を二〇ないし三〇受け持った。学区取締は、その土地居住の名望家が選ばれ地方官から任命され、区内の人民を勧誘して就学させ、学校の設立、保護、経費など、その学区内の学事に關する一切の事務を担当した。

この学制の下で静岡県は第二大学区に属すことになり、富士川以東（伊豆を除く）はその中の第一四番中学区とされ、一二一の小学区が設けられた。中学区取締として半七郎が受け持ったのは中学区の内第一大区三、四及び五の小学区であった。三小区はほぼ現在の裾野市域、四小区はほぼ御殿場市域、そして五小区はほぼ小山町域に当たる。

静岡県

生土村室伏小八郎殿右同断被仰付候。

今朝上伝馬町うゑだ屋逗留渡邊隼雄殿長嗣子病氣出療治先ニ見舞ニ出る。

同 廿八日 日和 県庁出頭、当村元寺領土地之儀ニ付伺并ニ学区之儀ニ付懸り蜂屋定憲殿ニ種々御談示ニ及ぶ。午前十一時丹平方を室伏氏同道出立、夕方沼津宿

通横町布や三四郎殿方着泊り。

六月廿九日 日和。

今朝第十四番中学区取締士族尾江川知三殿方ニ伺、夫より一大区ニ罷出中学区取締被仰付候届ケ仕候。猶夫より中学校ニ罷出申候。昼飯後本街小学校ニも参る。

午後二時布屋出発、夕方帰宿。但小区ニ立寄。

一、中学区附属小学校持場左ニ

一、壹・式・六・七・八ノ五小区尾江川知三

一、三・四ノ兩小区 湯山半七郎

一、五ノ小区 室伏小八郎 八年十二月廿二日半七郎受持ニ被仰付候。

右之通持場取究メ蜂屋殿被申聞候。

六月卅日 日和。今卅日大被式執行可仕筈之處、昨夕帰村諸用差掛り居候ニ付、村

用并ニ祝詞式認メ在宿、午後三時須山村ニ登ル。渡辺氏ニ一泊、洒掃之儀戸長副

江相談ニ及フ。登ル途中字棚ノ坂下辺ヨリ大雨ニ逢。

七月一日 陰天。郷社ニ於テ大被式執行。

員外祠掌柏木瀧十郎殿モ出務。須山・下和田両村参拝正副戸長袴着用也。渡边ニ泊リ。

同日 陰天。渡邊氏より出立、八時帰宿。夫より所用相足し午十二時麦塚村々社見目神社ニ出務、麦塚・茶畑・二ツ屋新田・平松新田・伊豆島田・元水窪合六ヶ村丈ヶ大祓式執行、終テ説教耆席宛。

同日 雨天、午後追々降止。今里村々社浅間神社大御祭典ニ付自身出勤奉仕、夕方帰宿。但御祭典後説教一席相勤申候。今日深良村町田神明社ニ於テ同村・岩波村式ヶ村祓式執行、員外祠掌柏木氏并神道教導職岩崎佐十郎殿・松井謙治殿合三名ニ而奉勤。

七月四日 日和。

御宿村・千福村・葛山村・上ヶ田村・金澤村・今里村合六ヶ村御宿村々社八幡神社ニ於テ大祓式執行、終テ説教一席宛、柏木瀧十郎君出勤。

同日 日和、夕方大雷降雨。佐野村々社八幡神社ニ於テ大祓式執行奉務、終テ説教一席宛。村数石脇・佐野・久根・公文名・稲荷合五ヶ村柏木氏奉勤、説教拙者并神道教導職岩崎佐十郎殿・水口傳平殿合三席。

同日 日和。富沢村々社愛鷹神社ニ於テ、富沢村・定輪寺村・大畑村合三ヶ村大祓式執行ニ付奉務、神道教導職試補公文名村宮崎欲良殿奉勤執行、終テ各説教耆席宛、夜ニ入帰宅。

七月七日 日和。静岡県庶務課兼学務課蜂屋少属殿学区回視ニ付、茶畑村潤身館迄

※松井謙治（一八五四—一九二六年、深良村）
安政元年一月二五日生まれ。松井家は、代々深良村西分の庄屋であり、深良村ほか三ヶ村の陣屋の役人をも兼ねる旧家であった。『日記』当時は副戸長、町村制施行後、初代深良村村長（明治二年七月—三年五月）をつとめる。大正元年一月八日没。

※松井榮枝（永賜）（？—一八九九年、中畑村）

元熊本藩士、儒者広瀬淡窓の門下生。甲州で私塾を開いたのち、明治六年に中畑村に移り松井家を継ぎ、塾を開いた。同八年に印野村に立身舎が開設されると教員として迎えられ、翌年一〇月には訓導に任命された。一三年に組織された御殿場地域の演説社岳東社の会長、一五年には印野村に琢進社という夜学演説討論の結社をつくる。その後、玉穂村村長。中畑村の善龍寺門前に筆子塚がある。

参り御同伴相成、夫より公文名村甘静舎・佐野村誠求舎御順視相濟当方御泊り。

同日 八日 降雨。御宿村行餘舎御回視濟、夫より今里村仮小学校所・下和田村仮小

学校所御順視、同所専修院昼飯、須山村求放舎御順視、戸長勝田三平殿方ニ寄。

追々大雨ニ成、印野村江罷越途中野道大雨ニ而大ニ難洩致、右同村仮学校ニ御立

寄、教員足柄県貫属内田萬造と申候。副戸長北畑ニ而勝又七蔵と申候。中畑村校

文舎ニ寄、教員同所松井榮枝と言。同村副戸長勝又元八殿泊り。右御順視ニ付拙

者附属。

七月九日 降雨、夕方日和ニ成。

勝又元八殿方早天発足、須走村開蒙舎順視仕候処、三月以後教員無之、且浅間神社々務所ニ而設立ニ候得共、現今富士登山参詣中ニ付西寺院ニ引移候旨ニ候得共、休校故場所のみ見視。夫々用澤村精義舎順視、教員足柄県貫属加藤定静と言。此校盛大新築ニ而生徒凡百名計り有之候由。同所副戸長山崎与四郎殿方中飯。同所発足阿多野新田遠藤庄九郎殿別荘ニ而五小区仮扱所江立寄候処、副区長正副戸長壱人茂出席、依之直ニ菅沼村崇廣館ニ参る。教員足柄県貫属菊池寛栗、生徒六拾名計り有之。此処ニ而生土村室伏小八郎殿同伴相成。右仁五小区詰メ副区長兼第十四番中学区取締。夫より三名同道六日市場村自成舎順視、教員静岡県貫属吉田貞一と言他出、殊ニ生徒も時間後レニ付不残帰り申候。生徒凡百拾余名、同所戸長杉山源十郎殿方泊り。

七月十日 日和。楢山氏発足、四小区深沢村明蒙舎、教員足柄県貫属柳沢直行年齢五十

○入昏可申事
△師範学校伝習仕候

○入昏可申事

※授業生

小学校の正規の教員の職名を訓導と称し、教員免許状を有せず訓導に従つてその授業を補助する補助教員を授業生と言つた。

※※渡邊宗齋（一八二一—一九〇二年、御殿場村）

祖父宗因・父宗俊は漢方医であり寺小屋の師匠でもあつた。宗齋は蘭方医学を学び郷里で至誠堂医院を開業するがたわら、寺子屋の師匠として子弟の教育にあたつた。明治七年に御殿場村に明理舎が設立されると、授業生に採用され、幹事試補を兼務した。御殿場上町の庚申寺境内に筆子塚がある。

年位小田原二十日計り前ニ參候由ニ而不在、生徒凡七十五名。御殿場村明理舎、教員足柄貫属村山知定年齡廿七、八年位、生徒凡八拾名、同断授業生渡邊宗齋、同断女授業生坪井むつ年齡三十二、三年位合三名。北久原村麟振舎、教員富士郡蓼原村願応寺住職森山○普堂不在、休校、生徒凡六拾名之由。萩原村集慎舎、教員当県貫属△寺田通一年齡三十三、四年位、生徒凡五拾名。同村副戸長野木昌三郎殿登飯。杉名沢村ニ而四小区扱所ニ立寄副区長小澤理三郎殿・根上林平殿兩人ニ面談、同所副戸長子上昇平殿方泊り。川島田村共和舎、教員当県貫属○加藤貴彌年齡廿二、三年、生徒廿三名、仮学校光源寺。

七月十一日々と和。四小区扱所、杉名沢村天然寺ニ仮建設。同所ニおみて四小区各村不残會議。小学区村組并位置之場所取極メ、静岡県權令大迫貞清殿御名当テ書面取之、来ル廿五日限り開業届ケ出可申旨、副区長正副戸長一同ニ約定仕候。

一、深沢村戸長小宮山儀平治殿依頼、教員月謝七円位を以一名差遣し呉候様被申候ニ付、願書御差出し可被成旨申入候。尤月給八円位御差出し有之度旨申入候也。十二時後同所発足、深良村仮学校西安寺ニ立寄可申と存候処、時間移り生徒引拂ニ付戸長小林治平殿方より直ニ帰宿、蜂屋様御泊り。

一、須山村渡邊隼雄殿子息渡邊民江殿死去ニ付、參り呉候様飛脚參候処、留主中拙者出役先江飛脚之者宿所より被差遣候処、行逢不申候。

七月十二日 日和。須山村渡邊隼雄殿長子渡邊民江殿長病終ニ死去、葬儀ニ付今早天登ル。午後四時葬式、故權訓導渡邊民江行年廿五年十ヶ月明治八亥年七月九日

※※※坪井むつ(御殿場村)
父三太夫は元三河藩士であつたが御殿場村の坪井家を相続し、寺子屋を開いて手習いを授けた。三太夫死後、娘のむつが寺子屋の師匠を引き継ぎ、学制発布後、筆子たちをひきつれ明理舎の授業生となつた。

※※※小澤理三郎(一八二六一—一八九〇年、駒門新田)
文政九年二月一日、駒門新田の名主の家に生まれる。須山村浅間神社の神官である渡辺五郎次真文に師事し、明治六年一〇月には小教院詰の教導職に就任、「敬神愛国」の普及につとめた。六年から一二年まで第一大区四ノ小区の区長・副区長を歴任。明治二三年六月一日没。

※※※※※小学区村組
一小学区を形成する村々。例えば、潤身館であれば茶畑村、麦塚村及び平松新田村が小学区村組になる。

歿。祭主権少講義湯山半七郎、副祭主権訓導柏木瀧十郎。

同 十三日 日和。午前十一時三十分須山より帰宿。

同 十四日 日和。当三小区扱所出席。

戸長役免職願本月五日差出候処、御書下ケニ学区取締申付候上ハ戸長免職更ニ願ニ不及御免ニ相成候儀と有之、右願書共一同ニ御下ケ相成今十四日受取、帰途当所小学校見廻ル。

同 十五日 日和。午後五時頃ヨリ降雨。

村社八幡社月次奉仕、夫ヨリ深良村切久保西安寺ニテ仮学校へ回視、当村行餘舎同断。

七月十六日 陰天、暮合頃ヨリ好降雨。在宿。先般取扱候戸長役場ニ而用候当時不用之品々拂申度、依而ハ組合村々立会ニ付、座敷借用仕度旨申ニ付貸遣ス。則組合村々副戸長中立会。

同 十七日 日和。石脇村々社三島神社大御祭典ニ付奉仕、終テ説教一席。

同 十八日 日和。上ヶ田村々社神明社大御祭典ニ付奉仕、終テ説教一席。神道教導職公文名村宮崎觀良殿同断奉仕、説教一席。

七月十九日 日和。下和田村々社浅間神社大御祭典、宮崎氏頼入拙者兩人奉仕、終テ説教壹席。副戸長杉山伴藏殿方ニ泊。

同 廿日 日和。右杉山伴藏殿方早天出立、須山村渡邊隼雄殿方ニ参り、郷社大御祭典来ル八月七日と確定、戸長勝田三平殿立会。

七月廿一日 日和。在宿、行餘舎江見廻り参る。

七月廿二日 陰天。佐野村誠求舎見廻り序、岩崎佐十郎殿宅ニ伺、夫ヨリ当三小区扱所ニ立寄。

七月廿三日 日和。次男湯山禎次郎召連晚扨出発、相模国箱根庭倉村葛や平左衛門方ニ入湯。

同 廿四日 日和。廿五日 日和、夕方少々降雨。 廿六日 日和。

同 廿七日 日和。宮之原奈良屋ニ参り入湯。午後堂ヶ島奈良やニ参入湯。夕方庭倉ニ帰る。

同 廿八日 日和。

同 廿九日 日和。庭倉ノ葛屋平左衛門方出立。塔之澤テ湯澤右衛門方ニ入湯昼飯、午後二時小田原駅元入谷津当時改緑町三丁目中垣秀通殿ニ着。

同 卅日 日和。小田原市中用足シニ出ル。

同 卅一日 陰天。中垣氏午前五時出発、午後五時帰宿。次男禎次郎儀ハ中垣氏ニ学文修行留学。

本月廿六、七、八日頃小田原表暑九十二度位、塔之澤八十八度位之由、静岡九五、六度之趣、同所より之書中ニ有之候。

八月一日 陰天。

去ル七月卅日御県庁ヨリ御差出し書付卅一日夕当着拜見、左ニ写ス。

権少講義

兼浅間神社祠堂

湯山半七郎

兼十四番中学区取締申付候事

但月給七円付与候事

明治八年七月廿九日

静岡県

御請書

私義

兼十四番中学区取締被申付謹而御請仕候以上

第壹大区三小区御宿村

権少講義

兼浅間神社祠堂

明治八年七月廿九日 湯山半七郎

静岡県権令大迫貞清殿

右御請書八月一日夕佐野村郵便局江差出ス。

八月二日 日和。祠堂六野半殿須山村渡邊氏方ニ昨一日夕御着之心得ニ而、今晚扨
發出罷出候処、御入来無之依而同日夕方帰宿。

同 三日 陰天。社務出張所詰メ。

御祭典奉仕穴野半、渡邊隼雄、湯山半七郎、公文名村神道教導職宮崎觀良、雇須山村土屋佐久太、土屋弁太、御神樂獅子兩人合五名式人

同 四日 少々宛降雨。

平山ノ中川甚藏世子中川弥吉大病ニ付、平癒御祈禱願有之候間、村社八幡宮ニ右御祈禱奉仕、夫より社務出張所詰メ。

八月五日 日和。公文名村甘静舎・茶畑村潤身館・伊豆島田村洗舊舎巡回之處、洗旧舎休校、潤身館之生徒復読中ニ付銘々聞取候処、上等七分下等三分、但今日出校之生徒凡五拾名。夫より定輪寺ニ廻り、早々支校様たり共開校被成度旨申入レ候。午後二時帰宿。夫より行餘舎衆議ニ付参席、夕方帰宅。

八月六日 日和。午後一時ヨリ須山村ニ登ル。明七日郷社御祭典故也。穴野半殿夕昏ニ至リ渡邊氏方ニ御着。

同 七日 日和、折節少々宛降雨。

郷社浅間神社御祭典無滞奉仕。

同 八日 陰天、午後大雨降。

午十二時より渡邊氏出発帰宅、^(原宅)々々後直ニ佐野村岩崎佐十郎殿宅ニ而当第壹大区中神官会議。参出人沼津 神尾長鏡、沼津 長谷川義一、湯山半七郎、香貫 伊藤秀明、八幡 岩崎元功、杉名澤村 子井昇平、六名右会議ハ神道事務分局之支局設置、且分支共局長副局長人撰入札封書分局ニ可被差出旨御達ニ候処、支局設置之資本金更ニ無之、依而資本取立候伺書差出候積リ、且入札夫々差出候事ニ取極メ申候。支局場所当三小区一 大区中央ニ付、拙者ヲ以支局ニ仕度旨一同被申候間任其意申候。帰宅直ニ金澤村小野八郎殿家移ニ付、参リ呉候様願有之候間出席。大雨泊リ九日朝帰る。

八月九日 大雨、夜ニ入終夜之大雨、風無之。

当村方勝又太吉長女登良行年式年二月去七日死亡之処、我等儀須山村出張ニ付、仮葬ニ致し置
今九日罷出都而之祭事例取行申候。昨八日須山渡邊隼雄殿御入来、大雨中逗滯。

八月十日 大雨終日降続く。

同 十一日 陰天。午後渡邊氏御帰ニ成。

同 十二日 陰天、又追々日和成。

当三小区扱所江所用有之出頭。

同 十三日 日和ニ成。社務所詰。

同 十四日 日和。御宿村々社八幡宮明十五日大御祭典ニ付支度、八幡社殿詰。

同 十五日 日和。御宿村々社八幡宮年内一度之大御祭典奉仕。

一、佐野村々社八幡宮大祭奉仕、代理神道教導職右同村岩崎佐十郎。

一、久根村々社八幡宮大祭奉仕、渡邊隼雄併ニ副祭主神道教導職公文名村宮崎觀良。

一、平松新田村社八幡宮大祭奉仕、員外祠掌茶畑村柏木瀧十郎。

一、葛山村々社八幡宮八月十五日年内一度之大祭ニ候処、差合有之延日願申出ル、
聞届ケ申候。

八月十六日 日和。学区用取扱。

当村平山ノ中川甚蔵嗣子中川彌吉病死去、行年廿貳年五ヶ月、学区之儀ニ付多用手
拔難成、依而神道教導職公文名村宮崎觀良殿右葬議執行依頼致ス。然ル処夕陽ニ

※小学読本

文部省が師範学校に編集させた教科書の一つが田中義廉編の「小学読本」(四卷)であり、別に文部省内で編集したのが榊原芳野・那珂通高・稲垣千穎編の「小読本」(五卷)である。前者は、ほとんど米国のウィルソンリーターの翻訳であり明治一〇年頃まで広く使われた。後者は、後半が修身的教材が主なので明治一〇年代に多く用いられた。

※小学入門

明治七年に文部省から刊行された入門教科書。本書は文字の修得を基本としているが、他教科の入門課程をも兼ねる編成になっているため、低学年の教科書として明治一〇年頃まで全国の小学校で用いられた。

至り我等罷出招魂祭相勤メ申候而葬議宮崎氏ニ托ス。

八月十七日 日和。中川甚蔵方靈祭俾ニ托シ置候而四ノ小区学区巡回ニ登ル。差向板妻村副戸長長田文平殿方ニ立寄候処、他出子供計リ。印野村之内丸ビ先小学校ニ立寄。教員他出家内ニ逢候而様子承候処、是迄中畑村ニ教員在勤松井永賜と申モノ当所ニ参り候趣ニ而、拙者共儀ハ方今手明キ之旨被申聞候。且印野・中畑共未夕本開業ニハ相成不申候。夫ヨリ北久原村副戸長田代曾平治殿方ニ寄、御殿場村戸長握美平八郎殿方ニ寄、夕昏ニ至り深沢村ニ罷越戸長小宮山議平治殿方ニ泊リ。

幸ヒ教員訓導試補河村義濟殿一昨十五日当着之旨居合セ、種々申談示ニ及ビ申候。

八月十八日 日和。深沢村位置明蒙館開校立会。今日改正之小学読本ヲ始メ、因テ

小学入門ヲ以テ教育ニ取掛ル。是迄読居候小学授業次第時間外ニ教育之旨約定仕候。午後壹時同校出発、御殿場村位置明理舎ニ立寄候処、方今教員無之授業生渡边宗作・坪井むつ両人のみ。机腰掛ケ御規則之雛形ニ隨ヒ凡五拾脚程新調成、且校所東之方ニ中四間長本家ニ隨ヒ庇新調木口注文仕候旨、戸長握美氏被申聞候。

萩原村副戸長野木昌三郎殿方昼飯之節承候処、同所位置小学校新築中、教員寺田通一殿本月ニ至り暑中休沼津ニ下リ、今ニ不参休校之由也。川島田村副戸長勝又十平殿方ニ寄、同所位置之共和舎生徒両名増候由、教員ハ加藤貴弥差替無之候。

杉名沢村ニ而四小区扱所ニ寄、副区长根上林平殿・小沢理三郎殿兩人ニ面談ニ及。根上林平殿宅ニ泊リ。

八月十九日 日和。兩三日中残暑九十度位。

※幹事・幹事試補
学区取締の補助機関。学制実施当初、
それには規定はないが、学区取締と
協力して学校の庶務、学費の經理、
就学事務や教員採用、試験の臨席、
区長戸長との連絡等を担当して大き
な役割を果たした。

萩原村位置⁽⁷⁾集⁽⁸⁾慣舎村組之内新橋村分鮎沢之郷中不平生事、深沢村明蒙館之方便宜

ニ付右同校江組込相成候様申騒居候旨ニ付、右村戸長勝又久作殿并鮎沢之小前

⁽⁴⁾ 兩人小区扱所ニ呼出し説論ニ及ブ。承服之上引取。依之午後壹時同所出發、

竈新田副戸長勝又幸作殿方ニ寄、教員迅速頼み入可申旨談示ニ及。大坂村副戸長
勝又甚平殿方ニ寄、夫より深良村ニ至候処、夕陽貫信舎退校ニ付、於渡場満員ニ
而橋無之繫橋ニ廻リ夕方帰宿。

同 廿 日 日和。上ケ田村雜社山神宮正遷宮、夕方ヨリ奉仕、夜十時過帰宿。

八月廿一日 日和。村方上半季割、副戸長勝又丈八殿方ニ出席、勘定仕詰ル。

八月廿二日 日和。在宿、社務并学務兩條勤メ。

八月廿三日 日和。手作田畑見廻リ。

同 廿四日 日和。昼中少々降雨。

副戸長勝又丈八方ニ立会、本年上半年季割勘定仕立詰メ、夕方帰宅。今夜半俄ニ病
発、薬服。医師三好玄精殿相招診察請申候。

同 廿五日 日和。病氣籠居。

同 廿六日 日和。病氣籠居。

行餘舎幹事試補之儀ニ付各村副戸長中御出。尤御宿村不参。右試補行餘舎江出勤
之儀ハ、幹事試補西島政平殿日々出務、外六名ハ大畑村より始メ来九月一日施行、
二日置ニ順番名宛出勤、連月十六日ハ総出校いたし、前後壹ヶ月丈ケ之事情取
調可申旨ニ取極リ候由被申聞候。

※五流(龍)大瀧

黄瀬川にかかる五流の瀧のことである。瀧が五条に分かれているところから五流(或いは五龍)の瀧と呼ばれている。裾野市千福と石脇の境にあり、以前は「佐野澤園」の名で東海の名勝地として知られていた。現在、裾野市中央公園である。のち、湯山半七郎の長男柳雄はここに「五龍館」と呼ぶホテルを作っている。

※※結社

小学校は、数村の連合により一校が設立された。そこで学校設立の際には設立結社が組織された。

八月廿七日 日和。下和田村・須山村求放舎小学校巡回、尤下和田村之儀未夕開業

願濟ニハ無之候得共、専修院本堂ヲ以仮設置ニ付様子見届ケ罷越候。夫ヨリ須山村渡邊隼雄殿子息渡邊民江殿五十日神靈ニ付、同人方ニ罷越ス。祭主相勤メ申候。

八月廿八日 日和、夕方ヨリ好雨降。

渡邊氏家督相続人之儀衆評有之、予モ席上ニ加ル。廿九日嫁ヲ以相続ニ取極リ申候。尤子孫ニ至リ血縁之方ヨリ相応之縁組可有之旨談示詰メ相成。右立会人新橋

村高杉太一郎殿渡邊隼雄
実弟也、須山村勝田三平殿・田向勝田惣次郎殿右両家ハ家附・土親族也

屋佐久太殿・我等合五名。

八月廿九日 降雨。四時三十分渡邊氏出発、暮合帰宿。

八月三十日 陰天。在宿、学校用取扱。

八月卅一日 日和。当三小区扱所出席、社務取扱。来九月中村社大祭典之分取調廻達

差出ス、并ニ郷社ハ勿論神武天皇遙拝所五流大瀧（五流）ニおゐて、来九月十七日神宮遙拝式修行之旨廻達ニ及ぶ。

一、佐野村誠求舎生徒親々申出候ニ、壹ヶ月之内十五日丈ケ従前之学文同様、村名附ケ名頭等教育仕呉候様申出候ニ付、結社※※之者勘弁ニも余リ居候間勘考仕呉候様、副戸長杉山角平殿被申出候ニ付、教員ニも相談之上御規則ニ反し不申候様仕度旨挨拶ニ及置候。九月二日教員勝又量平殿・副戸長杉山角平殿兩人ニ誠求舎ニ而面谈、当秋試験檢濟之上ハ習字ニ村名附ケ為学可申ニ取極申候。

九月一日 日和。沼津宿郷宿布や三四郎殿方ニ学務課今井信郎殿御派出ニ付、今早

※出沼
沼津へ行くこと。

朝出沼得御意種々伺申候。右御派出ハ御管内小学校資本金御備向、区长副区长ニ
会議のため也。夜ニ入黄瀬川村海野要一殿方ニ帰り止宿。

今夕字西之条元拾八番御長屋宮沢賢亀殿方ニ伺申候。此仁神山村小学校教員在勤
壹ヶ月給金六円ヲ以取極メ申候。周旋方尾江川知三殿ニ付、同人我等兩人ニ而罷
越候。

九月二日 海野氏出発、堰原新田洗舊舎巡回。右ハ土用前より休校之処、昨日開
校相成申候。夫より佐野村誠求舎ニ廻り、午後帰村。

九月三日 陰天。神山村審問舎教員在校可相成宮澤氏御出ニ付、午後貳時同道神山
村ニ登り、結社武藤源二郎殿宅ニ参る。大坂村副戸長勝又甚平殿立会種々申談示、
来十五日頃右宮沢氏出直し可罷出約定、右ハ器械仕立中殊ニ今日戸長副共出岡中
ニ付、如斯取極メ夜ニ入帰宿。仮学校本国寺之旨申ニ付、右校も見分仕候。

九月四日 雨天。在宿。

同 五日 日和。岩波村ハ公文名村迄御宿村共合五ヶ村、神社改巡回。

同 六日 日和。佐野村誠求舎生徒試験、尾江川知三殿昨五日拙家ニ御出泊り、今
六日道伴出校。夜降雨。

同 七日 陰天、午後四時頃より降雨、夕陽より夜ニ入大雨。茶畑村位置潤身館生徒
試験、尾江川知三殿同伴柏木瀧十郎殿方ニ泊り。

同 八日 日和ニ成、夕方降雨。潤身館、洗舊舎と聯区仕候ハ、盛行可仕候間、是
悲共聯区可被成候か、又ハ潤身館のみニ而も是迄之校所ニ而ハ手狭ニ付、迎も生

徒不殘這入兼候間築造可被成旨、双方ニ申談示候処、芹澤伊三郎殿学校江不参ニ付、今八日同人ニ兩人ニ而参り種々申談示候処、十五日まで日延仕呉候様申ニ付、任其意申候。依而夕方婦宅、尾江川君ニハ伊三郎殿宅前ニ而別れ申候。

九月九日 日和。茶畑村々社浅間神社年内一度之大御祭典奉仕、柏木瀧十郎殿右

同断。

同 十日 陰天。在宿。

同 十一日 雨天。在宿。学事用書認メ布達三、四ノ兩小区ニ差出ス。

同 十二日 日和ニ成。千福村々社十二社宮大御祭典奉仕。

九月十三日 日和。御宿村小学行餘舎生徒内試験。

同 十四日 日和。深良村々社南堀ノ八幡宮大御祭典奉仕、宮崎觀良殿依頼いたし

出勤有之候。此神社之儀村社願落ニ相成、先頃中願差出し候由也。

同 十五日 日和。清酒売捌税上納兼学事用有之、今払暁出爰出岡仕候。

一、葛山村村社八幡宮大御祭典奉仕、柏木瀧十郎・副祭宮崎觀良兩人。

同 十六日 日和。静岡ニ而所々用足し。

同 十七日 日和。神宮遙拝ニ付浅間社ニ参拜。学務課長梅沢様ニ伺申候。御宿紺

屋町也。下八幡町裏通り永田様ニ伺申候。夕方静岡出立由比駄羽根氏ニ一泊。十

八日第壹大区扱所ニ伺申候。

一、神宮遙拝式 須指下和田式、村文々 郷社渡邊隼雄殿奉仕。

一、同断 廿壹ヶ村ハ大瀧ニ而遙拝、柏木・宮崎兩人奉仕。

九月十八日 日和、夕方雨ふる。夕方帰村。

同 十九日 日和。在宿、学事取扱。午後行餘舎見廻り。

同 廿日 日和。深良村貫信舎・御宿村行餘舎巡回。

同 廿一日 日和。公文名村甘静舎生徒試験、依而県庁ヨリ権少属藤本駿馬殿御派出、夕方当方ニ御越一泊。

同 廿二日 陰天、追々降雨。御宿村行餘舎生徒試験。夕方沼津最寄学区取締尾江

川知三殿御出泊り。廿三日上郷江同伴登り、五小区之学校生徒同人試験。

同 廿三日 日和。藤本殿同道深澤村明蒙館ニ登ル。同日右校生徒試験、小学読本八級、七級、上等ニ試験済。御殿場村ふじや伴ニ方泊り。

九月廿四日 日和。御殿場村明理舎試験。萩原村ニ越、副戸長野木昌三郎殿方泊り。

同 廿五日 日和。萩原村集慣舎生徒試験。夕方藤本殿ニハ六日市場村ニ御越、廿

六日須走村開蒙舎生徒試験之積り。尾江川氏御同伴相成□事。拙者儀ハ野木氏ニ泊り。

同 廿六日 日和、今朝少々降雨又夕方降雨。集慣舎他出之生徒兩人、廿五夕方帰宅有之、試験願有之ニ付今朝試験。夫より清水村天倪舎生徒試験済、夫より須山村ニ越、戸長勝田三平殿方泊り。

九月廿七日 日和。須山村求放舎生徒試験、夫ハ渡邊隼雄殿方ニ泊り、神事之儀相談ニ及ブ。

同 廿八日 日和。下和田村学校・今里村小学校両所ニ立寄、午後三時帰宿。

※静岡師範学校

明治八年二月に旧静岡藩学舎を校舎として開校された。校長には江原素六が任命された。そして同年一〇月には静岡市追手町に新校舎が設立され、学校教員養成のための本格的な教育が始まった。

九月廿九日 日和。在宿、小学校之儀ニ付、各校より差出候書付取調。

同 三十日 日和。払曉出発、夕方静岡呉服町^{（マヅ）}町目袋屋ニ着。夜中明方迄大雨。

十月一日 雨天。静岡師範学校開業式被行候ニ付出席。御布達左ニ記

来十月一日師範学校開業式被行候条、適宜出校可有之候事

一、当朝午前第七時出校之事

但礼服着用之事

一、令・参事并諸官員出校之事

一、各校教員適宜出校之事

但礼服着用之者ハ開校式陪席之事

一、午前八時ヨリ午後四時迄四民男女ヲ論ゼス縦観ヲ許ス

右之趣該校教員江可被相達候也

明治八年九月廿日 学務課印

湯山半七郎殿

右開校式相済、夫ヨリ新ガヒ町権少属藤本駿馬殿御宅ニ伺候処、御他行ニ付直ニ
歸り、浅間神社祠官大井菅麿殿方ニ伺、又夫より壱番町布教御掛り鈴木忠吉殿伺、
又夫より三番町少属蜂屋定憲殿方ニ伺、夕昏旅宿袋屋ニ帰る。

十月二日 昨夜より日和ニ成。御庁ニ出頭。学務課御掛リニ罷出種々用弁、午後

袋屋啓次郎方出発、江尻駅京屋源平方泊り。但清水湊箕輪稻荷宮江参詣ニ廻ル。

※永井嘉六郎（一八四五—一九二二年、納米里村）
弘化二年一〇月一四日、永井辰次郎・ちかの長男として納米里村の旧家に生まれる。文久三年家督を継ぎ、一九歳で名主になった。明治初年以來、戸長・地租改正掛など、町村制以後は長泉村村会議員、同村長などを歴任。二五年には県会議員（副議長）に、三一年には衆議院議員に当選した。特に農事改良・農会設置など農村経営に尽力した。大正一一年三月二十七日没。

同日 日和。京屋出立、沼津宿最寄同宿居住士族尾江川知三殿方ニ伺、同入方泊り。此人学区取締也。夜ニ入種々御用向有之、大区長鈴木守久殿御宅ニ伺申候。

十月四日 日和。尾江川氏同伴納米里村史雪舎生徒試験、夜ニ入済。同所戸長永井嘉六郎殿方泊り。

同日 日和。永井氏出立、此処ニ而尾江川様ニ分レ申候。偃原新田小学洗舊舎ニ立寄、并ニ洗舊舎之儀ニ付二ツ屋新田副戸長菅沼良吉殿方ニ寄、午前十一時帰宿。

同日 陰天。在宿、学事取扱。

同日 日和。拙者文庫蔵新築ニ付、地鎮祭仕候。夫より定輪寺村々社桃園社年内一度之大御祭典奉仕。夫より公文名村村社鹿島宮年内一度之大御祭典奉仕、同所神道教導職宮崎親良殿同断。夕昏より降雨、昏テ帰宅。

十月八日 日和。村方可なや勝又忠作殿方祖父茂吉殿一周・祖母可能殿五周靈祭ニ付祭祠。深良村々社赤子神社年内壹度之大御祭典ニ付奉仕。

同日 日和。岩波村々社駒形神社年内壹度之大御祭典奉仕、深良村吉田神社大祭奉仕、右両社共宮崎氏同奉仕。

同日 日和。佐野村誠求舎ニ於テ、当三小区各小学校教員會議触達し置候ニ付出席、左ニ記載通り決定。

各校教員定規之事

一、各校教員連月日曜初日ヲ以テ會議仕、教授方一定ハ勿論百般同一相成候様可
仕事

本日午前八時出校二時退參之事

但會議所之儀ハ各校順番ニ致シ、其当番学舎生徒内試験可有之事

当日烈風雨ニテ步行難成候ハ、二ノ日曜日ニ差延シ可申事

病氣其外不得止儀有之出校難成候ハ、其趣前日書面ヲ以テ隣校之教員江依
頼ニ可及事

昼弁当持參ハ勿論ニ候得共、短日之時節内試験ニ暇取暮ニ及候ハ、土地有合
之品ヲ以テ一宿取賄可申候。尤壹飯金五錢宛之割ヲ以止宿料相払可申事

教員止宿料払候分ハ其学校費ニ可立事

一、議長之儀ハ各校教員投票方ヲ以鈴木直枝選任候事

一、教授書算中弁解難成ハ議長ニ問可申事

一、授業書算中議長難弁ハ師範学校江郵便ヲ以聞合可申候。尤出沼及出岡不仕候
ハ而ハ如何ニ茂難弁儀ハ、左之定旅費ニテ出沼岡可致事

一、出沼旅費日当金貳拾五錢之事

一、出岡旅費道法壹里ニ付金五錢宛、滞在中日当金四拾錢之事

一、旅費之儀ハ各校ニテ割合出金可仕事

但郵便税モ同断割合出金之事

右件々協議之上決定仕候処相違無御座候也

静岡県下第一大区三小区

明治八年十月十日

十五番洗舊舎

教員水口南底

十七番潤身館

教員鈴木直枝

十八番誠求舎

教員勝又量平

十九番連区行餘舎

教員

廿三番求放舎

教員持田誓

廿四番貫信舎

教員本多久尚

十八番之内

甘静舎

教員稻村鉄藏

会議順番左二記載

十一月(洗舊舎
潤身館)

九年一月 行餘舎

九年三月 貫信舎

十二月(甘静舎
誠求舎)

九年二月 求放舎

右壹周之上元二戻順ス

十月十一日 降雨、今晚ヨリ降立。

昨夜求放舎教員持田誓殿并茶畑村柏木瀧十郎殿止宿。兩人共午後御帰ニ成。行餘舎見廻り。夕方須山村渡邊隼雄殿御出泊り。

十月十二日 雨天、午後ニ至りふり止ム。富沢村々社愛鷹神社年内一度之大御祭典、渡邊隼雄殿并茶畑村柏木瀧十郎殿兩人奉仕。半七郎在宿。学校掛り就不就学取調書所々より出候分取調。

同 十三日 日和。在宿、学務及神事取扱。

同 十四日 日和。金澤村々社浅間大神及明神宮両社年内忝度之大御祭典奉仕。

十月十五日 日和。当屋敷鎮守櫻大刀子神及天神宮御遷宮奉仕。文庫蔵棟上ケ湯山氏一統相招申候。

同 十六日 日和。風邪籠居。

同 十七日 日和。払晝発足、四小区萩原村集慣舎ニ於テ、四小区中各小学校教員会議、仁杉村校文舎及ヒ杉名澤村共和舎教員闕席。左之通定規

各校教員定規之事

一、各校教員連月日曜二ノ日ヲ以テ會議仕、教授方一定ハ勿論百般同一相成候様可仕事

但本日午前九時出校式時退參之事

当日烈風雨ニテ歩行難成候ハ、三ノ日曜日ニ差延シ可申事

一、會議所之儀各校番号順ニ致シ、其当番学舎生徒内試験可仕事

※一統(イトトウ)
同族を意味する民俗語彙。東北地方のマキ(マケ)、北関東のイツケなどのように共通の祭祀を持ち、墓地などを同じくする同族団ではないが、静岡県東部では、同族のことをイトトウ(一統)という場合が多い。

但隣校生徒引連レ内試験仕候儀ハ、熟議之上取計可申事

一、教員病氣其外不得止情態有之出校難成候ハ、其趣書面ヲ以テ隣校教員エ依頼ニ可及事

一、昼弁当持參ハ勿論ニ候得共、短日之時節内試験ニ暇取暮ニ及候ハ、土地有合之品ヲ以テ一宿取賄可申候。尤壺飯金五錢宛之割ヲ以テ止宿料相払可申事
但教員止宿料払候分ハ其学校費ニ可立事

一、議長之儀各校教員投票ヲ以テ寺田通一・河村義澄式名撰任候事

一、教授書算中弁解難成ハ議長ニ問可申事

一、授業書算中議長難弁ハ師範学校工郵便ヲ以テ聞合可申候。尤出沼及ビ出岡不仕候ハデハ如何ニ茂難弁事ハ、左之定額旅費ニテ出沼岡可仕事

一、出沼旅費日当金貳拾五錢之事

一、出岡旅費里程壺里ニ付金五錢宛、滞在中日当金四拾錢之事

一、旅費之儀各校ニ割合出金可仕事

但郵便税茂同断割合出金可仕事

右条件協議之上決定仕候処相違無御座候也

静岡県第壺大区四小区小学

第廿五番大成舍 教員 内田萬藏

第廿六番天倪舍 教員 遠藤一郎

第廿七番共和舍

(34)

第廿八番番問舎 宮澤賢亀ミヤノノ

第廿九番立身舎 教員 松井永賜

第卅番集慣舎 教員 寺田通一

第卅一番明理舎 教員 渡部宗齋

第卅貳番校文舎 教員 〇〇〇

第卅三番明蒙館 教員 河村義澄

教員

十月十八日 日和。昨夜萩原村副戸長野木氏ニ泊。今朝新橋村之内鮎沢最寄之学齡
壹名集慣舎ニ出、其外ハ不残深沢村明蒙館ニ出候由。尤右年齢之内壹名病氣ニ付
不就学之由之処、幹事試補及ヒ結社之者、明蒙館江旧高戸數共都而鮎澤不残分轄
仕度旨誣而申立候趣を以説諭仕呉候様、集慣舎掛リ之正副戸長及幹事試補より内
願有之候間、鮎澤幹事試補結社兩人野木氏宅ニ呼説諭ニ及ヒ、我等申意ニ随ヒ可
申ニ挨拶有之候。午前十時出立、仁杉村校文舎ニ參ル。同所副戸長伊倉守太郎殿
方昼飯、御殿場村明理舎・深沢村明蒙館巡回、御殿場村富士屋伴次方一宿。
十月十九日 日和。ふしや出立、印野村立身舎ニ參ル。同校六級生六名試験。長塚
村戸長勝又長次郎殿へ一宿。

同 廿日 日和。勝又氏発出、須山村渡邊隼雄殿方昼飯。同所求放舎、下和田村・
今里村学校巡回、夕方帰宿。

同 廿一日 日和。風邪籠居。

同 廿二日 日和。前日同断。

同 廿三日 日和。前日同断。

同 廿四日 日和。前日同断。

同 廿五日 雨天。前日同断。夜降雨。

四小区萩原村小学校集慣舎学区組村之内

幹事試補、二枚橋村 勝又嘉平治

同断 茱萸沢村 芹澤長吉

同断 新橋村之内 梶半治郎

同断 字鮎澤 同所 内海市五郎

同所 小前惣代 勝又七郎 合五名

本日午後尅時当方ニ参ル。右集慣舎掛リ左ニ

一、字鮎沢最寄之儀幹事試補及ヒ結社合三名之内

一、集慣舎附キ 結社 勝又与平

一、深沢村 明蒙館附キ 結社 内海市五郎

一、右両校江隔番勤メ 幹事試補 梶半治郎

但幹事試補名義ハ集慣舎掛リ之事

右鮎沢最寄之儀、生徒名集慣舎ニ差出し、其余ハ明蒙館江生徒差遣し候間、結

社右両校名宛相附ケ、幹事試補ハ右両校之幹事試補之半減宛出勤可仕、左候得

ハ都合并合之勤務ニ相当候事。右之通申談示候処、双方納得仕候処相違無御座候。

為後証記載仕候也。

明治八年十月廿五日

十月廿六日 日和。風邪籠居。

同 廿七日 日和。右同断。文藏庫新打。

御宿村之儀式度目ニ神葬祭相願濟之者、仏祭ニ願下ケ仕度旨申出候処、日本固有之神道復古ニ立戻リ候儀を、猶異邦之仏祭ニ相成度と申候儀不成容易不都合之旨、渡辺隼雄殿・岩崎佐十郎殿・湯山平治郎殿三名ニ而、湯山彦作殿を以村方之者江説論ニ及候処、以来謝儀金式錢を以神葬取行呉、且湯山半七郎方ニ葬儀願出候節本人外公用等差合之節ハ、同人方より外神道教導職江依頼仕呉候様申出候間、任其意聞濟取計候旨、廿八日朝右三名より御咄有之候ニ付、承知仕候旨挨拶仕候。

元神葬祭左ニ湯山半七郎・湯山平治郎・湯山直次郎
湯山彦作・湯川関太郎 五名

十月廿八日 日和、夕方より降雨。風邪籠居。

同 廿九日 日和ニ成。風邪籠居。

天朝節取越休暇。御宿村新田子神社・山神社合祠
御祭典奉仕柏木瀧十郎

同 卅日 日和。風邪籠居。

同 卅一日 日和。前日同断。

十一月一日 陰天、午前十時頃降雨。風邪籠居。

十一月二日 日和。前日同断籠居。

同 三日 陰天、夕方日和ニ成。前日同断。

※湯山柳雄（一八五六—一九三二年、御宿村）

安政三年二月二六日、湯山半七郎・美代の長男として生まれる。父のおこした行餘舎を發展させ、明治一五年嶽南学校の開設に尽力した。大庭唯吉・榊研三らとともに愛郷社を設立して政治思想の啓発につとめ、国会開設の請願、岳南自由党の創立などに奔走した。また、佐野五龍の瀧に五籠館を建てたのでも知られる。『日記』に柳太郎とあるのは柳雄のことだと思われる。

同 四日 日和。前日同断。

同 五日 日和。前日同断。

同 六日 日和。前日同断。

六日、御宿・千福両村分、御宿村八幡社前ニ於テ、耶蘇教ニ入申間敷誓紙連印取申候。我等病氣ニ付、渡邊隼雄殿一名此前度村々順押ニ連印取申候。尤収之時節農家繁務ニ付、夜分ニ連印。

十一月七日 日和。御宿村行餘舎ニ於テ、三小区中各校教員會議之處、病氣ニ付代倅柳雄差出ス。

同 八日 日和。病氣籠居。

倅柳雄・千福村横山瑞平殿子息横山謙語殿兩名、用澤村精義舎まで、小学教員青嶋富五郎殿迎ニ登る。

同 九日 日和。病氣籠居。

夕方行餘舎教員青嶋富五郎殿、前日迎申候兩人同伴当方ニ着、泊リ。

同 十日 日和。前日同断。夜降雨。

行餘舎開業。自身鳥渡推参。

同 十一日 雨天、夕方日和ニ成。前日同断籠居。

十一月十二日 日和ニ成。自身風邪籠居。

同 十三日 日和。行餘舎江見廻リ。

昼後籠居。夜降雨。

同 十四日 雨天。日曜ニ付竈新田大成舎ニ於テ、四小区中小學教員會議有之候處、病氣ニ付不參。千福村大ノ西島太平殿及ビ同人世子西島順平殿、親子之中不睦候ニ付、右兩人并ニ心配致居候中野友藏殿合三名当方ニ相招、親子之申分聞取候上、双方ニ説論を加ヘ熟和相成、順平殿夫婦を以相続仕候旨ニ決定仕候。且順平殿妻之披露迅速可仕候事。

同 十五日 日和。風邪籠居。

同 十六日 日和。前日同断ニ候得共、行餘舎江見廻リニ參る。

同 十七日 日和。前日同断之處、右同所ニ行。

同 十八日 日和。前日同断之處、右同所ニ行。

十一月十九日 日和。前日同断之處、行餘舎江見廻リ申候。

同 廿日 日和。前日同断籠居、行餘舎見廻る。

同 廿一日 日和。前日同断、右同断。

同 廿二日 日和。前日同断、右同断。

同 廿三日 日和。社務所用及ヒ学区用取扱。

同 廿四日 日和。沼津ニおゐて学区會議有之處、気分勝れ不申候間、同僚江尾川（尾江）

知三殿方ニ依頼状差出ス。

同 廿五日 日和。深良村貫信舎・公文名村甘静舎・佐野村誠求舎巡回。今日生徒、

貫信舎七十六名、甘静舎式拾名、誠求舎四拾三名。

同 廿六日 日和。学区巡回ニ罷出候處、二本松新田ニおゐて静岡県十二等出仕今

井信郎様ニ得御意、種々伺申候。夫より堰原新田洗舊舎今日出席生徒拾八名、茶畑村潤身館生徒出席三拾八名、右両校巡回、夕方帰宅。

今朝湯山平治郎殿方土藏普請ニ付、地鎮祭出仕。

十一月廿七日 日和。小学区巡回、神山村審文舎出席生徒三拾四名、十一月十六日内試験、上等八級十二名、下等八級九名。中清水村天倪舎出席生徒五拾八名。夜ニ入帰宿。

同 廿八日 日和。

同 廿九日 日和。

同 三十日 昨夜より降雨。

十二月一日 日和ニ成。麦塚村々社見目神社年内一度之大御祭典奉仕、柏木瀧十郎殿同断。今朝当社社八幡宮奉仕。

同 二日 日和。上之原ニ所持山林見廻り行。

十二月三日 昨夜より降雨。

同 四日 日和。

同 五日 日和。佐野村誠求舎ニ於テ、当三小区中小学校教員會議有之ニ付出席。

家日待いたす。村方不残、他村子分[※]及ヒ懇意之方々相招申候。

同 六日 日和。郷村社祠掌御免願左ニ記ス

※子分(コブン)
鉄漿親に對するコブン(子分)の人々を意味する。

郷村社祠掌免職願

私儀

郷村兼村社祠掌及第十四番中学区取締拜命仕、難有兩職共勤務仕候処、近頃多病ニ相成、奔走不得自由候間、時々祭祠闕席勝ニ而、敬神之大道を失し職掌不相立神慮如何と恐縮仕、加之近隣神葬祭數十戸有之、葬儀靈祭等ニ茂追々不勤ニ成行、衆人差支を醸し可申と深苦心仕、右兩職在勤候而ハ身心裨補難成候。依之祠掌御免被成下度此段奉願候也。

明治八年十二月

第壹大区三小区

駿東郡御宿村

湯山半七郎

静岡県権令大迫貞清殿

十二月七日 日和、追々陰天ニ成、夜降雨。

同 八日 雨天、尤小雨也。

伊豆島田村新田堰原ノ洗舊舎生徒試験ニ付派出、暮ニ帰宅。昨七日湯山平次郎殿婚礼、出会申候。豆州長伏村杉山織太郎殿娣也。

同 九日 日和。沼津宿本町元問屋庄右衛門方旅宿先ニ而静岡神道分局派出三浦

弘夫殿・坂廣雄殿兩人より書付ニ付沼。四小区郷社祠官本田瑞穂殿・沼津宿郷

社日枝神社祠官長谷川義一殿・千秋トウキ殿合四名出席、其他不出席。會議之趣第

壹大区中神道支局沼津ニ置候事。

十二月十日 日和、夜ニ入降雨。

夜ニ入沼津より帰宿。

同 十一日 陰天。当村方所持地小作御蔵入米、拙者方蔵ニ取呉候様村方より願ニ付、今十一日貢租米取立申候。立会副戸長勝又丈八・村用掛り勝又弥十郎。祝日
千福
村中野友蔵殿孫
被招夕方より参る。

十二月十二日 日和。中清水村小学天倪舎ニおゐて、四小区中小学教員會議ニ付出席。内試験も有之。夕方駒門新田小沢理三郎殿方ニ参り一宿。

同 十三日 陰天。天倪舎生徒内試験、暮合ニ至り済。七級六名。八級五十五名、不参八名、合六拾九名。同所戸長鈴木藤平殿方泊り。

十二月十四日 日和。竈新田大成舎生徒内試験ニ付、立会願ニ付同校ニ夕方迄詰合、夫杉名沢村副戸長子上昇平殿方ニ止宿。

同 十五日 日和。杉名澤村共和舎生徒教育方二時間余見視。夫より萩原村集憤舎ニ立寄、同所副戸長野木昌三郎殿昼飯。御殿場村明理舎ニ立寄、教育方見視。深沢村明蒙館ニ参、数学教授中夕暮ニ相成、同所戸長小宮山儀平治殿方止宿。

同 十六日 日和。小宮山氏ニ而昨夜今朝共御馳走ニ相成、席上鮎澤最寄之者明蒙館江結社名及ヒ幹事試補名ハ集憤舎と両校江出席可仕ニ取極候儀申入レ候。仁杉村校文舎ニ巡回、夫より印野村立身舎ニ巡回。夜ニ入須山村ニ趣、渡辺氏ニ止宿。

十二月十七日 日和。須山村求放舎教員家内病氣ニ付当時休校。下和田村飯小学校ニ立寄、夜ニ入帰宿。

同 十八日 昨夜より降雨。当村行餘舎小試験ニ付立会。

同 十九日 日和。前日小試験残り之分今日小試験立会、正午迄ニ済。

急廻状を以申進候。陳ハ当十二月大祓式執行ニ付而ハ、例之通雛形壺戸ニ付壺枚宛之割を以差上ケ申候。被成御受取小前無洩御渡し被下、家族不残身体を撫デ、其上迅速御取纏メ来ル廿五日限り、社務出張所ニ御差出し可有之候。

但、雛形を 郷社前ニ備へ置、過子犯ス処ノ罪穢を被ヒ清ムル執行ニ候間、右等小前江御触達し可有之候。

一、卅一日大祓式執行ニ付、參詣之儀ハ適宜ニ候事。

此廻達村名下ニ御請印之上至急順達、留りより御返却可有之候也。

明治八年十二月十九日 第壹大区三小区
郷社 社務所

千福村 御宿村 葛山村 上ケ田村 金澤村 今里村 下和田村 須山村 合八ケ村

大畑村 定輪寺村 富沢村 元水窪村 伊豆島田村 二ツ屋新田 平松新田 麦塚村 合八ケ村

石脇村 佐野村 茶畑村 公文名村 稻荷村 久根村 深良村 岩波村 合八ケ村

右村々正副戸長御中

追而入費之儀左ニ割合候間、雛形御届ケ之節御出金可有之候事。

十二月廿日 日和、昨今あら吹。

明廿一日出岡ニ付種々取調。

同 廿一日 日和穩也。午前六時発足出岡。第壹大区ニ立寄、出岡ニ付御用向伺候處御用無之旨ニ付、直ニ罷出鈴川村甲州屋昼、夜午後五時三十分静岡兩替町^{三ツ}町目中之店田村平七方ニ着。

十二月廿二日 日和。御庁ニ出頭、新公債利子夕方受取。学務課御掛り出、種々御用向申上、及ヒ布教御掛りニ出、教法向申上種々御伺申候。夜降雨。

同 廿三日 日和。御庁学務課ニ出頭、種々御用向申上、猶種々伺済。神道分局中教院ニ出頭。帰路師範学校ニ伺、当小区区費生徒^三大庭唯吉殿ニ面謁。猶夫より江川町魚萬方御旅宿先江原素六殿ニ面謁。

同 廿四日 日和^{五時四十分出立}。払曉中之店丹平方出発、沼津駅士族学区取締尾江川知三殿宅ニ

伺、用足し候上御馳走ニ成。川廊町ニ而岩崎佐十郎殿同伴ニ相成夜中帰る。猶岩崎氏ニ而御馳走ニ相成、夜九時四十分帰宅。

十二月廿五日 日和。在宿、行餘舎ニ見廻ル。

同 廿六日 日和。在宿、社務取扱。

同 廿七日 日和、夜降雨。

同 廿八日 雨天、今朝南風甚し。

同 廿九日 日和。社務取扱。十二等出仕今井信郎殿、当三小区扱所江学校資本献

金之儀ニ付御入来之趣ニ付、出席仕候處御入来無之、夕方帰宅。

同 三十日 日和。うた久保ノ勝又おきん殿母およね殿長病之処昨廿九日死去、行

※大庭唯吉(一八六三—一九四五年、石勝村)

文久三年、大庭弥四郎信正の次男として生まれる。柳沢文溪の教えを受け、静岡県立師範学校を修了後、巡回教師として教育の振興に励む。その一方、湯山柳雄らとともに郷党有志を集めて愛郷社を組織、岳南自由党にも加わった。のち、教職を辞め、政治思想の普及を目的として全国を遊説し、自由民権運動に活躍した。その思想については、大庭景伸氏の紹介「大庭唯吉の思想と生涯」がある。

年七十壹年八ヶ月、深良村新田廣瀬藤七亡長女也。

右ニ付半日支度致し申候。我等差合ニ付、公文名村宮崎親良殿依頼代理ニ遺す。葬議執行仕候。昼後小区ニ出席仕候処、今井信郎殿御入来有之候。夕方帰宿。

十二月卅一日 日和。在宿。

明治九年一月一日 日和。

村社八幡宮、新田ノ山神相殿、山神宮、合三社参拝。夫より当家代々之墓所参拝。同姓内年頭回勤、湯山惣了殿、湯山平次郎殿、両家ニ而御馳走ニ成。

同 二日 日和、夕方あら風ふく。

同 三日 日和。郷社須山村鎮座 浅間神社元始祭奉仕ニ付登る。無滞奉仕。渡邊 隼雄殿宅ニ止宿。

同 四日 日和。渡邊氏正午出立、帰宅。

同 五日 日和。学務取扱。

同 六日 陰天、午前十一時頃より雨ふり立。学務及ひ社務両用取扱。

次男湯山禎事、去八年十二月廿四日帰宿、今六日伯父叔父兩人去二日御入来之処 帰宿ニ付同伴為致、小田原駅緑町三丁目中垣氏江学文修行差遣す。

一月七日 日和。当御宿村行餘舎始業ニ付出席。幹事試補西島政平殿同断、金沢村 副戸長永田源七殿出席、其外幹事試補及ヒ結社出席無之候。教員青島富五郎殿御 誓文読上ケ祝酒一同江差出入。開席。

一月八日 日和。当三小区郷社祠官宍野半殿方二年甫状郵便ニ差出ス。住所東京飯倉狸穴町十七番之式番地

同 九日 日和。御宿村行餘舎ニおゐて、当三小区中小学教員初会議ニ付出席。今里村今里舎教員不参、下和田村開昇舎、公文名村甘静舎、右両校教員風邪ニ付不参。以来行餘舎を以会議所と取極メ申候。但毎月初ノ日曜日と定メ生徒小試験ハ会議之時ハ廃シ候事。

一月十日 雨天、夜少々降雪。

村方八年之役割ニ付、副戸長勝又丈八殿方ニ立会、夜ニ入帰る。

同 十一日 降雪。在宿、学務取扱。

同 十二日 日和、降雨(1)凡(2)式、三寸。午前八時出発、杉名澤村共和舎教員会議出席。

十一時着。積雪凡六、七寸。出席教員、仁杉村校文舎教員佐野良孝殿・中清水村天倪舎教会遠藤一郎殿・御殿場村明理舎教員坪井むつ殿。神山村審問舎教員宮澤(3)病氣之旨使参る。其他不参。生徒授業のみニ而相仕舞、来十六日再会之積り(4)

約定。川島田村永井長三郎殿方泊り。

同 十三日 日和。永井氏午前九時五分発足、萩原村野木昌三郎殿方ニ寄、学校之様子承り候処、教員寺田通一殿深雪故御帰校無之、依而始業不仕旨被申候。仁杉村校文舎ニ巡視、須走村副戸長小野庄五郎殿ニ寄、夫より梶与三殿方ニ参り止宿。

一月十四日 日和。開蒙舎生徒小試験願有之滞在、六級拾名、七級四名、八級十四名、総計廿八名。午後ニ至り試験始メ六時仕舞。

同 十五日 日和、季候緩ム。梶氏午前九時廿分出発、用沢村精義舎ニ参る。同所

昼飯、夫より菅沼村崇廣館ニ巡回、同所戸長湯山八百吉殿方ニ止宿。

同 十六日 陰天。湯山氏方午前九時廿分発足、崇廣館ニ立寄、生徒教授之様子を

見、及び竹之下・桑木・新芝之三ヶ村共竹之下ノ支校を廢シ当崇廣館ニ生徒一同
出校仕候様いたし度旨、竹之下村幹事試補鈴木桂三殿へ申談示候処、小前不同意
之趣被申候。依而ハ竹之下村ニ派出小前江説論可被成下度願有之候間、当方申入

候義ハ、先正副戸長始幹事試験ニおいて、学齡就学ハ勿論本校ニ生徒差出し候様論
説有之度、猶其上来二月拙者巡回之節派出致し、一同江説論ニ可及旨申入レ置候。

夫より藤曲村成美舎ニ巡回、教員足柄梶貫属飯野當章教授之様子見請、午後二時
出發、六日市場村戸長杉山源十郎殿止宿。同所自成舎教員欠校。授業生字佐美英。

一月十七日 日和、夕方少々霰降。午前十時杉山氏出發。自成舎ニ参教授を見請、

夫より深沢村明蒙館ニ参、同所戸長小宮山儀平治殿ニ而昼飯、就学説論之議有之、
同人方止宿。教員河村義澄君今夕帰校。始業ハ授業生在勤、十八日より河村氏出校。

小宮山宅ニ而同所副戸長内海 殿ニ面謁。

一月十八日 日和。午前十時小宮山氏發足、明蒙館ニ立寄授業を試み、午後十分出
立。御殿場村戸長握美平八郎殿方ニ寄、教員置候様申談示、同人方ニ而昼飯、同
所明理舎ニ立寄。罷出候幹事試補ニも教員置候様談示ニ及ブ。然る処戸長始メ月
給金八円を以、算術共教授仕候様願度旨被申候。新橋村高杉太一郎殿宅ニ寄、同人
儀不在ニ付家内江幹事試補永勤仕呉候様申置。夫杉名澤村共和舎ニ寄、去十六

日會議之様子承り、同所副戸長子上昇平殿宅ニ止宿。

一月十九日 陰天。同所副区長根上林平殿方江、県官十二等出仕今井信郎殿、各小学区資本献備金之儀ニ付御派出。止宿ニ伺ニ罷出、小子受持場小学形況詳細申上候。後同所小学共和舎ニ参り、生徒進否を試み、其上幹事試補及ヒ結社ニ、今井君より厚世話致し、且当天然寺ハ無住無旦之儀ニ付、迅速廃寺願出猶小学校ニ可願出旨、御説諭被下候。右ハ天然寺を以仮小学校ニ付如此。右申渡し候趣、副区長根上氏・副戸長子上昇平殿兩人ニハ、拙者より右之趣呉々申入レ候。午後二時ニ至リ根上氏発出、同人門先ニ而今井君ニ分レ、御同人ハ御殿場村ニ御越相成、拙者ハ竈新田大成舎ニ巡視、夫より中清水村戸長鈴木藤平殿ニ止宿。夜八時天倪舎学区組中山村副戸長小澤九平及ヒ幹事試補・結社等、止宿ニ呼出し候処、幹事試補末夕表向願出不申小沢九平、結社勝又惣次郎兩人罷出候ニ付、申聞ケ候儀ハ、当天倪舎生徒其村就学之者、何故ニ当一月始業ニ而も一名も不差出候哉、且小学入費も差出不申趣、甚夕不都合之儀ニ付、明廿日拙者滞在致し、就学見届ケ可申旨申渡候。右ニ付廿日天倪舎ニ巡回之節、中山村生徒一同召連レ、前夜之兩人罷出候。依之御派出先今井信郎殿方ニ、中山村就学生徒廿日就学、及ヒ去八年入費割等可差出旨承服仕候旨、書面ヲ以申上候。尤学齡之者去十二月迄不就学之者ハ、方今就学迄ニ不立至旨迄申上候。

一月廿日 日和。天倪舎ニ巡視。一旦鈴木氏方ニ帰り、午後二時同人方出発。神山村審問舎ニ巡回可仕と存候処、豈計ン哉、教員沼津ニ下リ文通申越候儀者、寒威

※今井半太夫（一八四〇—一九〇九年、賀茂郡熱海村）

天保五年一月一日、御宿村湯山吟平の次男として生まれる。半七郎の実弟にあたる。安政五年賀茂郡熱海村の今井半太夫の養子となり、家督を相続する。明治四二年一月一日没。

※長栄講

渡辺隼雄（須山）、松井謙治（深良）、湯山半次郎（御宿）など駿東地域の豪農七名とともに行っている金融的な講である。一八七七年（明治一〇）一月二一日にも「長栄講」出席の記述がある。

一八七八年（明治一一）六月環融社となり、一八八三年（明治一六）御厨銀行に発展している。

故在校難成旨断之趣、同所副戸長武藤卯三郎殿方被申聞候間、無摺儀ニ付迅速後之教員可被差入旨申渡候。六時帰宅。伊豆国熱海浦今井半太夫殿今夕御入来有之、廿三日帰る。

一月廿一日 陰天。在宿。

同 廿二日 陰天。在宿。雨ふり立。

同 廿三日 陰天。在宿。

同 廿四日 陰天。長栄講立会、当番湯山彦作殿ニ出席。

同 廿五日 陰天。前日同断出席。

同 廿六日 寒雨。渡邊隼雄殿御入来有之。社務用取扱。

一月廿七日 降雨雪、夕暮ニ至りふりやむ。積る事凡六七寸。

同 廿八日 陰天、追々日和ニ成。社務用学事用両様取扱。渡邊氏雪中被帰候。

同 廿九日 降雪、又午後雨ニ成。社務用学事取扱。

同 三十日 日和。暮合静岡県十〇等出仕今井信郎殿、五小区より御帰り着。

一月卅一日 日和。今井様同伴深良村貫信舎・公文名村甘静舎・佐野村誠求舎ノ三小学校巡回。右各校江其学区組村正副戸長及ヒ幹事試補、結社不残召集之上御説諭之趣、学齡之者六歳以上、就学可為致旨天朝より度々之御布告、随而県庁ニ而も度々就学可為致布達仕候得共、兎角不就学之者有之、右ハ人道ニ有間敷儀ニ付、学齡之者必ス就学可仕旨小前無洩説諭可有之、万一心得違申張候者有之候ハ、呼出し説得可仕、猶極困窮ニ而就学難為致者ハ其実情書面を以可申出、県庁ニおゐ

須山村求放舎教員持田誓殿止宿

今里舎教員当県實屬士族和田永五郎

て就学仕候丈ケ之手配リハ致し遣し可申旨、御申聞ケ有之候。午後四時帰宿。

二月一日 陰天。当三小区扱所におゐて、各小学校資本積立之儀ニ付参会有之。

今井様御出席、拙者茂出席、夕方帰宿。

二月二日 陰天。平松新田^{洗舊舎}連区^{未夕表向連区之}巡回之处、正副戸長之内茶畑村・

麦塚村・平松新田出席、并ニ茶畑幹事試補山本平七・麦塚村幹事試補勝又藤藏出席、
其余更ニ出席無之ニ付午後四十分帰る。直ニ行餘舎ニ巡回、学区組各村副戸長并

ニ幹事試補共出席。学齡之者就学可為致旨申渡ス。葛山村ニ而私学不相成旨、出
席之代理半田半三郎・塩川甚平・杉本直平三人ニ申渡ス。引續キ^{洗舊舎}潤身館^{資本不備}之副戸長・

幹事試補等罷出候ニ付、就学云々之旨申渡。中山村小前之者十五名資本献備之儀
ニ付、同村兼戸長中清水村戸長鈴木藤平殿差添罷出候処、説諭有之、少々宛減事
之上夫レ御請印ニ及候。当三小区各校教員召集、教育方法御談示有之、出席青島^{行餘舎}

富五郎・鈴木直枝^{潤身館}・持田誓^{求放舎}・本田久尚^{潤身館}四名出席。右御談示之趣、連月定日ヲ立、
三・四・五ノ三小区中之中央ニ而教育會議所を設度旨ニ御座候。

二月三日 陰天。今里村今里舎・下和田村開昇舎・須山村求放舎右三校御巡回ニ付
御同伴仕候。右今里舎幹事試補及ヒ結社中江、学齡就学可為致旨資本金之儀厚ク
御説諭済之上、下和田ニ越、前同断御申渡有之。須山村之儀ハ小前不殘立会ニ付、
前同断就学学資本献備金之儀、厚ク御説諭有之候。

同日 祈年祭定休 日和。勝田氏午前十時四十分出發、同人門先ニ而今井様ニ
御暇申上ケ、自分ハ夫より渡邊氏ニ越 郷社浅間神社ニ奉仕可有之处、勝田三平

※山田大夢（東沢田村）

江原素六・角田真平・名和謙次らとともに演説結社沼津観光社を組織、北伊豆・駿東郡南部で活動した。

※※横山健吾（一八五八一—一九四二年、千福村）

安政五年七月二三日、愛鷹牧士横山瑞平の長男として生まれる。明治八年、行餘舎の助教となり、一五年より千福村会議員、二二年以降は富岡村村会議員・議長・助役・村長として活躍。五一年間にわたって公職をつとめ、昭和一三年には自治制発布五〇周年記念全国表彰を受けている。また愛鷹山の民有引戻運動に尽力するかたわら、自宅に夜学校を設けるなど農村子弟の教育にも意を用いた。

※※※小学伝習教員

学制実施当初、近代的教授法の普及を進めるため、正規の教員を選んで各地に派遣し、地方の教員指導に従事させた。

※※※正則

府県では、東京師範学校の小学教則に準拠して府県の小学教則を定め、これを正則と呼んだ。そしてこれ以外のものをすべて変則と呼んだ。

殿方去一月十二日息女死亡ニ付、昨今之穢火ニ触レ候間、渡辺氏と相談之上、今日之祭事ニ携リ不申候。乍併滞在之儀ハ、求放舎資本献金之請印證書可取ため、今井様御申聞ケニ付滞留也。

二月五日 日和、昨四日午後より寒威一層加り候。午前九時三十分渡邊氏出発、尤隼雄殿同伴。十時三十分帰宿、夫より直ニ当三小区扱所ニ出席。右者小学校資本金之儀及ヒ神道教導職衆会ニ出席仕候処、教導職不参勝ニ而決定不仕、唯説教定日連月十六日ニ取極リ申候。渡邊氏当方ニ止宿。去四日学区取締兼巡回教師山田太夢殿止宿之処、我等留守中ニ付上郷ニ被登候由也。

二月六日 日和。当行餘舎ニおみて当三小区中中小学教員衆会ニ出席。行餘舎教員青島富五郎殿・助教横山謙吾殿・潤身館教員鈴木直枝殿合三名出席、外一同欠席。依之寒く帰宿。山田太夢殿行餘舎ニ御出、夕陽当方ニ止宿。行餘舎出席教員評儀之上、本月廿日後ニ至り衆会可仕旨廻達ニ可及ニ決定、尤廻達之儀ハ鈴木氏方可差出事。山田氏方談示有之、四・五ノ両小区教会研習之儀、右両小区中央ニ可仕旨、各教員江相談可仕事、但研習席江山田氏も出席可有之事。右同人より談示有之儀ハ、学区取締巡回旅籠料及ヒ日当給被下之儀ハ、等外三等之官員旅費被下候儀と同様ニ可被成下度旨願上ケ度由被申候事。小学伝習教員小菅君迅速派出、三・四・五ノ三小区小学教員江正則伝習被下度旨、学務課江御談示可被下旨申入候。

二月七日 昨夜より降雨。午前十時より南大風吹出し申候。

山田氏同伴ニ而行餘舎ニ出席。同人儀夫方直ニ帰宿到し度由被申候処、暴風殊ニ

出水ニ付逗留。

二月六日 神道事務分局之支局、沼津駅ニ而第壹大区扱所之脇ニ設立ニ付、第一大区中神官衆会七日開業、依之渡邊隼雄殿一名出召。六百三十九

山田太夢殿出岡ニ付書面を以依頼、左ニ記載

一、正則伝習之教員迅速派出、各校教員江伝習被成下度候事

一、去八年就学不就学及ビ出納其他云々取調書之儀取纏メ、本月十日限り可差出旨御達ニ付、各校江再三至急可差出旨達ニ及候へ共、今以取纏リ不申候間、延

日願上候事

一、*文部省雜誌学区取締江御渡しニ相成候上ハ、私方ニ茂御渡し被成下度願上候事

一、御布告摺物各小学校江御下ケ渡し被成下度願上候事

但第一大区三小区九校、四小区九校、五小区五校

合廿三校位置有之候

学区取締

明治九年二月八日 湯山半七郎

二月八日 日和。学事用取扱。

同 九日 日和。行餘舎巡回。

同 十日 日和。在宿。渡邊氏沼津方帰る。昼飯後御帰りニ成。

同 十一日 紀元節休日 日和。

郷社須山村鎮座 浅間神社ニ奉仕并ニ説教一席相勤申候。渡邊氏方ニ止宿。

※文部省雜誌
文部省や師範学校は、新しい教育過程と教材を作成したがこれらの教材や教材の教え方、その原理や具体的方法が問題となった。そのため文部省は、明治六年から『文部省雜誌』を刊行し、広く欧米各国や邦人による教授論を掲載した。

二月十二日 日和。杉名沢村共和舎ニおゐて、四小区中小学教員参衆、小学読本調候。神山村審問舎教員之儀、昨十一日我等世話を以高木正ナル者差出し候処、今十二日過急故歎不参、其他不残出席。四・五ノ兩小区小学教員變則学研習之儀申談示候処、近日中正則学伝習之教員派出之節、四・五ノ兩小区中教員打合セ、其上定日科目等取究メ申度旨一同被申候。依之五小区用澤村精義舎教員木村蒙殿ニ、右之次第第十六日ニ相談ニ及ブ。此節菅沼村崇廣館教員菊池氏も出席。同所副区長根上林平殿方止宿。去八年就学不就学及ビ每小学校出納其他云々取調書并ニ幹事取極メ方依頼。

二月十三日 雨天。午前九時根上氏出発。御殿場村ニ至リ北久原村副戸長ニ逢、前条就不就学云々之旨申入レル。夫方深沢村明蒙館今十三日日曜ニ候へ共、小試験有之旨ニ付参候処、休校ニ付、五小区阿多野新田ニ而五小区扱所ニ可参と存候処、追々降雪募候間御殿場村ニ帰り止宿。午後二時頃方降雨ニ成止宿、萩原村分勝又宗三郎方。

二月十四日 日和。同所明理舎巡回、此小学江、愛知県之人野田純平ナル者去一月廿一日より在校。夫方大堰村齋藤儀平治殿方ニ寄。阿多野新田扱所ニ寄、種々申談示。藤曲村成美舎巡回。同所副戸長高橋茂十郎方止宿。大堰村齋藤儀平治殿様、相州小田原宿士族字御花畑ニ而松尾佐久太殿女也。

二月十五日 日和。当成美舎ニ寄。菅沼村崇廣館巡回。生徒進歩を試み、七級湯山安太郎・小宮山元二郎・岩田文二郎、八級渡边増吉^{九年}右四人講義とも無疵ニ付、ホ

ットル一本宛遣す。夫右同校教員菊池氏同伴、竹之下村分校ニ参る。生徒進否を試み、八級鈴木佐助ナル者無疵ニ付ポットル一本遣す。外ニ鈴木為三郎・湯山勝五年留月二郎兩人ともポットル一本宛遣す。同所副戸長及ヒ幹事試補呼ニ遣し候處、不在五年或ハ不都合を申、終ニ分校ニ出席無之候。夫右用澤村副戸長山崎与四郎殿方ニ参り止宿。教員木村ニ逢、種々申談示候。来廿日午前十時揃精義舎ニおゐて、正則為読合調候為合之事ニ取究メ申候。

二月十六日 日和。精義舎ニ巡回、今日出席生徒八拾七名。夫より六日市場村自成舎巡回。同所戸長杉山源十郎方ニ立寄、右校教員迅速在校有之候様申談示候。夫右須走村ニ参り、梶与三殿方止宿。

二月十七日 日和。開蒙舎巡回。生徒進否を試み、午十二時ニ至り同所発足。仁杉村校文舎巡回、生徒大ニ減事候間、副戸長伊倉守太郎殿方ニ寄、是まで生徒差出し候父兄呼出し夫々説諭ニ及ヒ、明十八日右就学可為致挨拶有之候。然る処暮合ニ至候間同人方ニ泊り。右父兄左ニ、伊倉喜三郎・伊倉惣三郎・伊倉源作・芹澤文作・勝又廣吉・伊倉甚吾ノ六人。右甚吾ナル者余程強情ナリ。教員ニも種々苦情有之候へ共、説諭、在校ニ承知有之候。

二月十八日 降雨。萩原村集慣舎巡回。夫右四小区扱所根上林平殿止宿。兼而申入置候書上ケモノ取纏メ持参之積り、逗留。

二月十九日 降雪。根上氏ニ逗留仕候へとも、書上ケ取纏り不申、無扱廿一日迄ニ差遣し呉候様申置、午後三時出發、竈新田大成舎巡回。夫より中山村ニ参り、副戸

長小沢九平殿方止宿。当村方之儀、再応就学生下ケ候趣ニ付、就学可為致旨厚ク説諭ニ及候処、廿一日より無相違就学可為致旨挨拶有之候。并ニ分校置度趣願有之候へとも、分校之儀ハ難聞届旨、詳細別ケ柄申論候処聞入レ有之候。

二月廿一日 日和。中山村八時廿分出発、十一時後帰宅。

二月廿一日 日和。行餘舎巡回、午後当三小区扱所ニ出席。

同 廿二日 陰天。去八年就学不就学及ビ出納計算其他云々取調表、今以差出し不申差支ニ相成候間、今廿二日小区ニおゐて取調候上、可被差出旨廻達ニおよひ置候ニ付、則小区江出席。

二月廿三日 雨天。在宿。社務用取扱。

二月廿四日 日和。小区扱所江出席、并ニ佐野村誠求舎巡回、并ニ千福村分所持之田地字松ヶ久保小作賄方鈴木四郎平作り之分、大川端欠ヶ所并ニ道筋ニ可成分見分。同村字郷戸周助作り之分馬入道明ヶ候場所見分。

〔^{実書}二月廿五日より新帳ニ記載 明治九年二月廿四日〕

死亡神葬之者記

御宿村 父兄夫 死亡年月
百五十五番屋敷 死亡 明治七年十一月十一日
湯山平次郎妻 金指志計 三十二年五ヶ月 午後十二時三十分

御宿村 病死 死亡年月
百八十一番 明治八年三月 廿五日午後八時
外川藤治郎母 外川須員 七十年「三」ヶ月 廿六日埋葬

御宿村 非命

連月
奉務表
書上控口

明治八年四月奉務表 第一六区三小區 淺間神社

七度	十四度	奉仕殿
五日	五日	社務所
		出頭
十一日	二度	大小區 所出席
一度	三度	說教
		中院
		出頭
		巡教
一度	二度	取葬
二日		病氣
		忌引
祠掌 湯山半七郎	祠掌 渡邊 隼雄	

明治八年五月奉務表

二度	七度
四日	四日
七度	
十一日	一度
二度	四度
一日	
一度	三度
	四日
	七日
祠掌 湯山半七郎	祠掌 渡邊 隼雄

明治八年六月奉務表

五度	二度
五日	
四度	
十七日	
一度	
	看病 廿八日
祠掌 湯山半七郎	祠掌 渡邊 隼雄

明治八年七月奉務表

十度	
一日	
一日	
九度	
六日	学区 巡回
二度	一度
	看病 十日
	二十日
祠掌 湯山半七郎	祠掌 渡造 隼雄

明治八年八月奉務表

八度	七度
五日	一日
四日	
七日	学区 巡回
三度	二度
	祭度
二日	三度
同 湯山半七郎	祠掌 渡造 隼雄

明治八年九月奉務表

四度	十一度
三日	
五度	
	一度
	二度
十六日	学区 巡回
	七度
同 湯山半七郎	祠掌 渡造 隼雄

明治八年十月奉務表

八度	七度
三日	十二日
四度	
	三度
	二度
七 日	学 区
一 度	二 度
八 日	
祠 掌	祠 掌
湯 山 半 七 郎	渡 邊 隼 雄

明治八年十一月奉務表

	五度
二 日	十六 日
	八度
六 日	学 区
	三 度
二 十 日	
祠 掌	祠 掌
湯 山 半 七 郎	渡 邊 隼 雄

明治八年十二月奉務表

一 度	四 度
四 日	七 日
四 日	
二 度	一 度
一 度	
二 日	出 沼 教 議 用
十 一 日	学 校
	五 度
	十 日
同	祠 掌
湯 山 半 七 郎	渡 邊 隼 雄

明治九年一月奉務表

三度 五日	五度 六日
一度	一度
一度	
巡学区 十三日	
	二 祭 度
同 湯山半七郎	祠掌 渡邊 隼雄

明治九年二月奉務表

二度 三日	六度 六日
四度 一度	三度 三度
	五日
巡学区 二十日	
同 湯山半七郎	祠掌 渡邊 隼雄

明治九年三月奉務表

二度 一日	二度 五日
三度	二度 二度
	三日
巡学区 二十日	
一度 一日	三度
同断 湯山半七郎	祠掌 渡邊 隼雄

明治九年四月奉務表

一度	五度
	六日
三度	二度
	三度
	四日
巡学 二十日 日回区	
一度	一度
	四日
同 湯山半七郎	同 湯山半七郎

明治九年五月奉務表

二度	五度
一日	五日
一度	二度
	一日
巡学 二十四日 日回区	
	一度
同 湯山半七郎	同 湯山半七郎

明治九年六月奉務表

一度	
二日	
四度	一度
二度	
	二日
巡学 三日 日回区	
同 湯山半七郎	同 湯山半七郎

明治九年七月奉務表

一度	二度	三度	四度
二日	一日	三日	二日
靈二 祭度	二靈二 度祭度		
同 湯山半七郎	同 渡造 隼雄		

明治九年八月奉務表

四度	一度	八度	三度
一日	一度	六日	三日
一度	一靈 度祭		
同 湯山半七郎	同 祠掌 渡造 隼雄		

明治九年九月奉務表

八度	二度	一度
七日	一度	一日
同 湯山半七郎	同 渡造 隼雄	

同
一
日

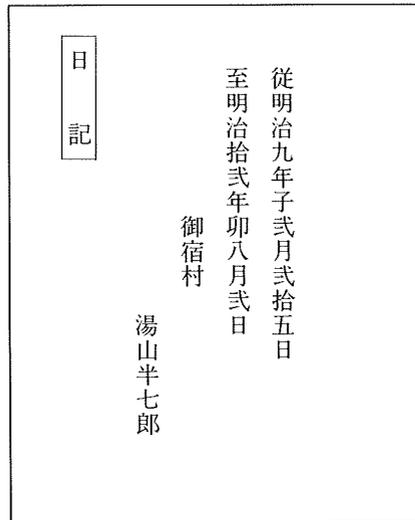
村社巡回四日

同
十
月

一 度	五 度
一 日	三 日
一 度	四 度
	一 度
	二 日
	四 度
一 靈 度 祭	五 度
同 湯山半七郎	同 掌 渡邊 隼雄

(印)
湯山氏
富峯巽
御宿里
藏書

(表紙)



(朱書)
「明治九子年」

貳明治九子年日記

二月廿五日始

二月廿五日 日和。在宿、学区用取扱。午後三時学区取締兼巡回教師山田大夢殿御
 入来、止宿。右者各小学校教員試験科目之有増、及ヒ小学教員參衆正変則研習可仕
 規定書等御持參。是ハ本月中旬出岡會議之上取極リ候儀ニ候得共、猶活字ヲ以テ
 御布達可相成趣、右件々ハ御布達写帳ニ記載致ス。山田氏ハ当県貫属士族東澤田

村ニ居住也。山田氏同伴、茶畑村潤身館教員鈴木直枝殿被參、止宿。

二月廿六日 昨夜中より降雨、今朝八後南あら風吹出ス。正午頃吹ヤム。夕方追々日和ニ成。山田、鈴木両君今朝被帰候。在宿学務取扱。夜勸農講立会致ス。湯山彦作殿風邪之趣不參。

二月廿七日 日和。当御宿村^{第十九番}聯区小学行餘舎ニおゐて、当三小区中該小学教員參衆、変則学研習ニ付出席。出席教員、潤身館・貫信舎・洗舊舎・甘静舎・行餘舎・四小区神山村位置審問舎教員高木正并ニ行餘舎助教横山健吾・拙者共合八名。高木氏止宿。

二月廿八日 陰天、午後ニ至リ少々降雨。

去八年各小学校就学不就学及ビ出納其外云々、各校方差出候取調表、入算之上取纏り候分進達、并ニ各村より差出候去十二月就学不就学表取調。各校より被差出候去八年十二月小試験表取調。

二月廿九日 日和。行餘舎生徒小試験立会、鈴木直枝殿・本田久尚殿兩人立会。四級六級生九名九十点以上之者エ、為褒美ポツトル一本宛遣ス。

三月一日 日和。村社八幡宮奉仕。津田実殿一周回靈祭被招參ル。

三月二日 陰天。在宿。

三月三日 降雪、折々降止、夕方又降雪。

稲荷村々社稲荷神社、年内一度之大御祭典ニ付奉仕。宮崎氏モ出頭。石脇村ニテ当三小区エ、去八年学齡就学不就学出納其他取調表出不足之分、迅速取纏差出し

候様談示ニ及候処、公文名村副戸長高村新平殿持参ニ付、稻荷村稻荷祭事先ニテ受取。

三月四日 日和。去八年学齡就学不就学及ヒ出納其他取調表、当三小区六校残り之分取纏メ、今四日郵便を以進達。学区取締兼巡回教師山田大夢殿、昨三日被差出候郵便書状、今四日午前十一時当着拜見。

三月五日 日和。各小学教員試験条目、今午前十時廿五分布達差出ス。社寺上地所分済共貢租及ヒ散田米共御確定之ため、静岡県官員沓名御入来、止宿。右ハ副戸長勝又丈八殿依頼ニ付、御宿致ス。

三月六日 日和、午後三時頃より雨降立。

当三小区小学誠求舎・潤身館・洗舊舎・甘静舎・貫信舎巡回、午後三時三十分帰宿。社寺上地貢租調御掛り今六日兩人御着、合三名。十二等出仕栗山正久・等外四等浅香重・同断境野尚義合三名也。右ニ付当三小区廿三ヶ村正副戸長方出入多シ。

三月七日 陰天、少々ツ、降雨。夜十一時頃ヨリ南荒風雨あり。

区内正副戸長衆多出入。

三月八日 陰天、午後三時過降雨。帰路濡申候。

深良村貫信舎ニおゐて、三小区各校教員変則日本外史研習ニ付、立会出席。出席教員、行餘舎兩人・潤身館兩人・洗舊舎沓人・甘静舎沓人・貫信舎沓人、ノ教員助教共七名、其他不参。

今八日正午、社寺土地貢租取調懸り官員出発。

三月九日 陰天。副戸長勝又丈八殿方立会、去八年村費取調計算勘定仕詰メ申候。

三月十日 陰天。午前九時十分出発、今里村副戸長杉本喜十郎殿ニ寄。然る処教員出他之旨ニ付出席表記載。夫より下和田村開昇舎巡回、須山村求放舎巡回、生徒進否ヲ試み候。小学読本講、坂田寿弥吉・荻田留吉、同一義ヲ問、土屋紋次郎、右三人ニポットル遣ス。戸長勝田三平殿ニ寄。渡邊隼雄殿方ニ止宿。左之文渡辺氏ニテ写。

県郷社祠官掌等級之儀、神官等級表ニ夫々等級相定リ居候処、右者准等ト可心得儀ニ哉、且又三大節拝賀等ハ何レエ向可申上儀ニ御座候哉、為心得此段御伺申候也。

神道事務分局長

明治九年一月

林 惟 純

静岡県権令大迫貞清殿

朱書

県郷社祠官掌等級ハ准官ニ無之扱、三大節拝賀之儀、県社祠官ハ県庁エ出頭拝賀致シ、其他ハ拝賀ニ不及儀ト可相心得事。

明治九年二月十九日印

右之趣夫々エ御廻達可有之候也

明治九年三月四日

静岡神道事務分局

日曜

一、斯道警言中本代金五拾錢平山氏藏版
二、渡邊氏談示三小区郷社大祭典日取究メ可申事小区扱所エ相談之上

三月十一日 日和。午前八時渡邊氏出発、印野村小学立身舎巡回、十一時廿五分小

木原新田山田屋ニテ中登。仁杉村校文舎巡回、同所副戸長伊倉守太郎殿方ニ立寄リ候処、他出逢不申。萩原村集慣舎巡回、同村副戸長野木昌三郎殿方止宿。

一、印野村立身舎生徒ニ応事方今手狭ニ付取広ケ度旨、小区扱所副区長中エ談事
ニ可及事

一、仁杉村校文舎教員佐野ヨシタカ殿、退校仕度旨申出候間、代り教員入校有之
迄在校可有之旨談示ニ及候処、承引有之候。後ノ教員周旋方、集慣舎教員寺田
通一殿江依頼イタシ置候。

三月十二日 日和。萩原村野木氏午前八時出発、杉名澤村根上林平殿隠居所を以当
四小区扱所エ立寄、左之条々書面を以申談示ニ及

一、学齡之者必ス就学可為致事

一、各小学校エ表札掛ケ可申事

一、各小学校エ旗章建可申事

一、每小学校エ幹事置可申事

一、印野村立身舎校中取広ケ可申事

右之条々各村正副戸長中エ厚御説諭被下度、此段及御依頼候也。

明治九年三月十二日

学区取締 湯山半七郎

第壹大区四小区誌

副区長 根上林平殿

小澤理三郎殿

一、右同日四小区扱所ヨリ各校日々出席表紙受取、共和舎ニおゐて各校教員工相渡し申候。

(朱書)
「明治九年予」

三月十二日共和舎ニ出席、各校教員中 小学読本卷ノ四読合セ有之候。右出席、共和舎・集慣舎・立身舎・校文舎・明蒙館合五校之教員五名出席。

同日保土澤新田土屋好道と申眼療科ニ参り止宿。

三月十三日 日和。土屋氏午前八時出立、印野村丸七崎ト申処ニテ立身舎工出席、

生徒小試験ニ及ブ。立会教師、共和舎富長寛容・明蒙舎河村義澄合兩名。

一、午前九時三十分小試験始メ、午後四時四十分ニ終ル

一、八級生徒三十三名 内全点得候者 印野 山本熊吉
同村 佐藤勇次郎

一、七級生徒十三名

一、六級生徒五名 内全点ヲ得候者 印ノ 山本龜吉

一、五級生徒六名 内全点ヲ得候者 川柳 土屋美之作

合五拾七名、落第者人毛無之候。右全点ヲ得候四名エ
ポツトル式本宛遣ス。

一、立身舎教員松井永賜殿寓居、中畑村大古田太左衛門方隠居所ニ止宿。夜半頃ヨリ暴風雨、翌十四日午前十一時吹止。

一、四小区中各校日々出席表ニ姓名書入方左ニ

一、神山村審問舎 一、中清水村天俣舎 一、竈新田大成舎 合三校エ

戸長(土屋五平
鈴木藤平)

一、杉名澤村共和舎 一、萩原村集慣舎 一、仁杉村校文舎 合三校エ

戸長(勝又久平
江藤恭平)

一、印野村立身舎エ 戸長勝又長次郎

一、御殿場村明理舎 一、深沢村明蒙館

合兩校エ 戸長(小宮山儀平次
握美平八郎)

一、副戸長之儀ハ、其学区組村限り受持之小学校エ出席、姓名書入候事

三月十四日 雨天、暴風午前吹止、追々日和成。午後二時松井氏方出発、六日市場

村自成舎ニ巡回、同村戸長杉山源十郎方止宿。

一、昨十二日、立身舎生徒小試験ニ付、參觀之男女凡七拾名。

三月十五日 日和。六日市場村自成舎・用澤村精義舎巡回、夫ヨリ阿多野新田ニテ

五小区扱所ニ立寄。

駿東郡五小区詰 区長江

其区内須走村之儀者孤村ニシテ一校維持有之候処、同所之儀ハ、登山等他府県人
通行之者多ク有之ニ付、別而体裁等整備候様可致候。然レ共一村力ヲ以設置之
儀ニモ候間、更ニ四月ヨリ金三円宛同校エ付与候条、補助之功相立候様丹精可有
之候。此段相達候事。

明治九年三月十日 静岡県印

其小学エ来四月より金三円宛付与候旨、御庁御書付被下置候ニ付而ハ、兼而申入置候通り、是迄之教員在校如何ニ存候間、一校相当之教員置申度候。右ハ近傍心当りモ無之ニ付、迅速県庁エ数学共教育之教員御差向願書御差出し有之度、此段申入候也。

明治九年三月十五日

学区取締
湯山 半七郎

第一大区五小区須走村

正副戸長

幹事試補 御中

結社

一、自成舎助教 豆州韭山之人 田村亨トホル

去二月下旬ヨリ在校之旨被申候 本年三月廿二年六ヶ月

一、精義舎助教 豆州塚本村之人 日吉総ヒツソウ

本月五日ヨリ在校之旨被申候 本年三月廿一年 ケ月

一、精義舎本日出席生徒七拾三名

一、自成舎本日出席生徒五拾名 但不残ニ而凡六十名計リ之由也。

(朱書)
「明治九年」

一、同校幹事試補杉山斧二郎殿ニ面謁、折々出校被致生徒之進歩等心配仕候様、

精々説諭ニ及ブ。五小区扱所ニ参リ、天野・室伏両所ニ申談示

一、学齡之者就学仕候様精々説諭候事

但入学生猥ニ退校等不仕候様、是又篤申聞ケ候事

一、各校エ月給与エ候幹事置候事

右両条厚申談示ニ及候也

萩原村勝又宗三郎方ニ止宿。

三月十六日 日和。深沢村明蒙館生徒小試験立会、同断教員共和舎富長寛容・立身

舎松井永賜、外ニ明理舎助教坪井むつ・五小区六日市場村自成舎助教宇佐美英。

午前九時始メ午後五時三十分終。

一、八級生徒拾七名

一、七級式拾三名 内全点ヲ得候者小宮山亀次郎

一、五級九名 内右同断 小宮山友次郎

総計生徒四拾九名 岩田左好藏

右全点百二十六点ヲ得候ニ付、 内海覚次郎

ポットル式本宛遣ス。 杉山惣次郎

外ニ百廿四点ヲ得候者五名エ

ポットル一本宛遣ス。

儀
小宮山亀次郎

同所戸長小宮山儀平次殿方止宿。

述懐

富永寛容

露しけき宿をかりねの草まくらは
はかなき風に身をまかせつ、

右聞取候ニ付此ニ記載

三月十七日 陰天。小宮山氏午前八時四十五分出發、菅沼村崇廣館エ九時三十分着。

同校生徒小試験仕度旨申候ニ付立会、午前九時頃より降雨。

一、三級生徒壹名

大久保宗山

一、四級同 四名

一、五級同 拾貳名

一、六級同 六名

一、七級同 拾四名

一、八級同 上八名
下十四名

総計五拾九名

同所戸長湯山八百吉殿方泊り。

三月十八日 陰天、午後二時四十分ヨリ降雨。

四級同	湯山佐十郎
湯山文次郎	高杉栄蔵
岩田房五郎	湯山伊作
五級	湯山伊作

右六名エポットル二本宛遣ス

午前七時拾分湯山氏出發、成美舎分校小山村正福村ニテ仮分校ニ參。生徒拾四名之由。出席十二名、進歩ヲ試候処、先中等之下。右之内可成之生徒四名エポットル老本宛遣ス。夫ヨリ藤曲村成美舎巡回、教員入代リ三月廿四日ヨリ全在勤之趣被申候。免状写左ニ

加藤常在

訓導試補申付候事

明治九年二月十七日

静岡県

訓導試補

加藤常在

成美舎在勤申付候事

明治九年二月十七日

静岡県

右同校教員加藤氏卜、生徒教育及ヒ小山村分校・助教・生徒教育方、イテ暫申談示、シムラク猶生徒進否ヲ試み候。出席生廿五名。岩田熊太郎・小野半次郎・高橋嘉一、合三人エポットル式本宛遣ス。阿多野新田之西続キ菅沼村分湯山庄三郎卜申隠居屋中飯、御殿場村西続キ勝又宗三郎方止宿。

去十七日午後三時自宅ヨリ飛脚參。崇廣館小試験中披見、書状中ニ

茂師中出理吉

学務課ヨリ御達書写

学区取締并ニ巡回教師旅費渡方、左之通改正相成候ニ付、為心得此段相達候也。

明治九年三月十日 学務課印

湯山半七郎殿

一日ニ付

並旅行 金八拾八錢

巡回 金五拾六錢

滞留 金三拾錢

追而旅籠帳用ルニ及ハス候事

日曜

三月十九日 雨天、追々小降ニ成。

竈新田大成舎巡回。就学五拾名之由、内昨十八日出席生徒三拾七名。夫ヨリ中

清水村天倪舎巡回仕候処、小試験仕呉候様申ニ付、則試験

一、八級生徒廿三名 内全点（小沢卯作 ポツトル二本宛 鈴木かく 遣ス

一、七級同 四名 夕暮ニ至リ小試験不仕候

一、六級同 六名 内一人病氣不参

合三十四名

午後五時三十分同校出発、夜ニ入帰宿。但送り人足老人頼み申候。

一、駒門新田副戸長小澤権次郎殿より、道路修繕之儀談示有之候間、挨拶仕候儀

ハ、帰村之上早々拙村副戸長工談示ニ可及旨申入候。且神山村分まで駒門ニ而

修繕行届キ申候。翌廿日副戸長勝又丈八方ニ、早々修繕仕度旨申談候也。

三月廿 日 日和。湯山平次郎殿方婚姻披露前振舞ニ付、夕方ヨリ参る。学区取締沼津宿士族尾江川知三殿御出泊り。廿一日被帰候。

一、行餘舎参視。

三月廿一日 日和。尾江川氏同道行餘舎参視。湯山平次郎殿女おミわ殿婚姻ニ付出席、妻清代り女喜和出席。

三月廿二日 日和。風邪箆居。

一、湯山平次郎殿方靈祭ニ付、倅代柳雄遣ス。

三月廿三日 日和。

一、副戸長勝又丈八殿方工、石代殘金并ニ去八年諸役金勘定ニ出ル。湯山平次郎殿ニ被招午後参ル。

一、伊豆佐野村梶董藏殿御出、酒食差出ス。此人ハ妻清ノ従兄弟小田原士族横井命順殿娣おふゆ殿先頃右董藏殿ニ嫁候ニ付、被参候也。

三月廿四日 日和。村方耕地道路修繕可仕場所、彦二郎殿・彦作殿・小子合三人ニ而本耕地分見分。夜ニ入勝又丈八方ニ而右道路巾之儀ニ付参会。

一、大還巾卷丈式尺 一、隣村通路九尺

一、耕地工多分之馬入道巾六尺

一、耕地工枝道馬入巾四尺 是ハ地主并現今之小作人ニ而修繕之事

一、墓道巾六尺

(朱書)
「明治九年」

墓

右之通衆議之上決評也。

三月廿五日 日和。地持并与親一同立会耕地道見分ニ付、代伴柳雄差出ス。

一、神山村審問舎生徒小試験ニ付、立会

一、七級生八名 内全点ヲ得候者 小野安太郎

一、八級生三十名 内右同断 小野廣藏 兩人
青沼泉

内わけ十六名 本校審問舎生徒
支校大坂村生徒

三月廿六日 日和、午後追々陰天、夜降雨。

一、湯山直次郎殿方、靈祭出席。

三年 湯山永藏 直次郎父也

廿五年 湯山清兵衛妻つね 直次郎祖母也

五十年取越 湯山永助 同人高祖父也 四十九年ニ当ル

三月廿七日 雨天。

午前七時三十五分出発、中清水村天倪舎出席。生徒大試験九時三十分着。試験ニ

付立会、共和舎教員富永寛容・大成舎教員内田萬藏・明蒙館教員河村義澄、合拙

者共四名。

一、八級生徒三拾七名 内拔萃式人 鈴木きよ

内全点甲 三井小次郎

〔外三名欠席
廿九日試験済及第
又外ニ八級七名大試験及第

〔小澤卯作
勝又安太郎
上杉丑太郎
土屋元三郎
高橋市太郎

一、七級生徒四名

一、六級生徒六名

内拔萃一人 小沢益五郎

同全点甲 高藤兼吉

勝田金五郎

勝俣半平

総計四拾七名又合五拾七名

甲八人江ポットル
式本宛遣ス

右中清水村戸長鈴木藤平殿方止宿。

三月廿八日 日和。午前七時三十五分鈴木氏出發、八時五十分杉名沢村共和舎着。

一、小試験立会、深沢村明蒙館教員河村義澄・竈新田大成舎教員内田萬藏・印野

村立身舎教員松井永賜・拙者共合四名。

一、八級生徒三拾九人 内全点 芹沢銀次郎 芹沢寅藏

山崎市五郎 根上さい
永井辰五郎 石田玉作 少年

一、七級生徒十五人

一、六級生徒式人 生徒 六、七、八級共 石田庄太郎 右十人エ半紙
子勝三 代トシテ金式
十錢遣ス

一、參觀男女凡四、五十名

一、昨廿七日天倪舎生徒大試験、參觀人凡五、六十人

一、杉名澤村副戸長子上昇平殿方止宿

三月廿九日 陰天、追々日和ニ成。

午前八時子上氏立、九時八分中清水村天倪舎着。

※勝又弥平治（一八五二—一九一八年、久根村）
『日記』当時は第一大区三小区の小区扱所詰副戸長、のち泉村初代村長（明治二四年一月—二月）をつとめる。『日記』には弥平次・弥平二とも記載されているが、戸籍上は弥平治。

（朱書）

「明治九年子」

一、右途中四小区扱所ニ寄、副区長根上林平殿工、本年一・二両月分各小学区組村学齡就不就学取調及ビ入費計算表、早々差出し呉候様申談示ス。

一、中清水村天倪舎、生徒残分大試験

一、八級生徒拾六人 内落第九名

同日夕方帰宿。

三月三十日 日和、午後南アラ風吹、夕方鎮。

上之原大還筋修繕ニ付、道路巾并道筋ニ可用処見分。

一、道巾式間、外ニ両側ニ堀巾三尺宛

一、上之原中道悪水堀ヨリ元御林ノ坂台迄、長式百五拾五間

一、御林坂台ヨリ神山村境迄、長四百三拾四間

一、悪水堀下待合ノ湯川平蔵屋敷入口迄長

一、右悪水堀ヨリ元御林坂台迄、長式百五拾五間修繕

此請渡人足百式拾七人五分、但忝人ニ付長式間宛積り

此賃金拾九円拾式錢五厘、但忝人金拾五錢積り

此工金拾九円卜定メ請渡ス、村方小前一同工

三月廿一日 日和。在宿、午後ニ至リ行餘舎参視。

四月一日 日和。千福村副戸長中野友蔵殿御入来、明治六酉年以来三ヶ年分同村役

前勘定仕詰メ申候。

四月二日 陰天。当三小区久根村勝又弥平次殿靈祭ニ出席、途中愚詠左ニ

社頭花

みむすひの神のめくミとみつかきの
花ハ八千代もかはらさりけり

大塔宮

つるきもていまさはなとかいたつらに
かまくら山のつゆときえめや

楠正行

君を守る 父のをしへヲ言つぎし
母ませはこそ身はたちけれ

小学の生徒を見てよめる

みむすひのむすひし玉をみかきあけて
人たるひとになれよわらへら

四月三日 陰天。

神武天皇遙拝ニ付、兼而御許可相成居候大瀧ニ罷越、右遙拝奉仕。公文名村宮崎
観良奉仕。郷社ハ渡邊隼雄君奉仕。

四月四日 陰天、追々日和ニ成。今日寒。

千福村西川端江水除ケ石出し出来見分願有之ニ付見分、願人小作賄人鈴木常八殿。
一、去二日被達ニ、各小学教員試験之儀、来ル六日ヨリ沼津集成舎ニ而試験之旨、
尾江川氏より通達ニ付、受持場各小学教員江廻達差出候処、猶又今四日午後ニ

至り、山田氏より差延し之旨通達ニ付、飛脚を以所々教員江廻達ニ及申候。

四月五日 日和。

西之根道路修繕可仕場所見分、副戸長勝又丈八殿・村用懸り中川庄平殿・湯山彦作殿・我等ノ四人立会。道巾壹丈ニ取究メ外両堀巾式尺宛。

四月六日 日和。中川祖平殿儀、親子中不和相生事ニ付、立会呉候様申来候処、組合・親類立会故右同人父甚平殿方ニ立会、俱々熟縁心配仕候得共不行届、午後十一時ニ至湯山彦作殿・湯山直次郎殿・中川庄平殿・中川利吉殿ノ四人被參、父甚平殿方ニ而是非離縁致し呉候様申候ニ付、其段御承知被下、則離談之心配願度被申候。依之祖平殿兄須山村勝田三平殿方ニ、早々出張仕候様、文通右四名ニ相渡申候。右ハ先年拙者媒仕候ニ付、如斯心配仕候。

四月七日 日和、夜降雨。

四小区神山村審問舎小学生徒大試験出席。立会教師、深良村貫信舎教員本多久尚。中清水村天倪舎教員遠藤一郎ノ兩人。

一、八級生徒十六人

一、七級生徒八人 内全点 小野忠藏長男

合二十四名卒業

小野安太郎
本年四月十二年四ヶ月

各小学生徒卒業書上ケ雛形左ニ

〔用紙左原罫紙 同文式通可差出事〕

明治何年何月幾日大試験済

〔朱書〕
〔表紙〕

〔朱書〕
〔表紙〕 小学生徒卒業姓名簿

第式大学区第十四番中学区

第壹大区何小区
第幾番小学 何々舍

下等小学第幾級卒業

何村

平民 何之某長次三歟
士族 歟何之某男女

何之某

本年何月 何年何ヶ月

拔萃

同断
同断

同断
同断

甲科

同断
同断

同断
同断

乙科

合幾人

下等小学第幾級卒業

何村 何之某長次歟
何村 何之某男女

拔萃

何之誰
本年何月何年何ヶ月

同同
同断

甲科

同断
同断

同同
同断

乙科

同断
同断

合何人

以下右ニ準ス

総計何百何拾何人

内拔萃何人内訳何級何人
何級何人

右之通小学生徒卒業奉書上候也

右何々舎

明治何年何月何日 幹事試補何之誰印

同 同断 印

教員 同断 印

(朱書)
「明治九年予」

静岡県令大迫貞清殿

四月七日 夜、六日市場村自成舎教員并ニ助教兩名合三名御出、止宿。

四月八日 雨天。

四月九日 日和。午前六時出発、八時五十分沼津駅本街旅宿元問屋ニ着。即刻同所

集成舎ニ出頭。

一、集成舎ニ於テ、第十四番中学区之中、第壹大区中各小学教員試験。右ハ昨八

日相始メ候処、拙者事風邪ニ付今九日出席。

一、試験掛り 県庁官員 藤本駿馬

一、師範学校教員 松山若仲

巡回教師 富士郡平垣村 富山 讓

巡回教師 小学稲中舎教員 富士郡蓼原村住 磯部物外

師範校算術教員 富士郡東比奈村住 長沼富寛

巡回教師 富士郡傳法村住 生駒藤之

沼津宿住 山口信邦

東澤田村住 名和謙治

巡回教師 尾江川知三

学区取締 山田大夢

同 断 湯山半七郎

総計拾壹名

※磯部物外(一八三五年―?)、富士郡蓼原村)
天保六年甲斐国の土族加藤家に生まれ、嘉永元年土族磯部家の養子となる。明治初年静岡県に移り、富士郡の小学校訓導や巡回教師などをつとめる。明治一二年静岡県における最初の演説結社参同社の設立に尽力し、同社幹事として活躍、また『函右日報』の創刊と発展にも尽した。国会開設運動では、県下人民の代表の一人として、元老院に建白書を提出した。一六年外務省御用係として離県。

四月十日 日和、今朝少々降雨。

一、集成舎工午前八時一同出席

一、昨九日夜、拙者儀大岡村之内元木瀬川ノ海野要一殿方ニ帰り止宿。今日元問屋ニ止宿。

四月十一日 日和。

一、前日同断。

四月十二日 日和。

一、前日同断。今十二日、三・四・五ノ三小区中各校教員大試験、合十三名内式名ハ去十日試験。

四月十三日 日和。

一、前日同断。今日算術并ニ作文一同試験済。

一、毎夜十一時ヨリ十二時頃迄、試験調表仕立申候。

四月十四日 日和。

試験済ニ付一同開席。

一、第一大区扱所ニ出席、三・四・五ノ三小区中各小学校廿三校、拙者受持場工、連月就学不就学及ビ入費計算表罫紙并ニ日々出席表罫紙、迅速各小区扱所工差出し呉候様申入候。

一、神道支局ニ伺和田傳太郎殿ニ面謁、拙者事御用多ニ付度々出席難成、出沼之節ハ都合致シ出局可仕候間、百般宜御取計可被下旨申入ル。

※和田傳太郎（一八四七—一九一六年、沼津本町）
戸長・小小区長・大区区长などを歴任。府県会規則にもとづく駿東郡選出第一回県会議員となり、備荒貯蓄法関係議案審議の際、原案審議拒否を主張して県令と対立した。また地租改正事務重立取扱となり改租事業にも尽力した。静岡県改進黨所屬。

一、上貫^(カ)香村之内山ヶ下^(カ)ニ而吉田泰門と申士族エ、当行餘舎教員青島富五郎殿、昨十三日婚姻整候ニ付、祝詞ニ寄。山田大夢殿同伴。午後一時同人方出発、下石田青木茂東次殿・木瀬川海野要一殿両家ニ鳥渡伺、三島宿ニ廻リ所用足し、夕方帰宅。

一、第壹大区中各小学教員試験人員左ニ

八日試験

貳等

小森善太郎
川口歳門
小林正誠

三等

神谷万太郎
伊藤敬三
飯田弘

九日試験

一等

貳等

三等

近藤 克
川村懐之
木俣直温^(カ)
龍光宜鑑
大野当儀
小山 氷
野口信成
原 玄誠

十日試験

老等

松山藤吉

白崎貫叟

渡邊源五郎

向笠三平

平山国純

山田四郎

国本琳宗

安川宗智

安川銈次郎

酒井麟馨

阿土野海音

三等

遠藤 峻

天野欽太郎

榎 正覚

吉田貞一

石坂長次郎

小澤清功

高藤全作

藤川 肇

〔大久保忠実

十一日試験平松新田潤身館教員 58 一等

御宿村行餘舎教員 105

三等

〔鈴木直枝 ○

〔青島富五郎 ○

〔柳下半次郎

〔寛 清三郎

〔宮澤堅亀

〔酒井正則

〔椎田通善

〔花井蠻香

〔芹澤駿一郎

〔八橋半之助

〔大澤寛太

国史畧
物理階梯素読

〔小山範策

〔佐野照房

〔中野尹通

〔深井高一

〔堀内清孝

〔富永寛容

〔宇佐美英 ○

十二日試験 六日市場村自成舎教員 一等

〔^{采書}三等共漢籍ノミ講義極上々
杉名澤村共和舎教員 277

自成舎助教 72

〔朱書〕
十三日 日和 一同算術及ヒ作文

(この項○印及びアラビア数字は朱書)

右同断 84 田村 亨○

須山村求放舎教員215 持田 誓

印野村立身舎教員109式等 松井永賜

菅沼村崇廣館教員97三等 菊地寛栗

須走村開蒙舎教員 67 小林銚太郎

行餘舎助教 45 横山健吾 ○

潤身館助教 59 市川勝次郎 ○

深沢村明蒙館教員 87 河村義澄

総計六拾名

〔朱書〕○印六名之儀ハ、正課授業法試験追而正則伝習請候上試験請可申事。〕

品評等ヲ分ツ左ノ如シ

一等 四百四十点ヨリ 二等 四百点ヨリ

三等 三百五十点ヨリ 四等 三百点ヨリ

五等 二百六十点ヨリ 六等 二百二十点ヨリ

七等 百八十点ヨリ 八等 百六十点ヨリ

九等 百四十点ヨリ 十等 百二十点ヨリ

以下落第

試験席上作文題左ニ記

生徒をして忍耐力を

興起せしむるの説

四月十三日夜、沼津駅本街元問屋旅宿先ニ而、静岡県権大属濱田秋登君ニ得其意候。

右御同人の詠哥ここに記載

うち渡すさくらのひと木ほの見えて

かすみにけりな山かけの里

花鳥の色音にうさもわすられて

はるのたび路はつかれさりけり

曾我の懐古 富士郡上井出村にて

いにしへをしのぶなみたの雨とのみ

ふるや上井出のいさをしのあと

さくらさく花のにしきをふく風の

あやに織なす賤機の山

なれ鶏呼も小鹿をとふとすみはてん

うき世を秋の山里にして

右江原素六君に送らんと思ふ偶言

うるはしきおのかふりするいもならて

つよきあやおく人もありけり

白砂の中にかつく黒砂の

黒砂未夕不考

髪さか立ぬひともありけり

四月十五日 日和。

中川祖平殿儀ニ付、湯山平次郎殿・西島政平殿・葛山村仙年寺隱居・我等合四名再縁之心配仕、右祖平殿養父甚平殿方ニ熟談咄申入レル。

一、今里村之辻ニ火災有之、倅柳雄見舞ニ遣ス。

四月十六日 日和。

上ヶ田村上之田勝又与作儀、羅卒改正巡查手先ニ相成候由、依而ハ家政向差支候間、御免願可申旨説諭可被成下趣、同人妻内々申出候ニ付、今日右与作宅ニ罷出、同人弟八木与祖市殿引向厚く説諭ニ及候処、近日中御免職可願旨挨拶有之候。

一、中川祖平殿一件、再縁之心配同人方ニ立会。

四月十七日 日和。

一、当三小区扱所江学務用出席、午後帰宅。

一、午後中川祖平殿一件立会。

一、葛山村山林大火ニ付、召仕男一同消防ニ遣ス。増々大火火事ニ相成候間、夕方より自身罷出候。暮ニ至消防行届帰る。

四月十八日 日和。

一、深良村貫信舎生徒小試験出席、隣校教員各差合ニ付不参。

一、八級生徒式拾五名 内全点三名

〔小林紋次郎
渡邊甚作
市野浅治郎〕

〔朱書〕
〔明治九子年〕

四月十九日 日和、午後三時過ヨリ降雨、暮合ふ又日和ニ成。

一、午前六時四十分出發、四小区中清水村小学天俣舎巡回。夫ヨリ杉名澤村根上
林平殿隠居所ニ而四小区仮扱所ニ立寄。仁杉村小学校文舎巡回、同所副戸長伊
倉守太郎殿方ニ伺、須走村ニ登ル。水土野村下ノ土橋下ヨリ降雨、大ニ濡候而
夕方須走村梶与參殿方ニ着泊リ。今日里程凡五里廿五町。

四月廿 日 雨天。

一、須走村小学開蒙舎生徒大試験、立会教員六日市場村自成舎助教宇佐美英・同
断分校天野直恒・用澤村精義舎教員木村蒙合三名。

一、六級生徒九人 内全点壹人。 梶与參梶いぢ
次女 十二年二ヶ月

一、七級生徒四人

一、八級生徒五人 外落第七人

總計十八名

四月廿一日 日和。

一、午前七時須走村梶氏出發、用澤村精義舎巡回。同校助教静岡県貫属士族本多
八十吉。

一、五小区扱所阿多野新田遠藤庄九郎殿隠居所ニ伺、学区用申談示、夫ヨリ六日
市場村戸長杉山源十郎殿ニ參、止宿。今日里程凡三里九町。

四月廿貳日 陰天、夜ニ入降雨。

一、六日市場村自成舎生徒大試験、立会教員木村蒙・須走村開蒙舎教員小林銚太

郎合兩名。同所杉山氏エ拙者共合三名止宿。

四月廿三日 降雨。

一、自成舎生徒大試験、立会右兩人

一、八級生徒十六名 内甲貳人

一、七級生徒十貳名 内甲壹人

一、六級生徒十六名 内全点 横山又吉
十一年六ヶ月

一、五級生徒十六名

一、三級生徒貳名 龍口紋藏
十二年三ヶ月 横山嶽三
十一年三ヶ月

總計六拾貳名

一、昨今共參觀凡五、六十人

一、須走開蒙舎生試験參觀凡四、五拾人

一、今廿三日戸長杉山氏ニ止宿。木村・小林兩名帰ル。

四月廿四日 日和。今日里程凡壹里。

杉山氏午前七時三十分出發、四小区深澤村小学明蒙館ニ八時式十分着。同村大雲

寺ニ於テ生徒大試験、立会教員共和舎富永寛容・立身舎松井永賜。

一、參觀凡七、八十名。

四月廿五日 日和。

一、明蒙館生徒大試験、立会教員右兩人。

一、八級生徒九名 内全点 佐藤源次郎 内海吉三郎 内海信太郎
九年三ヶ月 九年二ヶ月 十年十一ヶ月

一、七級生徒貳拾名 右同斷

内海庄吉

十二年五月

岩田太藏

九年式ヶ月

一、五級生徒九名

右同斷

小宮山龜次郎

十三年八月

杉山宗次郎

十五年

勝又覺次郎

十一年一ヶ月

合廿八名ノ全点ヲ得候者十壹人

橋木佳五郎

十二年十月

岩田左喜藏

十二年十月

小宮山友次郎

十一年式ヶ月

小宮山国次郎

十三年三月

午後式時四十分試験済、夫ヨリ御殿場村人家統萩原村勝又宗三郎方ニ止宿。 里程凡式拾町。

一、今廿五日參觀人凡五拾名

一、静岡県権大属濱田秋登殿右宗三郎方ニ御止宿、得御意申候。

四月廿六日 陰天、夕方より降雨。 里程凡壹里。

杉名澤村共和舎生徒大試験、立会教員河村義済、竈新田大成舎教員内田萬藏兩人。

一、七級生徒三名 不殘甲

一、八級生徒三十二名 内拔萃二人
甲廿人

一、六級生徒貳名 内甲壹人

合三十七名

一、參觀人凡百名

四月廿七日 少降雨。 里程凡壹里拾壹町。

一、印野村小学立身舎生徒大試験、立会教員河村義済・内田萬藏兩人。

一、參觀人凡百名

一、印野村塚ノ石田直八方止宿。

四月廿八日 雨天。

一、立身舎生徒大試験、立会教員河村義濟・富永寛容、右直八方止宿。

一、五級生徒六名 内甲三人

一、六級生徒五名 不残甲

一、七級生徒十二名 内甲六人

一、八級生徒十式名 内拔萃永塚村勝又祖八三男
甲式人 勝又平作 七年九ヶ月

総計三十五名卒業 一、參觀凡百名

一、今廿八日県官木原碌殿御派出、大試験御立会。石田直八方止宿。

四月廿九日 陰天。 里程一里廿七町

一、竈新田小学大成舎生徒大試験、立会教員松井永賜、午前迄富永寛容、午後河

村義濟、木原君派出。

一、七級生徒十二人 内甲九人

小林染八長男

一、八級生徒十六人 内拔萃
甲十人

小林福治 六年九ヶ月

総計貳拾八名卒業

一、同所小林清次郎方止宿。一、參觀凡七、八十名

四月卅日 陰天。

萩原村小学集慣舎巡回。御殿場村小学校明理舎生徒大試験、立会教員五小区六日
市場村自成舎教員宇佐美英壹名。

〔朱書〕
「明治九年」

一、參觀人凡百名

一、今日步行里程凡一里廿二丁

一、御殿場村境屋新藏方止宿

五月一日 日和。

一、明理舎生徒大試験、立会字佐美英

一、參觀凡式十五、六名

一、午前十時試験済

一、阿多野新田ニ而五小区仮扱所ニ出席、副区長天野幸逸郎殿ニ面謁、公事申談

示、夫ヨリ藤曲村成美舎、菅沼村崇廣館巡回。四時三十分頃御殿場村境屋新藏

方ニ帰泊。今日步行里程凡四里半。

五月二日 陰天。

一、御殿場村明理舎ニ於テ、四・五ノ両小区各小学教員一同エ、木原様ヨリ正課

授業伝習被成下候ニ付、出席左ニ

一、四小区萩原村集慣舎教員 寺田通一

一、同 竈新田大成舎教員 内田萬藏

一、同 杉名澤村共和舎教員 富永寛容

一、同 印野村立身舎教員 松井永賜

一、同 深澤村明蒙館教員 河村義濟

一、同 中清水村天倪舎助教 三井大八郎

一、同	御殿場村明理舎助教	坪井むつ
一、同	同 同 同	渡邊宗齋
一、同	仁杉村校文舎教員	皆川平馬
一、同	深澤村明蒙館助教	小宮山常次郎
一、五小区	須走村開蒙舎教員	小林銚太郎
一、同	六日市場村自成舎助教	宇佐美英
一、同	同 村同 同	田村 亨
一、同	同 同分校教員	天野直恒
一、同	用澤村精義舎教員	木村 蒙
一、同	同 同 授業生	日吉 総
一、同	同 同	本多八十吉
一、同	同 同 助教	雪 博應
一、同	同 同分校教員	田代忠平
一、同	菅沼村崇廣館教員	菊池寛栗
一、同	同 同 助教	加納松吉
一、同	同 同分校教員	泉 泥亀
一、同	藤曲村成美舎教員	加藤常在
一、同	同 同 助教	岩田福太郎
一、同	同 同分校教員	八重山宗體

一、五月十五日ニ至リ須走開蒙舎

在校被申付候

佐藤宣宗

合式十六名

五月三日 陰天、夕方少々降雨。

一、前日同断ニ付出席左ニ

一、松井 寺田 富永 菊池 河村 佐野 田村 坪井 内田 三井 佐藤 泉

岩田 天野 宇佐美 小林 八重山 小宮山 渡邊 合十九名。午後二時三十

分開席。

夫ヨリ六日市場自成舎、用沢村精義舎巡回。萩原村副戸長野木昌三郎殿方泊。今

日里程凡往復共式里廿四町。

五月四日 降雨。

一、萩原村集慣舎生徒大試験、立会教員富永寛容・河村義濟兩人。

一、四級生徒五名 内甲四人

一、五級生徒九名 内甲壹人

一、六級生徒十壹名 内甲式人

一、八級生徒十五名 内甲四人

総計四拾名卒業

一、仁杉村小学校文舎生徒、集慣舎ニ召集大試験、立会右同断兩人。

一、八級生徒十壹名卒業

一、今日參觀人凡百五、六十人

一、午後八時開席

去一日明理舎大試験

一、六級生徒九名 内甲壹人

一、七級生徒八名

一、八級生徒十七名 内甲三人

總計三十四名卒業

五月五日 日和。午前八時野木氏出發、中清水村天倪舎、竈新田大成舎、神山村審

問舎巡回。正午深良村貫信舎ニ着大試験、立会教員行餘舎教員青島富五郎・同校
助教横山健吾、兩人遅刻ニ至リ、潤身館教員鈴木直枝立会ニ成。今日歩行凡三里。

一、八級生徒貳拾七名卒業 内甲六人

一、午後七時帰宿、木原様御同伴拙家ニ御泊リ。

一、今五月五日当三小区郷社御祭典之處、奉務之儀同僚ニ依頼、右ハ公文名村江
神輿守出し御祭典也。

一、今五十大試験ニ付、參觀凡七、八十人。

五月六日 陰天、午後二時三十分頃ヨリ降雨。

一、午前八時宿所出發、今里村今里舎生徒大試験、立会下和田村第二十二番小学
開昇舎教員村山知定。

一、八級生徒拾壹名卒業、内甲五人

一、夕陽ニ至リ、下和田村ニ越専修院ニ泊。今日歩行里程壹里廿八町。

一、參觀凡百四、五十名

五月七日 降雨。

一、下和田村開昇舎生徒大試験、立会須山村求放舎教員持田誓・今里村今里舎教員倭田栄五郎。

一、八級八名 内甲壹名

一、七級十名 内甲四名

〆十八名

一、參觀凡百六、七十人。 専修院ニ泊。

五月八日 日和。今日里程凡一里廿八丁

一、専修院出發、御宿村小学行餘舎ニ於テ、当三小区中并ニ四小区神山村各小学教員エ、木原様ヨリ正課授業法伝習被成下ニ付、出校之教員左ニ

一、御宿村行餘舎教員 青島富五郎

一、同 助教 横山健吾

一、今里村今里舎教員 倭田栄五郎

一、下和田村開昇舎教員 村山知定

一、須山村求放舎教員 持田 誓

一、平松新田潤身館教員 鈴木直枝

一、同 助教 市川勝次郎

一、深良村貫信舎教員 本田久尚

一、四小区神山村審問舎教員 高木真成

一、同 同 助教 勝又茂作

合十名

外ニ佐野村誠求舎幹事試補三好玄精

一、木原様当方ニ御泊

五月九日 日和。

一、行餘舎ニ於テ前日同斷、各小学校教員工正則授業御伝習。出席、青島、横山・

鈴木・勝又・持田・本田、合六名外三好氏出席。

一、午後ヨリ行餘舎生徒小試験

五月十日 雨天。

一、行餘舎生徒小試験

一、八級七名

一、六級十名

一、五級三名

一、四級三名 合廿三名

午後二時十五分試験済、夫ヨリ直ニ木原礫殿御帰庁ニ相成申候間、行餘舎ニ於テ御暇仕候。

五月十一日 日和。

(朱書)
「明治九子年」

一、平松新田ニ而故中將為冬卿神靈御祭典ニ付奉仕。右ハ佐野原神社ト称号也。
佐野村誠求舎巡回、夫ヨリ平松新田ニ行。今十一日鎮座祭也

相殿 藤原為冬朝臣從士六座靈神 鎮座

正四位中將藤原為冬朝臣靈神 鎮座

相殿 藤原為冬朝臣從士六座靈神 鎮座

裏面明治九年五月十二日
郷村社祠掌兼權少講義
祭主 渡邊隼雄

同 副祭主 湯山半七郎

当村福戸長 建立發願主 服部大八

同世話人 村中氏子

五月十二日 日和。

故中將為冬朝臣正御祭典奉仕、渡辺氏・拙者・柏木瀧十郎・宮崎觀良合四人昨今奉仕。

五月十三日 日和。

公文名村小学甘静舎巡回。

五月十四日 日和。伊豆佐野村東ノ梶董藏殿方ニ、茶畑村内屋敷柏木瀧十郎殿母おたき殿同道ニ而参ル。夕方帰宿。

五月十五日 日和。

※服部大八（一八四一—一九一三年、平松新田）

天保一二年六月一日、服部大助の長男として生まれる。二二歳で組頭を命じられて以来、明治七年には石脇村九か村の副戸長、八年には第一大区三小区二三か村の副戸長をつとめるなど、地方自治に尽力した。また、温知館の設立、佐野原神社の建立にも功績大であった。のちに泉村村長をつとめる服部大誦は養子。

（朱書）

「明治九子年」

在宿、社務取扱。行餘舎ニ参視。

五月十六日 日和。木原碌殿・山田大夢殿御所より之文通当着拝見。午前十時当着也。

五月十七日 日和。

一、平松新田ニ而潤身館・洗舊舎回視。夫ヨリ出沼、同僚尾江川知三殿方ニ伺、

近日中正課授業法試験残り之分、右試験之当日拙者差合候ハ、代兼務被成下旨依頼イタス。今日里程往復共七里十四丁

一、中石田村秋元喜十郎殿所持地見分、案内本人。夕方帰宅。

五月十八日 日和、夜降雨。

一、在宿、学務取扱。小学生徒卒業免状御印紙当着。木原碌殿より被差出候各校生徒ニ被下書籍当着。

五月十九日 降雨。

五月廿日 日和。

一、午前七時三十分出発、下和田村開昇舎・須山村求放舎・杉名澤村共和舎巡回。

須山村渡邊氏昼飯。萩原村分御殿場村続きニ而奈須や宗三郎方泊り。今夜共和舎教員富永寛容殿ニ面謁。今日里程凡六里。

一、富永寛容殿・木村蒙殿兩人巡回教師本月十五日拝見。

五月廿一日 日和、夜降雨御殿場ニ参候途中より降雨ニ付大ニ難渋仕候

一、奈須や出発、五小区用澤村精義舎生徒大試験、立会教員崇廣館菊池寛栗、成

美舎教員加藤常在。今日里程沓里十五町。

一、御殿場村富士屋ニ而、巡回教師山田大夢殿・学区取締尾江川知三殿御所より至急公用有之旨被申越候ニ付、木村氏同伴午後七時より御殿場村ニ而出張。

右兩人より申談事之趣、二大学愛知ニ於テ会議有之候ニ付而ハ、小学維持方法之儀、来六月一日ヨリ静岡師範校ニ而會議有之間、右維持見込申談示度旨被申、其餘右同事ニ付種々相談有之、富士やニ泊リ、翌廿二日朝用澤村ニ歸る。往復共里程凡式里三十町、両口合里程四里九町。

五月廿二日 降雨并ニ風あり。精義舎生大試験、立会教員佐藤宣宗。

一、八級卒業生四拾沓名

一、七級卒業生式拾九名

一、五級卒業生式拾名 内拔萃 高村一平
八年八ヶ月

総計九十名 内拔萃沓名

一、昨今參觀人区戸長副を始、幹事結社其外戸主等凡四、五十名宛、但婦女子ハ少シ。

一、用澤村副戸長山崎与四郎殿方泊リ。

五月廿三日 日和。

一、山崎氏午前八時卅五分出発、菅沼村崇廣館ニ參ル。生徒大試験、立会教員木村蒙九時十五分ニ着、四十分間掛ル。今日里程凡沓里。

一、四・五ノ両小区之儀ハ、炎暑中之休校ヲ取越、凡仕農中来ル六月五日ヨリ廿

四日迄二十日間休校。木村蒙・富永寛容兩名工申談示之上決定。
別紙之通巡回教師各小学教員工御達相成候条、至急可被相達候也。

明治九年五月十七日 第五課印

第壹大区

区长
学区取締 中

巡回教師并各小学教員工

小学生徒試験之儀ハ、是迄該校教師、該校生徒ヲ試験致来候処、右者改正候条、
自今該校并隣校教員立会之上、該区巡回教師試験担当可致、此旨相達候事。

明治九年五月十六日 静岡県

五月廿四日 日和、大ニ冷氣。

崇廣館生徒大試験、午後六時ニ至済。

一、八級生卒業廿五名

一、七級生卒業十九名 内拔萃者人湯山芳蔵

一、六級生卒業六名 六年十ヶ月

一、五級生卒業九名

一、四級生卒業四名

一、三級生卒業壹名

總計六十四名 内拔萃者人

一、昨今參觀、区长正副戸長幹事結社ヲ始メ、凡四、五十人名、但婦女子ハ至而

少シ。

五月廿五日 陰天、大ニ冷氣。

午前八時湯山氏出発、藤曲村成美舎ニ参ル。今日里程凡三十町。

五月廿六日 日和。

成美舎生徒大試験、右両校立会教員木村蒙。

一、八級卒業生徒十二人内拔萃尾崎弥太郎

六年八ヶ月

一、七級卒業生徒三人

一、六級卒業生徒式拾人

一、五級卒業生徒六人

総計四拾壹人 内拔萃八級壹名

一、昨今参観、区正副戸長幹事結社を始め、凡三、四拾名、但婦女子ハ更ニ見エ不申候。

一、昨廿五日、藤曲村副戸長高橋茂重郎方止宿。

一、今廿六日午後三時大試験済、夫より五小区中小学校幹事泉泥亀・巡回教員木村蒙・拙者合三名竹之下村ニ罷越、鈴木若三郎方ニ止宿。副戸長、村役懸り并

幹事試補、結社衆中召集。竹之下村・桑木村・芝新村合三ヶ村之儀、崇廣館之

分校を竹之下村長福村と言廢跡ニ仮分校を置、学齡就学可為致旨説諭ニ及ぶ。

今日里程凡壹里壹町

村用 岩田源藏 岩田藤藏 鈴木若三郎

結社 鈴木和平 湯山林藏 鈴木宗平

小前 鈴木彦藏 藤曲善六 鈴木房五郎 鈴木半次郎

湯山半六 鈴木傳二郎 鈴木理三郎 鈴木房吉

稲 徳藏 鈴木久作 鈴木又三郎

幹事試補 鈴木桂藏

合十八名

泉泥亀殿幹事免状写

教導職ゴ権訓導

泉 泥亀

第一大区五小区内学校幹事兼務申付候事

静岡県

明治九年五月十五日

五月廿七日 陰天。

竹之下村和泉屋若三郎方、午前七時三十分出發。大胡田村標示杭有之處ニテ、木村氏并ニ泉氏ニ分レ、夫ヨリ六日市場村戸長杉山源十郎殿方ニ立寄、同所自成舎教員之儀相談ニ及ヒ、御殿場村小学明理舎巡視。教員置可申旨、幹事試補渡边宗齋殿ニ申談示候。夫ヨリ所々小学巡回及ヒ四小区扱所ニ伺候積之處、大ニ雨催ニ付、直ニ須山村ニ罷越渡邊隼雄殿方ニ止宿。今日里程凡四里半。

五月廿八日 日和、夜降雨。

(朱書)
「明治九年」

須山村小学求放舎生徒大試験、立会下和田村開昇舎教員村山知定・今里村今里舎教員倭田栄五郎兩人。

一、八級卒業生徒七名

一、七級同 拾壹名

一、五級同 十名

一、四級同 壹名

總計貳拾九名

一、午後十一時ニ始メ午後六時ニ終

一、正副戸長幹事結社ヲ始メ參觀凡六、七十名

一、戸長勝田三平殿方ニ止宿

五月廿九日 日和。

一、午前第七時三十分勝田氏出發、十時貳十分帰宅。今日里程凡三里。

五月三十日 日和。

一、沼津駅集成舎ニおゐて、正課授業法試験残之教員六名試験ニ付、午前六時出發、出沼。無滞試験済、同僚尾江川知三殿宅ニ而中昼飯御馳走ニ相成、第一大区扱所ニ伺、夕方帰宅。

一、一大区扱所より、各小学校日々出席表罫紙百三十八枚外ニ六枚、計算表罫紙百三十八枚外ニ六枚、但小学廿三校六ヶ月分受取。

五月三十一日 陰天、正午頃雨少々降。

一、昨三十日、往復里程七里十四町。

六月一日 日和。

一、村社八幡宮奉仕。午前八時始、当村行餘舎生徒大試験、立会深良村貫信舎教員本多久尚・平松新田潤身館教員鈴木直枝、午後五時ニ終ル。

一、八級卒業生徒七名 内甲四名

一、六級卒業生徒拾名 内甲三名

一、五級卒業生徒三名 不残甲

一、四級卒業生徒三名

總計式十三名

一、参観、区副戸長始メ凡式拾名 但婦女子老人七
見エ不申候

六月二日 日和。

一、相模国小田原駅緑町三町目 金川^{*} 土族 川原貫属 中垣秀通殿実父中垣秀実殿儀、去ル一

日午「後」来也 十時俄ニ卒厥症相発シ、医療毛間ニ合不申死去仕候旨、今二日午前

十時飛脚ヲ以書状当着、披見仕候ニ付、即刻家内清儀支度致シ、小兒湯山佶召

連レ從女むら午前十時五十分出發。但箱根宿迄籠ニ而送り遣ス。夫ヨリ備籠之

積リ。右秀実儀ハ、妻清之実父也。

六月三日 陰天。

一、当村方西川清次郎・西川徳藏兩人儀、村方惣代トシテ、小田原中垣氏エ悔ニ

罷出候旨咄有之ニ付、遠路殊ニ仕農多忙中ニ付、当方エ悔ヲ請可申候間、出田

※金川
神奈川

(朱書)
「明治九子年」

之儀ハ見合呉候様申入候得共、一同相談之上ニ候間、是非共出田之旨被申候。
依テ任其意申候。

六月四日 陰天、午前少々降雨。

六月五日 日和。

一、平松新田小学潤身館・洗舊舎聯区聯区願濟ニハ無之候生徒大試験出席。立会教員青島富五郎・本多久尚・稲村鉄藏・持田誓・佐野村誠求舎幹事試験補三好元精合五名。

一、八級卒業生徒式拾壹名

一、七級同 廿三名

一、六級同 十三名

一、五級同 四名

一、四級同 十名 内拔萃者人羽根魁太郎

總計七拾壹名 内甲之部廿二名エ褒賞遣シ申候

一、參觀、正副戸長幹事試験結社ヲ始メ、男女共凡四拾名。

六月六日 日和、夜降雨。

六月七日 降雨。

六月八日 日和、午後四時頃少々降雨、夜半同断。

一、伊豆国韭山支庁ニ学務課員御出張ニ付、午前六時四十分出發罷出、田中精君ニ講習所ニおゐて得御意、御咄申上候儀ハ、拙者受持小学校、資本金更ニ確定

不仕、依之連月教員給料等滞候校大分有之趣ニ付、此上県庁より御派出被成下、右資本金即上納歟、直ニ貸付歟、且小区々之扱所ニ而右金貸付ケ方取扱等御任セニ相成候歟、何れ共每小学相続仕候様いたし度旨申上候処、田中君被申候ニハ、拙者取計ニハ難成間、折を以出庁、学務課長ニ相談有之度旨被申候。右同所ニ而松山若伸先生伝習中ニ付、得御意申候。

午後六時帰宅。今日里程往復凡九里廿四町。

六月九日 日和。

一、当三小区扱所ニ出席、小学維持法相談ニ及候。

一、公文名村甘静舎之儀ハ、盛行勿論ニ候得共、一村ニ而維持不行届候ハ、誠求舎エ聯区可仕旨、是迄数度説論ニ及候処、干今何共願不出候条不都合ニ付、至急厚相談を遂げ、可否可申出旨、右同村副戸長高村新平殿江相談示候。

一、茶畑村中丸最寄之者、無願私塾を置候旨、不都合ニ候条、迅速可被差止旨、副戸長山本平七殿江申聞ケ候。

六月十日 日和。 初田植手人のミ。

一、お清并佶、従女三人午後六時帰宅。

一、中垣秀実老人行年七十一年二ヶ月。

一、御同人記念トシテ遺物左ニ記載

一、源平盛衰記 太平記各一部宛 湯山半七郎エ

一、軸物三幅 湯山柳雄エ

※茶畑村中丸最寄

駿東郡では、モヨリ（最寄）は、ムラ内部の村落組織である。ムラとしてのまとまりを持つ茶畑の中には、現在は一ノ瀬・峰下・道上・滝頭・本茶・中丸上・中丸中・中丸下・天理町のモヨリがある。

（朱書）

「明治九子年」

日曜

一、佐伝

湯山 楨工

一、八丈縞小袖沓品

同 お清工

一、(欠)

同 おつる工

顕良院中垣秀實居士 明治九年
六月一日

六月十一日 陰天冷氣。日曜。

六月十二日 月曜 陰天冷氣。

一、五小区須走村梶与参殿父梶豊老君、御入来泊り。依之生徒卒業免状御印紙其

外小学入用之物相渡。

六月十三日 火曜 日和。

一、午前六時出発、午後六時静岡宿ニ着。途中鈴川村甲州屋喜左衛門方昼飯。静岡

岡呉服町⁽⁴⁾ 町目袋屋啓二郎方泊り。

六月十四日 水曜 日和。

一、県庁ニ出頭、各小学校資本金之儀ニ付、迅速御派出之上御確定被成下度旨、

本原碌殿工談示ニ及フ。御挨拶ニ、課長工談示之上、心配可仕旨御申聞ケニ御

座候。

一、各小学生徒卒業免状御印紙百五拾枚受取。

一、右同断拔萃生工御褒賞、小学読本三・式冊、同五・一冊、日本地誌略三・一

冊、〆四冊受取。

一、公文名村甘静舎維持主法相立、一村ニテ必ス盛行歟、佐野村誠求舎工聯区歟、

早々決定可申出旨、厚副戸長・幹事試補・結社ニ説諭ニ及置候旨申上候。

一、御殿場村明理舎教員在校可為致旨、厚申談事候儀申上候。

一、拙者旅費仕出シ書、四月十九日ヨリ五月卅日マテ、合三十二日分書出ス。

一、午後三時過、庶務課藤本駿馬殿方ニ伺、御馳走頂戴。此節警部御掛り鈴木忠吉殿御入来、得御意申候。

一、横内水落町二丁目学務課木原碌殿方ニ伺申候。未夕御出仕中ニ付、得御意不申候。

一、御同人方ニ、十五日朝猶御伺候得共、最早御出仕ニ而、得御意不申候。

六月十五日 木曜 日和。

午前十時静岡宿袋屋出発、沼津ニ至り私用相足シ、夕方七時大岡村之内元木黄瀬海野要一殿方ニ着泊り。海野氏并中石田ノ秋元喜十郎殿兩人、右喜十郎殿地所之儀ニ付、拙宅江御登被成候処、留守中ニ付空帰宿之趣被申候。依之夜ニ入右地所之儀如何哉承候処、金百円ニ付五分五厘德贈ニ願度旨被申候ニ付、代金五百円ニ而四斗一升入蔵米式拾八俵宛年々差贈り可申ニ挨拶仕候。(蔵米仕立四斗式升ニ致し式十七俵半ト取極メ貸地三ヶ年季ニ証書小作証共入)

六月十六日 金曜 日和。

一、午前六時海野氏出発、石脇村ニテ当三小区扱所ニ出席、午前十時帰宿。

一、昨十五日夕ヨリ養蚕追々揚り口ニ成、多端。

六月十七日 土曜 日和。

(朱書)
「明治九子年」

一、養蚕揚り最中多端ニ付、手伝。

一、印野村立身舎教員松井永賜殿并ニ同村塚ノ石田忠八殿兩人同道御出、酒食出ス。

六月十八日 日曜 日和。

一、養蚕揚り仕舞ニ成。昨今兩日、四溝西島政平殿夫婦御入来、手伝。

一、四小区杉名澤村共和舎教員富永寛容殿御出、酒食差出ス。右ハ過日出岡帰路之旨被申候。小学教育之儀ニ付、種々談示ニ及候。

六月十九日 月曜 午前八時頃より降雨。

一、昨今社務用取扱、午後小学務用取扱。

一、召仕ヒ之者半日休マセ申候。

六月廿日 日 火曜 日和。

六月廿一日 水曜 日和。

一、女喜和、嫁つる、孫一合三人我等同道致シ、相模国小田原駅緑町四丁目中垣秀通殿方ニ參ル。三島宿迄下男耆人、下女耆人、箱根宿迄下男耆人召連ル。午

前三時五十分出発、午後四時着

六月廿二日 木曜 夜半頃ヨリ降雨。

一、中垣氏ニ滞在。

六月廿三日 金曜 少々降雨。

一、唐人町西村玄珉、黒柳(44)、早川(44)、横井命順、伊澤嘉十郎、五軒二伺。

一、十字町二丁目大久寺ニ而中垣秀実大人墓所参詣、お喜和召連参ル。

六月廿四日 土曜 陰天。

一、市中用足シ、正午西村氏ニ被招、中垣秀通殿、早川殿同道参、御馳走頂載。
一、早川氏、横井氏両家より酒魚被下頂戴。

六月廿五日 日曜 陰天。

一、中垣氏午前十一時出發、午後一時塔之澤福住喜平治方ニ当着。現今福太郎卜云。

六月廿六日 月曜 終日降雨。

六月廿七日 火曜 日和、午後四時四十分頃方降雨。

六月廿八日 水曜 降雨、正午頃方日和、夜大雨。

六月廿九日 木曜 陰天、夕方降雨、夜降雨。

六月卅日 金曜 降雨。

七月一日 土曜 陰天、少々白中降雨。

次男禎儀、小田原方喜和之迎ニ午後二時卅分当着。同二日午前十一時三十分、福住福太郎方、禎、喜和兩人出發、小田原中垣氏ニ遣ス。

七月二日 日曜 陰天。

一、塔之澤村小学校ニおゐて、神奈川県学区取締小田原土族板倉正養殿ニ初面謁。

七月三日 月曜 雨天。

一、帰宅可仕と心懸ケ居候処降雨、不得止逗留。

七月四日 火曜 降雨。

一、午後三時ニ至り塔之沢福住福太郎方出發致、小田原宿中垣氏ニ參ル。然ル処中垣故秀実大人三十五日速夜ニ付、一族中參り居候。

一、長女喜和事、本月二日より学文修行、中垣氏ニ厄介頼入候。

七月五日 水曜 少雨、夕方日和ニ成。

一、午前八時中垣氏出發、湯本村天野屋ニ立寄。此主人ハ家内清卜、午後七時三十分從兄弟之続キ也

歸宅。

七月六日 木曜 少雨。

一、平山ノ中川甚藏妻室伏さだ病死。我等他出中ニ付、公文名村宮崎觀良代理今

六日葬式。

一、自身在宿、学務用取扱。

七月七日 金曜 降雨、夕方雷鳴。

一、在宿、学務用及ヒ社務用取扱。

七月八日 土曜 日和。

一、須山村渡边隼雄殿子息渡邊民江殿一周靈祭明九日ニ付、今八日登ル。今里村今里舎、下和田村開昇舎、須山村求放舎巡回。里程凡三里。

七月九日 日曜 日和。

一、渡边氏靈祭相勤メ申候。

一、昨八日今里舎出席生十九名、開昇舎休校、求放舎出席生三十四、五名。

〔朱書〕
「明治九子年」

七月十日 月曜 日和。

一、印野村立身舎巡回。出席凡四十三名。午十二時須山村ニ帰る。里程凡往復ニ而二里十四丁。

一、午後ニ至リ、郷社浅間神社ニ而大祓式修行、夫ヨリ神輿御旅所ニ遷ス。

七月十一日 火曜 日和。

一、渡邊氏出発、午前十一時帰宅、夫ヨリ直ニ当三小区扱所ニ出席。教員、助教、

授業生、幹事、同試補各小学校姓名簿并連月統計表為認メ受取申候。

七月十二日 水曜 日和、夜降雨。

一、在宿、学務用取扱。

七月十三日 木曜 日和。

一、在宿、学務用取扱。然る処、行餘舎分校定輪寺村定輪寺住職桃菌宥堂殿外

人御入来ニ付、分校之次第詳細申入、其上行餘舎同道、授業之体裁教員より伝習有之候。

一、三小区扱所江、洗舊舎并貫信舎連月統計表、今日中ニ可差出旨、書付差遣ス。

七月十四日 金曜 今朝降雨、追々日和ニ成。

一、在宿、学務用取扱。

一、次男禎儀、小田原中垣氏ヨリ帰宅。

一、去十一日、巡回教師兼学区取締山田大夢殿御入来泊リ、十三日朝御帰被成候。

七月十五日 土曜 日和。

一、深良村貫信舎、公文名村甘静舎巡回。

一、貫信舎出席生徒五十八名。

一、甘静舎之儀、五月廿八日ヨリ今七月十五日マテ休校之処、今日生徒凡十名計入校、右ニ付副戸長高村新平殿始メ幹事試補結社召集、盛業之儀申談示候。

七月十六日 日曜 日和。

一、甘静舎幹事試補之代被參、村方一同相談之上、維持方法此上猶相立テ、学事盛行ニ可仕旨申出候間、盛行ニ心配可仕旨之書面可差入候申聞ケ候。

猶今十六日 市左衛門、渡边倉之介兩人被參、無相違盛行ニ心配仕候間、今般限り書面差入候儀、御用捨可被下旨申候ニ付、任其意、精々盛行可相成周旋可有之旨、申聞ケ候。

一、暮ニ及ヒ、妻清儀カクラン症相発シ種々心配仕、新宿村医、森玄泰殿相招候処、病中ニ付、同人父十七日拂曉御入来候処、病人儀最早追々快方ニ趣候。夜中医師迎湯川関太郎、備亀吉兩人。

七月十七日 月曜 日和。

一、下石田村青木茂東治殿御入来。

一、四小区杉名沢村小学共和舎教員兼巡回教師、富永寛容殿巡回御出泊り。十八日今里舎ニ被參候。

七月十八日 火曜 日和。

一、当村行餘舎生徒三名臨時大試験 五級及第

※静岡新聞

一八七三年(明治六)二月一六日創刊。社主山梨易司、発行所は静岡江川町提醒社である。一八七六年(明治九)四月までに四〇号を発刊し、同五月六日『重新静岡新聞』と改題して第一号を発刊している。一八七七年(明治一〇)三月二六日再度『静岡新聞』と改題し、一八七九年八月廃刊。しかし、一八八〇年一月『静岡新聞』は再刊され、一八八一年四月以降は自由民権論を主張する。しかし、一八八二年八月立憲帝政党の機関紙となり、やがて経営不振から、一八八四年一月四日『静岡大務新聞』と合併する。『静岡新聞』(『重新静岡新聞』)は、『函右日報』・『東海晚鐘新報』とともに、一八七〇年代から一八八〇年代前半にかけての静岡県における代表的な地方新聞である。

一、深良村貫信舎生徒三名同断大試験^{七級}及^第行餘舎ニ召集也
六級小試験モイタス。

試験教員山田大夢、立会教員潤身館鈴木直枝、右両校之教員相互ニ立会。山田氏当方泊り。

七月十九日 水曜 日和、夜半後降雨。

一、午前六時三十分山田氏同伴出發、神山村審問舎出席生徒廿九名、清水水村天倪舎出席生三十八名、竈新田大成舎出席生徒三十三名、杉名沢村共和舎時間過生徒退校、右四校巡回。杉名澤村ニテ四小区扱所ニ立寄、本年五六兩月分統計表、迅速心配差出シ呉候様申入レル。御殿場村阿ふみや所左衛門ニ止宿。里程凡四里拾四町。

七月廿日 木曜 降雨、追々日和ニ成。

午前八時近江屋出發、萩原村集慣舎出席生四十四名、仁杉村校文舎休局巡回。須走村梶与参殿方泊。山田氏ハ甲州屋ニ泊り。

一、教育雜誌第九号一冊^{昨十九日アフミヤニ而富永氏御出ニ付渡ス。}

一、同志冊并静岡新聞第十三号附録^{今廿日萩原村ニ而木村氏御出ニ付渡ス。}

一、昨十九日夕、近江屋旅宿先工富永寛容殿御入来、種々申談示之上、夜十時頃ヨリ被帰候。

一、今廿日、萩原村集慣舎巡回中木村蒙殿御出、種々申談示之上、同所ヨリ同人被帰候。

一、仁杉村副戸長伊倉守太郎殿方ニ於テ、同所小学校文舎之儀、各厚注意イタシ
盛行相成候欵、又ハ隣校江村々割合併仕候欵、取極メ可申旨、幹事試補三輪
仁平二殿・守太郎殿兩人エ及談示候。

一、集慣舎教員寺田通一、本年四月廿八日退校之由、方今可參筈之教員 （三） 多田
正躬ト云。

一、今二十日、里程凡式里拾町。

七月廿一日 金曜 日和。

一、開蒙舎巡視。出席生三拾式名、右ニテ不殘。

一、午後四時ヨリ梶氏出発、古澤村菓子屋清次郎方泊り。里程凡壹里半拾式町。

七月廿二日 土曜 日和。

一、六日市場村自成舎三十五名、用澤村精義舎出校生七十一名、藤曲村成美舎出
校生三十四名、成美舎分校小山村正福寺ニ有之休校、菅沼村崇廣館時間後レニ
付退校之処、今日出校生五十二名、右巡視。竹之下村若狭や啓三方泊り。

一、五小区扱所ニ出席、副区長室伏小八郎殿、戸長瀧口保三郎殿外壹名ニ面謁、
各校学齡就学之儀厚依頼ニ及ブ。副区長天野幸逸郎殿、戸長高杉喜六殿兩人ニ
ハ、精義舎ニテ面談仕候。

一、今日里程三里半拾四町。

七月廿三日 日曜 日和、午前十一時三十分頃降雨。

一、竹之下村ニテ崇廣館分校巡回。深沢村明蒙館、御殿場村明理舎巡回。崇ノ分

校出校生徒三十一名、蒙ノ出校生廿九名、理ノ出校生徒四十六名。印野村立身舎学時間後ニ付退校。須山村渡邊隼雄殿方泊リ。里程凡五里八町。

七月廿四日 月曜 日和。

一、須山村求放舎出校生徒三拾七名、下和田村開昇舎出校生徒式十名計リ、巡視。今里舎ハ土用休ニ付不視。午後二時帰宿。山田氏御留メ候得共、御帰ニ相成候。里程凡三里也。

七月廿五日 火曜 日和。

炎暑愈難堪相成候処、御清栄可被為入候条、大慶奉賀候。陳ハ貴先生御儀、寄留送籍無之趣、方今之時勢右寄留籍無之而ハ、双方差支不都合勿論ニ付、郵便を以右籍迅速御取寄、其小区扱所江御差出し可有之候。右申進度如斯御坐候也。

明治九年七月廿五日 湯山半七郎

四小区中清水村

小校天倪舎教員 野田純平様

再伸愚考、本文寄留送籍之草稿、正副戸長方より御貰取之上、郵便ニ御封入御差出し可然と存候也。

一、来ル八月三日、沼津駅元城内ニ建築中学校開業式ニ付、三・四・五ノ三ノ小区各校エ、割廻文ヲ以適意ニ出席可被成旨、達書差出ス。

一、右天倪舎行トモ村継ヲ以差出ス。

一、在宿、学務取扱。

(朱書)
「明治九子年」

※佐野村郵便

裾野の郵便局は、明治七年九月、杉山角平が郵便御用取締役を受けて、佐野村に設置した佐野郵便取扱所に始まる。翌年一月郵便取扱所が郵便局と改称されて佐野郵便局となり、三月に局としての取扱いを開始した。

七月廿六日 水曜 日和。

一、次男禎儀、小田原中垣氏ニ遣ス。送り池田倉吉。

一、第十四番中学区中、教員及ビ助教之職名在校名書入簿并木原碌殿工文通共、

佐野村郵便ニ差出ス。

七月廿七日 木曜 日和。

一、手作之田畑見廻ル。

一、佐野村岩崎長康殿、暑中見舞ニ御出。

七月廿八日 金曜 日和。

一、在宿、社務用取扱。

一、県庁方、去廿六日御差出シ之、教員職名等書入之上迅速可差出旨廻達、当着

之処、去廿六日右姓名簿ニ記載、差出し申候。

一、伊豆佐野村東ノ梶董藏殿妻おふゆ殿、暑中見舞御入来、八月四日早天被帰候。

七月廿九日 土曜 日和。

一、副戸長勝又丈八殿方、村入費上半季割ニ付、立会出席。夜ニ入帰宅。旧高老

石ニ付、金七拾貳錢掛ル。

七月三十日 日曜 日和。

七月卅一日 月曜 日和。

一、今卅一日ヲ限り、年内上半季諸勘定取引、当三小区中確定。

八月一日 火曜 日和。

※墓所参拝
御宿は、お盆が八月一日である。

一、村社八幡宮奉仕。同姓中当日之礼廻勤。^{*}墓所参拝。

一、公文名村宮崎觀良次男宮崎一学、今一日午前八時病死、即日葬式出務^{三年五}宮崎有

ケ月
一ト

一、渡邊隼雄殿御入来泊り。

一、次男禎儀、小田原駅中垣氏ヨリ帰ル。

一、昨三十一日、行餘舎教員吉田富五郎先生御出泊り、今一日夕御帰りニ成。

八月二日 水曜 日和。

一、明三日、沼津宿旧城中ニ新築中学校開業式、并ニ沼津駅ヨリ上香貫村江橋梁

新規架渡落成開橋ニ付、出沼。郷宿浅井三四郎方止宿。学区取締之同僚尾江川

知三殿方ニ、暑中伺申候。夫ヨリ中学校ニ出仕、次男禎同伴召連レ申候。出沼

ニ付、神官同僚渡邊隼雄殿同伴。

一、元町元問屋居右衛門方エ、令大迫貞清殿御着ニ付、御機嫌伺ニ出勤。今日里

程三里廿五町。

一、十等出仕庶務兼学務今井信郎殿

一、十一等出仕庶務兼学務蜂屋定憲殿

右御両所ニ浅井方ニテ得御意、各小学校之景況申上、且各校資本金之儀確定之

様子伺申候処、資本ハ更ニ決定不仕候。蜂屋様ヨリ、先頃中二大学区愛知県名

護屋ニ於テ会議之様子、御嘯有之候。

八月三日 木曜 日和、夜半少々降雨^{沼津宿也}

(朱書)
「明治九年」

一、午前七時中学校ニ出頭。

一、御出席、令大迫貞清殿・今井殿・蜂屋殿・租稅方權中属内田富淑殿・庶務十三等出仕今村貞成殿、合官員五名。中学校長始メ教員不殘。結社人、学区取締、巡回教師、中学校之生徒。其他席有之丈ケ各小学校之教員出席。中半ニ至り生徒及ヒ各校教員入代り出席。午前十時無滯相濟。

一、午前十一時ヨリ、湊橋開橋祭祠ニ取掛り申候。祭主三浦廣夫殿外神官九名、合拾名、神事無滯相濟。夫ヨリ一小区・七小区之式小区中、該校生徒凡一千四、五百名渡り初仕候。

一、明四日、浅井方旅宿先ニテ、今井信郎殿ヨリ正副区长学区取締工、各小学校資本金之儀ニ付、厚ク御相談可有之旨之處、拙者儀ハ明四日橋開神事有之ニ付、御暇申上候。

八月四日 金曜 日和。

一、曉拂浅井方出筈、石脇村ニテ三小区扱所ニ出席。字繫橋改正名棠橋ト唱ル。

午前十時ヨリ取掛り、祭祠無滯相濟。夫ヨリ当三小区中各校小学生徒渡り初、凡人数三百七、八十名。石脇村ヨリ佐野村西原ニ至り、同村之東ニ廻り、又石脇ニ出渡り還ル。無滯濟。

一、石脇村々社三島神社御祭典、柏木氏兩人ニテ奉仕。橋開ハ渡邊・拙者・柏木合三人奉仕。

一、平山ノ西川保平母ぎん、急病死去届ケ有之。

八月五日 土曜 日和。

一、西川保平母ぎん葬式ニ付、代理宮崎觀良差出ス。

八月六日 日曜 日和、昼中及ヒ夜少々降雨。

八月七日 月曜 日和。

一、在宿、学務取扱。

八月八日 火曜 日和。

一、学区用取扱并社務用取扱。

一、小田原駅緑町四丁目中垣秀通殿方工、佐野村郵便書状差出ス。

一、県庁工、本年五、六両月分統計表、四・五ノ両小区中該小学校分取纏メ、并拙者旅費仕出シ書、郵便税其外出費帳共差出ス。

八月九日 水曜 日和、午後雷鳴、夕立降雨夕暮晴。

一、小区扱所工出席。第三部工神道教導職一同所属依頼書、大教正稲葉正邦殿当テ式通、并ニ届ケ書教部大輔矣戸磯殿当テ式通、静岡県工御届ケ式通、都合六通并試補宮崎觀良殿分も六通相認メ、右扱所工、留守居内田氏家内ニ頼、預ケ置申候。

但早朝出席、帰り途中戸長柏木新七郎殿ニ行逢候間、本文云々之趣依頼イタス。

一、佐野村岩崎佐十郎殿方ニ、暑中見舞ニ参ル。

八月十日 木曜 日和。

一、四小区御殿場村小学明理舎ニ於テ、静岡師範学校訓導松山若仲殿派出有之、
三・四・五ノ三小区中該校教員召集、正課授業法伝習。依テ午前五時三拾分出
発、右校ニ派出致ス。不参有之、時間午前拾一時過ニ相成、伝習見合各教員研
習之相談ニ及ブ。

一、登り途中、大坂村副戸長勝又甚平殿ニ立寄、分校就学相談ニ及、同所分校巡
視。出席生徒拾八名。教員浅野忠友ト言、桃沢居住士族也。

一、富士屋伴次方止宿。此宿ニ於テ、中清水村天倪舎教員野田純平殿工、不足分
御印紙三枚渡。

一、六日市場村自成舎教員宇佐美英殿工、御印紙六十二枚、体操図四冊渡ス。

一、教育雜誌第三号、各校教員ニ渡ス。

一、同十号三小区廻し、四・五ノ両小区各校廻し巻冊宛、ノ式冊相渡ス。但三・

四・五ノ三小区各校ニテ式冊也。里程凡百三十七丁四十間、此道法三里三十丁、
四里ト書出ス。

八月十一日 金曜 日和、午後一時頃ヨリ二時頃迄降雨。

一、明理舎ニ於テ、松山先生ヨリ各校教員工正課授業法伝。午前七時始メ之処不
揃ニ付、八時始十二時仕舞。

八月十二日 土曜 日和。

一、前日同断ニ付、明理舎ニ出席。午前第七時始、十二時仕舞。

一、静岡県令大迫貞清殿、第壹大区長鈴木守久殿御両所、御殿場村ニ御派出。富

土屋御昼飯先江御機嫌伺ニ罷出、夫ヨリ御供致シ受持之小学校御巡視。明理舎
ニ御案内申上ケ、竹之下村鈴木惣三方泊り。 里程壹里五町。

八月十三日 日曜 日和。

一、午前五時三十分竹之下村出發、足柄山新道御見分被為在候ニ付、御供仕相州
境之峠迄登ル。七時ニ峠ニ着、暫御休足之上、又新道を竹之下ニ歸ル。此道路
竹之下一村之力ヲ尽シ開候処、更ニ落成ニハ無之候。相模國矢倉沢迄里程八拾
五町、内峠迄凡四十丁。

一、竹之下村ニ而崇廣館分校、菅沼村崇廣館、用澤村精義舎、六日市場村自成舎、
須走村開蒙舎御巡視。同所副戸長小野庄五郎方御止宿。拙者儀ハ梶与参方ニ泊
り。竹之下より須走迄、巡回教師木村蒙、五小区中小学校幹事泉泥亀兩人も
附屬仕候。竹之下
ヨリ 里程四里七町。

八月十四日 月曜 日和。

一、午前五時須走村出發、甲斐国境籠坂峠迄道路御見分ニ付、御供仕登ル。国
境ハ峠より当国の方ニ下り、山八合目境之処峠迄参り、御小休之上須走ニ御帰
り。夫ヨリ直ニ出發、萩原村集慣舎、杉名沢村共和舎、竈新田大成舎、中清水
村天倪舎、神山村審問舎御巡視。深良村新田上ヨリ御宿村新田ニ、去七月中旬、
深良・岩波兩村ニテ、新規橋梁架渡ニ相成候字大野橋ヲ渡り、当村新田ニ出、
当宅ニ御泊り。 泉氏ハ須走ニ而御暇相願被帰候。木村氏ハ共和舎ニテ御暇ニ
相成。 里程六里貳拾壹町。

八月十五日 火曜 日和。

一、午前八時拙家御出発、行餘舎、深良村貫信舎、佐野村誠求舎御巡視。字栄橋御通り掛り御見分。五龍瀧、神武天皇遙拜所ニ御立寄有之、同所ニテ御暇申上候。里程一里拾七町。

一、御宿村々社 八幡宮大御祭典之处、拙者儀学務用、令公ニ附属仕候ニ付、祠掌渡邊隼雄殿一名奉務仕候。久根村々社八幡宮大御祭典、渡辺氏奉仕。平松新田村社八幡宮大御祭典、貝外祠掌柏木瀧十郎奉仕。

一、御宿村八幡宮大御祭典入用之儀、村方エ相談之上、上之原字平六沢ニテ、村持地田徳之内、米八斗御神酒御饌ニ当テ、副戸長勝又丈八方ニテ世話仕、杜前ニ持出シ、村方始メ参詣之衆人工差出ス。其餘献供等ハ、拙家ヨリ持参仕候。

八月十六日 水曜 日和、午後二時頃ヨリ雷鳴。

一、在宿、学務用取扱。

八月十七日 木曜 日和。

一、午前四時四十五分出発、御殿場村富士や佐吉方着。大区長末吉孫藏君ニ面謁。夫ヨリ明理舎ニ出席、正午一ト先引拂、夕陽ニ至リ正課猶伝習。

一、夜ニ入成美舎在校ニ可相成、伊豆国徳倉村農圃^研三殿ニ、富士屋ニ面談。

八月十八日 金曜 日和。

一、授業法伝習ニ付、明理舎ニ出席。

一、榊研三殿儀、成美舎エ差向ケ候ニ付、拙者并ニ巡回教師木村蒙、富永寛容三

※榊研三

尾張藩士の家に生まれ、明治四年伊豆に移住する。六年君沢郡の小学校教師となり、九年から成美舎の教員、一五年に嶽南学校へ転勤する。この間、演説結社岳東社・愛郷社の中心メンバーの一人として活動した。一八年、前島豊太郎・荒川高俊出獄の際、富士の裾野で歓迎の狩猟大運動会を計画したため、官憲の嫌疑をつけ、教員を免じられ免許状も没収された。この時、駿東郡第二一学区御宿村ほか七か村人民総代は、「村立小学校嶽南学校三等訓導榊研三勤続ノ義ニ付嘆願書」を関口隆吉県令に提出し、運動した。

名ニテ、先方幹事試補当テ文通遣す。榊氏月給、金七円定メ。

八月十九日 土曜 日和。

一、午前六時明理舎出席、正午迄ニテ伝習済。

一、午後貳時明理舎ニ出席、小会議ヲ開、四時三十分退散。

出席左ニ、議院名員

- | | | | | | |
|----|------|-------|----|-----|------|
| 一 | 巡回 | 木村 蒙 | 二 | 崇廣縮 | 菊池寛栗 |
| | 教師 | | | 教員 | |
| 三 | 自成一舎 | 宇佐美英 | 四 | 明蒙舎 | 佐藤宣宗 |
| | 助教 | | | 教員 | |
| 五 | 今里舎 | 倭田栄五郎 | 六 | 貫信舎 | 本多久尚 |
| | 教員 | | | 教員 | |
| 七 | 集貫舎 | 多門正躬 | 八 | 明理舎 | 坪井むつ |
| | 教員 | | | 助教 | |
| 九 | 自成一舎 | 天野直常 | 十 | 行餘舎 | 横山健吾 |
| | 助教 | | | 助教 | |
| 十一 | 明蒙縮 | 河村義済 | 十二 | 審問舎 | 八木茂作 |
| | 教員 | | | 助教 | |
| 十三 | 甘静舎 | 宮崎観良 | 十四 | 巡回 | 富永寛容 |
| | 助教 | | | 教師 | |
- 議長 湯山半七郎 合拾五名

一、四小区竈新田大成舎ヲ以小会議所トス。

一、九月十日日曜ヲ以初会議トス。

一、水曜ヲ取越シ十一日引続キ会議トス。

一、三ノ日曜ヲ以弐ノ小会議トス。

一、水曜右同断。

一、午前九時出席之事。

決議

一、同 十時始メ午後四時ニ終ル事。

一、遅刻之者ハ罰金五錢可差出事。

一、欠席之者罰則金拾錢可差出事。

一、遅刻欠席等之情ヲ承リ置其旨ヲ不継者、罰金拾錢可差出事。

一、罰金取立候ハ、席上之入費ニ当テ、残余アラハ書籍料ニ備可申事。

一、訓導以上ハ出欠自由之事。

一、該小学校教員ノミ出席之事。

但助教及ヒ有志之輩自由出席之事。

一、席上及ヒ止宿入費決議之タメ本日出席之節、幹事試補老名宛同伴之事。

書籍

一、十八史略 一、物理楷梯

一、算術 一、作物

一、五時間卜定メ各一時間宛研習、残一時間ハ不足課ニ当テ可申事。

右大意確定猶本日更ニ決定可仕候也。

八月廿日 日曜 日和、午後六時頃方大雷鳴好降雨、猶夜降雨。

一、五小区山之尻村瀧口岡次郎殿方エ我等名請之地券証受取ニ参ル。同人ハ小作賄人也。則券証廿四枚受取御殿場ニ帰ル。夫ヨリ直ニ富士屋佐吉方出発イタシ、萩原村集慣舎ニ生徒卒業姓名簿之儀ニ付出席。中清水村戸長鈴木藤平殿方ニ参リ、副区長兼学区取締小澤理三郎殿ニモ出席、中山村之学齡就学可為致旨説諭

ニ可及ト、右中山村幹事試補出席候様、再三申遣し候へ共不参ニ付、不得止第
四時過ニ至り出発、五時三十分後帰宅。富士郡マン野ニテ渡井荒太郎ト申小学
教員参泊り。

八月廿一日 月曜 陰天。

一、在宿、学務用取扱。

八月廿二日 火曜 日和。

一、午後一時三十分、清水水村天倪舎学区組村之内中山村ニ登ル。里程凡弍里。

五小区詰副区長工文通之控

過日御達御座候各巽教員及ヒ授業生姓名年齢月給等取調書之儀、僕輩ニモ捺印
仕候事ニ付、至急拙者方ニ御差向御遣し可被下候。

一、七・八両月分統計表之儀、来ル九月上旬ニ至り御取纏メニ成候ハ、貴所方
御捺印之上是又拙者方ニ御差向御遣シ可被下候。野生モ同様捺印仕候事ニ御座
候。

但統計表学齡人員就不就学調式重入(タトヘバ一ヶ月学齡百人ニ付連月ヲ一紙ニ
調候ニ付弍ヶ月分弍百人ト書入之類)等之不都合無之様御配慮願上候也。

明治九年八月廿二日 専同僚湯山半七郎

第一大区五小区詰メ

兼学区取締 御中

一、中山村々用掛り小澤九平殿方ニ参ル。四小区詰メ副区长小沢理三郎殿兼同小区学区取締也、并ニ駒門新田副戸長小澤権次郎殿兩人立会之上、右中山村右村用掛り小沢九平・同長田九郎平・同長田六郎平・幹事試補小沢九平治・結社長田源造・同土屋彦三郎・同長田久三郎呼出シ、就学可為致旨厚云々説諭ニ及フ。依之同人等ヨリ村方エ申談示之上左ニ

一、学齡就学廿三名内 男式十八
女三人

右就学之請書差出シ候ニ付取之申候。

八月廿三日 水曜 日和。

一、中山村午前六時四十分出発、神山村審問舎生徒小試験立会、夜ニ入帰宅。里程凡式里。

八月廿四日 木曜 日和。

一、学務之儀ニ付、当三小区扱所ニ出席。

八月廿五日 金曜 日和、午後三時廿分ヨリ降雨。

一、在宿、学務用取扱。

八月廿六日 土曜 日和、夜大雨。

一、次男禎ヲ召連レ第十四番中学校ニ入門。校長江原素六殿并ニ名和謙次殿ニ面謁仕候。且出沼之節尾江川知三殿方ニ伺申候。右ハ明廿七日ヨリ全寄宿之事ニ取極メ候。依テ今晚ハ禎儀木瀬川村海野氏エ泊リ之積リ。

一、尾江川氏宅ヨリ飛脚ヲ以テ文通差出シ、東澤田村ニテ山田大夢殿出沼、夫ヨリ

同伴富士郡蓼原村小学校三省舎ニテ、磯部物外殿方ニ参ル。幸同人在宿ニ付、教育事務所第貳大区扱所ニ合併、来ル九月一日ヨリ中学区取締専務之者一名詰合可申云々之儀其他学務之儀、種々相談ニ及、御馳走ニ成。夕暮ニ至リ元市場村遠州屋直平方ニ泊リ。里程凡八里〇七町。

八月廿七日 日曜 午前八時過迄降雨、追々降止。

一、磯部氏方ニ山田同道ニテ参ル。富山讓先生も御出有之学事種々談合、正午ニ至リ御馳走ニ相成、午後一時四十分出發八時帰宿。里程凡八里七町。

八月廿八日 月曜 陰天。

一、学務用取扱。

八月廿九日 火曜 今朝降雨又夕方降雨。

八月三十日 水曜 今朝降雨夕暮方夜ニ入大雨。

一、行餘舎ニ参視、夫より当三小区扱所ニ出席。

八月三十一日 木曜 陰天、午前十一時頃より午後まで降雨、又やむ。夜降雨。

一、午後三時出發、佐野村岩崎佐十郎殿方ニ伺、夫ヨリ沼津駅上本町杉本屋和平方泊リ。

里程三里廿五町。

九月一日 金曜 日和。

一、午前六時杉本屋出發、九時第貳大区扱所ニ着（富士郡、暫相過。山田大夢殿出席、磯部物外殿ハ拙者出席前ニ出席、渡邊佐一郎殿病氣不参、ノ四名中学区

〔朱書〕
「明治九子年」

取締也。教育事務所第貳大区ニ合併今一日開業、則開業届ケ所差出ス。種々申談示午後二時卅分山田氏同伴出發、同人ニハ沼津ニテ分レ、大岡村之内元下石田村青木茂東次殿方泊。里程凡五里、往道四里半合往復九里十八丁。

一、來十月二日教育事務所ニ出席可仕事。

但日曜并ニボウ風雨ハ日送之事。

九月二日 土曜 日和。

一、青木氏午前七時三十分出發、大岡村大岡舎生徒凡九十名教員二名。長沢村樟章舎生徒凡百名教員四名。下土狩村脩誘舎(今日休校)生徒凡七十四、五名之由、

下等小学四級迄有之、教員小松賢一郎・佐久間福一郎・授業生三淵潁洲・同小松養三郎、~~ノ~~四名。平松新田潤身館正午終業ニ付、生徒出席中間ニ合不申。~~ノ~~

四小覺巡視、夕方帰宅。里程凡三里廿三町。

三小区扱所ニ立寄申候。

九月三日 日曜 日和。

一、行餘舎ニ於テ、同校入費割之儀并ニ学齡入学マダ器械新築仮学校修繕等、談示有之出席。入校凡三、四十名近日中可有之、机及ヒ腰掛ケ差向拾脚新造ニ取極ル。

一、行餘舎ニテ、五小区用澤村精義舎教員木村蒙殿御出、面謁。

一、公文名村甘静舎聯区可仕旨過日中申達候儀ニ付、渡邊倉之助(小)市左衛門

兩人被參、誠求舎ニ合併村方不服之旨被申候ニ付、猶厚合併可仕旨一同工談示

可被成ニ申入候。

九月四日 月曜 日和。

一、佐野村誠求舎・定輪寺村定輪寺ニテ行餘舎分校・公文名村甘静舎巡視。

一、誠求舎教員豆州三島宿 福井良輔。

一、同 助教右同人子息 福井禮吉

十二年

今日出席生凡五拾名

右授業之義今四日開校之旨、幹事試補三好玄精殿被申聞候。

一、行餘舎分校今日出席生廿三名。不体裁勝ニ付、生徒一同工品行正敷可仕旨説

諭ニ及ブ。

一、甘静舎今日出席生廿三名。授業生宮崎觀良、授業法体裁可也。

九月五日 火曜 日和。

九月六日 水曜 日和。

九月七日 木曜 日和。

一、行餘舎工出席、仏像取除キ方住職工相談決定致ス。

九月八日 金曜 日和、折々降雨。

一、十四番中学区取締兼巡回教師磯部物外殿、昨七日御出泊り、山田氏モ被參候処

即刻被歸候。

一、磯部氏同伴、行餘舎・今里舎・開昇舎・求放舎、ノ四校巡回、須山村戸長勝

田三平殿方泊り。

一、今里舎生徒廿二名、仮学校清潔ニ可仕旨申渡ス。

一、開昇舎出席廿八名。結社杉山仲藏・幹事試補杉本源五郎出席ニ付、仮学校仕切可仕旨申渡ス。今日里程凡三里。

九月九日 土曜 日和。

一、立身舎・共和舎・集慣舎・明理舎巡回、御殿場村ふじ屋佐七方泊り。里程三里三十三町。

九月十日 日曜 日和。

一、竈新田大成舎ニ於テ、三・四・五ノ三小区中各覺教員参衆、上等小学書目之内研習、夕方ふじ屋ニ帰り泊。里程往復ニテ式里十丁。

九月十一日 月曜 陰天、夜降雨。

一、須走村開蒙舎・自成舎・精義舎巡視、藤曲村落合岩田八平方泊。里程凡六里廿五町。

九月十二日 火曜 晴雨不定、夜ニ入大雨。

一、成美舎・崇廣館・竹之下村ニテ同分校・四小区深沢村明蒙館・天倪舎・審問舎合六校巡視。里程藤曲村ヨリ御殿場迄式里十六丁、御殿場ヨリ御宿村迄四里五町合六里廿壹町。夕方帰宿。

九月十三日 水曜 晴雨不定。

一、深良村貫信舎巡回、同所ニテ磯部氏ニ分レ申候。

一、本月八日ヨリ十三日迄各小覺景状、磯部氏ヨリ第五課工具状可仕約定。

一、五小区六日市場村自成舎教員宇佐美祖孝・同覺助教田村亨兩人御辞令書式通

去ル十一日右校ニテ受取、今十三日磯部氏ニ相渡ス。

但右兩人儀教導職試補拜命ニ付教員申付候儀ハ不相成趣、依テ御辞令御引上ケニ相成、訓導補免狀御下ケ可有之旨ニ付、追テ右免狀御下ケ有之次第兩人ニ可渡事。

一、宇佐美・田村兩人之本籍取調差出シ吳候様、五小区詰兼学区取締工文通ニ及昨十二日。

一、今十三日各村里程記磯部物外君ニ貸遣ス。十月五日返り受取。

一、本月五日午前四時式十分、嫁つる儀男子平産之旨、小田原駅緑町四丁目土族中垣秀通殿方ヨリ文通被申越、初名湯山薫、右つる儀六月廿一日里中垣氏ニ、出産有之迄之約定ニテ逗留為致置候。

過日御依頼教員之儀ニ付差向勘考仕候処、是迄六日市場村自成舎在勤教員四等訓導補宇佐美祖孝ナル者、双方相談ヲ遂ケ退校之筈ニ決定之旨同人ヨリ被申越候間、右同人入校候様迅速御頼ミ有之度、此段申進候也。

追テ本文之仁万一思召ニ不叶儀モ有之候ハ、其旨速ニ御返書可被下候、猶周旋可仕候也。

明治九年九月十三日

中学区取締 湯山半七郎

御殿場村明理舎

幹事

同試補

御中

過日御依頼貴所入校口、御殿場村明理舎ノ外差向無之、依テ右同校工貴兄依頼可有之旨申遣シ候間、願之者參館仕候ハ、月給等御決定御入校可被下候。此段申進候也。

追テ万々一本文小覺思召ニ不叶候ハ、猶駈離レ候地ニ周旋可仕候間、其旨御返書可被下候也。

明治九年九月十三日

中学区取締湯山半七郎

六日市場村自成舎

教員宇佐美祖孝殿

九月十四日 木曜 雨天。

郷村社祠掌職願

私儀

郷社兼村社祠掌及ヒ第十四番中学区取締拜命、難有兩職共勤統之处、「目今熟考仕候ニ学事急務之際」巡回〔宋書〕「等」弥他出多ニテ、時々祭祠闕席敬神之大道ヲ失〔宋書〕「シ」神慮如何且御庁ニ「奉」対恐縮、加之「居村ヲ始メ区内」神葬祭之者〔宋書〕「多分」有之、葬儀「ハ勿論」靈祭等衆人之差支ヲ釀成可致〔宋書〕「卜」深困苦仕候。依之祠掌御

免被成下度此段奉願候也。

第一大区二小区御宿村

祠掌辭職願入湯山半七郎

祠掌 渡辺隼雄

戸長 小林治平

明治九年十月廿八日

静岡県令大迫貞清殿

三通差出ス

九月十五日 金曜 晴雨不定、折々大雨。

一、学事取扱。

九月十六日 土曜 大雨。

九月十七日 日曜 暴風雨、尤雨甚シ、夕方鎮静風雨。

九月十八日 月曜 日和ニ成。

九月十九日 火曜 日和。

一、須山村ニテ郷村社祠掌渡邊隼雄殿方ニ参伺、拙者事祠掌辭職表加印無心申入候処、先方被申候ニハ、近日中当小区扱所エ出席致副区长正副戸長中エ相談之上、加判可仕旨被申、今日加印致シ呉不申候。夕方帰宿。求放舎ニ巡視イタス。

一、三島宿久保町小松幹三郎被参泊り。

九月二十日 水曜 雨天。

九月廿一日 木曜 陰天、少々白中降雨。

一、小松幹三郎同伴三島宿誓願寺ニ参り、右同人事務行口是迄相州小田原駅片野屋某方ニ世話ニ可成旨決定ニ及ヒ、同人ニ申聞ケ、帰途平松新田服部大八殿発起、藤原為冬朝臣靈社鎮座入費ノタメ、顕旧講立会ニ付出席。夕方帰宅。

九月廿二日 金曜 陰天。

一、本年地租式納取立ニ付、副戸長勝又丈八方ニ出席、本年上半季割共仕詰メ申候。

九月廿三日 土曜 陰天、少々降雨。

九月廿四日 日曜 日和、北アラ風吹。

一、当村分字上之原所持山林、杉植込下刈拂済ニ付見分。

一、須山村渡邊隼雄殿・土屋佐久太殿兩人御入来泊り。御申出之趣、小田原駅中垣秀通弟秀敷儀、聳ニ相談願度旨ニ付、先方工迅速掛会ニ可及旨挨拶仕候。

右者渡邊氏工貰取候事ニ御座候。

九月廿五日 月曜 日和。

一、渡邊氏同伴当三小区扱所ニ出、拙者祠堂辭職申談示候積り之處、副区长兩人共外御用差合闕席、依テ岩崎氏宅工出候処、同人事実地丈量久根村検査ニ付、同村ニ罷出留守中故空ク帰ル。渡邊氏ハ直ニ下辺ニ被参候。

一、夜ニ入平山ノ外川藤七・中川甚藏兩人被参、願之通元向西寺ニテ私共墓道之儀無之差支候間、貴殿所有地ト墓地之北続キト交換被成下度被申候ニ付聞済、依テハ明日地所見割イタシ置可申候。我等明廿六日他出致候間、帰宅次第見分取

極メ可申旨申聞候。

右一条ハ向西寺廢地ニ相成、道代共御下ケニ付従前之道路ヲ失ヒ候ニ付、果
エ其段再三願上候得共御聞届ケ無之、依テ前段之次第ニ相成候。

九月廿六日 火曜 日和。

一、午前五時十分出発、俣柳雄召連レ小田原中垣氏ニ出ル。前後五時着。

一、末男中垣秀敷殿縁談之儀、実母及ヒ西村之実兄ニ談示ニ及候処、御兩所共御承
知ニ付、明廿七日荻野山中ノ小覺興讓館迄可罷出事ニ談決。

九月廿七日 水曜 日和、夕方降雨夜大雨。

一、中垣氏出発荻野山中興讓館ニ罷越、中垣秀敷殿ニ縁談云々申入候処、承知之旨
挨拶有之、尤生徒定期試験来十月中旬頃之趣故、縁組吉辰之儀ハ十一月上旬卜確
定、猶追々郵便ニテ可申談旨申入、厚木町迄戻リ同町萬年屋平兵衛方ニ止宿。

九月廿八日 木曜 雨天、折々降止。

一、萬年屋出發、小田原中垣ニ午後三時帰着。兄中垣秀通殿・中ノ兄西村隆運殿・
末ノ兄早川親侃殿等中垣立会席上ニテ、秀敷殿承諾之旨申入、猶衣服等之相談ニ
及ブ。

九月廿九日 金曜 陰天。

一、市中小学校日新館(計リ) (女生) 授業之体裁并ニ西海子学校(計リ) (男生徒) 右同断聴聞、
夫ヨリ中垣秀実大人靈參、夫ヨリ早川氏ニ參馳走ニ成。午後三時過中垣氏ニ帰
ル。

九月三十日 土曜 陰天、午前余程降雨。

一、中垣氏出発、三枚橋ヨリ柳雄儀ハ宮之下入湯致度願ニ付相別レ申候。夕方帰宿。

十月一日 日曜 陰天、日和ニ成。

一、村社八幡宮奉仕。

十月二日 月曜 陰天。

一、沼津中学校ニ出席、夫ヨリ東沢田村山田大夢殿方ニ參、去九月廿八日より三十日迄三日間教育事務所ニ於テ、十四番中学区中各小学教員助教ニ至迄、研習所確定會議仕候趣承合御馳走ニ成、夕方帰宅。里程往復ニテ凡六里。

一、研習所及ヒ書目并ニ規則等會議ニ就テハ、拙者モ出席可仕筈之處留守中ニ相成候間、右山田氏エ代兼依頼仕候儀也。

一、各小学校生徒定期試験ニ就テハ、専務取締立会可仕哉又ハ副区長兼取締ノミ立会ニ哉、迅速教育事務所ヨリ伺書差出シ呉可申旨、通達之儀山田氏ニ依頼仕候。

十月三日 火曜 日和。

一、当三并四両小区中小学校幹事試補担当之者姓名簿相認、三小区扱所并ニ四小区駒門新田副区長小沢理三郎殿差向出ス。是ハ幹事試補御辞令御下ケ有之度上申書也。

十月四日 水曜 陰天。

一、今里舎・開昇舎・求放舎、合三小学校巡回。里程往復ニテ凡六里。

(朱書)
「明治九子年」

一、須山村渡边隼雄殿方ニ参、同人方工髯之儀、小田原宿緑町四丁目中垣秀通殿弟中垣秀敷事熟縁之挨拶仕候。勝田三平殿・土屋佐久太殿兩人立会。

一、本月十七、八両日中結納ニ可参事。

但方ニ請申候約定。

一、婚姻吉日十一月十五、六両日中之事 十五日と定。

十月五日 木曜 日和。

一、山田大夢君ト二本松新田福住屋重吉方ニテ落合、二小区納米里村映雪舎・二小区下土狩村循誘舎・六小区大岡村大岡舎・二小区長沢村樟章舎巡回、三島宿宮之前糶屋平右衛門方泊り。里程凡四里半。

小学生徒試験席立会之儀御問合。

一、定期及ヒ大試験席学区取締立会之儀ハ、事務所詰メ之外専務ニ哉、一小区内限り小区詰メ兼務ニ哉、又ハ専兼務共立会ニ哉。

一、専務立会ニ候ハ、従前受持限ニ哉、又ハ十四番中学区中手別ケを以立会ニ候哉。

右御問合ニ及候。迅速兩条御申聞ケ被下度候。万々一御決定相成兼候儀も有之候ハ、大至急第五課江御伺可被下候也。

明治九年十月六日

教育事務所詰メ御中

中学区取締

湯山半七郎

右書面三島宿郵便局ニ差出ス。

十月六日 金曜 日和。

一、二小区湯川村泉学舎、生徒三十名教員弐名。

一、一小区徳倉村明德舎、生徒八十三名教員五名。

一、七小区沼津駅集成舎、生徒弐百六十四名教員。

一、同区沼津駅明強舎、生徒四百三、四十名教員十五名。

一、同区沼津駅中学校。

合五校巡視。山田氏同伴、同人御帰宿。拙者ハ本街元間屋庄右衛門方泊リ。里

程凡弐里十三町。

一、昨五日小田原中垣氏及ヒ愛甲郡荻野山中ニテ中垣秀敷殿方両所工、秀敷婚姻云々之儀詳細文通差出三島宿郵便局工、但婚姻吉日十一月十五日卜確定之旨申進候也。

十月七日 土曜 日和。

文部省官員中視学加納久宜殿・少書記石川浩殿御両所并ニ第五課長蜂屋定憲殿、伊豆国各小学校御巡視御通行左ニ小校御巡視。

一、原宿三事舎、生徒百四名

(教員安川宗知
助教三人)

一、沼津明強舎

中学校 生徒百十一名 集成舎

一、長沢惇章舎合五校御巡視ニ付随従、無滞濟。元間屋ニ歸リ泊。里程往復ニテ五里四丁。

十月八日 日曜 日和。

昨夜元問屋ニ江原君・磯部君・山田君・拙者合四名同宿。今朝出発一小区江之浦村江浦舎。

一、江之浦村江浦舎、生徒四十九名三級迄進級。

旧高拾四石余戸数六十五、六軒教員大野当像月給五円也。

昨今大ニ生徒ヲ募リ入学有之之械器可調申候。

一、多肥村寛裕舎、生徒六十四名内廿八名新入校三級迄進ム。

戸数三十八戸 教員日吉賀叟。

昨今大ニ生徒ヲ募リ前書入校有之器械半バ調フ。

一、口野村連高舎、生徒六十四名三級迄進ム内新入五六名。教員龍光宜鑑。

昨今生徒少々募候処仮校手狭殊ニ空氣之通ヒモ不宜、且生徒大ニ募候上ハ寺院等ニテモ当分相用、器械相調可申、助教モ差入可申旨申論シ候。

獅子濱村ニ戻、植松利兵衛方泊り。里程凡三里廿六町。

十月九日 月曜 日和。

一、志下村共成舎出席生徒八十三名、但三級マデ。

昨今生徒ヲ募候ニ付テハ教員近藤克、助教壱人。

教場手狭ニ付入費差支ノ儀モ有之間、上下之香貫村エ聯区致、獅子濱村ニハ分校置度旨被申候間、能々精算被成候上年内経費之良法ヲ取、篤卜衆議之上決定有之度旨申入候、幹事試補工。

一、我入道村道生舎、出席生徒七十二名、但三級迄。

生徒召募候ニ付テハ(教員寺島正利
助教兩人)

教場手狭ニ可有之、依テハ迅速上下之香貫村工聯区被成度旨申入候。

一、下香貫村集貫舎、生徒出席七十九名。

(教員小山氷
助教兩人)

一、上香貫村驛成舎、出席生徒凡六十名三級マテ。

右両校工大至急学校設立有之度申入候。

(教員野口信成
助教壹人)

右四校巡回、元木瀬川村海野要一方ニ立寄、沼津下本町元間屋ニ泊。里程凡式里三町。
十月十日 火曜 日和、夜降雨。

元間屋出発、大諏訪村有斐館ニテ午前十時迄山田君待請居候処、御入来無之、依テ三事舎マテ參猶待請可申旨、教員酒井氏ニ依頼致し置、此校出発、右三事舎ニテ待候得共終ニ不參候間拙者一名巡回。

一、大諏訪村有斐館、生徒百三十五名式級迄。

昨今学齡入校有之。(教員酒井麟聲
助教四人)

一、一本松新田初学舎、生徒六十九名、三級迄。

教員他出中ニ付教員之父工就字ヲ促シ、且器械不足之分新調候様談示ニ及置候。

(教員藤川肇
助教ハ生徒ノ内ヨリ出ル)

一、原宿三事舎、生徒百四名前ニ記載有之。

繁農中ニモ生徒更ニ休校等無之旨被
申候也

※川口与五郎（一八四二—一九二〇
年、鳥谷村）
天保一三年一〇月一五日、愛鷹牧師
五郎兵衛の長男に生まれる。慶応二
年、名主に任じられて以降、府県会
規則（明治一一年）にもとづく県会
議員、鷹根村村長など公職を歴任し
た。学制発布後の篤恭舎の設立、沼
津組合立高等小学校創設など、特に
教育に力を尽した。

昨今就学之儀ニ付学校ヲ二階作りニ直し候旨、且器械ハ在来之由ニテ足り可申
候趣、幹事試補桜井次郎作殿被申候。

一、東船津村興隆舎、生徒四拾五名、六級マデ。

昨今学齡就学之儀、（教員阿土野海音
助教志人）

厚説諭有之度、器械不足之分早々新調有之度旨申入候。

東船津村副戸長鈴木平八郎
境村幹事試補鈴木喜源太殿

殿
兩人エ。

定期試験十月下旬より十一月上旬迄之事。

一、東井出村弘需館、生徒三拾五名、三級迄。

定期試験可請生徒凡廿六名 教員

（四級補 城内給治郎
月給五円
助教生徒之内より出る）

十月下旬より十一月上旬迄之事。

昨今就学之儀厚説諭仕候、深澤諒平殿エ。

右五校巡視、東井出村戸長深澤直作方泊り。

里程凡三里式拾町。

一、此辺都テ浮島ヶ原、洪水ニハ田地浮流ス。

十月十一日 水曜 降雨。

東井出村戸長深沢氏出発鳥谷村、川口与五郎方泊り。里程凡式拾町。

一、鳥谷村篤恭舎、出席五拾八名、三級迄。

追々教場継足シ普請候旨（教員吉田貞、
助教兩人）

幹事試補川口与五郎殿被申候。

十月十二日 木曜 陰天。

一、東椎路村稚路舎、生徒六拾名、三級迄。

試験可請生徒凡五十二名 (十月下旬之事)

教員 (天野鉄太郎
助教名)

教場取広ケ及ヒ器械新調生徒募り可申旨説諭ニ及フ、幹事試補大竹郷藏殿工。

一、東沢田村敬身舎、生徒凡百名内上等八級生十名アリ。

試験可請生凡七十名 (十一月月上旬之事) 教員 十八公慶暹
助教三人。

昨今入校有之、教場設立致候趣、幹事江藤氏被申候。

一、岡之宮村晤学舎、生徒七十六名、四級マテ。

試験可請生凡十三名 期旬不定、教員 持田誓不在
助教兩人ニテ持。

昨今入校有之、器械新調之相談大工工請渡シニ取掛り居ル。学校ハ手広ニテ申分無之。

一、平松新田改称温知館、生徒八十名余。

生徒更ニ募り不申候。

試験凡八十名、十一月下旬之事。

鳥谷村口水氏出発、右四校巡回東沢田山田氏ニ伺候処巡回不在ニ付、来十六、七兩日中伺可申旨申置候。尤雨天日送り。夕方帰宅。里程凡四里三町。三小区扱所ニ伺。

十月十三日 金曜 日和。

一、在宿、社務用取扱、昼後行餘舎參視。

一、御宿村行餘舎、生徒七十六名。

十月十四日 土曜 日和。

一、在宿、学事用取扱。

一、藤枝宿在 (14) 居住成島 (14) ナル者御殿場村明理舎在校有之度、文通本人ニ渡

ス。十五日朝。

十月十五日 日曜 日和。

一、定期試験請持割并日割之儀ニ付出沼、本町明強舎ニテ山田氏ニ面謁右談示ニ
及候処、山田氏方巡回教師富山讓君方ニ試験始メ打合せ、其上当方ニ文通可申越
約定ニイタシ、夕方帰宿。里程往復ニテ七里十四丁。

十月十六日 月曜 日和。

一、佐野村岩崎佐十郎殿実父廿五年、祖母廿五年両霊祭ニ付、祭主相勤候。宮崎

觀良君出勤。

一、三小区扱所ニ各小学校教員試験願書迅速取纏メ差出シ可被申旨、出席之上申
入ル。

一、教育事務所より可詰旨、左之通達し有之候。

第二大区五小区各校定期試験来十六日より相始メ、磯部物外・山田大夢兩人共出
張、渡边佐一郎義ハ此程中持病ニ而引込居、事務所詰無之候間、乍御苦勞十六
日方御出張有之度候也。

九年十月十四日

教育事務所印

(朱書)
「明治九子年」

湯山半七郎殿

返書左ニ

教育事務所ニ可誥旨御申越之处、一兩日中逆上仕候故ニ哉、眼病相発シ殆難渋仕居候間、療養差加全快次第出務可仕候。此段及御報候也。

九年十月十六日

中学区取締湯山半七郎

(朱書)
「明治九子年」

教育事務所御中

十月十七日 火曜 日和。

一、須山村渡邊隼雄殿方ヨリ結納左ニ。

一、媒灼人勝田三平殿代理同人子息勝田東平殿御入来。受納之品左之通り。

一、麻上下沓具 一、金貳拾円支度料トシテ被下

一、志ら賀 一、酒

一、魚 一、五品

一、西島政平殿結納席ニ立会申候。

十月十八日 水曜 陰天。

十月十九日 木曜 雨天。

一、小田原中垣氏工、嫁つる并孫等[※]之迎ニ遣ス。右ニ付中垣秀敷君縁談詳細文通遣ス。

十月廿日 金曜 今朝雨天、追々日和ニ成。

一、午前九時出発、富士郡吉原宿ニテ第二大区扱所合併教育事務所ニ出務、午後

※湯山一(等)(二八七四—一九四〇年、御宿村)
湯山柳雄・つるの長男として、明治七年八月三〇日に生まれる。半七郎にとつては孫。のち富岡村村長(明治三九年九月—四二年八月)をつとめる。『日記』では等と記述されているが、戸籍上は一と書いて「ひとし」と読む。家系図参照。

式時着。

二大区扱所ニテ写左ニ

兼テ寄附并旧高戸数工賦課候学資金之義、取扱之者未夕申出無之候処、第十六番中学区内ハ曩日人名申立此節利子上納相成候手續ニ付、至急人名申立、十一月廿日限り利子取立、十二月十日当課工可被差出候、此旨相達候也。

但百円以上寄附金ハ昨年十二月ヨリ上納スヘキハ勿論、余寄附金ハ本年一

月ヨリ上納ト可相心得、旧高戸数賦課之分ハ本年五月ヨリ利子上納之事。

明治九年十月十六日

第五課印

第二大区 区长中

十月廿一日 土曜 日和。

一、昨夜高砂屋作兵衛方ニ止宿。苗字 里程 山本。凡八里八町。

一、教育事務所出頭。

十月廿二日 日曜 日和。

一、東比奈村渡邊竹城君半七郎 伯父、君ニ伺一泊、同人義七十有余之趣至テ壮健、同所渡

邊佐一郎君方ニ伺。旧縁有之 方今中学区取締 御馳走ニ成。中里村東光寺ニテ我等父方祖父

母墓参詣。

十月廿三日 月曜 日和。

一、東比奈村渡邊氏出発、教育事務所出頭。

一、磯部物外事務所出頭。

十月廿四日 火曜 降雨。

一、教育事務所ニ出頭。

十月廿五日 水曜 日和。

一、吉原駅山本作兵衛方午前八時出発。

一、原宿ニテ八小区扱所。一、第壹大区扱所。

一、沼津七小区扱所。一、香貫村ニテ壹小区扱所。

一、元高田村ニテ六小区扱所。一、竹原村ニテ式小区扱所。一、石脇村ニテ三小区扱所。合扱所七ヶ所。

一、皇后宮様行啓、来ル十一月十日東京御出輦、十二日三島宿御泊、吉原宿御昼、蒲原宿御泊。

右通御先工各小学校生徒御出迎拜興可仕旨、県庁ヨリ御達有之候ニ就テハ、生徒可成西洋服及ヒ袴着用可仕、且袴無之分ハ羽織ノミ着用可仕候。

次ニ各校拜興之生徒何名宛 内 男何名
女何名 取調、来廿八日迄ニ大区扱所工御申出可有之候。

一、各校統計表取纏メ、大区扱所ニ御差出可有之候。右各扱所エ口達ニ及ブ。

一、大区扱所工、各小学校教員助教等姓名・月給・身分・等級等取調書式通宛、迅速御差出シ可有之旨口達。

一、壹小区扱所及ヒ上香貫村小学校繹成舎教員工、本月三十日午前八時ヨリ定期試験、下香貫村集貫舎ニ召集之旨口達。里程凡九里拾八町。

十月廿六日 木曜 日和。

十月廿七日 金曜 陰天。

御殿場村明理舎エ左ニ文通郵送。

其小学校教員之義ニ付過日御入来之处、野生教育事務所詰中、不得真意残念千萬。諸目今各校共学齡入学之際中年之教員無之、就テハ先頃差出し候成島ナル者在勤如何可有之哉御伺申度、趣ニ寄再応本人為差登可申候。尤初登ハ何レ之教員置候テモ兩、三ヶ月ヲ限り在校取極メ可然候。右申進度如斯御座候也。

猶又可否共即日御返書可被下候也。

明治九年十月廿七日

湯山半七郎

御殿場明理舎

幹事
同試補 御中

再伸、本文思召ニ不相叶義モ候ハ、月給ヲ定メ、数学共教育之教員御差向願県庁エ御差出シ被成候テハ如何、御勘考有之度候。且右御定決ニ候ハ、願書ハ小区扱所エ御差出し之事。

一、須山村渡邊隼雄殿御入来泊り。

十月廿八日 土曜 日和。

一、渡邊氏同伴三小区扱所ニ出席、村社神改正方岩崎佐十郎殿エ相談ニ及ブ。

一、佐野村八幡宮・二ツ屋新田浅間宮・元水窪村水窪神社・伊豆島田村熊野神社・

稻荷村稻荷宮・石脇村三島神社

※三ツ又
三槨。和紙の原料。

合六社改正廻奉仕、夕方渡辺氏当方ニ帰泊り。

一、郷村社祠掌職辞表差出ス 但當三小区扱所ニ差出ス。

十月廿九日 日曜 日和。

一、村方勝又丈八方宅地之義、西大還道路巾 西之方水
遣りヲ除ク

水遣りヲ除之外壹丈四尺ト去八年春取極メ候処、右同人義道代エ石垣築出シ候

ニ付、今般実地丈量検査前ニ付、副戸長湯山彦作殿・湯山平次郎殿・村用懸り

湯川関太郎殿外与親一同我等立会之上、右壹丈四尺ト境界柱打、且大竹伐払申

候。久根引去り之義ハ、検査前早々直し可申候間、猶予仕呉候様丈八殿任願聞置

候。

一、右同人宅地南道添用水路之東西追々久根囲出シ、是又元之姿ニ為取直引去り

申候。

一、勝又半次郎義、村方用水路ニ三ツ又ヒタシ置、衆人馬之健康ヲ妨害候ニ付、為

取払、向後右様之心得違仕間敷旨、与親小林忠八ニ申渡ス。

一、勝又豊吉・勝又仁平宅地境界諍論ニ付、立会申候。

十月卅日 月曜 日和。

一、元向西寺廢跡ニ付、墓所エ之道路迄御払下ケ相成、則墓所道路差支右墓所主等

ヨリ願ニ付、我等所有地字宿頭田南之端通り巾平均四尺 東長式十六間半道代ニ

相渡候。右代地トシテ字宿頭畑巾平均壹丈六寸式分五分 東長、十九間外不毛土手

畔刈地共入当方ニ受取。立会、中川甚藏・中川政藏・外川新七・外川藤七・甚藏掣、

下香貫村集貫舎ニ廻ル里程凡四里三十丁

五人、拙者并ニ田小作勝又弥平。

十月卅一日 火曜 日和、夕方ヨリ降雨夜大雨。

一、午前七時三十分出發、下香貫村集貫舎ニ参り、夫ヨリ大平村大平舎ニ越。右大平舎生徒定期試験、巡回教師富山讓立会、昨三十日ヨリ始メ夜十一時迄掛ル。

一、試験請候生徒八十六名 外式十名式級宛請候
モノ有之合百六名之割

十一月一日 水曜 降雨、午後ニ至リ降止。

一、昨夜大平村齋藤格藏方泊。里程凡 三丁

里程凡式里

一、今日試験表調、午後二時三十分大平村齋藤氏出發、下香貫村集貫舎着、直ニ試験夜十時迄懸ル。同所ニ瀬川ノ山本由藏方泊リ。

一、大平舎拔萃生三級卒業 稲村松太郎、一、五級卒業 原喜久平、一、五級同

吉川岩吉、一、六級同 片岡種次郎。一、六級同 黒田円太郎、一、同 是村

菊太郎、一、七級同 稲村勇次郎、一、八級同 稲村万吉、合八名。

十一月二日 木曜 日和。

一、集貫舎生徒試験、繹成舎八級生試験、午後五時仕舞、沼津宿元問屋泊リ。里

程凡廿三町。

十一月三日 金曜 日和。

一、天長節休暇、帰宿。沼津方里程三里廿五町。

十一月四日 土曜 日和。

一、午前九時三十分出發、上香貫村繹成舎ニ十時着、同校及ヒ我入道村道生舎生

里程凡式十五丁

徒召集、試験立会、夜九時五十分沼津宿元問屋ニ泊り。里程三里三拾町。
十一月五日 日曜 日和。

一、志下村共成舎ニ於テ、右校及ヒ釋成舎・集貫舎・道生舎三校試験残り召集、定期試験済、副戸長笹原庄三郎方泊。沼津方里程凡一里七丁。

一、上香貫村稲葉四郎左衛門殿・下香貫村森田豊八殿両家通り筋ニ付、鳥渡伺。
十一月六日 月曜 日和、夜風雷雨鳴。

一、江之浦村江浦舎ニ於テ江浦舎・寛裕舎・連高舎合三校生徒召集、定期試験立会。

十一月七日 火曜 日和ニ成、アラ風吹。

一、前日同断。試験済沼津ニ帰り元問屋ニ泊り。夜七時五十分着候。里程壹里三十式町。

十一月八日 水曜 日和、荒風。

一、一小区徳倉村明徳舎試験、六十八名、夜ニ入七時三十分元問屋ニ帰り泊。里程往復凡式里十六丁。

十一月九日 木曜 日和。

一、明徳舎三、四合十四名試験、残り之分富山氏ニ依頼いたし帰宅。里程凡三里廿五丁。

一、行餘舎教員二等訓導補吉田富五郎義、去ル十月十四日無故帰宿之儘退校。

一、右同校教員五等訓導大橋之直、本月七日夕当着、同八日ヨリ在校。但県ヨリ被

(はきみ込み)
九年十一月八日
一、金四銭
(徳倉より沼津迄送り人足賃)
内己け銭宛富山
内
四厘妻橋賃取可へ引残壹銭六厘可渡
事富山氏工

今日日実施丈量検査

差向候。(静岡西草深町

居住。

十一月十日 金曜 日和。

一、行餘舎ニ於テ、当三小区中及ヒ四小区神山村審問舎合十校教員召集、定期試験
体裁為、心得申入并体裁見聞為致候。

一、小田原駅緑町四丁目中垣秀通殿・同秀敷殿両君御入来。荷物之義、箱根宿迄当
方之人馬遣シ受取。

十一月十一日 土曜 日和。

一、十月二日ヨリ十一月九日迄拙者旅費仕出シ薄、(マシ)旅籠帳相添、教育事務所当テ佐
野村郵便局ニ差出ス。

一、四小区・五小区各校教員御殿場村明理舎ニ召集廻達、佐野村郵送差出ス。但召
午前

集本月十八日
第八時揃之事。

一、御宿村実地丈量検査ニ付代理俸柳雄差出ス。

一、次男湯山禎沼津中学校ヨリ夕方帰宿。

翌十二日午後より帰校。

十一月十二日 日曜 日和。

一、中垣秀通末弟中垣秀敷事、須山村渡邊隼雄ムコ婿ニ縁組決定、来ル十五日婚姻。

依テハ小田原駅之義遠路殊ニ大山越ニ付、百般当方ニ引請真之弟之積り、尤縁
附送籍之義ハ中垣より先方ニ可渡旨、左之方々ニ報知、自身廻述。

一、湯山彦作 一、湯山直次郎 一、湯山平次郎

火曜
十四日之分

十五日之分

一、中川祖平 一、中川庄平下尚七 一、西川清次郎
十一月十三日 月曜 日和。

一、渡边氏ヨリ婚姻荷物受取之人馬被差出候ニ付渡。

但人足五人、馬壹疋、才領壹人。

一、当三小区扱所ニ出頭、祠堂職務御免状左ニ写。

駿河国駿東郡須山村浅間神社

兼第一大区三小区内村社祠堂

湯山半七郎

依願職務差免候事

明治九年十一月八日

静岡県

(朱書)
「明治九年子」

右十一月十三日当三小区扱所ヨリ受取。但御書付奉書 紙四ツ切。

一、湯山半七郎身丈ケ五尺四寸六分有之候。

十一月十五日 水曜 日和。

一、午前九時出発、須山村渡边氏ニ婚姻。

一、婿中垣秀敷 一、兄中垣秀通

一、湯山半七郎 一、西島政平 従者 渡辺政五郎

下和田村迄土屋佐久太殿・土屋八太夫殿兩人迎ニ御出、夫ヨリ同伴、媒妁勝田三

平殿宅ニ着、酒食出ル。午後五時過渡邊家ヨリ迎有之參着。祝席左ニ

※池田緯太郎（一八四一—一九一三年、東沢田村）
天保一二年六月一五日生まれ。明治一二年、府県会規則にもとづく第一回県會議員に駿東郡から選出される。大正二年一月三日没。

右五名 勝田三平代理倅勝田東平

東沢田村 池田緯太郎倅池田（父）

石川村 森（父） 勝田宗次郎

相伴 持田誓 合十名

夜十二時過無滞濟、開席。

一、今十五日登り之節、下和田村開昇舎ニ立寄。

十一月十六日 木曜 日和。

一、渡邊家ニ逗留。中垣秀通、拙者兩人、勝田三平殿・勝田宗次郎殿兩人方工披露行。

一、小学校求放舎ニ立寄。

十一月十七日 金曜 日和、夜降雨。

一、渡邊家午前十一時出發。

一、拙者義ハ学事用ニ付御殿場村ニ直罷越、富士屋佐七方泊り。
御宿村より里程

凡三里卅三丁。

一、中垣秀通義ハ須走村梶与参方ニ罷越。

一、西島政平義帰宅。

一、從者渡邊政五郎義ハ十六日帰ル。

十一月十八日 土曜 日和。

一、御殿場村明理舎ニ於テ、四・五ノ兩小区中各小巖教員召集、定期試験可請生

徒人員毎級詳細書受取。但明理舎試験請兼同斷坪并むつヨ
リ被申聞候。開蒙舎教員不參。

一、定期試験日割順大略決定。

一、定期試験之体裁委曲申聞ケ候。

一、午後三時開散。

一、明理舎教員在校可為致旨、是迄数度及掛合候処、等閑置候ニ付嚴重談示ニ及候処、是迄六日市場村自成舎在校田村亨ナル者定期試験濟次第、右明理舎在校可仕事ニ決談之趣、書面受取。

一、午後四時過御殿場村出發、五時五十分帰宅。里程凡三里三十三町。

一、十一月十八日中垣秀通殿須走ヨリ御歸リ。

右者須走村梶与參殿方ヨリ、我等次男湯山禎義案督相続人ニ貫請度旨、先般西島政平殿并ニ与參兩人被申聞候間、本人禎ニ右之趣申聞ケ候処、来明治十年ヨリ同十六年迄六ヶ年間学文修行為致呉候ハ、父母之命ニ随ヒ可申旨被申候ニ付、其段先方与參并ニ同人父勇殿一同ニ挨拶ニ及候処、十年ヨリ五ヶ年間学文修行可為致事ニ先方被申候。就テハ来ル十年一月中、本人召連レ被呉候様被申候間、引請候趣秀通被申聞候。

但縁附送籍之義ハ、来十年ニ至候ハ、可遣事。婚姻披露之義、凡十年ヨリ三ヶ年ヲ経可申。猶婚姻之後学文修行可為致事。

右約定之趣為後日記載仕候也。

十一月十九日 日曜 日和、あら風吹。

一、教育事務所より本月十三日出状郵便十六日当着、今十九日朝披見。右ハ事務所ニ可詰旨申來候。

十一月廿日 月曜 日和、アラ風吹。

一、中垣秀通殿今朝出發、帰国。

一、昨十九日午後ニ至リ、手代渡边雄一郎義帰国之願有之遣ス。尤四、五日中帰宅可有之事。

教育事務所エ返書左ニ

本月十三日御發状十六日当着之处、拙者義他出十八日午後六時帰宿拜披、諸事務所ニ可詰旨御申越之处、引続公務相嵩一兩日中出務難成、依テハ来ル廿三日皇后宮通御ニ付出沼、夫ヨリ三島ニ至リ得貴意委曲可申述候、此段及御報候也。

中学区取締

湯山半七郎

明治九年十一月廿日

教育事務所詰メ 磯部物外殿

追テ僕受持三・四・五ノ三小区中各小蠻より定期試験願出再三之候^{マツ}処、大延引如何ニモ心痛ニ付、本月廿四日事務所出發拙家ニ御入來可被下旨、富山君ニ御達可被下候。萬々一右日限出發成兼候義も有之候ハ、何日出發と定メ迅速御返書可被下候也。

右ニ文案仕候処猶出席と決心仕候也。

一、中垣秀敷義拙者方ニ寄留之証持参ニ付、今廿日当三小区扱所詰メ副戸長勝又

弥平次殿ニ渡、受取之証取之。

一、当三小区社務仮出張所廢シ届ケ書式通、扱所詰戸長小林治平殿ニ差出ス。

十一月廿一日 火曜 日和、アラ風吹。

一、午前第七時十分出發、第一大区沼津宿ニテ扱所ニ出頭。皇后宮行啓、来ル廿

三日当地御通輦、各小学校生徒御出迎拜興之義申談示、夫ヨリ富士郡吉原宿ニテ教育事務所ニ出頭、同僚渡邊佐一郎殿出頭ニ付、右通御取締手配り及談示。

午後三時ヨリ沼津宿ニ引帰り本街元問屋ニ泊り。里程往復拾貳里廿五丁。

一、茶製仲間衆会今廿一日沼津上ケ土町小松屋ニ於テ有之旨、社長江原素六殿ヨリ報知有之候ニ付中学校ニ參出、右同人ニ衆議之様子一ト通り聞取候上宜取計
呉候様依頼ス。

一、次男湯山禎義、須走村梶氏エ熟縁ニ決定之旨、旅宿元問屋ニ呼寄申聞ケル。右ニ付テハ来明治十年一月ニ至り、乍年頭連參候積り。

十一月廿二日 水曜 日和。

一、皇后宮行啓ニ付、御通輦各在校生徒拜興之義相談之タメ、山田氏元問屋ニ招、夫ヨリ兩人同道大区扱所ニ出頭、尚夫ヨリ集成舎・長沢村惇章舎并ニ式小区中各
校生徒、木瀬川橋東ノ松葉通りエ立并拜興之体裁等取極、夕方元問屋ニ帰り泊。
里程凡一里廿六丁。

一、右之場所より直ニ三島ニ越通御拜礼六時ニ及ブ。夫より沼津ニ帰候得共余事
ニ付別書ニ記載。

十一月廿三日 木曜 日和。

一、午前五時三十分元問屋出發、伏見村惇章舎迄参り、夫より原宿先松葉迄各小
学校御出迎拜興之生徒、不体裁無之タメ取締方心配イタス。

一、皇后宮三島宿御泊、今廿三日午前第六時御発輦、原宿先迄参候節午前第十一
時ニ至ル。

一、富士郡ハ渡边佐一郎取締申候。

一、山田大夢ハ教育事務所詰メ之積ニテ、元問屋出發柏原村迄参り、右渡边ニ依
頼之趣、依テ同所ヨリ帰ル。

一、御出迎拜興之各校左ニ

○道生舎 ○釋成舎 ○集貫舎 ○共成舎 ○江浦舎 ○大平舎 ○明德舎 △惇章舎 △泉学舎
△循誘舎 △映雪舎 △温知館 △長窪舎 △誠求舎 △行餘舎 △貫信舎 ○天倪舎 ○共和舎
○集貫舎 ○明理舎 ○明蒙館 ○大岡舎 ○晤学舎 ○敬身舎 □集成舎 □明強舎 ×有斐館
×三事舎 ×初学舎 ×椎路舎 ×篤恭舎 ×弘需館 ×興隆舎 合三十三小舎
△印九校木瀬川橋東ノ松原ニ出張。

○印十五校元日吉村西之松原方沼津東出口迄ニ出張。

□印式校沼津西出口ニ出張。

×印三校今沢村之西三本松ニ出張。

×印四校原宿西出口松原通りニ出張。

一、沼津宿より伏見村迄、夫より原宿迄、原宿より御宿村ニ帰ル。里程往復凡九

(この項□、×、×印は全て朱書)

里廿三町。

十一月廿四日 金曜 日和。

一、御宿村々社八幡宮附属之品々取調、々々書相添副戸長湯山彦作殿方ニ渡ス。
一、社務出張所之掛ケ札取外ス。

一、豆州熱海浦今井半太夫殿・同人子息改清^{キヨ}兩人御入来。

一、大岡村之内元木瀬川海野要一殿・同人子息馮義^{ヨシ}兩人御入来、廿五日午後至帰ル。

明治九子年

十一月廿五日 土曜 日和。

一、下和田村開昇舎生徒小試験願ニ付立会。

一、開昇舎教員村山知定義時々日曜之研習不参、且教員試験願モ差出不申候ニ就テハ、教育上不都合不傳哉ニ傳承候間、今廿五日助教と相成候歟、又ハ試験願書差出則試験請候可兩条ニ確定可被成、且又今日之教授書等不都合無之タメ、隣校須山村求放舎教員ニ係り勉学可被成旨嚴談ニ及候処、試験願モ差出シ授業書毛算学モ勉勵可仕旨返答有之候間、其段幹事試補等ニ申入候。暮ニ及泊リ。里程凡式里。

十一月廿六日 日曜 日和。

一、製酒蔵、村方湯川関太郎・中川理吉・古田伴次郎三名ニ貸渡候処、酒造始メ之
(カマシメ)
(ト唱フ) 祈禱願ニ付、今廿六日下和田村より帰り後相勤メ申候。今日里程凡式里。

一、昨廿五日実地丈量検査再度之処、検査済代理俣柳雄差出ス。

十一月廿七日 月曜 今晩ヨリ降雨、午前十時三十分頃ヨリ追々日和ニ成。

一、午前七時四十分出発、沼津中学校ニテ次男禎ニ本月分入費渡ス。

一、第一大区扱所ニ出席。

一、午後貳時十分吉原宿ニテ教育事務所ニ出席。里程凡八里七町。

一、吉原駅高砂屋苗字 山本作兵衛方泊リ。

十一月廿八日 火曜 日和。

一、教育事務所詰メ。

一、午後二時ヨリ平垣村稲中舎行、右は富山讓・磯部物外面名ニ各校生徒試験日割并ニ進達物等之義ニ付談示ニ及、夜八時高砂屋ニ帰ル。今日里程往復ニテ凡三里。

一、今廿八日・廿九日兩日中、稲中舎定期試験。

十一月廿九日 水曜 日和。

一、事務所出頭。

十一月三十日 木曜 日和。

一、事務所出頭。

一、巡回教師富山讓殿、第一大区三・四・五ノ三小区中各校生徒定期試験トシテ、午後二時五十分出発、四小区杉名沢村共和舎ヨリ始メ候筈。

一、学区取締兼巡回教師磯部物外殿、第一大区七小区・八小区各校生徒定期試験

トシテ、午後二時三十分出發、沼津駅明強舎始メ。

明治九年 第十四番中学区第一大区各小巖生徒定期試験表

第一小区 村名	校名	拔萃	卒業	落第	総人員
上香貫村	繹成舎	九人	四十七人	零人	四十八人
下香貫村	集貫舎	六人	四十五人	五人	五十人
我入道村	道生舎	四人	四十八人	五人	五十三人
志下村	共成舎	五人	四十四人	十人	五十四人
江浦村	江浦舎	四人	三十人	三人	三十三人
多比村	寛裕舎	二人	二十四人	五人	式十九人
口野村	連高舎	三人	二十六人	三人	式十九人
大平村	大平舎	八人	九十八人	拾七人	百十五人
徳倉村	明徳舎	六人	四十九人	十七人	六十六人
合九校	総計	四十七人	四百一十一人	六十六人	四百七十七人

皇后宮行啓ニ付、明治九年十一月廿日東京御発輦、廿二日三島駅御泊。廿三日第十四番中学区中通御ニ付、各小学校生徒御出迎拜興人員左ニ

区名	村名	校名	総人員	男生	女生
第二区 二小区	上香貴村	繹成舎	五十四人	四十一人	十三人
	下香貴村	集貴舎	七十八人	五十一人	二十七人
	我入道村	道生舎	六十人	四十人	二十人
	志下村	共成舎	七十人	四十四人	二十六人
	江浦村	江浦舎	七十四人	三十二人	四十二人
	大平村	大平舎	七十五人	六十人	十五人
	徳倉村	明徳舎	六十人	四十八人	十二人
	合七校				
	二小区 納米里村	映雪舎	七十人	六十五人	五人
	下土狩村	循誘舎	九十人	七十五人	十五人
湯川村	泉学舎	八十人	五十人	三十人	
長窪村	長窪舎	式十五人	十九人	六人	
長澤村	惇章舎	百人	七十五人	廿五人	
合五校					
同三小区 御宿村	行餘舎	式十四人	廿三人	壹人	
佐野村	誠求舎	三十三人	廿四人	九人	
平松新田	温知館	三十八人	廿八人	十人	
深良村	貫信舎	十二人	十二人		

一本松新田	鳥谷村	大諏訪村	原 駅	同八小区 椎路村	同七小区 沼津宿	同	大岡村	岡ノ宮村	同六小区 東澤田村	深澤村	御殿場村	萩原村	杉名澤村	同四小区 中清水村	合 四校
初学舎	篤恭舎	有斐舎	三事舎	椎路舎	集成舎	明強舎	大岡舎	晤学舎	敬身舎	合 五校	明蒙館	明理舎	集慣舎	共和舎	天倪舎
六十六人	五十三人	百五十人	百十人	六十人	式百七十三人	五百十九人	九十四人	五十九人	八十人		十壹人	十人	十三人	十三人	十三人
五十一人	四十二人	百五人	七十三人	五十一人	百六十五人	式百八十四人	六十四人	三十八人	五十一人		十壹人	六人	十壹人	十壹人	九人
十五人	十壹人	四十五人	三十七人	九人	百八人	式百三十五人	三十人	二十一人	二十九人		四人	式人	式人	式人	四人

船津村	興隆館	五十六人	三十六人	三十人
井出村	弘需館	六十人	五十人	十人
一大区總計	合七校	合貳千五百八十三人	合千七百四十五人	合八百三十八人
第二区一小區	原泉舍	九十壹人	六十一人	三十人
今泉村	方正舍	四十八人	四十人	八人
原田村	方正舍	四十八人	四十人	八人
比奈村	穆清舍	九十六人	七十二人	貳十四人
中里村	湖頭舍	百十三人	九十一人	貳十二人
神戶村	七邑舍	六十四人	五十六人	八人
同一小區	合五校			
柏原村	柏原舍	三十六人	二十四人	十二人
今井村	香久舍	七十九人	四十四人	三十五人
吉原宿	仰成舍	貳百五人	百廿七人	七十八人
傳法村	岳陽舍	七十八人	五十七人	廿一人
久澤村	同分校	五十一人	三十六人	十五人
天間村	山澤舍	五十六人	四十六人	十人
中野村	諧暢舍	四十一人	三十三人	八人
大澗村	踐実舍	三十二人	貳十七人	五人
	大澗舍	四十八人	三十六人	十人

同三小区	岩本村	昭文舎	六十三人	四十三人	式十人
松岡村	含章舎	六十二人	四十二人	式十人	
平垣村	稲中舎	式百七人	百四十一人	六十六人	
蓼原村	三省舎	八十三人	五十六人	式十七人	
川成島村	順義舎	百十三人	九十三人	式十人	
同四小区	合五校	百七十二人	合千百廿五人	合四百四十一人	
大宮町	嶽麓洞	式十二人			
萬野新田	五松舎	式十八人			
大中里村	携登舎	六十人			
青木村	新曦舎	六十人			
山本村	荀知館	六十八人			
村山村	神成舎	廿八人			
杉田村	杉田舎	三十六人			
西山村	懷民舎	式十二人			
同五小区	孔昭舎	三十二人			
淀師村	六十壹校	合式千廿六人			
	総計四千六百九人				

(朱書)
「明治九年」

十二月一日 金曜 日和。

一、教育事務所詰メ。

十二月二日 土曜 日和。

一、事務所詰メ。

一、午後三時吉原宿出發、蒲原屋谷屋平吉方泊り。里程凡三里五町。

一、谷屋ニテ同間エ藝州廣島荒神町津田野敬作ナル合宿。右ハ濱松支庁裁判局工

在勤横濱ヨコハマより罷越候由也。

十二月三日 日曜 陰天。

一、午前八時蒲原宿出發、午前十二時三十分静岡上傳馬町品川屋富次郎方ニ着。

田中氏。里程凡七里十七丁。

十二月四日 月曜 陰天。

一、県庁第五課ニ出頭。

一、金千五百円九十九銭五厘。第十四番中学区内各小費 御委托金御割下ケ受取。

一、生徒卒業免状用紙五百枚受取。

一、穆清舎在勤中山直正免職願差出シ、即日右免職御辞令受取。

一、金四円拾銭、富永寛谷巡回教師中旅費。

一、内金壹円廿五銭ハ同人書籍代可出分引。

一、残金貳円八拾五銭、金預ル。

一、教育雜誌第十八号、十四番中学区内小学八十七校并中学校共々八十八校分

一、同 同二十一号、一・二大区□□各小区兼取締行
十八冊

受取。

一、教員心得附録八十八校大小区分十五校 受取。

十二月五日 火曜 降雨。

一、品川屋富次郎方逗留、御委托金分割簿写。

一、第一大区式小区上長窪村戸長 旅宿ニ御入来、長窪舎開業願差出し方延遷
之次第被申聞候間、教則校則等之義婦路事務所ニ出頭、書式写取可申旨挨拶仕
候。

十二月六日 水曜 日和。

一、午前七時品川屋出発、由比駅羽根長胤殿方へ伺、午後三時過吉原宿教育事務
所ニ歸ル。同所高砂屋作兵衛方泊り。里程凡十里廿二丁。

十二月七日 木曜 日和、夜降雨。

一、教育事務所詰メ。

十二月八日 金曜 日和、午後四時過ヨリ降雨。

一、事務所詰、午前十一時ヨリ吉原宿出発、第一大区扱所工雜誌第十四号廿一
迄届ケ、猶中学校ニ出頭、午後六時ニ至り帰宿。里程凡八里七丁。

十二月九日 日曜 西アラ風吹。

一、渡边隼雄殿方ニ嫁入吉日之義ニ付、先方之下男エ文通遣ス。

十二月十日 日曜 日和。

(朱書)
「明治九子年」

一、行餘舎生徒卒業免狀相渡候ニ付、立会。

一、長澤村惇章舎生徒試験、磯部物外殿出席先工、生徒卒業免狀御用紙五百枚為持遣ス。

一、小田原駅緑町四丁目中垣秀通殿方工、秀敷義拙家ニ寄留送箱受取書一通、并渡邊氏工縁附送籍之雛形、及ヒ本月十六日渡邊氏方嫁入之積リニ付、差繰御入來可有之旨郵送狀差出ス。但沼津宿郵便局ニ出ス。

一、中垣氏妹黒柳お栄殿事、過日中発病大患之趣猶追々全快之趣、再郵便狀有之、我等留守中ニ付今日右見舞狀郵送差立テ。

但拙者留守中、柳雄ヨリ見舞狀差出候由、同人被申聞候也。

一、製茶結社入調印先達テ仕候ニ付、右製茶資本金五拾円并ニ入費割金五円也合金五拾五円也今日遣ス。依田治作殿 夫渡迎政五郎ニ為持遣ス(沼津宿) 依田氏方飯受取書入。上ヶ土町 坂三郎殿。

一、伊豆国加茂郡熱海村今井半太夫殿方ヨリ郵便狀來ル。本月十九日吉日と定メ、半太夫女おゆう事、豆州田方郡大場村大村和吉郎殿方長男 (三) 妻ニ嫁候旨申越ス。

十二月十一日 月曜 日和。

一、当三小区扱所ニ出頭。

十二月十二日 火曜 日和。

一、午前七時三十分出発中清水村天倪舎・杉名沢村共和舎巡回、四小区扱所・五

小区扱所兩所ニ出頭、藤曲村成美舎生徒定期試験立会、同所落合方ニ泊り。里程凡七里。

一、深沢村明蒙館巡視。

十二月十三日 水曜 降雨。

一、藤曲村出発、杉名澤村共和舎ニ巡視、教員富永寛容殿ニ面謁。同人義来十五日神山村審問舎、十六日深良村貫信舎、十七日今里村（今里）并ニ下和田村開昇舎生徒今里舎ニ召集生徒定期之約定、夜ニ入帰宿。里程凡六里。

一、四小区扱所工、本月十五日午前八時神山村審問舎生徒定期試験として、富永寛容派出仕候ニ付達方ニ及フ。則達書富永氏ニ渡。

十二月十四日 木曜 日和。

一、当三小区扱所工、本月十六日深良村貫信舎十七日今里舎及ヒ開昇舎ヲ召集、生徒定期試験、富永寛容派出ニ付第八時揃ニ達ス。

一、教育事務所工、定期試験本月十八日済切ニ相成候間、教員試験ニ付、県官及ヒ試験掛り派出之位置校名迅速上申被下度旨郵送、佐野郵便局ニ差出ス。

一、佐野村岩崎佐十郎殿子息岩崎長康殿妻ニ、深良村新田小林甚五郎殿妹実ハ伊
豆国田方郡平井村 杉崎伊
三郎殿女也 今十四日吉日迎取候ニ付、我等鉄漿親ニ相成祝出席、妻清義

同断出席、無滞相濟十五日午前一時開席、帰宿。

十二月十五日 金曜 日和。

一、新公債利息御下渡之旨御達有之候ニ付、代理伴柳雄今朝立出岡、十八日帰宿。

〔朱書〕
「明治九子年」

一、四小区神山村審問舎生徒定期試験立会、試験補助、富永寛容試験。同所渡邊綱太郎方宿。里程凡壹里拾式丁。

十二月十六日 土曜 日和、夜半降雨。

一、神山村出發、深良村貫信舎生徒試験立会、富永氏試験、行餘舎教員大橋直之殿試験立会、夜八時過帰宅。里程凡壹里拾式丁。

一、富永氏・大橋氏・審問舎教員高木氏三名当方二宿。

十二月十七日 日曜 日和。

一、小田原中垣母去十五日御入来、今十七日御帰り。

一、須山村渡邊秀敷殿被參、但昨十六日午後一時、今十七日帰り。

一、午前八時富永・大橋・高木・拙者、~~ノ~~四名出發、今里村今里舎生徒定期試験済。

一、午後二時今里舎出發、下和田村開昇舎生徒定期試験、五時三十分済、夫より帰宅。往復里程凡四里。

十二月十八日 月曜 日和、夜二入増寒。

一、平松新田温知館生徒定期試験立会、午後二時始夜十一時迄三而済。試験富山讓并二富永寛容、立会教員大橋直之。二本松新田福住屋重吉方宿。里程凡壹里。

十二月十九日 火曜 日和。

一、温知館生徒試験評取調済、午後二時福住屋出發、帰宅。里程凡壹里。

(朱書)
「明治九子年」

各小学校生徒定期試験表

位置	校名	拔萃	卒業	落第	総人員
四小区 神山村	審問舎	貳人	四十五人		
三小区 今里村	今里舎	壹人	十六人		十六人
下和田村	開昇舎	壹人	廿四人		廿四人
深良村	貫信舎	壹人	四十人	四人	四十四人
平松新田	温知館	三人	四十八人	十人	五十八人
公文名村	甘静舎		拾人		十人
御殿場村	明理舎	壹人	五十四人	六人	六十一人

十二月廿日 水曜 日和。

一、午後一時出発御殿場村ニ派出、富士屋佐七方宿、四時四十分着。里程凡三里

三十三町。

十二月廿一日 木曜 日和。

一、明理舎生徒定期試験立会、試験掛り補富永寛容、立会教員川村義濟・佐野良孝・松井永賜、合五人、夜ニ入試験済、ふじや宿。

十二月廿二日 金曜 日和。

一、明理舎生徒試験表調、午後一時御殿場村出發、夕方帰宿。里程凡三里卅三町。
 一、夕方教育事務所より本月十八日出之郵送状着。
 一、六男博義病氣ニ付新宿村医師森氏呼上ケ、即刻被帰候。

〔朱書〕
「明治九子年」

十二月廿三日 土曜 日和、日中少々降雨、夜降雨。

一、行餘舎参視。

十二月廿四日 日曜 日和。

一、昨廿三日夕熱海今井半太夫・元木瀬川村海野要一・四溝西島政平、合三人御出泊り。

一、今廿四日正午出発、原宿三事舎ニ於テ各覺教員試験ニ付出席、夫ヨリ吉原宿

ニ午後五時三十分着、高砂屋作兵衛方宿。里程凡八里七丁。

一、次男禎義中学校終業ニ付帰宿途中木瀬川村ニテ行逢。

十二月廿五日 月曜 日和。

一、教育事務所出頭。

一、本年春生徒卒業免狀御用紙渡シ方并ニ紙余り御預り詳細書、事務所ニ差出ス。

十二月廿六日 火曜 日和。

一、事務所詰。

十二月廿七日 水曜 降雨、午前十一時頃雷鳴、正午頃⁽²⁾追々日和ニ成。

一、事務所詰。午前十二時五十五分高砂屋出発、第一大区扱所ニ出席、午後七時四十分帰宿。

十二月廿八日 木曜 日和。

一、去廿六日女喜和小田原駅中垣氏方帰宿。

一、卒業免狀御用紙拾枚渡 公文名甘静舎。高村新平殿ニ渡

〔朱書〕
「明治九子年」

明治十

丑年一月

十二月廿九日 金曜 日和。

一、卒業免状御用紙式枚渡 福住屋より 貫信舎。使来ル

一、須山村小学求放舎教員持田誓殿、岡之宮村晤学舎ニ転校之旨被立寄候。

一、須山村渡辺隼雄殿婿秀敷殿縁附送籍官札・臍之緒、中垣氏ヨリ被遣候ニ付、
今廿九日渡辺氏ニ良送。大工勝呂国藏殿ニ依頼。

十二月三十日 土曜 日和。

一、須山村渡邊秀敷殿三島駅迄用事御入来、帰途拙者泊り、三十一日朝被帰候。

十二月卅一日 日曜 日和。

一、定例松餅り。

一、政五郎須走村梶氏工使ニ遣ス。一月一日朝帰ル。

一、神山村審問舎工免状御用紙四枚渡 但武級宛及第之者四名工可渡分 御宿村寄留大工萩原安太郎

二渡 同人ハ被頼使之趣申候也

明治十五年 紀元二千五百三十七年

一月一日 月曜 日和。

一、村社八幡宮及ヒ墓所参詣、夫ヨリ同姓中年礼廻勤。

一、悴柳雄村中年礼廻勤。

一月二日 火曜 陰天、日中降雨又アラレ降、夕方日和ニ成。

一、千福村四溝西島政平殿方工年礼。

(朱書)
「明治拾五年」

一月三日 水曜 日和。

一、午前十二時出発、須山村渡辺隼雄殿方二年札罷越。

一月四日 木曜 日和。

一、午後式時渡邊氏出発、夕方帰宿。

一月五日 金曜 日和。

一、湯山彦作殿方ニ村方用ニ付參ル。御馳走ニ成。

一、湯山平次郎殿方ニ被招、夕方より參、御馳走ニ成。

一月六日 土曜 日和。

一、御宿村方去九年下半年村費割及ヒ実地丈量入費割、平山岩瀬その方ニ立会出席、今朝ヨリ代理柳雄差出ス。自身午後ニ至り凡一時四十分間出席候也。

一、小学校資本上納金ニ添書左ニ、

小学校資本上納

第一大区三小区駿東郡御宿村

第十四番
中学区取締 湯山半七郎

一、金貳百円也

右者 先般御請申上候小学校資本書面之通り上納仕候也。

明治十年一月六日 右湯山半七郎 印

静岡県令大迫貞清殿

右当三小区扱所ニ納メル。

(朱書)
「明治十五年」

一、当三小区社務所之印形壺、三小区扱所ニ渡、柏木瀧十郎殿ヨリ受取書入。
一月七日 日和 日曜。

一、女喜和召連レ午前第六時三十分出発、小田原駅緑町四丁目中垣秀通殿方ニ參。
下男与右衛門召連ル。

但午後五時三十分中垣氏ニ着。

一、昨夜沼津宿大火之様子、伊豆佐野山通り通行之節見渡ス。

一月八日 月曜 日和。

一、始業ニ付お喜和、幸学校ニ出ル。

一、自身、西村玄珉・早川親侃・黒柳正躬・横井命順・伊沢嘉十郎、合五軒年礼
廻勤。

一月九日 火曜 日和。

一、午前六時三十分中垣氏出発、午後五時十五分帰宿。

一、御宿村々費割并ニ地所丈量入費割合、今日迄掛り候旨、柳雄ヨリ承候。

一月十日 水曜 日和。

一、須山村渡邊隼雄殿・同秀敷殿御両所年礼御出。

一、行餘舎教員大橋直之殿・同断幹事試補西島政平殿両名、都合四名酒食差出ス。

一月十一日 木曜 日和。

一、午前八時出発、第一大区扱所・中学校・巡查屯所エ市中大火災見舞ニ伺。

一、中学区取締兼巡回教師磯部物外殿ニ壺大区扱所ニテ面謁、夫ヨリ本町元問屋ニ

(朱書)
「明治拾丑年」

參り磯部氏待請、拙者事教育事務所ニ出頭之心得ニテ出候處、無摺義有之ニ付
本月廿三、四日頃マテ依頼ニ及候處、承諾致吳候間、沼津^ヲ帰宅。里程往復凡
七里拾四町。

一、熱海浦今井半太夫殿夕方御入來。

一月十二日 金曜 日和。

一、去明治九年十二月十二日ヨリ同月廿七日迄旅費仕出し旅籠帳相添、及ヒ九年
七・八兩月中教育雜誌受取并分配方詳細記、第十四番^{カク}中^ク学区教育事務所ニ、佐
野村郵送。

一月十三日 土曜 日和、アラ風吹。

一、昨十二日今井半太夫殿・海野要一殿・渡邊秀敷殿・西島政平殿、合四名ヲ以
テ、次男湯山楨事須走村棍与參殿方ニ熟縁可仕旨、愚妻清ニ及掛合候處、不同
意申張、無摺小田原ノ中垣兄ニ一応通達可仕義ニテ開席。

一、夜十時頃ヨリ海野氏被帰候。

一、今十三日渡邊氏・今井氏被帰候。西島氏同断。

一月十四日 日曜 日和、荒風吹。

一、長男湯山柳雄義下邊親類所ニ年礼廻勤。夫ヨリ直ニ沼津駅ニ罷越区裁判所エ
願之趣、岩波村井上弥太郎義貸金滞濟方并ニ質地所之儀ハ当十年限り年季中證
人方ニテ賄小作為致度、尤證書ハ書替之事ニ勸解願差出シ候。

一、大畑村市川竹四郎殿無尽加入願御出之處、勘弁イタシ挨拶可仕旨答候。

(朱書)
「明治拾五年」

一月十五日 月曜 日和。

一、家例年徳神御棚納メ。

一、小学校行餘舎參視。

一、御宿村々費及ヒ実地丈量入費取立ニ付、不残出金。

一、御宿村惣代トシテ古田伴次郎・外川藤七兩人昨十四日夜被參、村費検査仕具候様願出候ニ付聞濟。相主湯山平次郎殿之旨是又被申聞候。

一月十六日 火曜 日和。

一、柳雄義夜ニ入婦宅、十七日沼津駅ニ下ル。

一月十七日 水曜 日和、午前十時頃方降雨、尤雪少々降。

一、岩波村井上弥太郎事改名井上浅藏方工御差紙、柳雄、雄一郎兩人ニテ持參渡、受取書取之。

一月十八日 木曜 日和。

一、悴柳雄儀沼津出張先布屋三四郎方ニテ、我等実印入用ニ付可遣旨被申越候間、実印封事候テ使土屋甚五郎殿ニ為持遣ス。年齢五十七、八年位。午後三時発、飛脚賃金拾七錢五厘払。

一月十九日 金曜 日和。

一、当三小区詰副区長岩崎佐十郎殿・同断湯山平次郎殿・戸長○水口伝平殿・同断○柏木新七郎殿・副戸長○勝田東平殿・同断○杉本義平殿・○湯山彦作殿・中野友藏殿・○渡辺嘉平殿・○大庭源一郎殿・勝又弥平二殿・○高村新平殿・

(朱書)
「明治十五年」

※平山最寄

モヨリ（最寄）は、ムラ内部の村落組織である。「平山最寄」は、ムラとしてのまとまりを持つ御宿の中のモヨリのひとつである。御宿には、現在、平山・入谷・坂上・上谷・新田のモヨリがある。

（この項○印は全て朱書）

（朱書）
「明治拾五年」

杉山角平殿・柏木瀧十郎殿・服部大八殿・勝又次三郎殿・水口定八殿并ニ上ヶ田村 ○勝又与作殿・千福村西島準平殿・四溝西島政平殿・同佐平太殿・村方勝又忠作殿・中川利吉殿・○湯山平三郎殿・湯山直次郎殿・中川祖平殿・同甚平殿・○中川庄平殿・西川清二郎殿・勝又鉄五郎殿・同忠平殿・真田文七殿・同幸七殿・勝又弥平殿・西川徳松殿・外川藤七殿・中川宗七殿・岩瀬おその殿、合（モヤ） 湯山柳雄長男湯山一、三歳之祝賀并ニ新年之祝儀ニ付祝酒右衆人ニ差出ス。

外ニ湯川関太郎義招候得共、実地丈量之義ニ付帳面仕直し候御用向有之、沼津駅ニ出勤中ニテ不参。中川庄平・水口傳平殿等右同断ニ付沼津出務中也。

○印（朱書）拾老名不参。」

外ニ小区扱所書記内田氏招ク。

一月廿日 土曜 降雨、午後八時廿分地震。

一、湯山彦作殿方ヨリ平山最寄不残子供招ク。

一、第十四番中学区専務学区取締三人改撰投票可差出旨達し書、廻達有之候。

一月廿一日 日曜 日和ニ成。

一、結社七名積金講（講名）長栄講（長栄講卜言）年番須山村渡邊隼雄殿方ニテ立会出席、湯山平

次郎殿代理同人倅詮殿・深良村町田松井謙治殿兩人同伴。

一、社中 渡辺隼雄 龜新田 杉山久平次

大御神村 天野幸逸郎 松井謙治

湯山半七郎

湯山平次郎

湯山彦作 不参

ノ七名。

一、本年ヨリ貸附ケ金壹ケ年ニ付壹割五分確定。

一、生産会社之方法ヲ設ケ、許可ヲ得テ貸付ケ方大略相談ニ及ブ。

一月廿二日 月曜 日和。

一、長栄講金勘定、午後五時ニ至リ仕詰メ成。

一月廿三日 火曜 日和。

一、午前十時過渡邊氏出発、同所求放舎参視、午後ニ至リ帰宿。

一、夜ニ入四溝西島佐平太殿被参、願之趣私儀借用金相嵩候ニ付、立会主法附ケ呉候様被申候。答左ニ、拙者事昨^{廿四}日教育事務所ニ詰メ候間、帰宅次第立会可申、就テハ外親類ニモ立会候様仕度旨申聞ケ候。

一月廿四日 水曜 日和。

一、午前六時三十分出發、吉原宿ニテ教育事務所ニ出頭。

一、元木瀬川村海野要一家内、本月廿一日午前五時十分男子平産。

一、教育事務所ニテ、磯部物外君ヨリ本月分月給金七円并ニ旅費金五円四拾八銭受取。

一月廿五日 木曜 陰天、夕方ヨリ雪、夜ニ入雨降。

一、教育事務所詰メ。

一月廿六日 金曜 日和。

(朱書)
「明治拾五年」

一、事務所詰。

私儀

去明治九年十二月分旅費仕出シ旅籠帳相添、本月十二日当教育事務所ニ差出候処、右者本月十日限り差出シ不申候テハ、第五課ニテ御採用不相成候。就テハ旅費仕出シ書取繼進達難成旨、磯部物外断然被申聞、右差出シ方遅延恐縮之至ニ候得共、此儘打捨置候テハ一ヶ月中空手ニ過候様相聞ヘ可申哉ト心痛仕候ニ付、不願恐今般旅費仕出シ旅籠帳相添進達仕候。旅費御下ケ無之共不苦候間、御披見丈ケ御採用被成下度此段願上候也。

第十四番教育事務所詰

明治十年一月廿六日

学区取締 湯山半七郎

第五課御中

一月廿七日 土曜 日和。

一、教育事務所詰メ。

一、午十二時後ニ至リ出発、第一大区扱所ニ出頭、夜ニ入帰宿。

一月廿八日 日曜 日和。

一、学務之義ニ付第一大区三小区扱所ニ出頭并ニ佐野村岩崎佐十郎殿方年礼。

一、本日三小区會議有之候。

一月廿九日 月曜 日和、夜降雨。

一、午前七時出発、第一大区扱所ニ教育之義ニ付出頭、夫ヨリ吉原宿ニテ教育事

(朱書)
「明治十年」

〔朱書〕
〔明治拾五年〕

務所ニ出頭、直ニ引歸リ沼津元問屋泊リ。里程往復凡十二里。廿五丁。

一、第一大区八小区扱所ニ出頭、免状御印紙拾五枚不足分相渡。

一、沼津宿ニテ杉名澤村共和舎教員富永寛容方エ、各校生徒定期試験表詳細迅速可差出旨出狀郵送。

一、大岡舎之義、教場間切之境界無之不都合、旁閉校之旨過日中事務所へ届ケ出候間、去廿七日元木瀬川村大古田長平殿（戸長目今 辭職願中）立寄、開校被致候心配仕呉候様依頼仕置、今廿九日猶又伺候処、申ニ一朝一夕ニ開校難成旨、依之猶急速開校之心配依頼、事務所ニ願出次第右大岡舎エ派出開校之談示ニ可及之約定、夫ヨリ一大区扱所ニ出頭、区长末吉氏ニ右之次第逐一申談示、直ニ事務所ニ罷越候処、右之事件磯部氏ニ談示中、大岡舎教員花井氏出頭種々嘶有之候間、即刻引歸シ沼津宿元問屋ニ宿ス。

一月三十日 火曜 日和ニ成。

一、大岡舎之義、教場中間切致シ、着手明卅一日始メ可申事。

一、二月一日開校之事。

一、学費金之義、小区扱所ニ於テ取昏之事。

右副区长井口幹一郎殿方ニ罷越、副戸長秋本喜十郎殿居合候、相談之上右ニ決定。

一、教員花井氏、井口方ニ招キ右之次第具ニ申入候也。

一、秋元喜十郎殿宅泊リ。里程凡壹里三町。

〔朱書〕
〔明治十五年〕

一月三十一日 水曜 日和。

一、秋元氏午前十時出發、一ト先帰宅。

二月一日 木曜 日和。

一、午前七時二十分出發、第一大区扱所ニ出頭、夫々直ニ吉原宿教育事務所ニ出頭。里程凡八里七町。高砂屋作兵衛方宿ス。

二月二日 金曜 日和。

一、教育事務所詰メ。

旅費仕出シ

一、金 (12)

一、一月十一日、皇太后宮御通輦ニ付、各小学校生徒拜興取締向打合之タメ、御宿村出發、沼津駅迄罷越候処、磯部物外ニ行逢、右出勤向申談示即日歸村。

此里程往復凡七里十四丁。

一、一月三十日、第四十五番 第四十六番 聯区小学大岡舎閉校届出候ニ付、開校之タメ吉原宿

出發大岡村ニ罷越、同区副区長井口幹一郎其他エ掛会ヲ遂ケ、二月一日ヨリ開校ニ決定、同所泊リ。此里程凡五里廿一丁。

一、一月三十一日、前日同断之儀ニ付同所滞在之處、夕方沼津ニ罷越泊リ。此里程凡壹里三丁。

一、二月一日、沼津宿出發、吉原宿泊リ。此里程凡四里拾八丁。

入金壹円九十錢受取十年三月十三日。

右之通御座候間、御定旅費御下渡奉願候也。

第十四番中学区取締

湯山半七郎

明治十年二月三日

静岡県令大迫貞清殿

免職願

第十四番中学区取締

湯山半七郎

私儀

右第十四番中学区取締在勤罷在候處、性質愚鈍短才ニシテ毎事浪費之奔走、公務ヲ誤候儀不尠恐懼之至リ、加之近頃頭痛疾病ニ苦ミ殆難仕候間、職務御差免相成度此段奉願候也。

明治十年二月三日

右湯山半七郎

静岡県令大迫貞清殿

一、二月二日、去九年春生徒卒業免狀御用紙余白三拾五枚之内三拾三枚、教育事務所ニ返上。

一、御委托金松永省耕殿ニ預ケ則預リ切手取置候處、旧臘受取各校工分割仕候ニ付、右受取書今二日本人ニ返戻。

〔朱書〕
「明治十五年」

二月三日 土曜 日和。

一、事務所詰。

一、辭職願之儀ニ付蓼原村磯部物外方ニ以參、右免職願書同人ニ為見候処、改正
毛追々ニ可有之間、夫迄在勤可有之旨、真説ニ被申間候、依之右願見合候。

二月四日 日曜 陰天、夜降雨。

一、第二大区菅小区比奈村渡邊竹城伯父方ニ伺ひ、夕方高砂屋ニ帰ル。

二月五日 月曜 日和。

一、事務所出頭。

二月六日 火曜 陰天、夕方より降雨、夜大雨。

一、教育事務所出頭。

二月七日 水曜 陰天。

一、事務所出頭。

教育事務所ニテ磯部物外殿工左之通書付并ニ金円相渡。但書記近藤精一郎殿工
依頼。

記

一、金七拾五錢 事務所入費割可出分。

内金五拾錢 竈新田杉山久平治殿方ニ飯料可
渡手当テ引。

残金貳拾五錢全渡ス。

右之通御渡申候也。

明治十年二月六日

湯山半七郎

磯部物外殿

一、区長兼学区取締松長省耕殿及ヒ書記近藤精一郎殿両所工依頼、午後一時卅分事務所出發、夜ニ入帰宅。

二月八日 木曜 陰天。

一、在宿之処葛山村杉本義平殿滯金之儀ニ付、本人并ニ塩川佐十郎殿兩人御入來有之、右濟方掛會。

二月九日 金曜 陰天。

一、深良村南堀大庭新七殿田方利米滯有之ニ付、右田畑并ニ同人より先年買取候山林并ニ山畑共見分。右田之義松井謙治殿方ニテ賄呉候ニ付、同人方ニ參、同人并ニ大庭氏代として小林甚五郎殿案内、尤林山畑之義(外) 忝人依頼案内有之候。

松井氏ニテ御馳走ニ成、夜ニ入帰宅。

二月十日 土曜 陰天、午前十一時頃より降雨。

二月十一日 日曜 日和。

二月十二日 月曜。

二月十三日 火曜 日和、アラ風吹。

一、行餘舎ニテ兩度集會申触候処、学区組村々不參ニ付、教員并ニ幹事試補西島政平殿免職願申出シ候ニ付、三小区扱所ニ出頭致シ、不都合生シ不申候様、副区長

(朱書)
「明治拾五年」

岩崎氏・戸長柏木氏両所ニ申談示候。

一、千福村中野友藏殿・西島順平殿（三ツ）両家工年礼回勤。

二月十四日 水曜 日和、アラ風吹、寒気増。

一、去十一日大畑村土着士族小山耕作殿（當時千葉県
仕官）御入来、同村字大久保開拓地

名請之御談示有之候。

一、去十日佐野村字上出口ニテ田見分、杉山文三郎殿分也、代金八拾円ヲ以買取。

一、去十一日千福村鈴木四郎平殿所有地字平山耕地ニテ田地見分、案内同人。

二月十五日 木曜 日和。

一、小田原中垣秀通殿方工沼津郵便出状。

二月十六日 金曜 日和。

一、須走村梶氏工次男禎縁談之間合、良便出状。

一、深良村南堀大庭新七殿三男大庭利三郎儀、当分召使呉候様依頼有之、今十六日午後式時入。

二月十七日 土曜 日和。

二月十八日 日曜 日和、夜少々降雨。

二月十九日 月曜 陰天、日中少々霰降又日和成。

一、千福村西島佐平太殿（四溝也）借金相嵩主法願出候ニ付出張、久根村勝又弥平次殿祖父勝又傳四郎殿立会。

一、次男湯山禎事、須走村梶与参方家督相続縁組之儀ニ付、小野庄五郎殿代理高

（朱書）
「明治拾丑年」

村左久吾殿并ニ四溝西島佐平太殿父西島政平殿而人御入来、結納幾久敷受納。
吉日之義本月廿五日養子ニ差遣し候積り、約定仕候。

二月廿一日 火曜 日和。

二月廿二日 水曜 日和、午後七時小地震。

二月廿三日 木曜 日和。

同 廿四日 金曜 日和。

同 廿四日 土曜 陰天。

一、次男湯山禎儀、須走村梶与參殿方工壻養子ニ差遣シ候ニ付、今廿四日夕村方
同姓始都合十三人招。明細外日記簿ニ記ス。

二月廿五日 日曜 陰天、午後ニ至り降雪。

一、午前九時十五分出発、次男湯山禎召連レ須走村梶与參殿方ニ養子相統ニ遣ス。
從者倉吉。西大還ヲ登り候処始メ少々宛霰降、駒門新田下ニ至り余程増降、仁
杉村ニ至り増々降雪、午後三時梶氏ニ着。

一、廿五日夕方ヨリ祝席。禎・我等・小野庄五郎殿・高村佐久吾殿・僕倉吉、合
五名。無滞開席。

二月廿六日 月曜 陰天。

一、須走村ニ滞在。浅間大神ニ參詣。禎義ハ祖父梶豊殿被召連村内所々工披露。
夕方小野氏ニ被招、禎・拙者・与三、三人ニテ參ル。

二月廿七日 火曜 日和。

(朱書)
「明治拾五年」

(三月一日
行)

一、午前十時梶氏出発、長原迄先方馳走人力車出ル。午後三時無滞帰宿。
二月廿八日 水曜 日和。

一、深良村原入字柿木小屋雑木可扨分見分。扨方願主同村原ノ好右衛門殿。

一、同村須釜入字豊後ニテ山林上冊ノ磯四郎殿所有分買取呉候様願ニ付見分。但

政五郎召連ル。

三月一日 木曜 日和。

一、平山ノ土屋常吉家日待ニ被招、夕方より参る。

三月二日 金曜 陰天、午後ニ至リ降雪。

三月三日 土曜 日和。

一、次男禎儀須走より来る。

三月四日 日曜 陰天、夜降雪。

一、須走村梶与参殿方工次男禎縁附養子送籍差遣ス。

一、梶禎中学校工正午ヨリ出校。

一、行餘舎ニ於テ、御宿・千福・葛山・上ヶ田・金澤、合五ヶ村学区組ニテ学費金

操出シ主法ニ付参会、出席。

三月五日 月曜 降雪又雨降。

一、地租改正ニ付地位定メ惣代人取極、昨日投票ヲ以我等落札ニ相成候趣、願

人西川保平外壱人被参候間、承知之旨挨拶ニ及。乍併専務学区取締奉職中故、

教育事務所ニ罷出、同僚工頼合之上之事ニ御座候分柄申入候。

(朱書)
「明治拾五年」

一、右同断之儀ニ付、湯山平次郎殿宅ニテ地位着手可仕旨演舌、出席。

一、今五日午前三時頃沼津中学校火災。依之禎帰宅。同人義書籍其外焼失。

三月六日 火曜 日和、午後アラ風吹。

一、自身中学校焼失見舞、夫ヨリ第一大区扱所ニ出頭之处、幸学務掛り蜂屋定憲

殿御出ニ付、種々御伺申上教育事務所工出頭見合、帰宅。

三月七日 水曜 日和、日中アラ風吹。

一、家政事務取扱。

第十四番中学区取締

湯山半七郎

改撰ニ付職務差免候事

明治十年三月三日

静岡県

御辞令御請

第十四番中学区取締

湯山半七郎

改撰ニ付職務差免候事

明治十年三月三日

静岡県

右謹承仕候也

明治十年三月七日

湯山半七郎

静岡県令大迫貞清殿

(朱書)
「明治拾五年」

三月八日 木曜 日和。

一、御辞令御請書、今八日三小区扱所ニ差出ス。

一、教育事務所工書狀、三小区扱所ニ依頼、差出ス。

一、小田原宿元唐人町西村玄珉殿長男西村平三郎殿、去二月廿七日死去ニ付悔狀

郵送。

一、右同所中垣氏工書狀郵便送。此中ニ西村行在中。

三月九日 金曜 陰天、午前八時少々霰降。

一、次男梶禎事中学校ニ出学。

三月十日 土曜 降雨。

三月十一日 日曜 日和、日中少々降雪又日和ニ成。

一、地位等級詮定之儀ニ付、惣代人中平山ノ岩瀬その方ニテ寄会有之、午前十一

時出席、午後六時開席。

三月十二日 月曜 陰天。

一、地位等級詮定之義ニ付、岩瀬その方ニ立会、午後三至り実地ニ当り試詮いたし

候。

惣代人、湯山半七郎・湯山詮・湯山直次郎・湯川関太郎・勝又丈八・中川庄平・真田嘉平・中川利吉・磯部幸吉・勝又弥十、合拾名。

三月十三日 火曜 陰天、日中降雨。

一、地位等級詮定拾名立会、八幡宮森東筋詮定。正午ヨリ降雨ニ付退散。夕方日和ニ成。

三月十四日 水曜 日和、午後ニ至リ少々降雨。

一、地位等級詮定之儀ニ付、岩瀬その方ニ立会。米・大麦・小麦等、上等壺反ニ付收穫、投票を以決ス。左ニ。但村方小前一同モ投票為致候。

一、上等田壺反ニ付米壺石式斗

一、同 同 大麦八斗

一、上等畑壺反ニ付小麦四斗

一、田壺等より九等迄、尤地味ニ寄或ハ水漏之場所十等以下之事〔宋書〕「改十四等迄」
一、畑壺等より八等迄之事〔宋書〕「改十等迄」

但地味格別薄地ハ九等以下も可有之事

一、宅地上等より三等迄〔宋書〕「改四等迄」

一、畑壺反ニ付裏作壺等ニテ蜀黍四斗

三月十五日 木曜 日和。

一、地位等級詮定出務。

三月十六日 金曜 日和。

(朱書)
「明治拾年」

別反総

				<p>一、地位等級詮定出務。 三月十七日 土曜 日和。 一、前日同断出務。 三月十八日 日曜 陰天、アラ風吹。 一、地位詮定之義ニ付宅地等級衆議、その方ニ立会、午後ニ至り烈風ニ付退散。 三月十九日 月曜 日和。 一、地位等級詮定出務。 三月廿日 火曜 日和。 一、宅地等級詮定出務。</p>
等	田畑宅地位表	駿東郡御宿村		
一	五反五畝廿七步	畑	五反六畝拾步	五反式畝九步
二	壹町一反五畝廿九步		五反四畝十九步	式町九反六畝廿步 〔宋書〕 内一七十四步官有地
三	壹町五反四畝式步		九反壹畝十五步	式町四步
四	壹町五反廿五步		〔宋書〕 内一反一七十八步官有地	壹町六反三畝十六步
五	三町七反五畝壹步		壹町六反六畝十八步	
			壹町三反五畝十七步	

六	四町四反五畝廿三歩	壹町壹反六畝廿貳歩 〔 <small>采書</small> 内四七十五歩官有地〕	
七	四町五反五畝六歩	八反九畝拾壹歩	
八	五町貳反貳畝壹歩	八町四反貳畝廿四歩	
九	七町七反九畝十貳歩	十四町一反九畝五歩	
十	貳町六反四畝廿七歩	貳十八町八反四畝六歩 〔 <small>采書</small> 四反三七廿六歩官民未定地〕	
十一	六反九畝十八歩		
十二	空 等		
十三	空 等		
十四	三反六畝十六歩		
十五	三十四町貳反五畝七歩	五十八町五反六畝廿七歩	七町壹反貳畝十九歩
	計		
	合田畑宅地反別九拾九町九反四畝廿三歩		
	〔 <small>采書</small> 内		
	官有地	合壹反六セ三歩 壹七十四歩	
	官民未定地	合四反三七セ十六歩	
	(この間記載なし)		

明治十一戊寅年十二月十九日 日和、西アラ風吹。

一、午前六時出發、午後六時静岡紺屋町郷宿菱屋宮村謙一方ニ着。

一、田方地押之義ニ付、切添地・畑戻り及ヒ南一色村ハ上郷工、麦塚村ハ中郷工、田反別交換地之反別、旧反別丈ケ全田ニ致シ其余ハ畑戻り、下郷ヨリ願立相成候ニ付、二ツ谷新田菅沼良吉殿右菱屋ニ滞在罷在候。

十二月廿日 日和。

一、静岡県庁ニ出頭、新公債御利下ケ。

金壹円五拾錢 湯山半七郎

金壹円五拾錢 湯山平次郎

合金三円受取。但平次郎殿ヨリ委任証并ニ同人印鑑持參、改印ニ付印鑑持參也。

一、御用済、午後ニ至リ西草深町大橋直之君宅ニ參ル。此直之氏ハ御宿村行餘舎 在校ノ教員ナリ。同人

兩親ニ面謁、直之君引続キ在校申入候處、父君近頃多病殊ニ宅ニ呼嫁取安心仕度旨被申、在校承引無之候。此義廿二日郵便状ヲ以幹事試補西島政平殿方ニ申越ス。依之直之氏退校ニ相成申候。

十二月廿一日 日和。

一、壹郡總代人一同、戸長・副戸長・副區長、式小区納米里村永井嘉六郎君・同断四小区駒門新田小澤理三郎君・同断五小区棚頭村小野勇逸君、一同県庁前ニ建築ノ議事堂ニ出頭仕候處、大書記官石黒務殿・三等属服部文一殿御立会席、駿河全国各郡平均老反ニ付、田麦宅地之価金并ニ米麦壹石代金利子六分御書下ケアリ。又御發言相成候反米麦地価金之義ハ合勺タリトモ増減不相成旨、御口

達等有之候。

駿東郡平均壹反ニ付

田米壹石貳斗七升
麥 七斗貳升五合 但收穫

宅地之価金三拾七円三拾貳錢但沼津市街ハ
此限ニアラズ

米壹石ニ付金五円八錢 駿東 兩郡
富士

米壹石ニ付金貳円貳拾貳錢 駿河全国

一、利子六分 駿河全国

駿河国各郡御免之處詳細別帳簿ニ記載。

一、午後ニ至リ下石町壹丁目長徳寺(真宗ナリ)ニ地主総代・区戸長一同参会。服部様

ニモ御出張有之候。

一、右席上ニテ服部殿工富士郡ノ平均反米麦金比例伺候處、壹郡ヲ仮ニ一國ト見
做シ候間、隣郡ニ如何程差有之共差構無之旨御申聞ケ有之、更ニ御取肯無之候。

十二月廿二日 日和。

一、午前八時三十分長徳寺ニ出席。服部殿工、一ト先帰村、人民一同工御垂示之
趣申聞ケ度候ニ付、日延願書差出候處、更ニ御取肯無之候。

一、宅地ニ草生・竹藪等有之ヲ、都テ宅地ニ丈量仕詰メ不都合之趣申上候處、右
八種類異ナル地ヲ宅地ニ取込有之分ハ区分相立テ等級下ケ可申様被申聞候。

一、平均壹反田米壹石貳斗七升ニテハ壹郡壹等地ハ何程位ニ進シ可申哉伺候處、
貳石五、六斗位ニハ昇リ可申旨被申聞候。

(朱書)
「明治十一年」

一、田畑共培養有無ニヨリテ聯合等級之区分御見込有之哉伺候處、右ハ御制規壹割五分種肥代一般ニ引去、培養有無ニ不関旨被申聞候。

十二月廿三日 日和。

一、午前九時長徳寺ニ出頭。夕方ニ至リ、反米麦金共人民工御垂示之趣不申聞候テハ御請難成旨、服部殿エ申上候處、猶御説諭有之、明廿四日午前九時迄ニ再考、延期。

一、昨夜袋屋大井啓次郎方ニ一同立会、廿三日午前四時退散。服部殿ト大ニ談判詰合ニ及ブ。

一、今廿三日夜、大井啓次郎方ニ一同参会。

十二月廿四日 陰天、午後少々降雨。

一、昨夜御説諭ニ付今朝迄延期、一同再考仕候處、御請難相成趣区長中迄申述、夫ヨリ長徳寺ニ出席。服部殿御派出歟、又ハ御沙汰待請居候得共、終ニ御沙汰無之、空ク夕暮退散。

十二月廿五日 日和 夜少々降雨。

一、昨夜袋屋啓次郎方ニ一同立会、相談仕候。

一、本日長徳寺ニ出頭。夜ニ入臈庁ニ出頭仕候處、壹郡總代・小区限り總代ノ

ニ御呼出シ有之。第壹小区總代、大平村駿東庄司殿、第壹番ニ呼出シ有之。

(午後八時出庁、十二時ニ至リ退庁。) 請印可仕旨御説諭趣テ有之候由ニ候得共、人民工御発シ

之趣不申聞已前、御請難成申答候趣也。夫ヨリ一同退散可仕旨、服部殿御申聞ケ

(朱書)
「明治十一年」

ニ付、退散。但一同詰所江平日区戸長詰所ニ差控罷在候。

今夜寒氣甚タシ。庄司氏ノ難渋思知ラレタリ。

十二月二十六日 日和、寒氣甚タシ。午後弐時地震。

一、浅間宮參詣、大庭慎平氏・水口傳平氏・我等三名同伴、夫ヨリ。マーチ。職業所一見。

一、午後四時御呼出シ有之、一同議事堂ニ出頭。大書記官石黒務殿・梅澤敏殿・服部又一殿、三名御出席。御請印可仕旨御説明有之候処、是迄日々服部殿ヨリ厳ニ御談示有之、更ニ寸暇無之郡力モ謀リ不申候間、帰村難成上ハ更ニ郡力ヲ較量計算仕度、且富士郡之理有御伺申上候処、取調明細書有之筈御断有之、猶改テ進路ヲ転シ可申旨被仰聞ニ付、明廿七日朝迄御猶予願上ケ、昏ニ退散。

十二月二十七日 日和。

一、来明治十二年一月十一日迄、左之記載日延願書差出ス。

這回地租改正、収穫本部耕地地負担壹反歩之平均米麦金額、御垂示ニ相成候ニ就テハ、御答期来明治十二年一月十一日迄、御猶予被下候様奉願上候。依テハ同日迄ニ郡力ヲ較量計算シ、前期日無相違御答可申上、尚同日ニ到リ私共目途不相立上ハ、今般御示シ之反額負担可致候、此段連署ヲ以テ具陳候也。

第壹大区駿東郡

明治十一年十二月廿七日

地主総代 駿東庄司

※江藤洪(浩)蔵(一八五〇—一九二七年、東沢田村)

嘉永三年、江藤俊平の次男として生まれ、明治四年、同村内に分家した。

二〇年東沢田村ほか七か村の戸長、二二年以降三四年まで金岡村長をつとめる。愛鷹山組合の活動に尽力した。

※森藤七郎(一八四九—一九二五年、石川村)

嘉永二年二月一日、愛鷹牧師森甚右衛門の長男として生まれる。明治七年以降、戸長・副戸長などを歴任。

愛鷹山牧畜会社社長を経て、明治三〇年頃より長く原町銀行頭取をつとめ、四〇年前後には郡会議員・県会議員・駿東郡農会長などに就任した。

※※※原大平(大平村)
府県会規則にもとづく駿東郡選出第一回県会議員。

室伏周平

湯山半七郎

賛川直一郎

鈴木藤平

内海市五郎

長原庄七

※江原洪蔵

※※※森藤七郎

戸長兼
地主総代
川口与五郎

同断 仁王藤八

同断 鈴木貫一郎

同断 市川彦七

同断 高田讓八郎

副戸長 野木昌三郎

戸長 小野庄三郎

副戸長 岡田善六

戸長 水口傳平

重立取扱池田緯太郎

同 原大平

副区長 川善太郎

永井嘉六郎

岩崎佐十郎

小澤理三郎

小野勇逸

築山確郎

和田傳太郎

山形敬雄

末吉孫藏

区長

静岡県令大迫貞清殿

十二月廿八日 日和。

〔朱書〕
〔明治十一年〕

一、日延願御聞届相成候処、議事堂ニ日々区戸長総代一同詰メ合、郡力取調可被申、尤県庁ニ有之丈ケ之入用書類ハ何成共貸渡シ可申候、且埒村之義ハ差許シ不申候趣、服部殿ヨリ議事堂ニ於テ被申聞候。夫ヨリ大井啓次郎方ニ一同参会、忝郡聯合之委員投票仕候処、和田氏・原氏・池田氏、三名落札相成候得共、何分引請不申、夕飯相済シ猶詰メ合候処、廿九日ニ至リ御引請申候。

一、廿九日ニ至リ富士郡地質探索、森藤七郎氏・永井嘉六郎氏・長原庄七氏、三名落札、本日直ニ出発。

十二月廿九日 日和、白中少々降雨。

〔朱書〕
〔明治十一年〕

一、午前七時宮村氏出發、午後五時四十五分帰宅。

十二月三十日 陰天。

一、当三小区事務所ニ出頭。

一、増総代人立候様、出頭之各村地位詮定人・村用係・副戸長中ニ申入候処、承諾之上投票ヲ以テ戸長水口傳平殿落札、依之委任之証調印。

一、県庁方御垂示相成候駿河国各郡之平均反米麦・宅地価金等悉皆披露ニ及ビ、其上各小区之模様ニ寄、何レ之取計ヒ仕候共、更ニ違背無之旨之請書被差出度旨申入候処、一同承諾之上書面相認申候。

一、沓郡聯合之義、池田・原・和田、三氏ニ委任仕候上ハ、右聯合田反米沓石沓斗沓升式合沓勺、春來仮定メ之上エ沓升位之増ニ候ハ、取計ヒ可申候。萬一右ニ超過候ハ、電信ヲ以テ通知ニ可及、其節ハ副戸長勝又弥平次氏出岡之積リ、約定仕候。午後八時帰宅。

十二月三十一日 陰天、追々日和ニ成。在宿。

明治十二己卯年一月

明治十二己卯年一月一日 午前七時風吹出シ、直ニ穩ニ成、夕陽ニ至迄快晴。

一、午前八時出發、富士郡前田村ニテ中飯、午後五時静岡紺屋町菱屋宮村謙一方ニ着。

十二月一日 快晴。

一、午前第八時議事堂ニ出頭、事務取扱、午後四時退散。

十二月三日 日和、夜烈風。水口氏出發、帰宅。

一、午前第九時議事堂ニ出務、午後四時退散。

一月四日 日和、午後風吹。

一、議事堂工富士郡之人民御呼出シ差合之旨、昨夕服部殿御申聞ケニ付、本日旅宿ニ於テ三小区力取調。

一月五日 日和。

一、旅宿ニ於テ各小区反米麦金取調。

一月六日 日和。

一、今朝戸長水口傳平殿・副戸長勝又弥平治殿、兩名着。迂生共三名議事堂ニ出頭、各村明治四年以來同八年迄五ヶ年間貢租取調。

一、昨夕昏ニ至リ、富士郡工派出ノ永井・森・長原、三名帰着。依之本日午後三時ヨリ袋屋啓次郎方ニテ、右三名富士郡地質・土地柄・景情、逐一被申述候。

夜ニ入菱屋謙一方ニ於テ戸長總代一同衆会、午後十時三拾分退散。

一、去四日、沓郡中各小区沓反ニ付米麦金投票委員ニ相渡候処、八小区之内原宿、準市街組込ニ相成候間、宅地之価投票仕直シ、本日夕方差入換申候。

一月七日 日和。

一、謙一方ニ於テ、鈴木貫一郎・原快平・野木昌三郎・贊川長三郎・永井嘉六郎・森藤七郎・長原庄七・江藤浩藏・湯山半七郎、合九名立会、駿東・富士両郡地位取穫米麦宅地価比較取調、夜十一時退散。

一、水口傳平・勝又弥平治、兩名議事堂ニ出頭、明治四年ヨリ明治八年迄五ヶ年

(朱書)
「明治十貳年」

間各村貢租取調。

一、三小区事務所エ、明治元年以降之割賦帳・皆済帳各村取纏メ、本途・口米・延米等総テ田畑屋敷ヨリノ貢租詳細取調方、田畑租ヲ分ケ呉候様郵贈状差出ス。尤追テ通知ニ及候迄、事務所ニ取纏メ置可申候。且四年以後之当地ニ被遣候割賦・皆済帳簿之外ハ詳細書、神速贈致可被下旨申越ス。

一月八日 日和。

一、今朝袋屋ニテ委員三名エ、駿東・富士兩郡反米麦金比較貢量取調披見ニ入、猶相談之上、各小区ニテ御垂示之反麦金御請可然哉、又ハ御請難成哉、投票差出シ可申ニ決定。依テ岩崎・水口・勝又・我等四名、内談之上投票イタス。

今般御垂示一郡反米麦金之義、大区聯貫整兼候。小区総代人ニ候得ハ郡力難計量ハ勿論ニ付、請印難出来当然ト存候。最小区力ニ於テハ計量行届候ニ付、郡反米麦金を不問、小区反米麦金御賦課有之ハ、小区力ニ比較シ請不請断然上申可仕候也。

明治十二年一月八日

第一大区三小区総代

湯山半七郎

右之通相認メ、区戸長総代一同ノ大中エ差出ス。然ル処三・四・五ノ小区ハ同意ノ投票。壹・貳・六・七・八ノ小区ハ御垂示反米麦金共御請難相成旨之投票。

(朱書)
「明治十式年」

依之可否一決不仕候。

一月九日 日和。

一、袋屋方ニ出張。前日投票之義ニ付種々談判之末、忝郡中御請難相成旨請願之惣代人、忝小区毎ニ忝名宛取極可申、其上猶兩人一同ノ担当惣代兩名取極メ申度趣申出候得共、更ニ決定不仕候。午後九時退散。

一月十日 日和。

袋屋大井啓次郎方ニ出張、反米麦金減方請願、一同談示ニ及ブ。午後十式時退散。
一月十一日 日和、夜少々降雨。

議事堂ニ一同出頭。服部三等属文一殿・齋藤貫之殿・飯飼正和殿三名御出張。

一、田米額之義、郡力ニ難堪旨申上候。尤詳細調書ハ間ニ合不申趣申上候処、明細書不被差出候上ハ予テ本日迄之約定ニ付、垂示之反米額請書可差出旨、嚴ニ御申聞ケ有之候。

一、畑麦之義ハ、各小区実地丈量誤候テ、草場等ニ可成分ヲ畑ニ取込大ニ不都合ニ付、御見分之上右様之ケ所ハ草場ニ被仰付度申上候処、御申聞ケニ、去明治八年頃ハ畑地ニテ目今草場ニ可有之趣ニテ、取肯無之候。

一、宅地之義、四周ヲ畑及ヒ竹林ニ不拘、宅地ニ取込大ニ誤候間、是又種類区分御聞届ケ申上候処、何共御答無之候。

一、昨十日夜、郡総代投票ヲ以テ、和田傳太郎・池田緯太郎・原大平・永井嘉六郎・岩崎佐十郎・江藤浩平、ノ六人確定。此六人ヨリ前三種之義申上候処、御

〔朱書〕
「明治十三年」

取肯無之、依テ委任ヲ解吳候様被申上候。

一、十二日朝午前六時三十分退散ニ成。

一月十二日 日和 日曜。

本日御呼出し無之候。

袋屋ニ鳥渡參る。田畑宅反米麦金、去明治四未年より同八年迄五ヶ年間平均反米麦金取調書、委員中ニ差出す。

一、大橋直之君環融社ニ社入被成度趣、依テハ社則聞合セニ御入來。

一、同人エ、行餘舎教員第五課エ御差向ケ被下度旨、願入置可被下候。尤不日願書該校幹事連署ヲ以可差出候。且月給金九円ニ御申立テ可被下趣、依頼ニ及ブ。

一、用水組合之内、下郷伊豆島田村外六ヶ村方水利之義ニ付、切添地并ニ田反別ヲ、明治七年上・中両郷エ交換地ヲ畑戻リニイタシ度旨出願ニ相成候間、上郷

總代深良村小林由太郎殿・中郷總代佐野村上杉藤三郎殿兩人、本月八日菱屋ニ着之處、示談中日延願濟、本日日出発被歸候處、富士川以東ニ於テ右下郷水利方

總代人ニ行逢、夫ヨリ引還シ出岡相成候。

一、夕飯後ニ至リ袋屋ニ出張。予テ反米額聯合依頼之總代八名ヨリ、反米額權衡投票ノ方法被申出候間、任其意申候。但方法書等ハ別帳簿ニ記載。

一月十三日 日和 月曜。

袋屋ニ出張。大ニ齒痛ミ難渋イタス。

一、青沼沃君ヨリ、改正御垂示之反米之義ニ付御内話有之、依テ当菱ニ於テ總代

〔朱書〕

(朱書)
「明治十貳年」

内談。夜ニ入、勝又弥平治殿袋屋ニ出張。

一月十四日 日和 火曜。

袋屋ニ出張。

齒大ニ痛ミ甚ク難渋、病院ニ参リ診察ヲ乞。夫ヨリ旅宿菱屋ニ歸リ籠居。

一、勝又弥平治君午後四時出発、被帰候。

一、上杉藤三郎君・小林由太郎君兩人、是又午後四時出発、歸ル。

一、我等宿元并行餘舎教員御差向願之義ニ付、西島政平氏・湯山平次郎氏・上ヶ

田村副戸長八木与祖市氏方エ良便書狀贈致。

一月十五日 陰天 水曜 午後六時頃カ降雨雨後烈風

袋屋ニ出張先ヨリ病院ニ参ル。

一、三小区事務所ニテ、副戸長勝侯治三郎氏・大庭慎平氏兩人カ、去十二日午後

三十分カ発各村割付沓包、郵贈ニテ当着。

一、我等宿所エ郵便書狀贈致。但午後四時三十分局ニ投ス

一、午後九時四十分電信通信差出ス。

寅卯二年之割附増急ギヨコセ

静岡紺屋町菱屋謙一方

一月十五日

水口

駿東郡久根村 勝又弥平治

一月十六日 木曜 日和、中烈風。

(朱書)
「明治十貳年」

病院行、後県庁工上杉藤三郎氏書換願差出置候地券証御下ケ願行。是ハ右上杉氏
依頼ニ付、如前書。

一、三小区各村割付ヲ以、年々貢租取調。

一、宿元ヨリ、敷米八斗ニ付代金六円四拾五錢但御殿場村迄ニ売レ申候間、売却可
出シ

仕哉、問合之郵狀十四日午後式時三十分投函、本日正午着、披見、直ニ売却見

合セ可申旨、返書郵送。

一、西島政平氏方、行餘舎教員願之義ニ付、本月十三日出状、本日正午披見。

一、三小区事務所詰副戸長大庭慎平氏方十四日出、割付入之巻封、正午当着。

一、三小区久根村ニ、用係勝又久平氏方上杉藤三郎氏・小林由太郎氏兩名当テ十

四日出郵狀、正午着之處、右兩人十四日出發帰村ニ付、預リ置。

一、夕方ヨリ水口氏同伴、寺町小川座エ芝居見物行。午後十二時旅宿ニ帰ル。

一月十七日 金曜 日和。

今朝袋屋啓次郎氏ニ参リ、四・五ノ兩小区総代戸長中之居間ニ伺候處、五小区総

代岩田総四郎君嚙ニ、沼津宿志多町郷宿藤井藤八殿方ニテ茶畑村割付等貰置候旨

被申候間、直ニ左之通、郵狀差達。

嚴寒之節、御清家様御揃愈御賢勝可被為入候条、拝賀之至奉雀躍候。陳ハ第壹大

区三小区茶畑村割付皆済帳并ニ紺足袋拾取候者有之候處、尊家ニテ御貰置被

下候趣、五小区岩田総四郎氏被申聞、忝承知仕奉謝上候。就テハ明治元辰年・
同三年・

同二年・
同六四年 四ヶ年分ニ候得者当方ニテ入用ニ付、何卒拙者共旅宿ニ御贈致可被成

下候様奉願候。足袋之義者御預り置可被下候。猶又右四ヶ年内外共、畑村ニモ御通知可被成下候様、是又奉願候。右御願申上度如斯御座候。猶迂生等帰還之節、参館御礼旁詳細可申上候也。

静岡紺屋町

十二年一月十七日午前十分投函

菱屋宮村謹一方旅宿先

三小区御宿村湯山半七郎^印

三小区伊豆島田村水口傳平印

沼津宿志多町

藤井藤八様

再白、本文四ヶ年分ハ当方ニテ急入用ニ付、神速御通贈可被成下候様奉希上候也。

駿河国駿東郡御宿村

湯山半七郎

^(朱書)「横壹寸」

^(朱書)「横壹寸」
印鑑^印

改印御届

^(朱書)「副区長岩崎佐十郎」

今般改印仕候間、別紙印鑑相添此段御届仕候也。

私儀

第壹大区三小区

(朱書)
「一月十八日末吉殿より改印届ケニ不及調印仕候義有之時節印鑑相添可差出旨被申テ印鑑并ニ届ケ書共被返候ニ付受取」

駿河国駿東郡御宿村

湯山半七郎印

明治十二巳卯年一月十七日

静岡県令大迫貞清殿

前書之通届出候間、此段上申仕候也。

戸長水口傳平 印

「右印鑑朱書式葉・届ケ書式通相添、区长末吉孫藏君手元ニ、袋屋大井啓次郎宅ニ於テ差出ス。

印鑑式葉・届ケ書式通相添、戸長水口傳平殿手元ニ、菱屋宮村謙一方ニ於テ差出ス。

印鑑式葉・県庁詰メ戸長角田藏六君方ニ差出ス。

十二年一月十七日正午」

記

地券証印税

第一大区三小区駿東郡

一、金拾三錢貳厘

茶畑村

一、同貳拾錢

伊豆島田村

一、同貳拾錢壹厘

佐野村

一、同四錢貳厘

石脇村

一、同三錢六厘

今里村

一、同四拾六錢四厘

佐野村

金壹円七錢五厘也

右之通正ニ上納仕候也。

明治十二年一月十七日

右小三区御宿村

湯山半七郎^印

戸長角田藏六印

静岡県令大迫貞清殿

記

第壹大区三小区駿東郡

茶畑村

一、地券証三通

伊豆島田村

一、同 壹通

佐野村

一、同 四通

石脇村

一、同 四通

佐野村

一、同 六通

今里村

一、同 三通

代替 内壹通 御宿村

上ヶ田村

一、同 拾壹通

右之通御下ヶ渡相成正ニ受取候也。

第一大区三小区

駿東郡御宿村

明治十二年一月十七日

湯山半七郎^印

静岡県令大迫貞清殿

「右印税金壹円七錢五厘、外式厘和久井組手数料、合金壹円〇七錢七厘、戸長水口傳平君取昏申候。地券証合三拾貳通、戸長水口傳平君ニ渡ス。」

静岡和久井組工起業公債払ヒ込金之義ニ付伺。

一、払ヒ込金之義ニ付、和久井組ヨリ駿東郡工派出受取方、是迄兩度共月下旬ニ相成候処、上旬出金仕候ト下旬出金仕候トハ利息ノ相違有之。就テハ上旬出金仕度、通運会社ニ贈リ候テモ御不都合有之間敷哉伺。

和久井組辻平次郎君答、後兩度共月上旬ニ通運ニ贈リ被下候テモ御都合次第ニテ宜敷、且受取証之義ハ直ニ郵便ヲ以テ差出シ候共、又ハ派出之節御渡申候トモ、思召次第ニ可仕旨被申候。

湯山半七郎答弁、受取証ハ御派出之時節御渡被下候テ宜敷候旨申入レ候。

「印鑑写」印鑑



辻平次郎

一、佐野村上杉藤三郎氏依頼ニ付、左之地券証郵贈。

駿東郡佐野村之内

字中畑 千拾壹番 田壹反壹七壹步 持主上杉藤三郎
字下追分 千五十一番 田壹反四七廿壹步 同人
地価三拾八円貳拾錢

同所 田沓反四七六歩 同人
千五十式番 地価拾三円七十銭

合地券証三通
一月十七日午後四時式十分投函。但書状封入。

一月十八日 土曜 日和。

式方面担当服部文一殿并二等席三齋藤貫之殿担当被差免永峯沓等属・青沼八等属、兩名式方面担当被命候御達有之候。

議事堂ニ一同御呼出シ有之出頭候処、大書記官石黒務殿御口達、県ノ御都合ニ寄服部文一担当被差免、永峰弥吉エ担当申付ケ候。尤手續之義ハ是迄之通り。萬一不分明之廉等有之候ハ、服部ニ引合候テ宜敷、其旨服部ニモ申聞ケ置候趣被仰聞候。

次ニ永峯弥吉殿被申聞ニ、担当被命候ニ就テハ百般引合候間、無隔絶御談示可有之、尤内意ハ服部打込ニ付、只表向拙者担当之趣被申候。

一、大井啓次郎方ニ於テ、委任ノ八名ヨリ各小区反米麦金調査之反額、一同工披露有之、写取。

一、夕方ヨリ剛屋町丸川座エ芝居見物、水口氏同伴。午後十式時菱屋ニ帰ル。忠臣蔵。

一、夕方ニ至リ富澤村渡边嘉平殿、同村水路掘抜之義ニ付出岡着。廿日被帰候。

一、右同人ヨリ、上ヶ田村荻野庄七郎殿・久根村勝又弥平治殿、兩人ヨリ書状式通受取。

一、右同人ヨリ、各村之割賦帳等受取。

一月十九日 日曜 陰天、夜降雨。

青沼八等屬沃君同伴、大書記官石黑務殿御宅ニ推參。午後貳時ニ至リ大井啓次郎宅行。八名委員聯貫反額請不請相談ニ及候処、四・五ノ両小区ヨリ明朝迄延期申出候ニ付、夕方退散。

一月二十日 月曜 日和。

今朝病院エ診察願行（院長大川宗炳）夫ヨリ袋屋大井啓次郎方行。八名ニテ仮調査反米麦金之義、總代戸長一同相談ニ及候処、貳・三・四・五ノ四小区不權衡之旨申出、壹・六・七・八ノ四小区ハ投票ヲ以何レモ不權衡。依之區長一同エ前願可申入之処、區長并ニ副區長不在ニ付、空日ニ打過候（岩崎・黃川岡人在宿）。

一、宿元ヨリ十九日出ノ返書着。依之再返書午後四時三十分投函。

一月廿一日 火曜 陰天。

大井啓次郎方ニ出張、區戸長總代一同相談之上、慶応元寅年以降明治八亥年迄拾ケ年間貢租平均取調、其上富士郡ト反米麦金比較ヲナセシ帳簿差出シ可申。尤右ニテモ御採用無之上ハ、不及是悲駿東郡反米麦金御請可申ニ内々確定。

一、各小区共旧田畑屋敷各村反別書相認メ、交換仕候事ニ約定。

一、金貳拾円也、通運ヲ以テ当着受取、印紙料壹錢相払。

一月廿二日 水曜 降雨。

一、本小区明治元辰年方同八亥年迄八ケ年間、田畑屋舖旧貢租取調書相認メ、大中

ニ差出ス。尤外各小区慶応元寅⁶明治八亥年迄拾ヶ年間、取調申候。夜ニ入各
小区旧反別写。

一月廿三日 木曜 追々日和ニ成。

一、袋屋ニ出張、旧反別交換書写取。

一月廿四日 金曜 今朝降雨、追々日和ニ成。

一、県庁改正局ニ出頭、三小区内各村改正反別照合書^{（付）}損取調。

一、昨廿三日宿元ヨリ之書状着。

一月廿五日 土曜 日和。

一、袋屋大井啓次郎宅ニ出張。

一、今朝病院行、診察ヲ乞。

一、四ツ足門写真師水野佐一方ニ、四小区萩原村野木昌三郎君・中山村小沢九兵衛君・我等^{（ノ）}三名同伴、右三名一葉ノ写真并ニ銘々一葉宛写真。但正午罷越、午後式時歸ル。

湯山半七郎年齡四拾六年五ヶ月也。

一月廿六日 日曜 日和。

一、今朝藤右衛門町ニテ窪田凸殿方ニ伺、環融社設立之義ニ付種々御手数願候御礼申上候。

一、大井啓次郎方ニ出張、郡力考量之義相談ニ及ブ。然ル処各小区旧貢租、慶応元寅年以降明治八亥年迄拾ヶ年間平均仕候ヲ、改正新反別ニ割賦等精算仕候ニ付、

右ハ郡力謀候ニ不用之義故、旧貢ヲ壹郡ニ当テ謀候外無用之入算不都合之旨、
式小区・三小区相談之上申立テ候。

一、右ニ付、夜ニ入豊島中村楼ニ、式小区副区長贄川長三郎・地主総代室伏周平・

藍沢文太郎・上杉松平⁽⁴⁾ 〆五名、三小区副区長岩崎佐十郎・戸長水口

傳平・湯山半七郎⁽⁴⁾ 〆三名、計八名内参会仕候。

一、富沢村服部久五郎殿、同村用水路掘抜穴之義ニ付、出岡着。

一月廿七日 月曜 陰天、夜降雨、山ニ降雪。

一、袋屋ニ出張、子テ御垂示相成候反額ニテハ難堪、且富士郡ト比較之義相談ニ
及ブ。

一、実印并小印共封シ候テ岩崎氏ニ預ケ置。午後三時四十分郷宿出發、奥津宿大
黒屋多八郎方泊ス。午後五時三十分着。

一、右実印之義、入用有之節ハ水口氏立会ノ上開封調印之上、猶右兩人ニテ封シ
置可申約定ナリ。

一月廿八日 火曜 少々宛降雨、新宿村ヨリ足柄古道ニ入登ルニ随ヒ雪有之候。

一、午後六時過ニ至リ大黒屋出發、路中寒氣難堪大ニ難渋。大岡村之内元木瀬川
海野要一君方ニ伺候処、おしま事病氣床ノ上ニ起居リ申候。夕方帰省。

一月廿九日 水曜 追々日和。

一、昨廿八日佐野村下原ノ上杉藤三郎殿方ニ伺、同人ヨリ依頼有之候同人之実印、
但小印付、并ニ深良村町田松井謙治殿印形、〆式ツ彫刻持参仕候間、右上杉氏

二渡。

一、右上杉氏エ、久根村々用係勝又久平殿ヨリ過日静岡旅宿先ニ通贈之書状在中
壺封、相返ス。

一、佐野村岩崎佐十郎殿出岡旅宿ニテ依頼之義、同人宅ニ伺、病人追々様子宜哉、
萬一危急ニ候ハ、電報ヲ以テ可申越旨、通達ニ及ビ候。

一、三小区事務所ニ伺副戸長大庭慎平殿ニ逢、昨十一年上半年種痘人員調書、神
速可差出旨通知。

一、今廿九日水口傳平殿ヨリ依頼、同人宅行文通ニ我等添書ノ武通、三小区事務所
ニ為持遣ス。茶畑村割付、沼津藤井氏貫置候云々之義、茶畑村問合セ方依頼申
遣ス。

一、四小区詰副区長小澤理三郎殿神速出岡仕候様、同区副戸長野木昌三郎殿依頼
ニ付、右小沢氏ニ詳細文通遣ス。夫渡辺政五郎。然ル処廿七日出発出岡之趣ニ
候。

一月三十日 木曜 降雨。

一、用水限内地押、湖水掛り上・中・下三郷之内、下郷ヨリ上・中両郷ニ相掛ル
件ニ付、久根村勝又弥平治殿方ニ参ル。就テハ佐野村杉山角平殿・上杉藤三郎
殿・深良村小林由太郎殿三名、右勝又氏ニ立会申入候処、上杉・小林兩人被参、
杉山氏無故不参。

一、右事件ニ付本小区事務所ニ立寄、明三十一日参会之旨廻文添書、左ニ記載之

通り差出ス。

大至急添書を以申上候。嚴寒之節各位愈御清勝御励務候条奉雀躍候。陳ハ、用水限内地押之件、地租改正と並び立、当上・中兩郷永世ニ渉る重大之義ニ付、右兩郷総代委員有之処、猶此上御相談仕度候間、明三十一日午前第十時無御名代参会可被成下候。委曲席上萬縷可申上候也。

十二年一月三十日

御宿村

湯山半七郎

金沢村 上ヶ田村 葛山村 御宿村 千福村 岩波村 深良村 石脇村 久根村

稲荷村 公文名村 茶畑村 二ツ屋新田 平松新田 佐野村 定輪寺村 富沢村

右村々

正副戸長 御中
村用係

一、起業公債払込金之義ニ付、須山村渡邊隼雄殿方ニ夫政五郎遣ス。式回分払込金五拾円并ニ第貳期之和久井組方受取証共被遣候ニ付、受取預り置申候。

十二年一月三十一日 金曜 日和。

一、三小区事務所ニ出頭仕候処、出頭人員左ニ

上ヶ田村勝又与作 御宿村中川庄平

千福村鈴木五郎作 定輪寺村大石角平

富沢村渡辺恵作 岩波村井上伴藏

深良村松井謙治 深良村 上郷総代 小林由太郎

石脇村大庭慎平

佐野村杉山角平

佐野村
中郷總代 上杉藤三郎

久根村勝又弥平治

公文名村高村勝藏

茶畑村長田茂吉

平松新田市川良八

麦塚村勝俣治三郎

計拾七名。

拙者方出席一同エ申入候義、用水限内地押之件ニ付、上・中両郷、下郷ト示談仕候手續キニテ、此節、明治六年地券小前帳及ヒ明治九年改正実地丈量地引絵図、一ト筆限り帳ニ照合セ、畑田成・切添・切開・改出シ之内、并ニ南一色村方上郷村々ニ譲り候田反別交換地、麦塚村方中郷村々エ譲り候田反別等、取調之趣ニ候処、拙者存意ニハ、先上・中両郷ニ是迄総代人之外ニ、副戸長衆之内用水事件担当人選舉仕、其上、下郷エ示談之掛合相詰メ為取換示談内済行届候旨之規定証調印之後、地押可然。且交換田ハ旧来之本田同一ニ付、取調ニ不及候様申述候処、一同協議之上、上郷担当人佐野村副戸長杉山角平・中郷担当人久根村副戸長勝又弥平治、兩人撰挙相成申候。

右ニ付、切添・切開・改出シ之田并ニ交換田之旧反別及ヒ新反別詳細取調書、明二月一日中ニ可差出約定之上、開席。

一、区长末吉孫藏殿ヨリ、神速出岡可仕旨電報、午前九時五十五分発、午後貳時三十分頃当着。

十二年二月一日 土曜 日和、午前八時少々降雨。

一、午前第七時式拾分出発、午後七時静岡紺屋町菱屋宮村謙一方ニ着。

一、豆州熱海工、軍医長松本大先生・同副長佐藤大先生并ニ司馬先生、不計三名御入湯被為入候旨、今井半太夫氏方報知有之候間、昨三十一日柳雄義療治之夕メ差遣ス。送り下男与右衛門遣ス。

十二年二月二日 日曜 日和。

一、喜代泉、山口勝五郎方ニ岩崎・水口・拙者・永井・室伏合五名楽席。

一、今朝病院行。

十二年二月三日 月曜 日和。

一、静岡江川町和久井組工、起業公債払込金第貳回・三回兩度分、皆出金相渡。

一、金五拾円湯山半七郎 一、金五拾円湯山平次郎

一、同五拾円渡邊隼雄 一、同貳百五拾円環融社

合金四百円出払濟并ニ第壹回之受取証返ス。

依之右四名共払濟之券証四通受取。

一、金拾九円五拾錢、右四百円之利子受取。

内訳 金貳円四拾三錢七厘五毛 湯山半七郎

同断 湯山平次郎

同断 渡邊隼雄

金拾貳円拾八錢七厘五毛 環融社

小以ノ如高

右之仕訳

金五拾円也 十二年二月三日式・三兩回払込巻口高

此利子

金三拾銭 手附ケ金ニ対スル一月も六月迄利子。

同拾弍銭五厘 二月三日金五拾円払込ニ対スル二月半ヶ月分利子。

同八拾弍銭五厘 第壹払込ニ対スル一月ヨリ六月迄利子。

同六拾弍銭五厘 第貳拂込ニ対スル二月も六月迄利子。

同弍拾五銭 残金弍拾五円ニ対スル三月も四月迄現高六分。

同三拾壹銭弍厘五毛 第三払込ニ対スル五月ヨリ六月マデ。

六口小以合金弍円四拾三銭七厘五毛

一、金三円弍拾壹銭、湯山平次郎殿依頼新聞代、右静岡新聞局ニ相渡ス。受取書
取之申候。

一、地租改正局ニ出頭。

一、三島宿二日町誓願寺住職田中口静殿ヨリ昨二日出之郵状本日着。披見候処、
久保町小松酒造三郎婚姻吉日本月七日ニ確定、依テハ差繰祝席列座仕呉候様
卜之事。然ル処出岡中ニ付祝出席難相成、百般宜御配慮可被成下旨、即日返書
贈致。

十二年二月四日 火曜 日和。

一、袋屋方ニ参り、衆議一決不仕候。

一、志郡総代之義、過日正副投票仕候處、三小区ハ拙者正ニ撰挙之趣ニ候處、右ハ重大之義ニ付御免可被下旨、一同ニ申入候。

一、午後九時三十分、自宅エ郵状差出ス。

二月五日 水曜 陰天。

一、大岡村之内元木瀬川村海野要一家内しま事、本月三日男子平産母子共丈夫之趣、三日出状本日着披見。直ニ祝ヒ返状、水口氏婦省依頼差出ス。

一、湯山平次郎殿方エ起業公債払濟仮券状四通(湯山半七郎、渡邊隼雄、湯山平次郎、環融社)并ニ書状相添、水口氏ニ依頼渡。

一、自宅エ文通壱封并ニ我等写真四葉、水口氏ニ依頼遣ス。水口出發、午後三時三拾分。

一、行餘舎資本金之義ニ付、県庁ニ出頭。

十二年二月六日 木曜 陰天、午後四時頃方降雨、山々降雪。

一、温知館、去明治十一年七月以降、茶畑村ニテ入費割出金不仕義ニ付、県庁ニ出頭。

一、御宿村行餘舎幹事中ヨリ書状着。

一、柳雄、豆州熱海今井方旅宿先ヨリ書状着。

一、岩崎佐十郎殿、午後三時頃帰省之積り出發仕候處、途中東沢田村池田氏出岡行逢、夫ヨリ引帰シ出岡。

二月七日 金曜 曇、夜降雨。

二月八日 土曜 日和、夜降雨。

一、旧城中異人館ニ於テ、物産縦覧被差許候ニ付、參觀行。

二月九日 日曜 降雪。

一、御呼出しニ付一同県庁改正局ニ出頭仕候処、大書記官石黒務殿被仰聞候趣、服部氏式方面長ニ回復願之義ハ、人民不都合無之筈ニ付願書採用不相成旨、御下ケ相成。

一、一月廿九日請願反額減量願之義、採用不相成候得共、向來之參考ニモ相成候間、書面ハ預リ置候旨、御申聞ケ有之。

二月十日 月曜 日和。

一、県庁之内改正局ニ一同出頭。一等属永峰殿ニ謁ス。昼後又出頭。

十二年二月十一日 火曜 日和。紀元節。

一、大井啓次郎方ニ出張仕候処、改正掛り区戸末吉殿工重取候者苞、兩名出頭可仕御書付ニ付、右末吉殿・川善太郎殿兩人出頭仕候処、今日并ニ明十三日昼前御用多故、十三日昼後一同出頭可仕御申聞ケ有之。且末吉殿^ト、先達^トテ奉差上候請願ニ付テ、御説明被下旨一同申居候趣永峰殿工申上候処、御承知之由御挨拶有之候次第、右末吉殿被申聞候。

一、午後浅間宮、同所ニテ神武天皇遙拝所參詣、水口氏同伴。

一、水口氏午後当着。

一、藤右衛門町御旅宿窪田凸殿方工、環融社之義ニ付推參。猶兩、三日中御伺可罷出

旨申上ケ候テ帰ル。

二月十二日 水曜 日和。

一、県庁中改正局ニ出頭、一等属永峯殿ニ謁ス。駿東ト富士郡トノ権衡、真ニ駿東不幸ヲ生ジ難任趣、種々請願申上ケル。

二月十三日 木曜 日和。

一、本日午前十時、呉服町三丁目袋屋大井啓次郎方ニ引移ル。右ハ駿東壱郡改正之事務ニ付、出岡一同同宿ニ無之テハ不都合ニ候処、多人数袋屋ニ旅宿仕、菱屋旅宿ハ三小区・八小区両小区ノミニ付、前段大井ニ引移ル。

一、市中遊歩。

十二年二月十四日 金曜 日和。

一、一同改正局ニ出頭、永峰殿ニ謁ス。

一、米相場之義、将来之実額相立候様申上候処、速ニ書面可差出旨御申聞ケ有之候。

二月十五日 土曜 陰天、午後降雨。

一、午前第七時、袋屋大井啓次郎方出發。午後六時ニ至リ帰省。式小区下土狩村室伏周平君同伴。

二月十六日 日曜 日和。

一、在宿、家政取扱。

一、三小区ニ出頭可仕心組之処、休暇ニ付不参。

二月十七日 月曜 日和。

一、三小区事務所ニ出頭、岩崎氏ニ謁ス。改正請願之次第陳述イタス。

二月十八日 火曜 日和、夜降雨。

一、御宿村組親出會、湯山平次郎殿宅ニテ有之、出席。會議之趣左ニ

一、御宿村供有地之畑、字宿頭・字上之原・字平六沢ノ三ヶ所、三ツ又植附ケ之事。

一、火之番夜廻り之義、消防組と改称之事。

一、同断ニ付高帳てうちん式帳并ニ水籠ノ三十、湯山平次郎・湯山彦作・湯山半七郎ノ三名ニテ寄附可仕候事。

但右品注文之義ハ、消防組取締湯山直次郎殿・西川和七殿兩人ニテ取計候事。

一、右同断取締兩人、投票ヲ以右兩人ニ確定之事。

一、上之原ニテ元官林當時御宿村供有地山林中、東ノ端ニ有之立木松(ツツ)本、字カノウト堰入用意として、代金拾五円と定右堰組村ニ而買取、立木之儘入用之節迄差置候事。

二月十九日、御宿・上ヶ田・金沢・高山・千福、ノ五ヶ村エ、副戸長湯川閑太郎カ申談示、本条通り買取立木ニ備置方決定之事。

一、用水不足ニ而ハ如何ニも不用心ニ付、麦作迷惑ニ不相成様引入レ可申事。右数条確定、夕昏退散。

一、地租改正之義ニ付、三小区事務所ニ出頭。

一、昨十七日、杉山辰藏熱海行ニ付、我等写真壹葉、今井半太夫方ニ遺ス。(直弟
氏ハ半七郎
ナリ)

十二年二月十九日 水曜 曇。

一、改正之件、三小区事務所出頭、夕昏帰ル。
一、昨十八日、上之原駒門道より東之方、公有地之野地、供有地ニ願下ケ度趣、
内決定。

二月二十日 木曜 日和。

一、午前第二時、千福村中野友藏殿・西島準平殿兩人被參、千福村々方ヨリ、右
中野友藏殿ニ掛ル同人名主奉職中金員行違之葛藤、内濟心配仕呉候様内願有之。
午前第十時、深良村副戸長松井謙治殿・大畑村副戸長市川四郎平殿・我等
三人、千福村副戸長西島勘藏殿方ニ見舞トシテ出張、中裁ニ取掛ル。宿ス。
一、右ニ付、三小区事務所改正会議不參。岩崎氏ニ依頼。

十二年二月廿一日 金曜 日和、夜少々降雨。

一、前日同断中裁、金凡三百円千福村小前貢租村費不納元リメ中野氏ニ可受取分
帳消、并ニ金百弍拾五円中野氏出金イタシ内熟行届、夕方我等義ハ松井・市川両
名ニ依頼、三小区事務所出頭。

二月廿二日 土曜 日和 午前九時頃方降雨。

一、午前第六時三十分出發、午後六時静岡呉服町三丁目袋屋啓次郎方ニ着。

二月廿三日 日曜 降雨、追々日和。

一、源内町郷宿牧田久作殿方御旅宿青沼沃殿方ニ伺。

二月二十四日 月曜 日和。

一、県庁出頭。

一、御宿村中川租平方代換り、養男中川瀧次郎エ譲り、地券証式拾通姓名書換願差出ス。

一、御宿村之内、葛山村仙年寺住職半田鳥海より、後任原巖嶺エ譲渡地券証三通差出ス。

一、御宿村行餘舎資本金貳百円元り御下ケ願書貳冊上進。然ル処応接所ニ於テ、三月三日頃迄ニハ必ス返戻候様、第一大区事務所ニ掛合可申旨被申聞候。

一、仙年寺持ノ地所ハ從來全ク寺持ノ上ハ、爾來仙年寺ト記載イタシ候義ニ付、壹通ニ付印税壹錢宛上納可仕旨、御口達有之候。

一、正午袋屋出発、夜七時三十分沼津宿上本街杉本屋和平方ニ着。

十二年二月二十五日 火曜 追々降雨。

一、沼津宿永明寺ニ於テ、副区長・正副戸長・総代一同會議、築山確郎不參。

二月廿六日 水曜 日和。

一、杉本屋今朝出発(岩崎・水口依頼)、三島宿久保町小松酒造三郎義(湯山半七郎)、本月七日婚姻仕候処我等出岡中不參ニ付、本日伺、夕方帰宿。

二月二十七日 木曜 日和。

一、改正之件、三小区事務所ニ付出頭。岩崎・水口両氏ニ申入候義、拙者義三月

(朱書)
「朱書之義追加ニ付頭書ニイタシ候」

十日頃迄他行仕候間、改正之件御依頼仕度候旨申入候処、兩氏共承知致シ呉候。
一、千福村方同村中野友藏氏ニ係り候事件、内濟熟談行届為取換証仕候ニ付、我等・松井謙治君・市川四郎平君合三名、右同村副戸長西島勘藏殿方ニ立會。
為取換内濟熟談規定証

静岡県下第一大区三小区駿河国駿東郡千福村々方ヨリ、同村中野友藏方ニ係り葛藤之件、左ニ

一、千福村一同ヨリ友藏方ニ申出候義ハ、貴殿名主奉職中旧地頭所ニ先納貸金皆下ケ無之候処、御維新後ニ至り右旧地頭所及ヒ下土狩村飯御役所ヨリ、追々御下ケ金之内違算有之ニ付、猶又這回精算仕候処、金五百三拾円三拾八錢五厘壹毛之相違相立候間、出金仕呉候様申立候。

一、貴殿預り居候宮金穀并ニ天泉寺金穀共元利合計金九拾六円五拾三錢〇五毛ニ相成候間、是又出金仕呉候様申立候。

「追加」
朱書

一、私有之林立木売払之節、此売払代拾分ノ壹ヲ除キ諸入費ニ遣ヒ払候残り元利金之義、下条ニ記載仕候九拾六円五拾三錢〇五毛ノ内ニ加算有之候。為後日追加如件。」

一、中野友藏申出候義ハ、我等名主及ヒ副戸長・戸長奉務中、村方小前之内貢租石代并ニ村費不納元利計金貳百九拾九円六拾四錢〇七毛ニ相成候処、延遷際限無之迷惑仕候ニ付、今般不納人ヨリ悉皆返濟仕呉候様申立候。

(朱書)
「村方ヨリ中野友藏方渡候証書ニ金員正ニ受取ト記載有之候」

右精算中、御宿村湯山半七郎・深良村副戸長松井謙治・大畑村副戸長市川四郎平三名御立入被下、原被篤ト尋問被下候上、此末公裁仰キ候様成行候ハ、不成容易義ニ立至リ可申、依之中裁左ニ

一、村方小前之者、貢租石代村費不納元利計、中野友藏方ニ可渡金員、悉皆村方一同ニ差出シ更ニ消帳仕候事。

但村方一同ニテハ小前相統之タメ精算仕出シ候義ニ付、右小前相統行立候方法厚注意致シ、人民難洪ニ陥ラシメズ俱ニ心配助ケ合可申事。

一、中野友藏方ヨリ村方一同エ、今般為趣意金百貳拾五円出金仕候事。

一、右兩条為趣意差出シ候上ハ、友藏名主及ヒ副戸長・戸長在務中貢租村費ハ勿論、役名ニ関係之金穀并ニ宮金穀・天泉寺金穀、自今以後双方更ニ取遣り無之確定之事。

但自己金穀貸借之義ハ此限ニアラズ。

一、精算帳簿之義ハ最早不用ニ属シ候ニ付、双方一同立会、悉皆焼捨候事。

右之通、原被一同内濟熟談仕候処、相違無御座候。然ル上ハ爾來人倫之大道ヲ盡シ、睦ミ合永久和融可仕候。為後日為取換規定証如件。

第壹大区三小区

駿河国駿東郡千福村

明治十二卯年二月廿七日

総代人原告 池ノ谷儀三郎

同 西島佐平太

前書之通り我等立入中裁行届候処、相違無之候也。

前書之通貴殿方御立入被下中裁行届候処、相違無之候。為後日為取換規定写、原被連印一札差出候也。

明治十二年二月廿七日

村方総代

原告 池ノ谷儀三郎印
同 西島佐平太印

同 池ノ谷太七

同 吉川庄七

同 鈴木由蔵

同 荻田吉五郎

同 秋山久蔵

同 西島利平

同 西島清吉

同 横山健吾

同 横山茂十郎

被告 中野友蔵

湯山半七郎

松井謙治

市川四郎平

同 池ノ谷太七印

同 吉川庄七印

同 荻田吉五郎印

同 秋山久藏印

同 西島利平印

同 西島清吉印

同 横山健吾印

同 横山茂十郎印

同 鈴木由藏印

被告 中野友藏印

副戸長 西島寅藏印

同大区同小区
同国同郡御宿村 湯山半七郎殿

深良村 松井謙治殿

大畑村 市川四郎平殿

〔^{朱書}右之本証湯山半七郎方ニ取置申候。松井市川氏写証書持参イタシ候也。〕

十二年二月廿八日 金曜 日和、夜降雨。

一、本日三小区事務所ニ於テ、地租改正之義ニ付會議有之候処、岩崎・水口兩氏ニ依頼、不参。

十二年三月一日 土曜 降雨。

一、茶畑村中丸杉山和吉殿長男杉山辰藏義、去明治十丑年十一月十八日、鈴木勇次郎殿・服部又兵衛殿より願有之、右辰藏預り置候処、最早改心ヲ表シ候ニ付、本日実父杉山和吉殿・芹沢幸次郎殿・服部又兵衛殿・豆州肥田浦堤庄兵衛殿、四人御入来有之、実父和吉殿ニ詫申入帰參相叶。夕方同道帰シ遣ス。

一、右辰藏相統方之義、茶畑村実家并ニ伊豆島田村出店両所之内相統方申談示候処、本人願ハ出店相統申出候処、何レ共決定不仕候。

十二年三月二日 日曜。

一、茶畑村中丸服部又兵衛殿被參、辰藏義茶畑村中丸本家杉山氏相統可仕候確定仕候。依テハ右辰藏事両、三年中御召仕ヒ被下、兼テ父和吉方ヨリ返済可仕金百五円ヲ以、辰藏給金ニ御聞届願上ケ度旨被申出候処、答、本日晴ニ至リ候ハ、他出之積リニ付篤卜勘弁可仕ニ申置候。

一、庭前ニシダレ柳式本植附ケ。

十二年三月三日 月曜 降雨。

一、在宿、家政事務取扱。

三月四日 火曜 降雨。

一、在宿、家政事務取扱。

一、大畑村ニ所持之山林、同村加藤彦次郎殿方ヨリ、市川竹四郎殿ヲ以テ、謬テ売呉候様数十度願有之、無扨本日売渡ス。字脊戸林反別合九畝歩、但改正反別売

町五反九七 (47) 代金八拾貳円也、立木代共々。

三月五日 水曜 降雨。

一、長男湯山柳雄義病氣全治不仕、依テ本日午前第貳時三拾分出發出京。三島宿マテ倉吉召連レ同所ニテ夜明ケ、箱根宿石内弥平太方中飯、小田原駅湊屋伊之助方ニテ休足、同所ニテ豆州熱海浦巴屋曾根次郎兵衛殿ニ逢、同所今井氏主法之趣大概聞取。みなやエ緑町四丁目中垣秀通君行書状壹通依頼差出ス。大磯駅山本屋秀三方泊リ。

一、本日降雨山中大ニ難渋、小田原ヨリ先キ川ニ降雨之タメ満水。

三月六日 木曜 降雨、本日小雨。

一、午前第七時大磯山本屋出發、程ケ谷宿とみ屋中飯、午後五時東京神田区神田小柳町三拾番地伊勢屋望月傳次郎方ニ着。

十二年三月七日 金曜 曇、追々晴。

一、神田区佐久間町貳丁目拾番地古山欽三君方ニ伺ヒ、夫ヨリ本郷区湯島五丁目順天堂佐藤進先生病院ニ柳雄入院。自分モ診察ヲ乞候処、入院可然旨被申聞候ニ付、同日入院。

一、日本橋区室町三丁目中外堂ニテ湯山詮殿方ニ尋問。同人案内ニテ所々遊覽并ニ買モノ。

三月八日 土曜 日和。

一、宿所并ニ静岡滞在岩崎佐十郎殿方ニ郵狀贈致。

一、本郷区龍岡町大学医学部前拾八番地白幡はな方旅宿岩崎長康氏方ニ伺、夫方上野東照宮ニ参詣。

三月九日 日曜 晴。

一、岩崎長康氏見舞ニ参呉候。午後三時より大通り銀座迄遊歩。八時後帰ル。

同日 月曜 曇。

一、南傳馬町迄遊行。

同日 火曜 晴。

一、麴町区勸業所参視、夫ヨリ同区麴町平川町壺丁目八番地富山竹次郎方ニ罷越、桐箆筥其外買取、直ニ浅草觀世音参詣、夕昏順天堂ニ帰宿。

十二年三月十二日 水曜 朝曇、終日曇。

一、午後三時後方上野公園地遊歩。

同日 木曜 日和、夜降雨。

一、麴町区第壹勸工場工買物行。

同日 金曜 追々日和ニ成。

一、午前第六時湯島順天堂出発、藤沢宿鈴屋方昼飯、小田原緑町四丁目中垣秀通君方ニ宿ス。

同日 土曜 日和。

一、午前第六時中垣氏出発、午後四時三十分帰宿。

順天堂診斷書之写

診断書

湯山半七郎

右網膜充血症ト及診断候。治療ヲ怠候へ者 失明ニモ可至被存候也。

三月十三日

湯島五丁目十番地

順天堂印

三月十六日 日曜 日和、春寒甚シ。

一、在宿、事務取扱。

一、小田原中垣氏、相州箱根山中湯本村台天野屋治兵衛殿(平ノ椀
注文) 両家工郵状贈

致。

一、佐野村岩崎佐十郎君方ニ、長康氏ヨリノ伝言文通差出ス。

一、葛山村医師半田隣碩君方ニ、東京モ帰宅之趣一書呈ス。

十二年三月十七日 月曜 曇。

一、在宿。中川庄平殿・中川利吉殿立会、拙者共三名ニテ湖水懸り之田反別取調。

一、半田隣碩先生御入来、我等眼病并ニ柳雄容躰詳細陳述。

同 十八日 火曜 日和。

一、郡区改正本月十二日御布達ニ付テハ、戸長改撰投票可差出旨御達し有之、村方一同拙家ニ宿借用願有之候上参会仕。副戸長湯川関太郎エ、戸長職勤メ呉候様申出、同人聞濟アリ、依テ直ニ願書上申。

戸長撰拳願

※郡区改正

明治一一年七月公布の郡区町村編制法にもとづき、大区・小区を廃し郡制を施行する県達が翌年三月一二日に発せられた。「郡区改正」とは、このことをさす。県内には、二三郡、一三郡役所が置かれ、郡長が町村の戸長を指揮・監督することになる。また同日、戸長改選方と戸長選挙法の県達があり、『日記』にもその対応が窺われる。

駿河国駿東郡御宿村

這回改正ニ付、戸長撰拵投票可差出旨御布達之趣奉拝承候。私共村方之義一同相談仕候処、是迄奉職罷在候副戸長湯川関太郎帰依ニ付、同人江戸長職被仰付度、此段小前一同連署ヲ以奉願候也。

明治十二年三月十八日

右村

小前一同連印

被撰人湯川関太郎

静岡県令大迫貞清殿

右願書十九日朝田三小区事務所ニ差出ス。

一、三小区事務所ニ地租改正用ニ付出頭、副戸長大庭慎平君ニ謁ス。千福村中野友藏殿、田買取呉候様昨日願有之ニ付、本日見分、案内右友藏殿、相談行届ク。

十二年三月十九日 水曜 曇。

一、昨十八日、静岡旅宿ニテ岩崎佐十郎殿・水口傳平殿両君ヨリ十三日発状東京順天堂ニ着之処、柳雄ヲ贈致本日当着。右ハ改正用心配取計方不都合ニ付、帰国直ニ出岡可被致旨通知ニ候処、眼病中故辞職力又ハ全治迄勤メ合呉候様、即日返書郵贈。

一、平松新田方茶畑村入会論中裁願有之候処、眼病中故断リ申候。右參候人服部幸藏殿外忝人、兩人也。

一、夕方小田原駅黒柳正省君祖母并ニ杉名沢村根上久四郎殿嫁喜久、兩人御入来。

※郡役所

一八七八年(明治一一)七月二二日
郡区町村編制法・府県会規則・地方
税規則(三新法)が定められている
(大区小区制廃止)。このうち、郡
区町村編制法により、静岡県にも郡
役所がおかれた。駿東郡役所は沼津
町(現、沼津市)におかれている。
郡役所の機構は庶務課、学務課、租
税課、会計課の四課に分かれ、郡務
を分掌している。

右正省、喜久ノ両名(妻清
実甥姪)。

三月二十日 木曜 日和、午後降雨。

一、湯山平次郎君方父湯山保三郎十七年靈祭奉務。

一、静岡ニテ水口氏方至急出岡可仕旨電報アリ。

十二年三月廿一日 金曜 晴、アラ風。

一、午前六時出発、夕方静岡傳馬町上田や萬吉方ニ着。

一、途中沼津宿通運会社工、東京湯島五丁目順天堂ニテ柳雄方工、金貳拾円贈致并
ニ郵状差出ス。

一、奥津駅西外レニテ岩崎・水口両君ニ行逢、改正之件一応聞取、相互人力車乗
中直ニ分レ申候。

三月廿二日 土曜 晴、アラ風。

一、県庁出頭。湯山彦作殿方依頼、深良村分地券証九通書換願差出ス。右ハ郡役所
本月廿五日開設ニ付、同所御引渡シニ相成候趣被申聞候。

一、旧三小区式拾三ヶ村戸数人口調書、式拾三通上進。

一、御宿村位置行餘舎資本金貳百円、第一大区事務所ニ三小区ヨリ相渡候分、御
下ケ日限伺候処、御答ニ(木原
碌殿)一大区事務所ニ預り居候義ニ付、精々心配下ケ
渡方旧大区長ニ申聞ケ候旨被申候。

同 廿三日 日曜 晴、白中少々降雨。

一、所々遊歩。

一、昨廿二日齒痛ニ付病院行診察ヲ乞。

一、昨廿二日地租米価相当ニ被成下度上申書差出ス。

十二年三月廿四日 月曜 晴。

一、湖水掛り用事之義ニ付、租税課ヨリ御呼出有之、御宿村湯山半七郎・上ケ田村勝又与作・石脇村大庭松五郎、~~ノ~~三名出頭仕候処、下郷方地押之件ニ付、右三ヶ村帳簿取調約定為取昏証ニ調印被致、精々示談可仕旨、関口殿・栗山殿両君方御申聞ケ有之候。御宿村之義ハ本月十七日調印仕、示談之運ヒ行届候旨申上候。

一、内田殿方、湖水懸リ并組合村々堰口水門ニ締リ附ケ度旨、下郷方類ニ願出候間、見込何レニ可有之哉被申聞候。答、這回地押仕候ニ付テハ、多反別畑戻リニ相成、用水潤沢可仕想像仕候。依テハ当分堰口従前之通りニ致し置、試ミ申度旨申上候。

一、関口・栗山両君方被申聞候趣、南一色村方田返り願書被差出候、右ハ不都合無之哉。答、上・中・下之三郷とも、地押之上畑田成之分ハ悉皆畑戻ニ仕候時節ニ付、南一色村之願通りニハ心配行届不申旨申上候。

一、石脇村・上ケ田村用水掛り之条、中裁仕呉候様臈官御依頼ニ付、下郷惣代藍沢新五郎殿・大沼助藏両君ニ引合心配仕候。

三月廿五日 火曜 晴。

一、総代人一同改正局ニ出頭、大書記官石黒殿・改正局派出官吏七等出仕戸叶正

明殿・静岡県一等属永峰弥吉殿、三君ニ謁ス。米価相場釐革被成下度旨口上ヲ以願候処、大書記官被仰聞候ニ、改正局ニ着手ノ責任アリ、県ニテモ中間ニ居甚夕困却ニ付、先相場之義後ニ廻シ、改租事業御演達書之御請書被差出度、熟々御嘶アリ。

十二年三月二十六日 水曜 降雨。

一、本年一月廿九日上申之願書、去廿四日昔日ノ面目釐革仕候ニ付、下ケ戻候旨被仰聞、和田・池田両君工御返戻アリ。

一、今朝源内横町真木田方ニ旅宿青沼沃殿方ニ伺。

一、江川町魚方方ニ一同参会。相場之義實際ニ適當候様願上度、就テハ昔日御発シ壺石代五円八錢釐革相成度旨、改正局ニ惣代一同出頭。戸叶殿・永峰殿ニ引合願上候処、被仰聞候ニ、願ニ依テ据置釐革等ニ相成義ニ無之、官ノ存意ヲ以成立旨被仰聞候。依テ猶魚方ニ参会、再忠重立取扱池田・和田両君より願出候処、翌日之事ニ被仰聞候也。

三月廿七日 木曜 晴。

一、魚方ニ参会。和田・池田両君出頭、昨夕之様子伺候積り之処、改正局ニ御用狀ニ郡長江原素六・郡書記窪田凸并ニ改正顧問大平村原大平、ノ三名電報ヲ以呼出シ候間、岩崎佐十郎電報ニテ呼可申旨ニ付、取アヘス電報。

一、右後市中遊歩。夕方より徳倉村鈴木新平君同伴、寺町小川座芝居見物。夜十一時過上田屋ニ帰ル。

十二年三月廿八日 金曜 晴。

一、浅間公園花見。

同 二十九日 土曜 晴、夜降雨。

一、昨廿八日夕岩崎氏着。

一、静岡病院々長大川宗炳先生ニ日中診察ヲ乞、通常ニ付薬用ニ不及旨被申聞候。

近眼鏡四拾度ヲ用ヒ可申旨、是又被申聞候。

一、魚万方ニ郡長・郡書記・改正重立取扱・総代一同参会。米相場之義、郡長江原素六君・郡書記窪田凸君・重立取扱中改正局ニ出頭、種々御談判有之候処、何レ共決定不仕候。

一、夜七間町式丁目開情亭嘶聽聞行、岩崎・野木・迂生、ノ三名。

三月三十日 日曜 降雨、追々晴。

一、午前第九時傳馬町上田屋萬吉方出発、午後七時帰宿。

一、右ハ旧四小区萩原村野木三平次殿・岩崎佐十郎殿兩人ニ依頼ノ上、帰省仕候也。

十二年四月九日 水曜 少雨。

一、午前八時三十分出発、佐野村岩崎氏同伴出沼、通横町布屋浅井三四郎方ニ着。

一、郡長并ニ郡書窪田殿并ニ顧問重立一同参衆之上、米価相場之義県庁ニ釐革願

御聞届ケ無之、然ル上ハ改正局ニ出願可仕哉、厚相談仕候処、確定不仕。

同四月十日 木曜 降雨。

一、衆議之上県庁エ再願之積り、乍併官ノ御都合有之義ニ付、地種区分等着手

之書面上申。

同四月十一日 金曜 曇、又降雨。

一、午前第十時布三方出發、岩崎・水口兩氏同伴。三島宿ニ廻り養魚場參視、水口氏ニテ中飯御馳走ニ相成、夕方帰宿。

一、宿ニ歸り直ニ西川拾壹ヶ村エ、本月十四日午前第十時、旧三小区事務^(三)ニ於テ改正之義衆議、廻達。

但川東村々ハ水口氏方廻達差出ス。

四月十四日 月曜。

一、旧三小区事務所エ參会出席、須山村不參。

一、是迄之米価願手續并ニ地種区分一同ニ演説、并ニ湯山半七郎・水口傳平・勝又弥平治・土屋佐久太、^ノ四名当テ式十四ヶ村連印委任狀調印。

十二年四月十五日 火曜 曇、午後降雨。

一、須山村土屋久作殿被參候ニ付、昨日通り演説、委任狀調印之上、右委任狀式通岩崎氏方ニ杉山辰藏ヲ以テ遣ス。

十二年四月二十日 日曜 曇、追々降雨。

一、改租總代水口傳平君方ヨリ、明廿一日出沼イタシ可呉、右ハ改正局七等出任戸叶正明殿・静岡県一等属永峰弥吉殿御兩所沼津エ御派出被為在、駿東郡地主總代人エ、米相場之義ニ付説解有之候趣被申越候処、疝氣ニテ步行難洪ニ付、須山村土屋佐久太殿方ニ出沼仕呉候様申越候。右須山村渡边秀敷氏幸被參候間依

頼。

四月廿一日 月曜 晴。

一、土屋佐久太君出沼、鳥渡被立寄候。

四月廿四日 木曜 晴、夜降雨。

一、深良村新田ヨリ同村駿河津峠ニ至ル新道開拓之義ニ付、深良村震橋福島屋ニ

参会出席。結社人員左ニ

深良村町田 松井謙治 深良村新田 小林理三郎 不参欠席

同村南堀 大庭新七 佐野村 岩崎佐十郎

御宿村 湯山平次郎 湯山半七郎

六名。

一、深良村小前一同ヨリ故障更ニ無之旨之約定証草稿并ニ結社人誓約証草稿認。

一、順席 第一、新道筋見分入費高入算之事。

第三、郡長ニ願入下見分請候事。

第三、静岡県工出願御見分請候事。

第四、相州ニテ着手ヲ探索之上着手仕候ハ、当方ニモ速ニ着手可仕事。

一、改租之義ニ付出沼可仕旨、岩崎佐十郎君ヲ被申越候処、無拠義有之手拔難成、

依テ右同人ニ依頼。明廿五日同人出沼引請呉候。

十二年四月三十日 晴、午後少々降雨。

一、佐野村蓮光寺ニ於テ、地租改正之件衆会、出席。

十二年五月二日 払暁出發、程ヶ谷宿ニ泊り。

同日 三日 出京、本郷区本郷四丁目東屋たき方ニ旅宿。柳雄義全治不仕候間、

本郷大病院ニ入院為致申候。

同 五月九日 小田原宿中垣氏ニ帰り宿ス。

同日 十日 中垣氏ニ逗留。西村春海君・黒柳正省君・早川親侃君・横井命順

君・井沢嘉十郎君計五戸ニ伺申候。

五月十一日 午前第七時三十分中垣氏出發、午後四時〇老分帰宿。

明治十二年五月十六日 佐野村蓮光寺ニ於テ、地租改正之件地種区分之義ニ付参会、

出席。

五月十八日 晴曇不定。

一、改租地種区分之ヶ所々々、平松新田・二ツ屋新田・伊豆島田村・麦塚村・茶畑村、合五ヶ村巡視。岩崎佐十郎・水傳伝平・勝又弥平治・湯山半七郎、~~四~~名。勝又氏午前第十一時ヨリ水路用ニ付俄ニ被帰候。

五月十九日 降雨。

一、箱根山中東海道之内新道開拓之義ニ付、深良村震橋福島屋ニ参会、出席。松井謙治・湯山半七郎・岩崎佐十郎・大庭新七、~~四~~四名。外湯山平次郎・小林理三郎、兩人欠席。深良村小林由太郎・小宮山久三郎、両君居合俣々相談。人足弁当等之義、兩人ニ依頼退席。

五月二十日 曇。

一、正午出発、岩波村ニ於テ岩崎・松井兩名ニ落合、夫ヨリ三名同道。拙者義ハ新橋村高杉太一郎殿方ニ伺、御殿場村ふじや佐七方宿ス。人足深良村新田藤森弥介殿召連レ申候。廿三迄此賃三拾錢ト確定割ニ入。

一、富士佐方ニテ静岡県官高橋^(三)得御意、御見分願上置候新道開拓之趣、概略申上候。

一、夜ニ入伴野佐七殿ヲ被申候ニ、鎌野^{ふじ}見^や所左衛門殿得貴意度趣嚙ニ付、半七郎右所左衛門殿方ニ罷越ス。先方申候ハ、此度おとめ峠道路修繕仕度、然ル処貴殿方ニモ深良村中山新道開拓被遊度趣、依テハ兩道開キ候テモ御互ニ為筋ニ相成不申、右ハ如何可有之哉ト之事ニ付、半七郎答、御尤之義ニ候得共、先兩道共御見分ヲ請、官之採捨ヲ請申度、其上之事ニ被成下旨申入レ候。

十二卯年五月廿一日 曇。

一、高橋様・岩崎・松井・我等合四人、僕共メ五名、并ニおとめ峠案内人鎌野所左衛門殿・新橋村之内鮎沢梶半次郎殿メ式人同道、富士屋出発、相州足柄上郡仙石原村叶屋ニテ中飯。

一、右仙石原村勝嘉兵衛殿方ニ伺。此地マテ大庭新七君御出迎ニ被参候。四名ニテ^(岩崎・松井・大庭・我等)氣賀迄之道路着手之様子聞合候処、沓里半之処這回新道

着手仕候場所凡沓里モ可有之、且塔ノ沢方氣賀迄之分、神奈川県方官吏再三御見分大略着手同様之旨被申候。夫方仙石原之分内新道可開筋嘉兵衛殿案内、逆川迄。爰ニテ勝俣氏ニ分レ姥子ニ参り宿ス。

五月廿二日 降雨烈風。

一、無摠姥子ニ滞在。然ル処小林理三郎殿并ニ小林由太郎殿出迎、供壺人。由太郎殿姥子ニ参り宿ス。理三郎殿、供人兩名ハ駿河津峠ヲ被帰候。

十二年五月廿三日 陰天、少々宛折々降雨。

一、午前第八時姥子出発、道路筋御案内申上ケ、深良村原入通り新田新川通りニ終ル。同所小林理三郎殿方昼飯、正午着、夫ハ震橋福島屋ニ参会、岩崎・松井・湯山平次郎・大庭・我等、ノ五名（小林理三郎殿不参）。

一、御見分先大ニ上首尾御案内済、高橋様ニ小林氏宅ニテ御暇申上候。

一、駿河津峠ハ相州分最初ノ曲屈迄、古道七町。仙石原村迄、新道五拾六丁三十四間。夫ヨリ仙石原村ヨリ宮城野村境迄、新道式拾九丁九間。夫ヨリ木賀迄、

新道式拾貳町四間。此間橋式ケ所字矢落沢。

一、駿河津峠ハ西深良村分字ツヽナゴ渡場迄、千五百七十間八分。

一、ツヽナゴ渡場ハ原通り、五百六十間三分。

一、馬ツクロヒ場ハ下小橋迄、五十式間。

一、小橋ハ原通り子ノ神上川端之小辻迄、式百八十三間。

一、夫ハ子ノ神辻迄、百九十八間。

一、子ノ神辻ハコイ地辻迄、式百三拾間。

一、コイ地ハ切久保山道辻迄、式百六十間。

一、山道辻ハ市場下辻迄、式百七十三間。

一、市場下辻方震橋上大道迄、三百式捨七間。

一、須釜通りツ、ナゴ辻方西エ豊後下ノ太郎右衛門堰迄、千五百九間三分。

一、太郎右衛門堰方小崎ノ辻迄、四百五十八間。

一、尾崎辻方新田ノ大道橋際迄、式百間。

一、原ノ猿カヒト小橋方尾崎辻迄、三百式十九間。

一、式等道路深良村分千五百六拾式間。

一、相州分湯本村白地藏分レ口方大平台村字森砂迄

古道長九百三十式間三尺式寸

新道長八百九十九間式尺

古道高サ五十六間三尺九寸

新道高サ三十五間四尺八寸

十二卯年五月廿四日 晴。

一、岩崎氏同伴、地租改正之件地種区分内査、定輪寺・大畑・御宿・石脇、
ケ村巡回、尤御宿村新田半七郎、石脇佐十郎手分ケニイタス。

五月廿五日 晴、夕方より降雨、夜大雨。

一、岩崎同伴、地種区分内査、上ヶ田・葛山・今里・下和田・須山、
五ヶ村。

岩崎氏今里ヨリ帰ル。自分義須山村渡邊隼雄君方ニ宿ス。

五月二十六日 陰天、少々宛降雨。

一、渡邊氏出発、金沢村内査、夕方帰宿。

五月三十日 曇、午前第十時三十分ヨリ降雨。

一、午前第八時お喜和召連、堤与左衛門合三名ニテ出発、午後一時姥子ニ着。深良村中山神宮森休足中雨降立、夫ヨリ大ニ難渋イタス。

十二年六月五日 降雨。

一、六男湯山博義入湯ニ参。送り駕籠人足与左衛門・亀吉兩人、即日人足帰ル。
六月十一日 曇。

一、正午十分姥子出発、逆川東ニテ迎之者与左衛門・倉吉兩人ニ行逢、人足之義ハ姥子エ荷物取ニ遣ス。又駿河津峠下ニテ迎之辰蔵ニ行逢、夫ヨリ博事為背負、午後四時式十分帰宿。

十二年六月二十七日 晴、午後三時方降雨雷鳴。

一、二本松新田福住屋ニ参会 岩崎・水口・勝又・我等。三模範区各村地種区并ニ元地戻り書面受取候得共取纏リ不申候。

一、静岡県大書記官石黒務殿・同式等属梅沢 (2)・随行高島 (3)・内務省改正局七等出仕戸叶正明殿ノ四名御派出。直ニ御殿場村御登リニ相成、岩崎君随行。
同六月廿九日 晴、午後降雨。

一、勝又弥平治殿同伴、須山村ニ登ル。上ヶ田村・金沢村・今里村・須山村・下

和田村右村々戸長中ニ立寄、地種区分并ニ元地戻り瘦薄地御踏査願之義申談示、
須山村渡邊隼雄殿方ニ宿ス。

一、前官員四名午後四時右同人方ニ着、御泊。

須山村畑之内芝地并ニ山林ニ元地戻り之ヶ所御見分濟、御採用相成。

但沓ヶ所踏査。

一、同所ニテ各村瘦薄地及ヒ深田等御見分願入候得共、御取急キ之趣御聞届ケナシ。

左之条伺濟御聞届

一、墓所有之宅地等ニ取込之場所ハ、墓所丈ケ抜候上坪詰メ可申事。

一、田畑之畔草生之ヶ所不形之少歩ハ、田畑之外書ニ可相成事。

十二年六月三十日 晴。

一、午前第六時三十分渡辺家出發、当村湯山平次郎殿方御少休、同所ニテ御暇申上ケル。

十二年七月三日 晴、尤折々降雨。

一、地種区分御踏査として、本県官吏市岡正義殿・松岡三郎殿御両所御派出巡視。

石脇村・岩波村・深良村(深良村半途仕舞)、ノ三ヶ村御巡視。右ニ付隨行湯山半七郎・

水傳伝平・勝又弥平治、ノ三名。

一、明四日方、川東丈ヶハ水口・勝又兩名隨行、川西之義ハ我等隨行と手別ケニ確定。

七月七日 月曜 同前也

十二年七月六日 日曜 曇、二本松福住屋行。

一、富沢・定輪寺・大畑・御宿、ノ四ヶ村地種区分御踏査御巡視。青木貞一殿・市岡殿・松岡殿、ノ御三名。随行湯山半七郎。我等方御小休、湯山平次郎殿方泊り。

一、御宿村案内筆生中川庄平并ニ湯山直次郎兩人。

一、御宿村地種区分十六筆不残御聞届ケ、尤内四ヶ所区域取直シ方被命候。

七月八日 火曜 曇。

一、葛山村地種区分踏査。市岡殿・松岡殿御兩所。随行半七郎。青木殿沼津ニ御下り。正午御巡視済拙家御昼飯。夫も沼津ニ御下り。

一、葛山村十三筆区分願、内恠ヶ所御採用ナシ、残十式筆ハ採用御聞届ケ相成候。

一、新道開拓之件、去七日震橋福島屋参会之處、我等差支、湯山平二郎殿ニ依頼。

一、同断実地見分有之處、我等差合、湯山平二郎殿依頼。

十二年七月廿四日 晴。

一、湯山平次郎殿・岩崎佐十郎殿・大庭新七殿・小林理三郎殿・拙者合五人、外松井謙治殿不参。深良村山中字須釜入之方登山、人足同所勝又佐介殿・勝又円藏殿・小林龜吉殿・勝又半四郎殿ノ四人、新道筋再三見分。人足ニハ所々橋々掛渡し或ハ苅通し申候。

一、道筋、新田新川之堤ヲ登り、豊後橋通り前之原喜平所持林、次ニ五反田磯四郎林ヲ新道ニ開キ、桃之木バタエ東ニ川ヲ越、半七郎持林ヲ登り、字落合も又西ニ

川ヲ越、田中ノ某持林ヨリ又半七郎持林字箱根辻通り、又東エ川ヲ越、深良村
供有地ニ出、夫方日向小屋ニ川ヲ越、西ニ川ヲ添登り、下穴口西方終、駿河津
峠ノ下ノ西ニ至ル。

一、菟通し之義、凡六尺巾方式間位迄、右深良村新田・前之原・須釜之最寄ノ議
務として菟抜可仕、尤弁当料として壹人金拾銭宛可出事ニ確定。右見積り人夫
五十五人、本日之人足四人共見込。依之金五円五拾銭ヲ以請渡ニイタス。

一、昨廿三日佐野村下原市川屋ニ於テ、地租改正入費割ニ付、立会可申処、右之
手痛みニ付岩崎・水口・勝又三氏ニ依頼致シ不参。

十二年七月廿六日 晴。

一、佐野村蓮光寺ニ於テ三模範聯合之参会、出席。但各村甲号表相認持参之約ニ
候処、訂正甲号表製方不相成村々多、加之茶畑村・公文名・葛山・金澤・今里・
下和田・須山、ノ七ヶ村不参ニ付、来八月三日訂正甲号表持参出席之義ニ決定、
退散。

一、用水之件下郷方願出候趣有之。駿東郡書記鈴木守久殿派出。須川水引度旨云
々ニ付衆議有之処、本月三十日用水掛り村々戸長議長、蓮光寺工會議ニ決ス。

十二年七月廿七日 日曜 晴、夕方雷鳴降雨。

一、郡長方過日書付ニ付出沼、沼津巖ニ出ル。(湯山平次郎殿モ出沼可仕義之処、
中暑不参)右代兼候旨請付ニ断ル。

一、駿東郡各村戸長及ヒ所々名差シ人員御呼出シ有之、郡会開設、沼津駅ニ月給

※郡会開設

郡区町村編制法による郡は、自治団
体としての性格は認められず行政区
画としてのみ設置された。郡長の諮
問機関として駿東郡連合町村会が結
成されるのが明治一三年四月頃であ
るから、その準備段階ではないかと
推測される。

百円之医員老名置度旨議題、郡長江原素六殿ヨリ被申述候。

医員老名月給百円 但老ケ年
老千貳百円

器械料 金三百円

合金老千五百円之見込

此出金方法、老郡人民頭ニ賦課之事。

役員投票撰挙

議長

和田傳太郎

副議長

池田緯太郎

幹事兼立案

原 大平

委員四名

岩崎佐十郎

永井嘉六郎

末吉孫藏

上本町杉本や和平方ニ宿ス

十二年七月廿八日 月曜 晴。

一、午後五時退席。

一、午前第八時議席出頭。

一、議長曰、四・五小区遠隔之地ニ付出張所ヲ設ケテハ如何。次ニ旧四・五小区議員小員ニ付飛脚差遣シ、本日出頭之積リニ付、夫迄延会申出候間延会可仕哉。

一、昨日原案トシテ議員ニ不能、因テ元案詳細ニ立案且出張所等ヲ定メ候義、幹事ニ佗シ候事ニ決ス。

一、午後尅時三十分頃退場。

一、午後三時方東沢田村池田緯太郎君方ニ伺、夜ニ入杉本屋ニ帰着。

一、昨廿七日夕昏自宅工郵便書投入。本日袴持参之使参ル。

十二年七月廿九日 火曜 晴。

一、午前第八時出席。午後四時三十分退場。

一、金貳円也、旅費郡役所方受取。

同 三十日 水曜 晴。

一、午前第八時出席、午後五時ニ至リ退場、但本日閉場。

同 三十一日 木曜 晴。

一、午前第九時三十分、沼津宿上本町杉本屋和平方出発、午前十一時三十分佐野村下原ノ市川屋いと方ニ着。

一、明八月一日、官吏永田忠克殿右市川屋ニ於テ、過般地種区分元地戻リ等踏査濟之ヶ所々々、突合セ可被為遊旨達ニ付、本日川東西村々エ、廻達差出入。

一、市川屋ニ於テ永田殿・我等兩人帳簿突合セ、夕昏帰宿。

十二年八月一日 金曜 晴。

一、午前第六時三十分市川屋ニ出頭、前日同断、午後六時帰省。

同 二日 土曜 晴

一、午前第六時三十分市川屋出頭、前日同断、午後貳時三十分帰宅。自宅ニ於テ須山村帳簿突合セ。

(朱書)
「明治十貳卯年」

同 三日 日曜

明治九子年 月沼津中学校開業願書ヨリ写、左ニ

名和謙次

三十四年二ヶ月

篠木如塊

五十五年十ヶ月

吉川直方

三十四年九ヶ月

岡田 正

三十三年二ヶ月

倉林五郎

三十六年四ヶ月

中島 静

三十三年十ヶ月

末吉譯郎

二十四年六ヶ月

中川喜重

廿三年二ヶ月

土戸翼忠

廿九年九ヶ月

教員給料壹ヶ年

但 校長壹人金百八拾円

外国教師一人金八百円

教員壹人金百八拾円

同 五人金六百円

同 貳人金百六拾八円

生徒七拾五人授業料金百八拾円 壹ヶ月壹人
金貳拾銭

金八拾円

書籍機器

金三百円

営繕入費消却

金千八百円

諸給料

總計金貳千百八拾円

内訳

金千貳百円

県ヨリ御下ケ

金九百八拾円

両郡人民ヨリ年々取立

校長 江原素六

湯山半七郎日記 解説

目次

はじめに

一 湯山半七郎日記の概要

(一) 日記の概要

(二) 明治八年く十二年日記について

二 湯山半七郎の活動の背景

(一) 御宿村と湯山三家

(二) 湯山半七郎の生い立ちと前半生

(三) 後半生——いくつかのエピソード

三 参考資料について

おわりに

解 説

はじめに

本書は、駿河国駿東郡御宿村みしゆくの豪農湯山半七郎が記録した、明治八年から十二年までの日記（冊数にして二冊）の翻刻である。

天保二（一八三一）年に生まれ、大正九（一九二〇）年に病没するまで、九十歳の長寿を保った半七郎は、⁽¹⁾その間多量の日記を書き遺している。本書はその日記全体のごく一部であり、またそこに記された内容も、半七郎の生涯の活動の一時期の有様を示しているに過ぎないとも言える。しかし、本書の時期の半七郎は、齡壯年に達し、社会的に縦横の活躍をするのみならず、その活動も折りからの明治維新の激動を正面から受け止め、地域に深く関わって行動するなど、注目すべき内容を有している。

そこで以下、半七郎の日記の全体を概観して本日記の位置づけを試みるとともに、これまで知られている限りで半七郎の伝記的な側面にも言及して、本日記の半七郎の活動を理解する一助に供したい。

一 湯山半七郎日記の概要

(一) 日記の概要

湯山半七郎は、その長年月におよんだ社会的活動の間に、公私にわたる多量の記録、諸資料を遺した。それらは、幸いなことに、湯山家伝来の近世文書と共に同家の方々の手で今日まで伝存されている。その概要は『裾野市史資料所在目録、第5集』及び『湯山匡秀氏所蔵資料目録、第4次調査』に目録化されている。更にごく最近発見され、現在整理中の文書もある。その内、半七郎の書いた日記だけでも分量はかなり多い。

そこで、ここでは右の二つの目録と最近発見された文書群から半七郎の日記を取り出し、その概要をつかむことにしたい。

まずここで「日記」というのは、次の二点を満たしたものに限定する。

① 日付があり、その順に書かれていること。

② 半七郎が、自他に関する出来事や、それについての感想などを文章で述べていること。

従って題名に「日記」という表示がなくても、右の条件にあつていれば、「日記」として扱う。例えば、『備忘録』や『萬手控帳』などはこの例である。

一方、表題だけから判断すると「日記」の中に入りそうなものでも、①或いは②が満たされないものは除くことにする。例えば、『旅籠帳』は、半七郎が旅宿に宿泊して宿料を支払った際、その宿から領収印を押してもらった帳面で、①は満たしているが②がないので除く。また『山林巡回日誌』は、半七郎が持山を巡回した時の記録で、①は満たしているが、内容は山林面積の一覧表で、②がないのでやはり除くことにする。歌日記も同様で、半七郎のそれは、詠草で、②がないのでこの「日記」には入れない。

こうして選び出した「日記」は、

① まずその形態からみると、冊子、横帳、綴など様々であり、それぞれの大小、厚薄も一様でない。

② 又、それぞれに附せられた表題も色々である。

しかしこれらは、右の基準における、半七郎の日記と言えるであろう。本稿ではこれを広い意味での「半七郎日記」と呼ぶことにしたい。それを記載内容の日付を基準に一覧にしたのが表「湯山半七郎日記一覧」である。

これによってみれば、

① 半七郎は、明治八年、四十五歳の時から大正九年、九十歳で病没する迄、日記を書き続けている。

年号	年齢			
33	70	明32, 12, 17 } 「備忘録」	明33, 1, 1 } 「日記諸用紙」 12, 25	「旅行日記」 明34, 3, 23 明34, 3, 22
34	71	明34, 6, 15 }		
35	72		明35, 1, 1 } 「日記諸用紙」 12, 31	
36	73		明36, 1, 1 } 「日記諸用紙」 12, 31	
37	74			
38	75			
39	76	明39, 2, 15 } 「第6号 明39, 7, 1 } 備忘録」	明39, 1, 1 } 「日記諸用紙」 (表紙のみ)	
40	77	明40, 2, 19 }		
41	78	明41, 7, 20 } 「当座 備忘録」	明41, 1, 1 } 「日記諸用紙」	
42	79		明42, 1, 1 } 「日記諸用紙」 12, 26	
43	80	明43, 10, 19 } 「萬手控帳」	明43, 1, 1 } 「日記諸用紙」 12, 31	
44	81	明43, 12, 31 }	明44, 2, 5 } 「日記諸用紙」 12, 31	
45(1)	82	明44, 11, 1 } 「当座 備忘録」	明45, 1, 1 } 「日記諸用紙」 大1, 12, 2	「旅行日記」 明45, 6, 30 明45, 7, 1~21
大正 2	83	大2, 12, 17 } 「当座 忘備録」	大2, 1, 1 } 「日記諸用紙」 12, 31	
3	84	大3, 12, 2 }	大3, 1, 1 } 「日記諸用紙」 (表紙のみ)	
4	85	大3, 12, 3 }		
5	86			
6	87	大6, 1, 21 } 「当座忘備録」 大6, 1, 22 } 大6, 9, 9 }		
7	88	大7, 2, 16 } 「当座忘備録」 大7, 9, 28 }		
8	89	大7, 9, 29 }		
9	90	大9, 12, 19 }		
10				

湯山 半七郎 日記一覽

年号	年齢							
明治 8年 (1875)	45	明8. 4. 1	} 「日記」					
	9	明9. 2. 24						
	10	2. 25						
	11	47	} 「日記」			明11. 1. 1 } 「日記小遣 12. 31 } 諸用帳」		
	12	48						
	13	49					明12. 8. 2	
	14	50					明11. 12. 19 } 「出岡日記」 12. 30 }	
	15	51					明12. 3. 5~14 「出京日記」 明12. 5. 2~11 「出京日記」	
	16	52					明13. 7. 7 } 「出岡日記」 7. 9 }	
	17	53					明14. 4. 2 } 「出京日記」 4. 27 }	
	18	54						
	19	55						
	20	56						
	21	57						
	22	58						
	23	59						
	24	60						
	25	61	明24. 8. 1			} 「日誌」	明18. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
	26	62						
	27	63	明26. 5. 31					
	28	64					明21. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
	29	65					明22. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
	30	66					明23. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
	31	67					明24. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
	32	68					明24. 3. 25 } 「大山參詣日誌」 3. 29 }	
	33	69	明29. 4. 1			} 「志備録」	明26. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
	34	70						} 「旅行日記」
	35	71						
	36	72				明26. 6. 1		
	37	73					明27. 6. 11 } 「日記諸用帳」 12. 31 } (前欠)	
	38	74					明28. 1. 1 } 「日記諸用帳」 6. 4 } (後欠)	
	39	75					明30. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }	
40	76			明30. 5. 6 } 「旅行日記」 明30. 10. 24 }				
41	77			明31. 1. 1 } 「日記諸用帳」 12. 31 }				
42	78			明31. 9. 18 } 「旅行日記」 9. 18、				

その間、明治十六年から二十年までの数年間は、十八年の分を除いて日記がない。又、明治七年以前も日記がない。

右の時期については半七郎が日記をつけなかったのか、それとも書いたけれども、何らかの事情で伝わっていないのか、今のところいづれとも判断できない。

② 「表」により明らかのように、往々にして同一の時期に「日記」が重複して存在している。

③ そこで、それは何らかの意味で性格に相違があるためと考えて分類してみると、ほぼ三つの系列に分けることができるように思われる。

第一の系列は、「日記諸用帳」と題するものである。これは明治十一年分から大正二年分まで、断続的ではあるが、ほぼ揃っている。そしてこの系列の「日記諸用帳」には、大体において一定の原則が認められる。

① 一月一日から始まり十二月三十一日で終わっていること。

② 一月一日は年始廻りの記事があり、十二月三十一日は、松鋸りをする記述があること。

③ 各年の十二月三十一日の記事のあとには「雇人并諸職人口」以下の家政上の諸記録が続いていること。

この「日記諸用帳」は大正三年からは、湯山一名儀ひとととなり、右の特徴を備えたまま一が引き続き記述している。そうしてみれば、「日記諸用帳」は、湯山家の「家」に属する家政日記的な性格が強いとみてよいのではなからうか。尚、明治十一年の「日記小遣諸用帳」について一言しておきたい。これは「小遣」の字が余分についているし、明治十四年の「第壹号 日記諸用帳」の前のものである。従って、別の系列に属するかとも思われるが、右の三つの特徴はすでに備えているので、「日記諸用帳」の系列に入れておくことにしたい。

第二の系列は、半七郎が旅行に出た時の日記であり、『出岡日記』『出京日記』『大山参詣日誌』『旅行日記』等がこれにあたる。

第二の系列の日記の旅行には、例えば地租改正事業によって生じた公用で静岡に出岡する場合もあれば、私的な用件で出京する場合もあれば、又大山参詣のように宗教的目的や観光が入り雑じっていると推測されるものもあり、旅行の目的は様々であるが、要するに一定期間、ある程度以上遠方に他出する場合、半七郎はその間の日記は別につけることを習わしとしたように推測される。

第三の系列は、「日記」、「日誌」、「忘備録」、「備忘録」などが属する。しかしこの系列は、第一と第二の系列に入らないものを並べただけであり、系列全体の性格を規定するのは難しい。

さて、半七郎が生涯にわたって書き継いだ日記をこのように分類してみると、本書が翻刻した「日記」は、半七郎日記の最初期の日記であり、第三の系列に属するということになる。

この第三の系列は、右に述べたように、いわば「その他」であって、全体としての性格づけは、さし当たり無理であるが、本書の日記二冊に焦点を当ててみれば、いくらかの性格づけはできるようにも思われる。

即ちこの二冊は、同時期の「日記小遣諸用帳」と併存しており、後者はその後の半七郎日記のいわば中心をなす、家政日記的色彩の強い「日記諸用帳」の系列に属すると考えられるのであってみれば、何かそれとは違った性格を持つらしいということである。

実際、その内容を検討してみれば、後述の如く、その大部分は、神官或いは神道教導職、中学区取締、地租改正事業に当たったの「地位定メ惣代人」等の公職の活動の記録なのである。

日記の分類だけからの推測にすぎないが、半七郎日記は、明治八年〜十二年の公職の記録を以て始まり、その後は家政日記の形式へと移行していると、大づかみには言えないだろうか。そして半七郎が公職に全精力を打ち込んだこの明治八年〜十二年の時期は生涯の中でもやや突出した、いわば半七郎にとっての政治の季節であったのではなから

うか。もしこうした推測が正しいなら、明治八年〜十二年の日記は、明治維新の衝激を、一人の豪農がどのように受けとめ、それにあい対したかを示していると考えることができよう。

(二) 明治八年〜十二年日記について

さて、(一)節で述べたように概観される半七郎日記のうち、従来とくに注目され、活用されてきたものがある。それは「日記（明治八年四月一日〜明治九年二月二十四日）」、「日記（明治九年二月二十五日〜明治十二年八月二日）」、「第壹号 日記諸用帳（明治十四年一月一日〜明治十四年十二月三十一日）」の三冊である。故大庭景申氏、高橋敏氏、原口清氏ら、早くから半七郎の活動やその遺した記録類を発掘し、研究された先学が、半七郎日記の中で特に注目し、活用されたのも主としてこの三冊であったと思われる。⁽²⁾そして単に半七郎日記と言えば、通常この三冊を念頭に置くのが普通であったのではなからうか。そこで本稿では、これら三冊を通常の、或いは狭義の半七郎日記とよぶことにしたい。

従来、この三冊が殊に重視されて来たのは、もとより理由があると思われる。それを推測すれば、

第一に、半七郎がこの時期四十代の壮年期を迎えてその社会的活動のいわば最盛期に突入していたと考えられること

第二に、その半七郎の活動の内容が、神道教導職、中学区取締、戸長、地租改正に関連する諸活動等々であり、明治初期の錯雑した諸制度の推移を、実態に即して明らかにする上で貴重な証言を提供していること

第三に、日記の記述が後に述べる意味で詳細で記録性に富んでいることなどを挙げることができよう。

本叢書も、こうした従来の半七郎日記への注目度や利用状況などを踏まえて、狭義の半七郎日記の内、前二者を翻

刻したものである。

しかも、その後の調査で、半七郎日記の全体像が判明しつつある現在の時点からみても、(一)節で述べた如く、この二冊は、或いは半七郎の日記の中でも、独自の重要性を蔵しているように思われるのである。

以下、本叢書収録の日記の記事内容につき簡単な概観を試みたい。尚、そこにでてくる各種公職などについての解説は、次章で行うことにしたい。

(1) 「日記」(明治八年四月一日〜明治九年二月二十四日)(以下甲と略記)

内容的には前三分の一程は郷村社祠掌及び神道教導職としての活動に関するものが殆どである。しかし、明治八年六月二十七日「第拾四番中学区取締、十四等准席」に任ぜられてからは次第に中学区取締としての関係記事が増えてくる。

(2) 「日記」(明治九年二月二十五日〜明治十二年八月二日)(以下乙と略記)

内容的にみると大きく五つの分野があると思われる。

① 甲に引き続いて祠掌及び神道教導職としての活動に関するもの。しかしこれは量的には更に少なくなり、明治九年十一月八日には、郷村社祠掌を辞職している。

② 第十四番中学区取締としての活動に関する記事。これは①の記事と交代するような形で急激に増える。そして日記乙の最大の分量を占めるのはこの項目の記事である。しかし半七郎は結局、明治十年三月三日付を以て第十四番中学区取締を免ぜられている。そして同年三月二十日を最後に日記はしばらく途切れ、十一年十二月十九日から再開される。

③ 地租改正事業に関係する記事。半七郎は、明治十年三月五日、地租改正事業の「地位定メ惣代人」に選出されており、日記再開後の記事の大半は、この関係のものである。

④ 豪農としての経営に関する記事。これは散在する形で登場する。

⑤ 一族や村人の記録。一族や村人の結婚、病氣、葬儀等々の記述で、これも折にふれて書きとめられている。

(3) 日記、甲・乙の内容的な特色

日記の内容を右のように要約できるとすれば、その特色を次のように言うことができよう。即ち、それは、半七郎のその時々々の公的活動の記録を主としているということである。そして記録としては極めて克明かつ具体的である。

それとともに、記録として詳細かつ具体的でありながら、自他の活動に対する感想や批評、あるいは感慨といったものが殆ど記述されていない点をもう一つの特色に挙げたいと思う。つまり普通私達が日記に期待するような、半七郎の内面生活を直接吐露するような記述は殆ど見当たらないのであり、この日記に文学的香気や裏面史的エピソードなどを期待しても、それは満たされないのである。

それは何故であろうか。半七郎は、そもそも感動の薄い人だったのであろうか？ それは明らかに違つてあろう。半七郎が折にふれて詠んだ歌を見れば、深い感慨を以て事物に相對していることは充分、窺われるのである。

一方、後に述べるように、半七郎は書くことに強烈な執念を抱いていた人である。

とすれば、半七郎にとつて、書くということは、自己の感情を排した記録であるべきだという確固たる方針があつたのではなからうか。書くということの意味を、自己の感情や思想を表現し、明確にし、作り上げていくことの中に見出していると思われる。現代の私達とは異なつた決意が、そこにはあるように思われるのである。

そしてもし右の推測に大過ないとすれば、半七郎の日記は、それ故にその記録の客観性において深く信頼するに足るといふべきではなからうか。

二 湯山半七郎の活動の背景

湯山半七郎の活動の根拠地であり、主たる舞台でもある御宿村、またその中の湯山家の位置、さらに半七郎の生い立ちや経歴などにつき、簡単な素描をしておきたい。

尚、これらの点、就中第一節については原口清、高橋敏、関根省治氏ら先学の成果に負うところが甚だ大きい。明記して厚くお礼申し上げたい。

(一) 御宿村と湯山三家

御宿村は、愛鷹山の東麓の緩い傾斜地に展開する村落で、村の東端には黄瀬川が流れている。明治五年の大区、小区制では静岡県第一大区三小区に属し、同二十二年施行の市町村制では、富岡村に入った。その後裾野町（昭和三十年）に合併され現在は静岡県裾野市に属している。

御宿村の村落としての成立は、遅くとも天正八（一五八〇）年まで遡り得るとされる。⁽³⁾ その所在の表記は、近世文書では「駿州御宿村」（慶長九（一六〇四）年）であったり、「駿州駿河郡沼津領御宿村」（延宝二（一六七四）年）であったり様々であるが、寛政九（一七九七）年の村明細帳には「駿河国駿東郡御宿村」なる馴染み深い呼称が用いられている。

〈村高と支配〉

村高は慶長九年の検地帳で百七十六石二斗一升五合であったが、延宝二年の検地によって三百七十二石八斗七升六合となり、これが近世を通じての基本石高となった。この増加分は寛文年中（一六六一〜一六七二）の深良用水の完成により、畑が田に成ったことによるとされる。深良用水の恩恵は大きかったと推測される。井組（水利組合）は上郷に属した。

表 I 御宿村の村落構造

延宝2年 家数	石 持 (単位石)	明治3年 家数
13	0～1	17 (11)
4	1～2	10 (1)
5	2～3	4
2	3～4	2
7	4～5	2
1	5～6	4
1	6～7	1
4	7～8	0
3	8～9	1
2	9～10	1
1	10～15	0
2	15～20	0
4	20～50	0
0	50～100	2
0	100～	1
49	計	75 (12)

延宝2年は検地名寄帳、明治3年は宗門人別帳。()は潰れ。

表 II 三湯山家の持高

	延 宝 2	明 治 3
上湯山	30,183	66,117
中湯山	25,969	109,927
下湯山	24,824	66,869

<高橋敏「日常から変革へ」より転載>

この地の支配は、江戸初期にあつては、例外的な時期を除いて天領であつたが、宝永三(一七〇六)年以降幕末まで、小田原藩の支藩である荻野山中藩領であつた。⁽⁴⁾

〈湯山三家〉

さて、湯山家は、御宿村の草分けとしての伝承を持つ家柄で、近世を通じ代々名主を勤めた。その間、元和期(一六一五〜一六二三)以後、上、中、下の三湯山家に分立した。この間の事情については、関根省治氏の「湯山安右衛門日記 解説」が詳しいが、三家の中で、下湯山家には本名主家であるとの主張があつたとされる点は興味をひく。湯山半七郎は、この下湯山家の当主であつた。尚、半七郎と同時期の湯山家当主は、上湯山家が彦作であり、中湯山家が平次郎、その子詮である。

この三家の村内における地位はどの程度のものであつたか。これについては高橋敏氏が分析しておられるので、そ

れを紹介しておきたい。⁽⁵⁾即ち表Ⅰ、Ⅱから明らかのように、延宝二年では、持高構成が比較的分散しているが、明治三(一八七〇)年では「階層分化は歴然として顕著である。」その間、両時期とも三湯山家は村内最上層部に属しており、「明治には村高の三分の二を有して他を圧倒している。」

(二) 湯山半七郎の生い立ちと前半生

湯山半七郎は、右に見たような、御宿村で一貫して最上層部に属し、幕末に至ってますます発展を遂げつつあり、歴代当主が名主を務めた家に生まれた。

〈家族〉

半七郎の生年月日は、天保二(一八三一)年九月二十六日で、父は吟平保豊と言ひ、母は与しといった。幼い頃どう呼ばれたか明らかでないが、長じて後は半七郎忠匡ただまさと名乗った。自ら本日記に身長は五尺四寸六分であったと書いている。今に残る写真を見ると回りに大柄な人物が写っているが、当時としては小柄とは言えないであろう。

弟が一人知られており、これは熱海の今井氏に養子に入り半太夫を名乗った。今井氏は、熱海の湯元の権利を持つ旅宿を経営していたと伝えられている。以下巻末の家系図を参照されたい。

最初の妻を美代と言ひ、安政三(一八五六)年、二人の間に長男柳雄が生まれた。半七郎二十六歳の年である。しかし美代は三年後、二十八歳でこの世を去った。

その後半七郎は、中垣秀実ひでざねの娘せいと再婚した。中垣秀実は小田原藩士であり、漢学者でもあり、幕末には勤王論を唱えた人物と言ふ。せいは、天保八(一八三七)年の生まれ、半七郎より六歳年下である。せいとの間には、長女喜和きわ以下多くの子が生まれ、現在八人の名が知られている。長女喜和きわが生まれたのは慶応元(一八六五)年、半七郎三十五歳の年であり、八男芳香よしかが生まれたのは明治十二(一八七九)年、半七郎四十九歳の年であった。こうして二

人は終生を共にするのであるが、大正七（一九一八）年にせいは八十二歳で病没し、半七郎は同九年九十歳で長逝した。

〈経営〉

半七郎の社会的な活動に眼を転じよう。

半七郎は、かなりの規模の田畑を父祖から受け継いだと思われる。そればかりでなく、その一代でこれを飛躍的に拡大し、広大な山林経営も行うに至った。更に明治政府の殖産興業政策に呼応して、御厨銀行を創業した他、各種の事業を経営したり投資をしたりした。以下この点を高橋敏氏の研究によって具体的にみてみよう。

明治三年、この年は半七郎四十歳であり、この一月に御宿村名主に初めて就任し、いわば村落の指導者としての地位を大きく前進させたと思われる年である。氏によればこの年、半七郎の農業経営は、石高で六十六石八斗六升九合であり、家内人数は十二人、その内下男三人、下女二人であった。ついで明治五年には御宿村内に総計七町四反余りを所持し、内一町四反余りが手作り、他は三十七人の小作人に請作させていた。

それが明治十八年になると、その所有地は駿東郡の村々から君沢郡佐野村にまで及ぶようになり、その面積は、田三十町八反余、畑十五町九反余、山林原野を含む総合計は五百四町六反余に達したという。田畑には、各所に小作賄い人を置いて小作人を束ねさせ、山林には山林見廻り取締、山林保護人を置いて管理に当たらせた。⁽⁶⁾

更にこの間、頼母子講として発足させた長栄講を本日記明治十年一月二十一日の項にあるように「生産会社之方法ヲ設ケ許可ヲ得テ貸附」ける結社に発展させ、翌十一年、環融社と改称した。そして明治十六年これを母体に御厨銀行を設立した。御厨銀行は「物産拡張財産共通ノ為メ」に資本金六万円を以て設けられた私立銀行で、「貸付金並定期預り一時預り保護預り等ノ事ヲ以テ業務」とした。「御厨銀行規則」発起人には、御宿村及び近隣の村々から十四名が名を連ねているが、半七郎はそのリーダーであったとされ、銀行自体、御宿村十九番地の半七郎の自宅に設置

された。高橋・原口両氏は半七郎のこうした金融業の掌握がその農業経営拡大の基盤ではなかったかと推測されている。⁽⁷⁾

半七郎はこの他養蚕、しよう油醸造も行い、又明治十年に旧幕臣江原素六が設立した製茶輸出会社積信社に入会している。更に相良石油会社や産馬会社にも投資をしている。⁽⁸⁾

こうして半七郎は明治の初めから十年代にかけ極めて精力的に諸経営を行っているのである。本日記はそうした半七郎の活動の脂の乗り切った時期に該当している。しかも半七郎の活動はこうした豪農的な諸経営だけではなかった。これと同時にそうした経営手腕や地域での名望を見込んでであろう、明治政府・静岡県が委嘱する各種の公職を引き受け、それにも非常な熱意を以て、務めを果たそうとするのである。本日記の内容の多くは先にも触れたように、この面での記述が多いのである。以下その概要を略述しておきたい。

〈名主・戸長〉

半七郎が御宿村名主に就任した(明治三年)ことは既に述べたが、この面では、明治政府の地方行政制度が明治五年以降大区、小区制を採用する中で(大区・小区制については日記註参照)、明治七年八月、静岡県の「第一大区三小区今里村外十ヶ村戸長 等外二等出仕准席」を申し付けられている。当時静岡県(駿河)では、小区内をさらに分けて「小区の大小土地の難易によって五名以下」の戸長を任命し、「日々小区扱所へ出頭して百般の事務を取扱」わしめたのである。当時三小区は二十四ヶ村(現裾野市域)の旧藩制村から成っていたから御宿村を含むその内の半分近い村々を半七郎は管轄したのである。この戸長職は、翌八年六月、半七郎が中学区取締に就任するに伴い、自動的に免ぜられることになった。その後明治十一年、郡区町村編成法以下のいわゆる地方三新法が制定されて、大区・小区制にかわって旧藩制村が地方行政の単位として復活すると、半七郎は明治十二年十一月再び御宿村戸長に就任する。

(明治十四年二月迄)

〈教導職・祠堂〉

一方半七郎は明治六年十月教導職試補に任命される。これより先明治五年、明治政府は神道による国民教化の方針を決め、その総括機関として教部省を設けた。そしてその実施機関として東京に大教院を、各県に各一つの中教院を置き、各寺社を小教院とした。教導職はこうした体制の下で直接的には中教院に属して、各小教院や個人宅などで説教活動に従事したのである。

もともと明治二年平田鉄胤かねたにの氣吹いぶき舎門やに入門し、平田神道に深い素志を持っていたと思われる半七郎は、教導職として、以後水を得た魚のような活発な活動を始める。その有様は本日記に詳しいが、説教講録を抱えて各地で神道の教理を布教したり、それに基づく日常道徳を説いたりしたのである。又大祓式への民衆動員につとめる一方、耶蘇教(10)(キリスト教)の布教に強い警戒心を示し、これに入信しないよう、御宿・千福の村民から誓紙をとっている。(日記、明治八年十一月六日)

尚、教導職の階級は次の一四級があり、本日記の時期の半七郎は、権少講義、少講義の辺りであった。

大	教	正	一級
権	大	教	正 二〃
中	教	正	三〃
権	中	教	正 四〃
少	教	正	五〃
権	少	教	正 六〃
大	講	義	七〃
権	大	講	義 八〃
中	講	義	九〃
権	中	講	義 十〃
少	講	義	十一〃
権	少	講	義 十二〃
訓		導	十三〃
権	訓	導	十四〃

またこれに関連して、明治八年二月半七郎は、郷村社祠堂に任命される。明治維新により神社の制度的整備が進められ、明治四年、神社制度が整えられた。同年の諸布告により、神社は伊勢神宮を頂点とし、官国幣社、府藩県社、

郷社、村社というふうな位階が定められた。このうち郷社とは、一戸籍区に一郷社置かれるもので、他の氏神は村社として郷社の附属とすることとされた。そして神職として郷社に祠官・祠掌をおき、村社には祠掌がおかれたのである。

半七郎が任ぜられたのは、辞職（明治九年十一月八日付）の際の辞令を以てみれば、「須山村浅間神社兼第一大区三小区内村社祠掌」であったようである。祠掌としての活動も本日記に詳しいが、同じく浅間神社祠掌である盟友渡辺隼雄らと共に熱心に諸祭典の執行に当たっている。尚須山村浅間神社は郷社であり、その祠官は六野半（しのなかば）であった。
〈中学区取締〉

さらに半七郎は右の活動に重ねて、明治八年六月二十七日付で、「第拾四番中学区取締十四等准席」を申付けられている。中学区取締の制度的位置付については本日記註にある通りであるが、その中学区取締としての、学校設立や就学督令についての奮闘ぶりは、教導職・祠掌としての活躍ぶり、と並んで本日記のハイライトであると言えよう。注目されるのは、骨身を惜しまず広い地域にわたって、多数の小学校を順回していることであり、附図「受持ち小学区略地図」に見る如く、最終的には三、四、五の小区、現裾野市域から御殿場市・小山町に及ぶ広い範囲に足跡を残しているのである。

また半七郎は自らの地域の小学校として、菩提寺莊園寺に行餘舎を開校している。（明治八年認可）

半七郎の教導職・祠掌及び、中学区取締としての活動は、ほぼ明治九年一杯で終わる。そして明治十年三月、折りからの地租改正に際し、「地位定メ惣代人」に選ばれる。

〈地位定メ惣代人〉

明治政府は、領主毎に区々であった田租を廃し、土地を対象とする統一的な税制に改編して、近代的財政基盤の確立を図った。この事業は地租改正とよばれ、明治六年の地租改正条例の布告により本格的に着手された。この段階で

は、周知のように地価の三%を土地所有者が金納する形が目指されたのである。

さて、静岡県では、明治八年以降、まず田畑宅地等の地種を区別してその面積を一筆毎に測る実地丈量が開始され、次いで翌九年以降、地価の算定作業に入った。地価は一定の算式によって算出するのであるが、反当り收穫高や一石当りの米麦価を高く見積れば、地価も高くなる仕組であった。

一方、地価は、一筆毎に決めるのであるが、それは最終的には一県全体の基準に位置づけられることになっていた。即ち「地位詮定人」を選出し、これを中心に一村内での耕宅地の地位・等級を確定し、それをもとに小区内、大区内、県内という順に連環させ、最終的には一県内を一村のようにリンクさせて、地価を確定するのである。従つてこの間、反当り收穫高や一石当りの米麦価をどう認定するかは、地域毎の土地所有者にとつても、官（県）にとつても重大な争点となった。

日記によれば、半七郎は、明治十年三月五日「地位定メ惣代人」に選出される。しかし日記はその後間もなく中断され、十一年十二月に再開される。従つてこの間の地位詮定作業については、本日記からは知ることができない。再開後の記事によれば、県の打ち出した反当り收穫高や石当り代金などにつき、地主、自作農層を代表して厳しく県と交渉していることがうかがえる。しかし未だ不明の点も多く、裾野市域全体の改正事業の解明と併せ、今後に残された課題である。

(三) 後半生——いくつかのエピソード

半七郎は明治二十三年一月、戸主の座を長子柳雄に譲つて隠居する。⁽¹²⁾これ以後の半七郎の後半生については、私の調査は未だ及んでいない。それは、本日記とは直接関係がないとも言える。しかし半七郎の前半生の行為の意味は何だったのか、というようなことを考える上で、参考となるようなエピソードをこの時期の日記中にたまたま見ること

ができたので、ここに紹介しておきたい。

〈生涯の総括〉

一体に半七郎は、自らの主張や意見、感慨や感想といったものを余り吐露しない人であったようである。私達の思い込みで言えば、そうしたものが記されてしかるべき日記の中にも、それはまれにしか見当たらない。日記は、だから基本的には出来事の淡々とした記録なのである。

従って、半七郎が自分自身の生涯をどのように考えていたかなどということについても、日記にあれこれ書き付けであるということはない。けれども半七郎は、自らについての他人の評伝を日記に書き写している。この評価について半七郎がどう思ったかということは、例によって書かれていないのであるが、何らかの関心を持ったことは確かであろう。そこでその一節を左に掲げてみる。

「旅行日記」明治三十年五月六日（木曜、晴）の記事である。

岳陽名士傳写 湯山半七郎

君ハ駿東郡ノ名家タル彼ノ湯山柳雄ノ実父也。人ト為リ温厚閑雅衆望ノ属スル処ナリ。幼ニシテ漢籍ヲ修メ壯年ニ至リ所ノ名主ヲ勤メ其ヨリ一村之戸長トナリ聯合村戸長トナリ、第十四番中学区取締トナリ、郷村社祠掌トナリ、郡村会ノ議員トナル等、公務ニ従事セシモノ甚タ多シ。其間或ハ所々ノ葛藤事件ノ仲裁和解ヲ試ミ、或ハ所有山林ニ樹木ヲ栽植シ、今ニ至ル数十年曾テ倦事ナク一々従事シ、或ハ学校資本金、同建築費、橋梁道路修繕費及神社仏閣保存金等ニ寄附義捐スル事数回、皆無償トシテ銀木盃ヲ下賜セラル。或ハ率先其唱トシテ私立御厨銀行及鉄道貨物運送会社等ヲ設立シタル等、君カ地方ノ事業ニ銳意尽力シタル事勝テ屈指スヘカラサルナリ。

君一意敬神ノ道ヲ守リ、初メテ神道教導タリシ以来始終之ニ奉仕シテ精勤怠ル事ナク、今君齡耳順ニ達シ超然トシテ

世塵ノ外ニ隱遁スト雖モ、済民護国ノ精神ハ今猶昔ノ如シ。君述懐シ国風アリ、左ニ其一首ヲ録ス。

あたら世能月日乎空耳奈賀めつ、　寸き来し身こそお路可那り介れ

まず半七郎が長子柳雄の実父として紹介されているのが興味をひく。当時の社会的評価の一つの見方を示すものであろう。柳雄は民権家として父半七郎とは、やや異なつた道を歩んだ人物であつた。

もう一つ注目しておきたい点がある。それは、この評伝が、半七郎の「敬神の道」の実践にふれて、それは又「済民護国ノ精神」であり、今も昔も衰えていないと総括している事である。この文脈で言えば、半七郎が様々の公職を歴任したり、「所々の葛藤事件」を仲裁したり、植林や学校、道路、橋、神社仏閣などへの寄金を積極的に行つたり、「地方ノ事業」を起こしたり、といったことは、単なる経歴の羅列ではなく、半七郎の「敬神の道」「済民護国ノ精神」の実践であつたと見なしていると読むことができる。

私は、半七郎の生涯にわたる多彩な活動の背景には、平田派国学に流れを汲む神学的世界観に裏付けられた文明開化の思想があることを仮説的に主張している者であるが、⁽¹³⁾そうした見通しとこの評伝は軌を一にしているように思われるのである。

そこでさらに考える。或いはこの評伝の作者は、執筆にあたって、半七郎に直接取材したのではあるまいか、と。それは、この短文の記述が具体性に富むことや、文末に半七郎の歌を載せていることなどからもそう推測されるのであるが、何よりも、右の「済民護国ノ精神」なる総括が、半七郎の熱誠に直接打たれての評言のように思われるからである。もしこの推測に大過ないとすれば、私達はここに半七郎の自己評価をかいま見ることができると言えるのである。はなからうか。

時に半七郎六十七歳、四年後の三十四年には古稀の祝いを催し、次の俳諧と歌を詠んでいる。⁽¹⁴⁾

た、無事于過來シ能ミそ古稀能坂

心可良澄ミ亭向ふ清水可那

阿多良世能月日乎空に奈賀免つ、

須き来し身こそおろ可那り介連

この頃半七郎は漸く人生の盛りを過ぎたことを自覚し、一身を回顧する氣運にあつたのかも知れない。

〈代筆と日記への執着と〉

半七郎日記は、勿論半七郎本人が書いているのであるが、何個所かは、それぞれの事情で代筆されている。

その内の一つに大正七年妻せいが重病に陥つた時のことがある。この時は半七郎自身も病床に伏していて、自分の身の關病で精一杯であり、日記をつけることも大儀であつたらしい。こうした状況の下で、大溝茂に嫁し、当時東京に住んでいた長女喜和がよばれた。

喜和は、父半七郎の病状にも気を配りつつ、病勢の進んでいる母せいの看護に昼夜を分かたずに献身した。そしてそれに加えて、父の依頼を受けてその日記を代筆したのである。

大正七年二月十六日に始まる「当座備忘帳」の冒頭に喜和は自らこう記す。

父上能命尔より喜和子記す

そして翌二月十七日から四月十日迄、喜和はきれいな筆遣いで父に劣らず丁寧な日誌を記すのである。一例を挙げよう。

二月廿三日 曇後晴

一 父上御腹痛ハよろし。夜尔入り俄尔御腰痛甚しき由仰せられ、心痛せしも追々御軽快。

一 母上午前脈搏九五、体温七度四分、午後脈搏百〇五、体温七度九分、下熱劑越用ひしも終夜更尔下らず、尿管前一時より午後四時迄四回、便通無し、服藥吸入。

一 山ノ尻瀧口やす殿孫(男児七才) マサナリと云ふ 同伴入来

西洋菓子一折
半紙 一帖 受納

こういった調子で連日書き継がれていく。徹夜の看病もある中での筆記であった。しかし喜和の奮闘にもかかわらず、せいはいに回復しなかった。永別の時を喜和はこう記す。

三月廿日 晴

昨夜半降雨

一 母上昨日より昏睡状態イルて今朝八時廿五分終永眠あらせらる。

一 大溝茂午前八時着、漸く御間合ふ。

両親の看護に力の限りを尽くしながらも、冷静さを失わず、あれこれ心配りをしている喜和の様子が眼に浮かぶようである。

さて、この間半七郎自身の病状は快方に向かったようである。

二月二十六日の記事に

一 父上御軽快、庭内御運動少しく遊さる。

とある。

恐らくいくらか気分が良くなったのであろう。すると半七郎は直ちに自ら日記を書こうとする。しかし記述は断片的で短い。

まず「大正七年式月式拾七日晴曇」の日付は半七郎が書いた。本文は喜和である。

次に翌二十八日には、喜和の書いた本文の最後に「一 宮本三雄先生来診」と書き添え右肩に湯半と読める印を押している。

以後半七郎は、喜和に代筆してもらいつつも、日記を自らも書くことに努め、その量を次第に増やし、三月二十八日以降は基本的には自分で書いている。しかし記述は文章というより、必要最小限の断片的な備忘であり、それ以上に筆跡の乱れが著しい。それは半七郎の病気の回復を示すというより、むしろ半七郎の日記を書くことに対する執念を感じさせる。

そうして四月十三日に喜和が帰京してからは、半七郎自身が、一人で書く。それは、大正九年まで続く。そしてその最晩年の記述は、筆跡はいよいよ乱れ、日付にも錯誤があるようであり、内容は、殆ど断片的で、筆の乱れと相まって判読が難しくなる。しかし、そうなればなるほど一方で半七郎の日記への強烈な意志を感じざるを得ない。筆を持つことは即ち生きることだったのである。

半七郎は、その意識が薄れかかった最後の最後まで日記を書く努力をやめなかつたと思われる。半七郎の孫に当たる湯山徳子氏は、半七郎を直接見知る数少ない関係者の一人であられたが、氏によれば、半七郎はいつも座敷の机に座って、ものを書いていたという。実社会で盛んに活動した半七郎は、一方で又、記録し、書くことに強い意志を貫き通した人であり、その点でも後世の者に強い印象を与えているのである。

三 参考資料について

本史料叢書では、日記読解の参考のため、日記目次、頭註を附した他、巻末に「下湯山家家系図」、半七郎の「受持ち小学区域略地図」及び「人名索引」を掲げた。

ここでは、半七郎関係の文献を紹介しておきたい。

〈湯山半七郎関係文献〉

- (1) 「御宿 下湯山家文書」〔『裾野市史資料所在目録』第5集、一九八七年〕
 - (2) 『湯山匠秀氏所蔵資料目録、第4次調査』(一九八七年)
 - (3) 『静岡県教育史』通史篇(上)(一九七二年)
 - (4) 原口清『明治前期地方政治史研究』上・下(一九七二、一九七四年)
 - (5) 『駿東教育史』(一九七五年)
 - (6) 『御殿場市史』第五卷(一九七七年)、第八卷(一九八一年)
 - (7) 高橋敏「地域民衆と自由民権運動」(一九八一年)〔『民衆と豪農』所収〕
 - (8) 同「日常から変革へ」(一九八二年)(同右所収)
 - (9) 同「民衆結社の時代」(一九八四年)(同右所収)
 - (10) 『静岡県史』資料編、近現代I(一九八九年)
 - (11) 岩崎信夫「湯山半七郎の思想」(一九九〇年『裾野市史研究』第2号)
- (1)、(2)は下湯山家文書の目録であり、今日、下湯山家の研究をする上で不可欠の基本図書である。目録の編纂事業は第一次(一九七五年)から第四次(一九八七年)までに及びその間、牧野駿、大庭景申、久野隆治、武蔵大学、群馬大学、勝又昭三、高橋具美等、多くの方々のご努力により成ったものである。
- (3)、(5)、(6)、(10)は、自治体の編纂物であるが、主として半七郎の学区取締としての活動を取り上げている。『県教育史』は他に半七郎の教導職としての活動も指摘している。
- (4)は、半七郎の豪農としての経営をはじめ、諸活動を具体的に指摘しており、半七郎を主題とした著作ではないが、半七郎研究を大きく一歩進めた研究である。

(7)、(8)、(9)は、半七郎の統一的な全体像に初めて踏みこみ、重要な指摘を行った論文で、いずれも『民衆と豪農』(一九八五年)に収められている。

(11)は教導職時代の半七郎の思想に焦点を合わせた単行論文。半七郎研究の整理も行っている。

おわりに

湯山半七郎日記の翻刻が裾野市史編さん専門委員会より提起されたのは、一九八八(昭和六十三)年の秋であった。それを受けて、岩田重則、坂本紀子、湯川郁子、岩崎信夫の四名がその作業を行った。

まず「日記」甲については、原本を四人が分担して解説し、読み合わせをして正確を期した。また「日記」乙については、すでに大庭景申氏の解説された原稿があるので、これを原本と照合し、正文の確定に努めた。また口絵写真には全て編さん室濱田明氏のご尽力によっている。

執筆等の分担は次の通りである。

① 全体の句読点、凡例による統一

「日記目次」及び「解説」 } 岩崎

② 「註」神道、民俗、その他……岩田

教育 ……坂本

行政、人物 ……湯川

③ 添付資料

「下湯山家系図」……岩崎

「受持ち小学区域略地図」……坂本

「人物索引」

……湯川

④ 口絵写真 ……濱田

この間、下湯山家の湯山匡秀、湯山徳子のご両氏には、全面的なご支援をいただいた。このお二人と、早くから半七郎日記に注目されていた大庭景申氏とは、私達の仕事の進行中は未だご存命であったが、このところ相い次いでご逝去された。生前の多大なご援助に深く感謝申し上げますとともに、私達の作業の遅さをお詫びし慎んでご靈前に本書の完成をご報告申し上げたいと思う。

最後になったが長谷川博室長、今関浩子、濱田明さんをはじめ事務局の方々には大変お世話になった。厚くお礼申し上げます。

註

(1) 周知のように、近代において年齢計算の方法は三通りある。第一は古くからの「数え」年の計算法であり、第二は明治六年に太政官より布告された、月を以てする満年齢であり、第三は明治三十五年にこれが改訂された、日を以てする満年齢の計算法（現行はこれ）である。半七郎の場合、前二者を用いていることは確認できる。「数え」は例えば、明治三十四年に古稀の祝いを行うが、その時自らを「七十一翁」と称している。第二の満は、例えば「日記」明治十二年一月二十五日に「湯山半七郎年齢四拾六年五ヶ月也」とあるので確認できる。（但し、ここでいう五ヶ月は、月を以てする満年齢の計算に合うが、四拾六年というのは解せない。四十七年の誤りではなからうか。）又未だ確認できていないが、第三の満年齢も用いた可能性はあろう。しかしいずれにせよ、時期により計算法が異なるのは煩わしいので、本解説では半七郎の年齢は全て「数え」年で統一した。因みに、半七郎の没年は、

「数え」では九十歳であるが、当時の法律上の計算（日を以てする）では八十八年と十一カ月であり、もし旧法を適用して月を以て数えれば、八十九年と一カ月である。

(2) 例えば高橋敏「地域民衆と自由民権運動」(『民衆と豪農』所収)二〇〇頁註(4)参照。

(3) 関根省治「湯山安右衛門日記 解説」(『柏木甚右衛門覚書帳・湯山安右衛門日記』一五八頁)。

(4) 以上、村高、支配については主として関根前掲書による。

(5) 高橋敏「日常から変革へ」(『民衆と豪農』所収、一六九〜一七〇頁)。

(6) 以上、湯山家の経営については、高橋敏前掲論文一七一頁及び同氏「地域民衆と自由民権運動」(前掲書所収)二〇七頁参照。

(7) 高橋敏「日常から変革へ」一七二頁、原口清『明治前期地方政治史研究』下巻二六七頁。

(8) 高橋同右論文一七一〜一七二頁。

(9) 『静岡県市町村合併沿革誌』一卷八八頁。

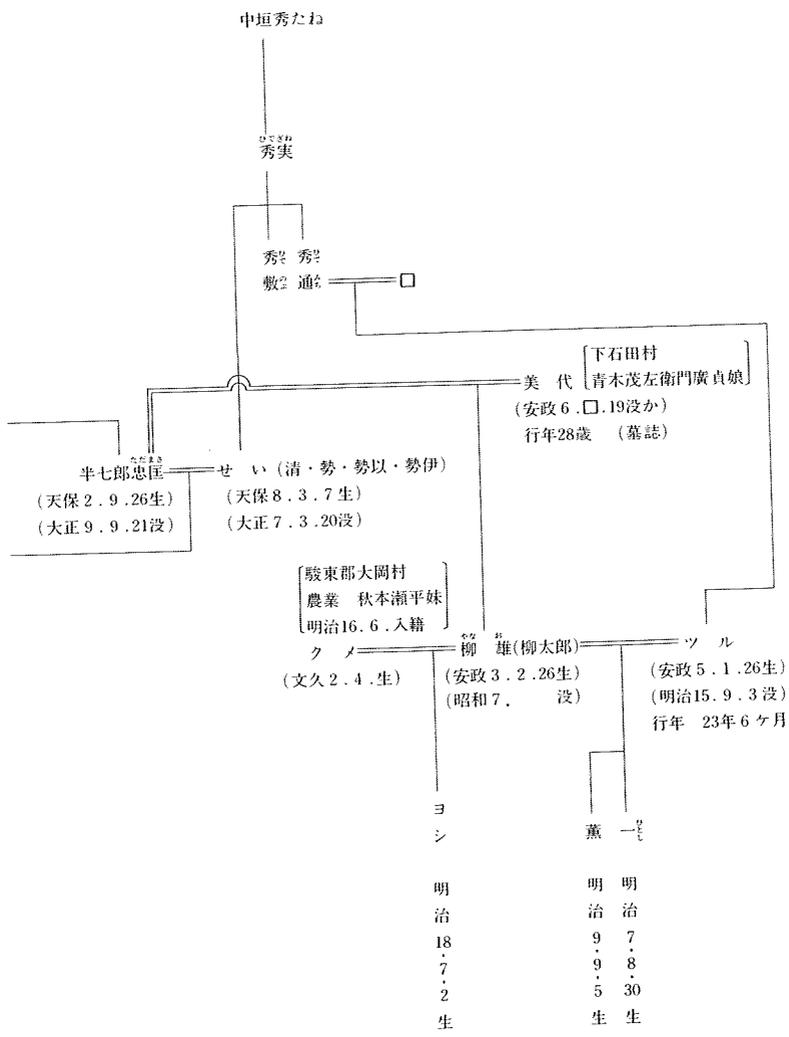
(10) その意味については高橋前掲「地域民衆と自由民権運動」一九七頁参照。

(11) 以上静岡県下の地租改正作業については原口前掲書上巻二八五〜二九三頁参照。

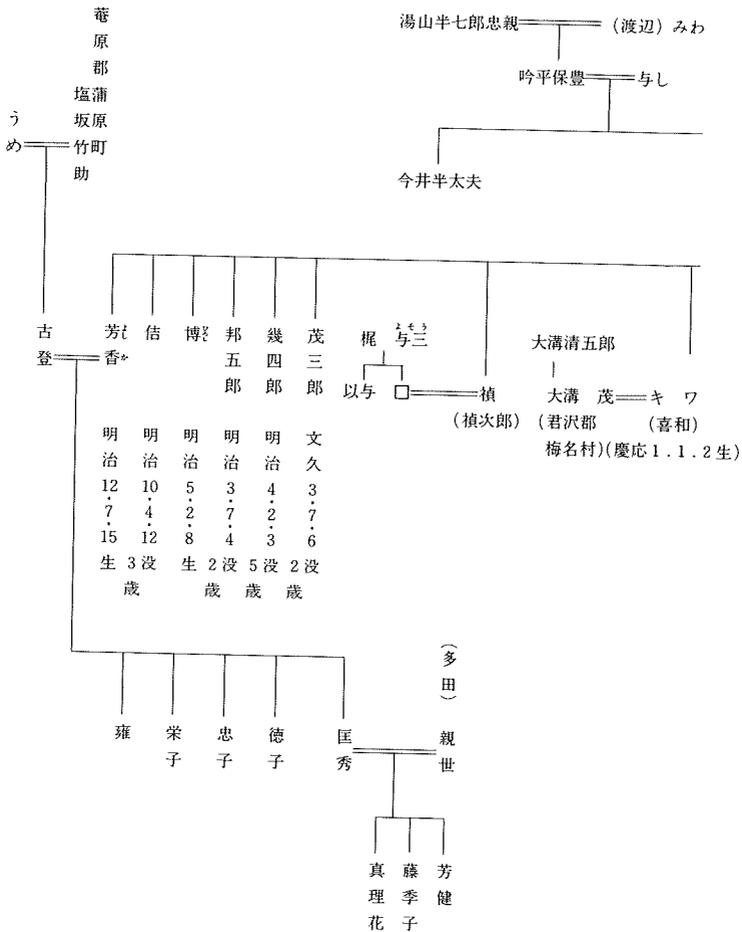
(12) 下湯山家文書近代第一次調査No.二四二「御指令済書類綴込」(『裾野市史資料所在目録』第五集)

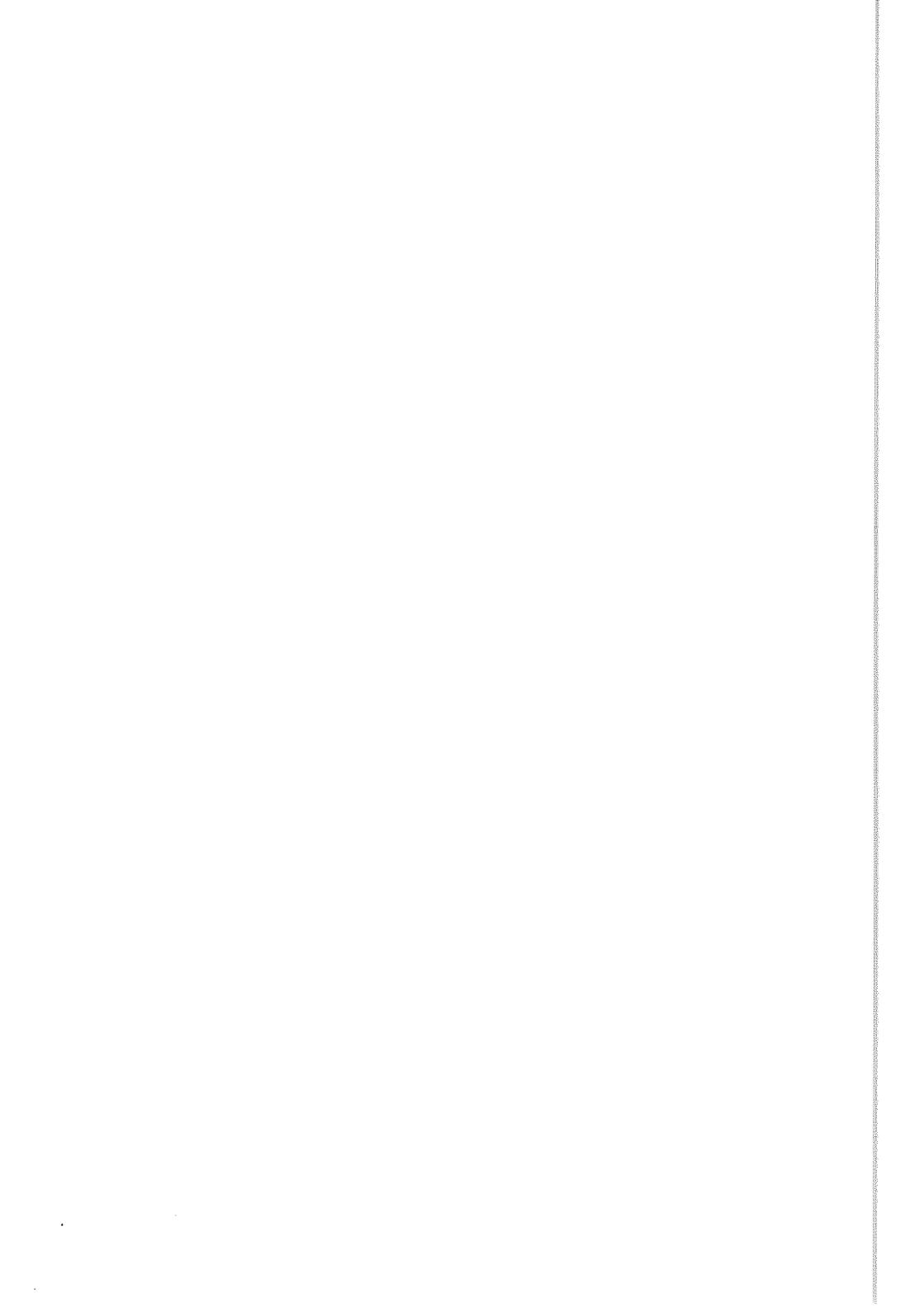
(13) 岩崎信夫「湯山半七郎の思想」(『裾野市史研究』第二号)一二五、一二九頁等。

(14) 湯山半七郎「明治三拾四年辛丑七月拾八日 古稀能賀及ヒ俳諧宗匠披露として各位寄送能賀祝賀」(未整理資料函在中)。



下湯山家家系図





渡辺雄一郎 明治9.11/20

磯四郎（深良村） 明治10.2/28

市左衛門（公文名村） 明治9.7/16；9/3

亀吉 明治9.7/16 明治12.6/5

好右衛門（深良村） 明治10.2/28

周介（千福村） 明治9.2/24

辰蔵 明治12.6/11

常蔵（富沢村） 明治8.5/15

平右衛門（三島宿宮之前） 明治9.10/5

むら 明治9.6/2

与右衛門 明治10.1/7 明治12.2/1

与左衛門 明治12.6/5,11

横井命順（小田原唐人町） 明治9.3/23；6/23 明治10.1/8 明治12.5/10
横山健吾（教員） 明治8.11/8 明治9.2/6,27；5/5,8,9；8/19
横山瑞平（千福村） 明治8.11/8
吉田泰門（上香貫村） 明治9.4/14
吉田 貞（教員） 明治9.10/11
吉田貞一（教員） 明治8.7/9
吉田富五郎（教員） 明治9.8/1；11/9
依田治作（沼津宿） 明治9.12/10

わ

若狭屋啓三（竹之下村） 明治9.7/22
倭田栄五郎（教員） 明治9.5/7,8,28；8/19
和田伝太郎 明治9.4/14 明治11.12/28,30 明治12.1/11；3/26,27；7/27
渡井甚太郎（教員） 明治9.8/20
渡辺嘉平（富沢村） 明治8.5/15 明治10.1/19 明治12.1/18
渡辺倉之介（公文名村） 明治9.7/16；9/3
渡辺恵作（富沢村） 明治12.1/31
渡辺佐一郎（東比奈村） 明治9.9/1；10/22；11/21,23
渡辺宗斎（教員） 明治8.7/10；8/17 明治9.5/2,3,27
渡辺民江（須山村） 明治8.5/4；6/5,6；7/11,12
渡辺竹城（東比奈村） 明治9.10/22,23 明治10.2/4
渡辺綱太郎（神山村） 明治9.12/15
渡辺隼雄（須山村） 明治8.4/2,3,15；5/3,4,12,17,27；6/5,6,27,30；7/1,2,11,12,
20；8/2,6,8,9,11,15,27-29；9/17,27；10/11,12,20,27；11/6；12/16 明治9.1/3,
4,26,28；2/4,5,7,10,11；3/10,11；4/3；5/12,20,27；7/8,9,11,23；8/1,2,4,15；
9/19,24,25；10/4,17,27,28；11/12,13,15-17；12/9,10,29 明治10.1/3,4,10,21,
23 明治12.1/30；2/3,5；5/25,26；6/29,30
渡辺秀敷（須山村、cf 中垣秀敷） 明治9.12/17,29,30 明治10.1/10,13 明治12.
4/20
渡辺政五郎 明治8.4/3 明治9.11/15,17；12/10,31 明治10.2/28 明治12.1/29,30

湯山 薫（御宿村） 明治9.9/13
湯山 佶（御宿村） 明治9.6/2,10
湯山喜和（御宿村） 明治8.5/26 明治9.3/21；6/21,23；7/1,4；12/28 明治10.1/7,
8 明治12.5/30
湯山庄三郎（菅沼村） 明治9.3/18
湯山 清（御宿村） 明治9.3/21,23；6/2,10；7/5,16；12/14 明治10.1/13
湯山 詮（御宿村） 明治10.1/21；3/12 明治12.3/7
湯山つる（御宿村） 明治9.6/10,21；9/13；10/19
湯山 禎（御宿村、cf 梶禎） 明治8.7/23,31 明治9.1/6；6/10；7/1,14,26；8/1,
2,26；11/11,18,21,27；12/24 明治10.1/13；2/16,19,24-26；3/3
湯山直次郎（御宿村） 明治8.4/22；6/4；10/27 明治9.3/26；4/6；11/12 明治10.
1/19；3/12 明治12.2/18；7/6
湯山半六 明治9.5/26
湯山彦作（御宿村） 明治8.4/22；5/20；10/27 明治9.1/24；2/26；3/24；4/5,6；
10/29；11/12,24 明治10.1/5,19-21 明治12.2/18；3/22
湯山彦二郎（御宿村） 明治9.3/24
湯山一〔等〕（御宿村） 明治9.6/21；10/19
湯山博（御宿村） 明治9.12/22 明治12.6/5,11
湯山愨了 明治9.1/1
湯山平三郎（御宿村） 明治10.1/19
湯山平次郎（御宿村） 明治8.10/27；11/26；12/8 明治9.1/1,3/20-23；4/15；10/29；
11/12 明治10.1/5,15,19,21；3/5 明治11.12/20 明治12.1/14；2/3,5,18；3/20；
4/24；5/19,23；6/30；7/6,8,24,27
湯山みわ（御宿村） 明治9.3/21
湯山八百吉（菅沼村） 明治9.1/15,16；3/17,18
湯山柳雄（御宿村） 明治8.11/7,8 明治9.3/22,25；4/15；6/10；9/26,30；11/11,
26；12/10,15 明治10.1/1,6,9,14,16-19 明治12.2/1,6；3/5,7,17,19,21；5/3
湯山柳太郎（御宿村） 明治8.6/2,17
湯山雄一郎 明治10.1/17
湯山林蔵 明治9.5/26

元問屋庄右衛門（沼津宿本町） 明治8.12/9 明治9.4/9,10,14 ; 8/2 ; 10/6-10 ; 11/2,
4,7,8,21-23 明治10.1/11,29

桃菌宵堂（定輪寺村） 明治9.7/13

森藤七郎 明治11.12/28 明治12.1/6,7

森 玄泰（新宿村） 明治9.7/16 ; 12/22

森 （石川村） 明治9.11/15

森田豊八（下香貫村） 明治9.11/5

森山普堂（教員） 明治8.7/10

や

八重山宗体（教員） 明治9.5/2,3

八木茂作（教員） 明治9.8/19

八木与祖市（上ヶ田村） 明治9.4/16 明治12.1/14

安川宗知（教員） 明治9.10/7

柳沢直行（教員） 明治8.7/10

山口勝五郎 明治12.2/2

山口信邦（富士郡伝法村） 明治9.4/9

山崎与四郎（用沢村） 明治8.7/9 明治9.2/15 ; 5/22,23

山田大夢（東沢田村） 明治9.2/5-7,25,26 ; 3/4 ; 4/4,9,14 ; 5/16,21 ; 7/14,18-20,
24 ; 8/26,27 ; 9/1,8 ; 10/2,5,6,8,10,12,15 ; 11/22,23

山田屋（小木原新田） 明治9.3/11

山本平七（茶畑村） 明治9.2/2 ; 6/9

山本屋秀三（大磯駅） 明治12.3/5,6

山本由蔵 明治9.11/1

湯川関太郎（御宿村） 明治8.10/27 明治9.7/16 ; 10/29 ; 11/26 明治10.1/19 ; 3/12
明治12.2/18 ; 3/18

湯川平蔵（御宿村） 明治9.3/30

雪 博応（教員） 明治9.5/2

湯沢右衛門（塔之沢村） 明治8.7/29

松永省耕 明治10.2/2,7

松本 明治12.2/1

松山若仲 明治9.4/9 ; 6/8 ; 8/10,11

万年屋平兵衛 (厚木町) 明治9.9/27,28

三浦弘〔広〕夫 明治8.12/9 明治9.8/3

水口定八 明治10.1/19

水口伝平 (伊豆島田村) 明治8.7/5 明治10.1/19 明治11.12/26,30 明治12.1/3,
6-8,16-18,26,27,29 ; 2/2,5,11,26-28 ; 3/19-21 ; 4/11,14,20 ; 5/18 ; 6/27 ; 7/3,
24

水野佐一 (静岡四ツ足門) 明治12.1/25

三井大八郎 (教員) 明治9.5/2,3

三淵颯洲 (教員) 明治9.9/2

皆川平馬 (教員) 明治9.5/2

湊屋伊之助 (小田原駅) 明治12.3/5

宮崎一学 (公文名村) 明治9.8/1

宮崎観良 (公文名村) 明治8.7/6,18,19 ; 8/15,16 ; 9/14,15,17 ; 10/7,9 ; 12/30
明治9.3/3 ; 4/3 ; 5/12 ; 7/6 ; 8/1,5,9,19 ; 9/4 ; 10/16

宮沢賢〔賢〕亀 (教員) 明治8.9/1,3 明治9.1/12

三好玄精 (佐野村) 明治8.8/24 明治9.5/8,9 ; 6/5 ; 9/4

三輪仁平二 (仁杉村) 明治9.7/20

武藤卯三郎 (神山村) 明治9.1/20

武藤源三郎 (神山村) 明治8.9/3

村山知定 (教員) 明治8.7/10 明治9.5/6,8,28 ; 11/25

室伏小八郎 (生土村) 明治8.6/28,29 ; 7/9 明治9.3/15 ; 7/22

室伏さだ (御宿村) 明治9.7/6

室伏周平 (下土狩村) 明治12.1/26 ; 2/2,15

持田 誓 (教員) 明治8.10/11 明治9.2/2 ; 5/7-9 ; 6/5 ; 10/12 ; 11/15 ; 12/29

福井良輔（教員） 明治9.9/4
福井礼吉（教員） 明治9.9/4
福島屋庄平（深良村） 明治8.6/3 明治12.4/24；5/19,23；7/8
福住屋重吉（二本松新田） 明治9.10/5；12/18,19,29 明治12.6/27；7/6
福住喜平治・福太郎（塔之沢村） 明治9.6/25；7/1,4
袋屋大井啓二次郎（静岡呉服町） 明治8.9/30；10/1,2 明治9.6/13,15 明治11.
12/23,25,28 明治12.1/6,8-10,12-15,17-21,23,25-27；2/4,11,13,15,22,24
藤川 肇（教員） 明治9.10/10
藤曲善六 明治9.5/26
藤森弥介（深良村） 明治12.5/20
藤本駿馬 明治8.9/21,23,25；10/1 明治9.4/9；6/14
富士屋佐吉〔七〕（御殿場村） 明治9.8/17,20；9/9,10；11/17,12/20,21 明治12.5/20,
21
富士屋伴二〔次〕（御殿場村） 明治8.9/23；10/18,19 明治9.5/21；8/10,12
ふじ見や鎌野所左衛門 明治12.5/20,21
古田伴次郎（御宿村） 明治9.11/26 明治10.1/15
古山欽三（東京） 明治12.3/7

本多〔田〕久尚（教員） 明治9.2/2,29；4/7；5/8,9；6/1,5；8/19
本田瑞穂 明治8.12/9
本多八十吉（教員） 明治9.4/21；5/2

ま

牧田〔真木田〕久作（静岡源内町） 明治12.2/23,3/26
松井永賜（教員） 明治8.7/8；8/17 明治9.3/13,16,28；4/24,29；5/2,3；6/17；
12/21
松井謙治（深良村） 明治8.7/3 明治10.1/21；2/9 明治12.1/29,31；2/20,21,27；
4/24；5/19-21,23；7/24
松尾佐久太（小田原宿） 明治9.2/14
松岡三郎 明治12.7/3,6,8

野田純平（教員） 明治9.2/14；8/10

は

萩原安太郎（御宿村） 明治9.12/31

長谷川義一（沼津宿） 明治8.6/10；8/8；12/9

蜂屋定憲 明治8.6/28,29；7/7,11；10/1 明治9.8/2,3；10/7 明治10.3/6

服部幸蔵（平松新田） 明治12.3/19

服部大八（平松新田） 明治9.9/21 明治10.1/19

服部久五郎（富沢村） 明治12.1/26

服部文一 明治11.12/21-26,28 明治12.1/4,11,18；2/9

服部又兵衛（茶畑村） 明治12.3/1,2

花井（教員） 明治10.1/28,30

羽根長胤（由比宿） 明治8.6/26；9/17 明治9.12/6

浜田秋登 明治9.4/14,25

早川親侃（小田原唐人町） 明治9.6/23,24；9/28,29 明治10.1/8 明治12.5/10

原 喜平 明治12.7/24

原 巖嶺（葛山村） 明治12.2/24

原 大平 明治11.12/28,30 明治12.1/7,11；3/27；7/27

半田鳥海（葛山村） 明治12.2/24

半田半三郎（葛山村） 明治9.2/2

半田隣碩（葛山村） 明治12.3/16,17

菱屋宮村謙一（静岡紺屋町） 明治11.12/19,29 明治12.1/1,6,7,12-14,17,18；2/1,

13

日吉 総（教員） 明治9.3/15；5/2

日吉賀叟（教員） 明治9.10/8

深沢直作（東井出村） 明治9.10/10,11

深沢諒平（東井出村） 明治9.10/10

深津 明治8.6/23

西川ぎん（御宿村） 明治9.8/4,5
西川清次〔二郎〕（御宿村） 明治9.6/3；11/12 明治10.1/19
西川徳三（御宿村） 明治9.6/3
西川徳松（御宿村） 明治10.1/19
西川保平 明治9.8/4,5 明治10.3/5
西川和七（御宿村） 明治12.2/18
西島勸蔵（千福村） 明治12.2/20,27
西島佐平太（千福村） 明治10.1/19,23；2/19
西島順〔準〕平（千福村） 明治8.11/14 明治10.1/19；2/13 明治12.2/20
西島政平（千福村） 明治8.5/1；8/26 明治9.1/7；4/15；6/18；10/17；11/15,17,
18；12/24 明治10.1/2,10,13,19；2/13,19 明治11.12/20 明治12.1/14,16
西島太平（千福村） 明治8.11/14
西村玄珉（小田原唐人町） 明治9.6/23,24 明治10.1/8；3/8
西村春海 明治12.5/10
西村隆運 明治9.9/26,28

布屋浅井三四郎（沼津宿通横町） 明治8.5/5,6,11；6/23,28,29；9/1 明治9.8/2-4
明治10.1/18 明治12.4/9,11

子上昇平（杉名沢村） 明治8.7/10；8/8；12/14 明治9.1/18,19；3/28,29
根上喜久（杉名沢村） 明治12.3/19
根上久四郎（杉名沢村） 明治12.3/19
根上林平（杉名沢村） 明治8.7/10；8/18 明治9.1/19；2/12,13,18,19；3/12,29；
4/19

野木三平次（萩原村） 明治12.3/29,30
野木昌三郎（萩原村） 明治8.7/10；8/18；9/24,25；10/18；12/15 明治9.1/13；
3/11,12；5/3,5 明治12.1/7,25,29
野口信成（教員） 明治9.10/9
野口（鈴川村） 明治8.5/10,11

中垣秀通（小田原緑町） 明治8.5/22,24,26 ; 7/29,31 明治9.1/6 ; 6/2,3,21,22,24,
25 ; 7/1,4,5,14,26 ; 8/1,8 ; 9/13,24,26-30 ; 10/4,6,19 ; 11/10,12,15-18,20 ; 12/10,
28,29 明治10.1/7,9,13 ; 2/15 ; 3/8 明治12.3/5,14-16 ; 5/9-11

中川庄平（御宿村） 明治9.4/5,6 ; 11/12 明治10.1/19 ; 3/12 明治12.1/31 ; 3/17 ;
7/6

中川甚蔵（御宿村） 明治8.6/1 ; 8/4,16,17 明治9.7/6 ; 9/25 ; 10/30

中川甚平（御宿村） 明治9.4/6,15 明治10.1/19

中川政蔵（御宿村） 明治9.10/30

中川宗七（御宿村） 明治10.1/19

中川祖平（御宿村） 明治9.4/6,15-17 ; 11/12 明治10.1/19 明治12.2/24

中川滝次郎（御宿村） 明治12.2/24

中川弥吉（御宿村） 明治8.8/4,16

中川利吉（御宿村） 明治9.4/6 ; 11/26 明治10.1/19 ; 3/12 明治12.3/17

中川理吉 明治9.3/18

永田克志 明治8.5/9,15 明治12.7/31

永田源七（金沢村） 明治9.1/7

永田（静岡下八幡町） 明治8.9/17

長沼富寛 明治9.4/9

中野友蔵（千福村） 明治8.6/6 ; 11/14 ; 12/11 明治9.4/1 明治10.1/19 ; 2/13
明治12.2/20,21,27 ; 3/18

長原庄七 明治11.12/28 明治12.1/6,7

永峰弥吉 明治12.1/18 ; 2/10-12,14 ; 3/25,26 ; 4/20

中山直正（教員） 明治9.12/4

那須屋宗三郎 明治9.5/20,21

成島（教員） 明治9.10/14

奈良屋（堂ヶ島） 明治8.7/27

奈良屋（宮之原） 明治8.7/27

名和謙治〔次〕（沼津宿） 明治9.4/9 ; 8/26

鷺川長三郎 明治12.1/7,20,26

20,21

土屋甚五郎 明治10.1/18

土屋常吉（御宿村） 明治10.3/1

土屋八太夫 明治9.11/15

土屋彦三郎（中山村） 明治9.8/22

土屋好道（保土沢新田） 明治9.3/12,13

堤庄兵衛（伊豆肥田浦） 明治12.3/1

堤与左衛門 明治12.5/30

坪井むつ（教員） 明治8.7/10；8/18 明治9.1/12；3/16；5/2,3；8/19；11/18

寺島正利（教員） 明治9.10/9

寺田通一（教員） 明治8.7/10；8/18 明治9.1/13；3/11；5/2,3；7/20

戸叶正明 明治12.3/25,26；4/20；6/27

富永寛容（教員） 明治9.3/13,16,27；4/24,28,29；5/2-4,20,23；6/18；7/17,20；
8/18,19；12/4,13-18,21 明治10.1/29

とみ屋（保土ヶ谷宿） 明治12.3/6

巴屋曾根次郎兵衛（熱海浦） 明治12.3/5

伴野佐七 明治12.5/20

富山竹次郎（東京） 明治12.3/11

富山 譲（教員） 明治9.4/9；8/27；10/15,31；11/9,28,30；12/18

な

永井嘉六郎（納米里村） 明治8.10/4,5 明治11.12/21,28 明治12.1/6,7,11；2/2；
7/27

永井長三郎（川島田村） 明治9.1/12,13

長尾覚庵（深良村） 明治8.6/15

中垣秀敷（愛甲郡荻野山中、cf 渡辺秀敷） 明治9.9/24,26-28；10/4,6,19；11/10,
12,15,20；12/10

中垣秀実（小田原緑町） 明治9.6/2,10

高杉太郎（新橋村） 明治8.8/28 明治9.1/18 明治12.5/20
高田（本宿村） 明治8.5/13
高田つな（本宿村） 明治8.5/13
高橋茂十郎（藤曲村） 明治9.2/14；5/26
高橋 明治12.5/20,21,23
高村勝藏（公文名村） 明治12.1/31
高村左久吾（須走村） 明治10.2/19,25
高村新平（公文名村） 明治9.3/3；6/9；7/15；12/28 明治10.1/19
滝口岡次郎（山之尻村） 明治9.8/20
滝口保三郎 明治9.7/22
田代忠平（教員） 明治9.5/2
田代曾平治（北久原村） 明治8.8/17
多田〔門〕正躬（教員） 明治9.7/20；8/19
龍光宜鑑（教員） 明治9.10/8
田中 精 明治9.6/8
田中口静（三島市二日町） 明治12.2/3
谷屋平吉（蒲原宿） 明治9.12/2
田村 亨（教員） 明治9.3/15；5/2,3；9/13；11/18
丹波屋田村平七（静岡両替町） 明治8.5/6,9,10；6/26,28；12/21,24

千秋（沼津宿） 明治8.12/9

築山確郎 明治12.2/25
辻平次郎 明治12.1/17
蔦屋藤井藤八（沼津志多町） 明治12.1/17,29
蔦屋平左衛門（箱根庭倉村） 明治8.7/23,29
津田 実 明治9.3/1
津田野敬作 明治9.12/2
土屋久作（須山村） 明治12.4/15
土屋佐久太（須山村） 明治8.6/24；8/28 明治9.9/24；10/4；11/15 明治12.4/14,

鈴木半次郎 明治9.5/26
鈴木彦藏 明治9.5/26
鈴木房吉 明治9.5/26
鈴木房五郎 明治9.5/26
鈴木平八郎（東船津村） 明治9.10/10
鈴木又三郎 明治9.5/26
鈴木守久 明治8.10/3 明治9.8/12 明治12.7/26
鈴木理三郎 明治9.5/26
鈴木勇次郎 明治12.3/1
鈴木若三郎（竹之下村） 明治9.5/26
鈴屋（藤沢宿） 明治12.3/14
駿東庄司（大平村） 明治11.12/25

関口 明治12.3/24
芹沢伊三郎（茶畑村） 明治8.9/8
芹沢幸次郎 明治12.3/1
芹沢長吉（茶萁沢村） 明治8.10/25
芹沢文作（仁杉村） 明治9.2/17

外川新七（御宿村） 明治9.10/30
外川藤七（御宿村） 明治9.9/25；10/30 明治10.1/15,19
外川藤治郎（御宿村） 明治8.5/15

た

大黒屋角八郎（奥津宿） 明治12.1/27,28
高木 正（教員） 明治8.5/1 明治9.2/12,27
高木真成（教員） 明治9.5/8；12/16,17
高砂屋山田作兵衛（吉原宿） 明治9.10/21,25；11/27,28；12/6,24,27 明治10.2/1,4
高島 明治12.6/27
高杉喜六 明治9.7/22

杉本源五郎 明治9.9/8
杉本直平（葛山村） 明治9.2/2
杉本屋和平（沼津上本町） 明治9.8/31；9/1 明治12.2/24,26；7/27,28,31
杉山斧二郎 明治9.3/15
杉山織太郎（君沢郡長伏村） 明治8.12/8
杉山角平（佐野村） 明治8.8/31 明治10.1/19 明治12.1/30,31
杉山久平次（竈新田） 明治10.1/21
杉山源十郎（六日市場村） 明治8.7/9,10 明治9.1/16,17；2/16；3/14；4/21-24；
5/27
杉山辰蔵（茶畑村） 明治12.2/18；3/1,2；4/15
杉山仲蔵 明治9.9/8
杉山伴蔵（下和田村） 明治8.7/19,20
杉山文三郎 明治10.2/14
杉山和吉（茶畑村） 明治12.3/1,2
勝呂国蔵 明治9.12/29
鈴木和平 明治9.5/26
鈴木貫一郎 明治12.1/7
鈴木喜源太（境村） 明治9.10/10
鈴木久作 明治9.5/26
鈴木桂三（竹之下村） 明治9.1/16；5/26
鈴木五郎作（千福村） 明治12.1/31
鈴木常八（千福村） 明治9.4/4
鈴木四郎平（千福村） 明治9.2/24 明治10.2/14
鈴木新平（徳倉村） 明治12.3/27
鈴木惣三（竹之下村） 明治9.8/12
鈴木宗平 明治9.5/26
鈴木忠吉 明治8.10/1 明治9.6/14
鈴木伝二郎 明治9.5/26
鈴木藤平（中清水村） 明治8.12/13 明治9.1/19,20；2/2；3/13,27,28；8/20
鈴木直枝（教員） 明治9.2/2,6,25,26,29；5/5,8,9；6/1；7/18

境野尚義 明治9.3/6
境屋新蔵（御殿場村） 明治9.4/30 ; 5/1
榊 研三（教員） 明治9.8/17,18
桜井次郎作（原宿） 明治9.10/10
佐久間福一郎（教員） 明治9.9/2
笹原庄三郎（志下村） 明治9.11/5
佐藤 進（東京） 明治12.3/7
佐藤宜〔宣〕宗（教員） 明治9.5/2,3,22 ; 8/19
佐藤 明治12.2/1
真田嘉平（御宿村） 明治10.3/12
真田幸七（御宿村） 明治10.1/19
真田文七（御宿村） 明治8.4/8 明治10.1/19
真田鷲郎（御宿村） 明治8.4/8
佐野良孝（教員） 明治9.1/12 ; 3/11 ; 5/3 ; 12/21

塩川佐十郎 明治10.2/8
塩川甚平（葛山村） 明治9.2/2
宍戸 璣 明治9.8/9
宍野 半（東京） 明治8.5/3,4,8 ; 8/2,6 明治9.1/8
品川屋田中富次郎（静岡上伝馬町） 明治9.12/3,5,6
司馬 明治12.2/1
十八公慶暹（教員） 明治9.10/12
白幡はな（東京） 明治12.3/8
城内給治郎（教員） 明治9.10/10

末吉孫蔵（御殿場村） 明治9.8/17 明治10.1/29 明治12.1/17,31 ; 2/11 ; 7/27
菅沼良吉（二ツ屋新田） 明治8.10/5 明治11.12/19
杉崎伊三郎（田方郡平井村） 明治9.12/14
杉本喜十郎（今里村） 明治9.3/10
杉本義平（葛山村） 明治10.1/19 ; 2/8

甲州屋喜佐衛門（鈴川村） 明治8.12/21 明治9.6/13；7/20
小菅（教員） 明治9.2/6
五反田磯四郎 明治12.7/24
小林龜吉（深良村） 明治12.7/24
小林甚五郎（深良村） 明治9.12/14 明治10.2/9
小林清次郎（竈新田） 明治9.4/29
小林銚太郎（教員） 明治9.4/22,23；5/2,3
小林治平（深良村） 明治8.7/11 明治9.11/20
小林忠八 明治9.10/29
小林由太郎（深良村） 明治12.1/12,14,16,30,31；5/19,22
小林理三郎（深良村） 明治12.4/24；5/19,22,23；7/24
小松賢一郎（教員） 明治9.9/2
小松幹〔酒造〕三郎（三島宿久保町） 明治9.9/19,21 明治12.2/3,26
小松屋（沼津上ヶ土町） 明治9.11/21
小松養三郎（教員） 明治9.9/2
小宮山儀平治（深沢村） 明治8.7/11；8/17；12/15,16 明治9.1/17,18；3/10
小宮山久三郎（深良村） 明治12.5/19
小宮山常次郎（教員） 明治9.5/2,3
小山耕作（大畑村） 明治10.2/14
小山 氷（教員） 明治9.10/9
近藤 克（教員） 明治9.10/9
近藤精一郎 明治10.2/7

さ

斎藤格藏（大平村） 明治9.11/1
斎藤儀平治（大堰村） 明治9.2/14
斎藤貫之 明治12.1/11,18
坂 三郎（沼津上ヶ土町） 明治9.12/10
坂 広雄 明治8.12/9
酒井麟馨（教員） 明治9.10/10

勝又与作（上ヶ田村） 明治9.4/16 明治10.1/19 明治12.1/31,3/24
勝又よね（御宿村） 明治8.12/30
勝又与平 明治8.10/25
勝又量平（教員） 明治8.8/31
加藤貴弥（教員） 明治8.7/10；8/18
加藤定静（教員） 明治8.7/9
加藤常在（教員） 明治9.3/18；5/2,21
加藤彦次郎（大畑村） 明治12.3/4
加納久宜 明治9.10/7
加納松吉（教員） 明治9.5/2
叶屋（足柄上郡仙石原村） 明治12.5/21
神尾長鏡（沼津） 明治8.5/28；8/8
川口与五郎（鳥谷村） 明治9.10/11,12
河村義濟（教員） 明治8.8/17 明治9.1/17；3/13,27,28；4/26-29；5/2-4；8/19；
12/21
川善太郎 明治12.2/11

菊池寛栗（教員） 明治8.7/9 明治9.2/12；5/2,3,21；8/19
木原 碌（静岡水落町） 明治9.4/28,29；5/2,5,8,10,16,18；6/14；7/26 明治12.
3/22
木俣 明治8.5/9
木村 蒙（教員） 明治9.2/12,15；4/20,22,23；5/2,20,21,23,26,27；7/20；8/13,
14,18,19；9/3
京屋源平（江尻駅） 明治8.10/2,3

窪田凸 明治12.1/26；2/11；3/27,29；4/9
栗山正久 明治9.3/6 明治12.3/24
黒柳 栄 明治9.12/10
黒柳正省（小田原駅） 明治12.3/19；5/10
黒柳正躬（小田原唐人町） 明治9.6/23 明治10.1/8

勝又佐介（深良村） 明治12.7/24
勝又茂作（教員） 明治9.5/8,9
勝又次三郎 明治10.1/19
勝又七藏 明治8.7/8
勝又七郎（新橋村） 明治8.10/25
勝又十平（川島田村） 明治8.8/18
勝又丈八（御宿村） 明治8.8/21,24 ; 12/11 明治9.1/10 ; 3/5,9,19,23,24 ; 4/5 ;
7/29 ; 8/15 ; 9/22 ; 10/29 明治10.3/12
勝又甚平（大坂村） 明治8.8/19 ; 9/3 明治9.8/10
勝又仁平（御宿村） 明治9.10/29
勝又宗三郎（萩原村） 明治9.2/13 ; 3/15,18 ; 4/25
勝又惣次郎 明治9.1/19
勝又太吉（御宿村） 明治8.8/9
勝又忠作（御宿村） 明治8.10/8 明治10.1/19
勝又忠平（御宿村） 明治10.1/19
勝又長次郎（長塚村） 明治8.10/19,20 明治9.3/13
勝俣治三郎（麦塚村） 明治12.1/15,31
勝又鉄五郎（御宿村） 明治10.1/19
勝又伝四郎 明治10.2/19
勝又豊吉（御宿村） 明治9.10/29
勝又登良（御宿村） 明治8.8/9
勝又半四郎（深良村） 明治12.7/24
勝又半次郎（御宿村） 明治9.10/29
勝又広吉（仁杉村） 明治9.2/17
勝又藤藏（麦塚村） 明治9.2/2
勝又弥十（御宿村） 明治10.3/12
勝又弥十郎（御宿村） 明治8.12/11
勝又弥平（御宿村） 明治9.10/30 明治10.1/19
勝又弥平治（久根村） 明治9.4/2 ; 11/20 明治10.1/19 ; 2/19 明治11.12/30 明治
12.1/6-8,13,14,18,30,31 ; 4/14 ; 5/18 ; 6/27,29 ; 7/3,24

か

角田蔵六 明治12.1/17

梶 薫蔵 (田方郡佐野村) 明治9.3/23 ; 5/14 ; 7/28

梶 禎 (須走村、cf 湯山禎) 明治10,3/4,5,9

梶半治〔次〕郎 (新橋村) 明治8.10/25 明治12.5/21

梶 ふゆ (田方郡佐野村) 明治9.3/23 ; 7/28

梶 豊 (須走村) 明治9.6/12 ; 11/18 明治10.2/26

梶 与参 (須走村) 明治9.1/13,15 ; 2/16 ; 4/19,21 ; 6/12 ; 7/20,21 ; 8/13 ; 11/17,
18,21 ; 12/31 明治10.1/13 ; 2/16,19,24-27 ; 3/4

菓子屋清次郎 (古沢村) 明治9.7/21

柏木栄太郎 (上ヶ田村) 明治8.5/19

柏木新七郎 (上ヶ田村) 明治8.5/22 明治9.8/9 明治10.1/19 ; 2/13

柏木たき (茶畑村) 明治9.5/14

柏木滝十郎 (茶畑村) 明治8.6/1,17 ; 7/1,3-5,12 ; 8/15 ; 9/7,9,15,17 ; 10/11,12,
29 ; 12/1 明治9.5/12,14 ; 8/4,15 明治10.1/6,19

柏木平八郎 (上ヶ田村) 明治8.5/19

片野屋平一 (小田原駅) 明治9.9/21

勝田三平 (須山村) 明治8.6/24 ; 7/8,20 ; 8/28 ; 9/26 明治9.2/4 ; 3/10 ; 4/6 ;
5/28,29 ; 9/8 ; 10/4,17 ; 11/15,16

勝田惣次郎 (須山村) 明治8.8/28

勝田宗次郎 (石川村) 明治9.11/15,16

勝田東平 (須山村) 明治9.10/17 ; 11/15 明治10.1/19

勝又円蔵 (深良村) 明治12.7/24

勝俣嘉兵衛 (足柄上郡仙石原村) 明治12.5/21

勝又嘉平治 (二枚橋村) 明治8.10/25

勝又久作 明治8.8/19

勝又久平 (久根村) 明治9.3/13 明治12.1/16,29

勝又きん (御宿村) 明治8.12/30

勝又元八 (中畑村) 明治8.7/8,9

勝又幸作 (竈新田) 明治8.8/19

大竹郷藏（東椎路村） 明治9.10/12
大沼助藏 明治12.3/24
大野当像（教員） 明治9.10/8
大庭源一郎 明治10.1/19
大庭新七（深良村） 明治10.2/9,16 明治12.4/24；5/19,21,23；7/24
大庭慎平（石脇村） 明治11.12/26 明治12.1/15,16,29,31；3/18
大庭唯吉（石脇村） 明治8.12/23
大庭松五郎（石脇村） 明治12.3/24
大庭利三郎 明治10.2/16
大橋直之（教員） 明治9.11/9；12/16-18 明治10.1/10 明治11.12/20 明治12.1/12
大古田太左衛門（中畑村） 明治9.3/13
大古田長平（大岡村） 明治10.1/29
大村和吉郎（田方郡大場村） 明治9.12/10
荻野庄七郎（上ヶ田村） 明治12.1/18
長田久三郎（中山村） 明治9.8/22
長田九郎平（中山村） 明治9.8/22
長田源藏（中山村） 明治9.8/22
長田茂吉（茶畑村） 明治12.1/31
長田文平（板妻村） 明治8.8/17
長田六郎平（中山村） 明治9.8/22
小沢九平（中山村） 明治9.1/19；2/19；8/22 明治12.1/25
小沢九平治（中山村） 明治9.8/22
小沢権次郎（駒門新田） 明治9.3/19；8/22
小沢理三郎（駒門新田） 明治8.7/10；8/18；12/12 明治9.8/20,22；10/3 明治11.
12/21 明治12.1/29
落合（藤曲村） 明治9.12/12
小野庄五郎（須走村） 明治9.1/13；8/13 明治10.2/19,25,26
小野八郎（金沢村） 明治8.6/2；8/8
小野勇逸（棚頭村） 明治11.12/21

宇佐美英（教員） 明治9.1/16；3/16；4/20,30；5/1-3；8/10,19
宇佐見祖孝（教員） 明治9.9/13
内田富淑 明治9.8/3 明治12.3/24
内田万蔵（教員） 明治8.7/8 明治9.3/27,28；4/26,27；5/2,3
内田 明治9.8/9 明治10.1/19
内海市五郎（新橋村） 明治8.10/25
内海（深沢村） 明治9.1/17
梅沢 敏 明治8.9/17 明治11.12/26 明治12.6/27
海野しま（大岡村） 明治12.1/28；2/5
海野要一（大岡村） 明治8.5/11；6/10,11；9/1,2 明治9.4/10,14；6/15,16；8/26；
10/9；11/24；12/24 明治10.1/13,24 明治12.1/28；2/5
海野馮義 明治9.11/24

江藤恭平 明治9.3/13
江藤浩蔵 明治12.1/7
江藤浩平 明治12.1/11
江藤（東沢田村） 明治9.10/12
江原素六 明治8.5/28；12/23 明治9.8/26；10/8；11/21 明治12.3/27,29；7/27
遠州屋直平（元市場村） 明治9.8/26
遠藤一郎（教員） 明治9.1/12；4/7
遠藤庄九郎（阿多野新田） 明治8.7/9 明治9.4/21

近江屋所左衛門（御殿場村） 明治9.7/19,20
尾江川知三（沼津宿） 明治8.5/28；6/29；9/1,6-8,22,25；10/3-5；11/24；12/24
明治9.3/20,21；4/4,9；5/17,21,30；8/2,26
大井菅麿 明治8.10/1
大石角平（定輪寺村） 明治12.1/31
大胡田昇九郎（大岡村） 明治8.6/11
大川宗炳 明治12.1/20；3/29
大迫貞清 明治8.6/27；7/11 明治9.8/2,3,12

稲 徳蔵（竹之下村） 明治9.5/26
稲葉四郎左衛門（上香貫村） 明治9.11/5
稲葉正邦 明治9.8/9
稲村鉄蔵（教員） 明治9.6/5
井上伴蔵（岩波村） 明治12.1/31
井上弥太郎〔改、浅蔵〕（岩波村） 明治10.1/14,17
今井 清（賀茂郡熱海浦） 明治9.11/24
今井伸郎 明治8.9/1；11/26；12/29,30 明治9.1/19,30,31；2/1,4；8/2,3
今井半太夫（賀茂郡熱海浦） 明治9.1/20；11/24；12/10,24 明治10.1/11,13 明治
12.2/1,6,18；3/5
今井ゆう 明治9.12/10
今村貞成 明治9.8/3
岩崎佐十郎（佐野村） 明治8.5/13；6/11；7/3,5,22；8/8,15；10/27；12/24 明治
9.8/9,31；9/25；10/16,28；12/14 明治10.1/19,28；2/13 明治12.1/8,11,20,26,
27,29；2/2,6,17,20,26-28；3/8,16,19,21,27,29,30；4/9,11,15,24；5/18-21,23-
25；6/27；7/24,27
岩崎元功 明治8.8/8
岩崎長康（佐野村） 明治9.7/27；12/14 明治12.3/8,9,16
岩瀬その（御宿村） 明治10.1/6,19；3/11,12,14,18
岩田源蔵 明治9.5/26
岩田総四郎 明治12.1/17
岩田藤蔵 明治9.5/26
岩田八平（藤曲村） 明治9.9/11
岩田福太郎（教員） 明治9.5/2,3

上杉藤三郎（佐野村） 明治12.1/12,14,16,17,29-31
上杉松平 明治12.1/26
上田屋万吉（静岡伝馬町） 明治8.6/27 明治12.3/21,27,30
植松利兵衛（獅子浜村） 明治9.10/8
魚万（静岡江川町） 明治8.12/23 明治12.3/26,27,29

飯野当章（教員） 明治9.1/16
井口幹一郎 明治10.1/30
伊倉喜三郎（仁杉村） 明治9.2/17
伊倉源作（仁杉村） 明治9.2/17
伊倉甚吾（仁杉村） 明治9.2/17
伊倉惣三郎（仁杉村） 明治9.2/17
伊倉守太郎（仁杉村） 明治8.10/18 明治9.2/17；3/11；4/19；7/20
池田緯太郎（東沢田村） 明治9.11/15 明治11.12/28,30 明治12.1/11；2/6；3/26,
27；7/27,28
池田倉吉 明治9.7/26 明治10.2/25 明治12.3/5；6/11
生駒藤之（富士郡東比奈村） 明治9.4/9
伊〔井〕沢嘉十郎（小田原唐人町） 明治9.6/23 明治10.1/8 明治12.5/10
石内弥平太（箱根宿） 明治12.3/5
石川 浩 明治9.10/7
石黒 務 明治11.12/21,26 明治12.1/18,19；2/9；3/25；6/27
石田直〔忠〕八（印野村） 明治9.4/27,28；6/17
泉 泥亀（教員） 明治9.5/2,3,26,27；8/13,14
和泉屋鈴木若三郎（竹之下村） 明治9.5/26,27
伊勢屋望月伝次郎（東京） 明治12.3/6
磯部幸吉（御宿村） 明治10.3/12
磯部物外（富士郡蓼原村） 明治9.4/9；8/26,27；9/1,8,13；10/8,23；11/28,30；
12/10 明治10.1/11,24,29；2/3,7
板倉正養 明治9.7/2
市岡正義 明治12.7/3,6,8
市川勝次郎（教員） 明治8.5/1 明治9.5/8
市川四郎平（大畑村） 明治12.2/20,21,27
市川竹四郎（大畑村） 明治8.5/1 明治10.1/14 明治12.3/4
市川屋いと（佐野村） 明治12.7/24,31；8/1,2
市川良八（平松新田） 明治12.1/31
伊藤秀明 明治8.8/8

人名索引

*日記叙述部分のみを対象とし、当該箇所を日記の日付で示した。日記中に挿入された文書の写しなどは対象としていない。また、小學校生徒および教員試験受験者は省いた。

*人名のあとの()内に、判明した限りで、当時の居住町村名を記した。小學校の教員については、居住町村名を省き、教員とのみ記した。

*氏名の表記には原則として新字を用いた。表記が一定しない場合が多いが、見出しとしては、頻度の高いものをあげ、紛らわしいものについては〔 〕内に示した。表記の誤りあるいは読み方の誤りが多々あると思われる。御寛恕いただきたい。

あ

藍沢新五郎 明治12.3/24

藍沢文太郎 明治12.1/26

青木貞一 明治12.7/6,8

青木茂東治(下石田村) 明治8.5/29; 6/11 明治9.4/14; 7/17; 9/1,2

青島富五郎(教員) 明治8.11/8,9 明治9.1/7; 2/2,6; 4/14; 5/5,8,9; 6/5

青沼 沃 明治12.1/13,18,19; 2/23; 3/26

秋元喜十郎(中石田村) 明治9.5/17; 6/15 明治10.1/30,31

浅香 重 明治9.3/6

浅野忠友(教員) 明治9.8/10

東屋たき(東京) 明治12.5/3

阿土野海音(教員) 明治9.10/10

握美平八郎(御殿場村) 明治8.8/17,18 明治9.1/18; 3/13

天野幸逸郎(大御神村) 明治9.3/15; 5/1; 7/22 明治10.1/21

天野鉄太郎(教員) 明治9.10/12

天野直恒(教員) 明治9.4/20; 5/2,3; 8/19

天野屋治兵衛(箱根湯本村) 明治9.7/5 明治12.3/16

飯飼正和 明治12.1/11

裾野市史資料叢書 2

湯山半七郎日記

平成四年三月

編集 裾野市史編さん専門委員会

発行 裾野市教育委員会市史編さん室

裾野市茶畑三九九

電話 〇五五九一九三一七一一七〇

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字：裾野市長 市川 武)